

目 次

(平成 26 年)

第 1 回臨時会

第 1 日目 (1 月 27 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第 1 号 東部清掃施設組合理約の変更について	3
意見書第 1 号 沖縄県の未来に禍根を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に 抗議し、辺野古移設断念と基地負担軽減を求める意見書	11

第 2 回定例会

第 1 日目 (3 月 7 日)

会議録署名議員の指名	17
会期の決定	17
諸般の報告	17
行政報告	18
施政方針	22
議案第 2 号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	38
議案第 3 号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例	39
議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例	40
議案第 5 号 中城村選挙公報の発行に関する条例	41
議案第 6 号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例	43
議案第 7 号 中城村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条 例	44
議案第 8 号 中城村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第 9 号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	46
議案第 10 号 平成 25 年度中城村一般会計補正予算 (第 5 号)	47
議案第 11 号 平成 25 年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	53
議案第 12 号 平成 25 年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	56
議案第 13 号 平成 25 年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)	57
議案第 14 号 平成 25 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	59

同意第1号	教育委員会委員の任命について	61
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	65
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	66
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	67
報告第1号	平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	68

第2日目(3月8日) 休 会(土)

第3日目(3月9日) 休 会(日)

第4日目(3月10日)

議案第15号	平成26年度中城村一般会計予算	73
議案第16号	平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算	80
議案第17号	平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	83
議案第18号	平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	86
議案第19号	平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算	87
議案第20号	平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	90
議案第21号	平成26年度中城村水道事業会計予算	91

第5日目(3月11日) 休 会(火) 災害避難訓練(9:30浜漁民集落センター集合)

第6日目(3月12日) 休 会(水) 議案研究

第7日目(3月13日)

議案第2号	中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	97
議案第3号	中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	99
議案第4号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	99
議案第5号	中城村選挙公報の発行に関する条例	100
議案第6号	中城村漁港管理条例の一部を改正する条例	101
議案第7号	中城村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	102
議案第8号	中城村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	102
議案第9号	中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	104
議案第10号	平成25年度中城村一般会計補正予算(第5号)	104
議案第11号	平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	109
議案第12号	平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	109

議案第13号	平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	110
議案第14号	平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	110
第8日目(3月14日)		
議案第15号	平成26年度中城村一般会計予算	117
議案第16号	平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算	123
議案第17号	平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	124
議案第18号	平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	124
議案第19号	平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算	124
議案第20号	平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	124
議案第21号	平成26年度中城村水道事業会計予算	125
議案第22号	村道中城城跡線改良舗装工事(5工区)請負契約	125
第9日目(3月15日) 休 会(土)		
第10日目(3月16日) 休 会(日)		
第11日目(3月17日) 委 員 会(月) 委員会審議		
第12日目(3月18日) 委 員 会(火) 委員会審議		
第13日目(3月19日) 委 員 会(水) 委員会審議		
第14日目(3月20日) 委 員 会(木) 委員長取りまとめ		
第15日目(3月21日) 休 会(金) 春分の日		
第16日目(3月22日) 休 会(土)		
第17日目(3月23日) 休 会(日)		
第18日目(3月24日) 委 員 会(月) 委員会審議(連合審査)		
第19日目(3月25日)		
一般質問		
2番	新垣博正 議員	129
3番	金城章 議員	137
7番	仲座勇 議員	145

11番 新垣健二議員	149
4番 新垣徳正議員	157
第20日目(3月26日)	
一般質問	
6番 與那覇朝輝議員	171
12番 宮城治邦議員	178
9番 仲眞功浩議員	186
13番 仲村春光議員	198
1番 伊佐則勝議員	208
第21日目(3月27日)	
一般質問	
10番 安里ヨシ子議員	215
8番 仲宗根哲議員	220
5番 新垣光荣議員	223
15番 新垣善功議員	232
第22日目(3月28日)	
議案第23号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第6号)	247
議案第5号 中城村選挙公報の発行に関する条例	249
議案第15号 平成26年度中城村一般会計予算	250
議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算	251
議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	252
議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	253
議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算	254
議案第20号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算	256
議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計予算	256
陳情第2号 子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める陳情	257
選挙第1号 中城村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	259
意見書第2号 八重山地区教科書採択問題で、竹富町教育委員会への是正要求を撤回するよう、国、並びに文部科学省に求めると共に、これ以上の教育現場への不当な介入を行わないよう抗議し、要請する意見書	260
決議第1号 閉会中の議員派遣について	260
決議第2号 閉会中の所管事務調査について	262

第1回 臨時会

平成26年第1回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 平成26年 1月27日

会 期 1 日間

閉 会 平成26年 1月27日

日 次	月 日	曜日	開 議 時 刻	会 議 名	事 項
第 1 日	1月27日	月	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第1号の説明、質疑、討論、採決 意見書第1号の説明、質疑、討論、採決

平成26年第1回中城村議会臨時会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成26年 1月27日（月）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成26年 1月27日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成26年 1月27日 （午前10時36分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	1 番	伊 佐 則 勝	2 番	新 垣 博 正
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	教 育 長	呉 屋 之 雄	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	税 務 課 長	新 垣 一 弘		
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄		
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 1 号 東部清掃施設組合同規約の変更について
第 4	意見書第 1 号 沖縄県の未来に禍根を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗議し、 辺野古移設断念と基地負担軽減を求める意見書

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成26年第1回中城村議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 伊佐則勝議員及び2番 新垣博正議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1月27日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日1月27日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第1号 東部清掃施設組合規約の変更を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第1号 東部清掃施設組合規約の変更について御提案申し上げます。

議案第1号

東部清掃施設組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、東部清掃施設組合規約を別紙のとおり変更する。

平成26年1月27日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

現在、南部地区の三清掃組合(糸満市・豊見城市清掃施設組合、東部清掃施設組合、島尻消防清掃組合)においては、一般廃棄物最終処分場を保有していないため、焼却残渣等の処理を他地区に委託している状況にある。

三清掃組合を構成する6市町(糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町)は平成25年1月21日にサザンクリーンセンター推進協議会理事会(三清掃組合構成市町長及び議長、三清掃組合議長で構成)において、南城市玉城字奥武の島尻環境美化センター跡地に一般廃棄物最終処分場建設を決定した。

この決定により、これまで南城市(旧佐敷地区除く)、八重瀬町の可燃ごみ処理の役割を担っていた島尻環境美化センター敷地内のごみ焼却施設が一般廃棄物最終処分場建設によって平成26年3月31日に閉鎖されることに伴い、平成26年4月1日より東部清掃施設組合で同地区の可燃ごみ焼却処理事務を、島尻消防清掃組合で南城市佐敷地区の可燃ごみ以外の処理事務を行うことになった。

よって、東部清掃施設組合同規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提案する。

東部清掃施設組合同規約の一部を改正する規約

東部清掃施設組合同規約（昭和46年7月17日許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「北中城村」の次に「、八重瀬町」を加える。

第3条第1項中「別表1及び別表2」を「別表」に改め、ただし書を削る。

第3条第1項第1号を次のように改める。

（1）ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務（南城市、八重瀬町にあっては可燃ごみ焼却処理及びこれに付帯する事務に限る。）

第5条中「18人」を「13人」に、「与那原町3人、西原町3人、南城市3人、南風原町3人、中城村3人、北中城村3人」を「与那原町3人、西原町3人、南城市2人、南風原町1人、中城村1人、北中城村1人、八重瀬町2人」に改める。

第11条第1項中「5人」を「6人」に改める。

第14条第1項第1号中「均等割」を「議員数割」に改める。

第14条第1項第2号を次のように改める。

（2）建設費（起債償還を含む。）については、第3条の各号に掲げる加入市町村により均等割とする。

第14条第1項第3号のただし書きを次のように改める。

ただし、ごみ処理施設の維持管理費等の経費について、南城市及び八重瀬町が負担する経費は、可燃ごみ焼却処理及びこれに付帯する事務に限るものとする。

別表1及び別表2を次のように改める。

別表（第3条関係）

事務名	加入市町村
第3条第1号に関する事務	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町
第3条第2号に関する事務	与那原町 西原町 南城市（旧佐敷町地区）
第3条第3号に関する事務	与那原町 西原町 南風原町 中城村 北中城村

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(議員定数に関する経過措置)

2 第5条の規定について、平成26年4月1日から平成26年9月27日までの間においては、議員数は21人とし、各市町村の定数は、次のとおりとする。

与那原町3人 西原町3人 南城市3人 南風原町3人 中城村3人 北中城村3人 八重瀬町3人

(経費の支弁方法に関する経過措置)

3 第14条の規定にかかわらず、し尿等下水道放流施設の建設期間中における経費の支弁方法は、次のとおりとする。

(1) 監査委員費に係る経費については、次の割合とする。

与那原町 1 / 7 西原町 1 / 7 南城市 1 / 7 南風原町 1 / 7
中城村 1 / 7 北中城村 1 / 7 八重瀬町 1 / 7

(2) 総務費 (監査委員費を除く。) に係る経費については、次の割合とする。

均等割28%

与那原町 1 / 6 西原町 1 / 6 南城市 1 / 6 南風原町 1 / 6
中城村 1 / 6 北中城村 1 / 6

人口割72%

与那原町、西原町、南城市、八重瀬町の前年9月末現在の人口比率配分により算定した額を負担する。

(3) し尿等下水道放流施設整備費に係る職員1人分及び臨時職員1人分の人件費については、次の割合とする。

与那原町 1 / 5 西原町 1 / 5 南風原町 1 / 5 中城村 1 / 5
北中城村 1 / 5

東 部 清 掃 施 設 組 合 規 約 新 旧 対 照 表

改 正 後 (新 規 約)	改 正 前 (旧 規 約)
第1章 総則 (組合の名称) 第1条 この組合は、東部清掃施設組合 (以下「組合」という。) という。 (組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、与那原町、西原町、南城市、南風原町、中城村、北中城村、 <u>八重瀬町</u> (以下「組合市町村」という。) をもって組織する。	第1章 総則 (組合の名称) 第1条 この組合は、東部清掃施設組合 (以下「組合」という。) という。 (組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、与那原町、西原町、南城市、南風原町、中城村、北中城村 (以下「組合市町村」という。) をもって組織する。

<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表に掲げる加入市町村の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務(南城市、八重瀬町にあっては可燃ごみ焼却処理及びこれに付帯する事務に限る。)</u></p> <p>(2) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(3) し尿等下水道放流施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(組合事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、与那原町字板良敷1612番地に置く。</p> <p>第2章 組合の議会</p> <p>(組合議会の組織)</p> <p>第5条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員数は<u>13人</u>とし、各市町村の定数は、次のとおりとする。</p> <p>与那原町3人 西原町3人 <u>南城市2人 南風原町1人 中城村1人 北中城村1人 八重瀬町2人</u></p> <p>(議員の選挙)</p> <p>第6条 組合議会の議員は、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。</p> <p>2 組合議会議員の選挙を行う時は、管理者は、その旨を組合市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の通知があった時は、組合市町村の長は、組合市町村の議会の長に対し、選挙を行うよう通知しなければならない。</p> <p>4 選挙が終わった時は、組合市町村の長は、ただちにその結果を管理者に通知しなければならない。</p> <p>(議員の補欠選挙)</p> <p>第7条 組合議会の議員に欠員が生じた時は、その組合議員の属している組合市町村は、ただち</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表1及び別表2に掲げる加入市町村の次の事務を共同処理する。<u>ただし、南城市にあっては、旧佐敷町の区域とする。</u></p> <p>(1) <u>ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務</u></p> <p>(2) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(3) し尿等下水道放流施設の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(組合事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、与那原町字板良敷1612番地に置く。</p> <p>第2章 組合の議会</p> <p>(組合議会の組織)</p> <p>第5条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員数は<u>18人</u>とし、各市町村の定数は、次のとおりとする。</p> <p>与那原町3人 西原町3人 <u>南城市3人 南風原町3人 中城村3人 北中城村3人</u></p> <p>(議員の選挙)</p> <p>第6条 組合議会の議員は、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。</p> <p>2 組合議会議員の選挙を行う時は、管理者は、その旨を組合市町村の長に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の通知があった時は、組合市町村の長は、組合市町村の議会の長に対し、選挙を行うよう通知しなければならない。</p> <p>4 選挙が終わった時は、組合市町村の長は、ただちにその結果を管理者に通知しなければならない。</p> <p>(議員の補欠選挙)</p> <p>第7条 組合議会の議員に欠員が生じた時は、その組合議員の属している組合市町村は、ただち</p>
--	--

<p>に補欠選挙を行わなければならない。</p> <p>2 前項の選挙については、前条の規定を準用する。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第8条 組合議員の任期は、組合市町村の議会の議員としての任期による。</p> <p>(議長及び副議長の選出)</p> <p>第9条 組合議会は、組合議会議員の中から、議長及び副議長各1人を選出しなければならない。</p> <p>2 議長及び副議長の任期は、組合議会議員の任期による。</p> <p>(特別議決)</p> <p>第9条の2 組合議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。</p> <p>第3章 組合の執行機関</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 組合に、管理者1人を置く。</p> <p>2 管理者は、組合市町村の長の互選により選任する。</p> <p>3 管理者の任期は、組合市町村の長としての任期による。</p> <p>(副管理者)</p> <p>第11条 組合に、副管理者<u>6人</u>を置く。</p> <p>2 副管理者は、管理者でない組合市町村の長をもって充てる。</p> <p>3 副管理者は、組合市町村の長としての任期による。</p> <p>(職務権限)</p> <p>第11条の2 管理者は、組合を代表し、並びに組合の事務を統括する。</p> <p>2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ管理者</p>	<p>に補欠選挙を行わなければならない。</p> <p>2 前項の選挙については、前条の規定を準用する。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第8条 組合議員の任期は、組合市町村の議会の議員としての任期による。</p> <p>(議長及び副議長の選出)</p> <p>第9条 組合議会は、組合議会議員の中から、議長及び副議長各1人を選出しなければならない。</p> <p>2 議長及び副議長の任期は、組合議会議員の任期による。</p> <p>(特別議決)</p> <p>第9条の2 組合議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に関係する市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。</p> <p>第3章 組合の執行機関</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 組合に、管理者1人を置く。</p> <p>2 管理者は、組合市町村の長の互選により選任する。</p> <p>3 管理者の任期は、組合市町村の長としての任期による。</p> <p>(副管理者)</p> <p>第11条 組合に、副管理者<u>5人</u>を置く。</p> <p>2 副管理者は、管理者でない組合市町村の長をもって充てる。</p> <p>3 副管理者は、組合市町村の長としての任期による。</p> <p>(職務権限)</p> <p>第11条の2 管理者は、組合を代表し、並びに組合の事務を統括する。</p> <p>2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ管理者</p>
---	---

<p>が指定した順位により、管理者の職務を代理する。</p> <p>(会計管理者)</p> <p>第11条の3 組合に、会計管理者1人を置く。</p> <p>2 会計管理者は、管理者の属する組合市町村の会計管理者をもって充てる。</p> <p>3 会計管理者は、組合の出納その他の会計をつかさどる。</p> <p>(監査委員)</p> <p>第12条 組合に、監査委員2人を置く。ただし、条例でその定数を増加させることができる。</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちから選任する。この場合において、組合議員から選任する監査委員の数は1人とする。</p> <p>3 監査委員の任期は4年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期による。</p> <p>(職員)</p> <p>第13条 第10条第1項及び第11条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者が任免する。</p> <p>2 前項の職員の定数は、条例で定める。</p> <p>第4章 組合経費の支弁 (経費の支弁方法)</p> <p>第14条 組合の経費は、組合財産から生ずる収入、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてるほか、次の区分により、組合市町村が負担する。</p> <p>(1) 議会費に係る経費については、<u>議員数割</u>とし、総務費に係る経費については、<u>事業費比例人口割</u>とする。</p> <p>(2) 建設費(起債償還を含む。)については、<u>第3条の各号に掲げる加入市町村により均等割</u>とする。</p> <p>(3) 施設維持管理費等の経費については、排出</p>	<p>が指定した順位により、管理者の職務を代理する。</p> <p>(会計管理者)</p> <p>第11条の3 組合に、会計管理者1人を置く。</p> <p>2 会計管理者は、管理者の属する組合市町村の会計管理者をもって充てる。</p> <p>3 会計管理者は、組合の出納その他の会計をつかさどる。</p> <p>(監査委員)</p> <p>第12条 組合に、監査委員2人を置く。ただし、条例でその定数を増加させることができる。</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちから選任する。この場合において、組合議員から選任する監査委員の数は1人とする。</p> <p>3 監査委員の任期は4年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期による。</p> <p>(職員)</p> <p>第13条 第10条第1項及び第11条第1項に定める者を除くほか、組合に職員を置き、管理者が任免する。</p> <p>2 前項の職員の定数は、条例で定める。</p> <p>第4章 組合経費の支弁 (経費の支弁方法)</p> <p>第14条 組合の経費は、組合財産から生ずる収入、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてるほか、次の区分により、組合市町村が負担する。</p> <p>(1) 議会費に係る経費については、<u>均等割</u>とし、総務費に係る経費については、<u>事業費比例人口割</u>とする。</p> <p>(2) 建設費(起債償還を含む。)については、<u>均等割</u>とする。</p> <p>(3) 施設維持管理費等の経費については、排出</p>
--	---

量割とする。ただし、ごみ処理施設の維持管理費等の経費について、南城市及び八重瀬町が負担する経費は、可燃ごみ焼却処理及びこれに付帯する事務に限るものとする。

第5章 雑則

(地方自治法の準用)

第15条 この規約に定めのないものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)中、市町村に関する規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(議員定数に関する経過措置)

2 第5条の規定について、平成26年4月1日から平成26年9月27日までの間においては、議員数は21人とし、各市町村の定数は、次のとおりとする。

与那原町3人 西原町3人 南城市3人 南風原町3人 中城村3人 北中城村3人 八重瀬町3人

(経費の支弁方法に関する経過措置)

3 第14条の規定にかかわらず、し尿等下水道放流施設の建設期間中における経費の支弁方法は、次のとおりとする。

(1) 監査委員費に係る経費については、次の割合とする。

与那原町1/7 西原町1/7 南城市1/7 南風原町1/7 中城村1/7 北中城村1/7 八重瀬町1/7

(2) 総務費(監査委員費を除く。)に係る経費については、次の割合とする。

均等割 28%

与那原町1/6 西原町1/6 南城市1

量割とする。ただし、南城市にあつては、旧佐敷町の排出量割とする。

第5章 雑則

(地方自治法の準用)

第15条 この規約に定めのないものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)中、市町村に関する規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年5月1日から施行する。

(経費の支弁方法に関する経過措置)

2 第14条の規定にかかわらず、し尿等下水道放流施設の建設期間中における経費の支弁方法は、次のとおりとする。

(1) 議会費及び監査委員費に係る経費については、次の割合とする。

与那原町1/6 西原町1/6 南城市1/6 南風原町1/6 中城村1/6 北中城村1/6

(2) 総務費(監査委員費を除く。)に係る経費については、次の割合とする。

均等割 28%

与那原町1/6 西原町1/6 南城市1

1/6 南風原町 1/6 中城村 1/6 北中城村 1/6

人口割 72%

与那原町、西原町、南城市、八重瀬町の
前年9月末現在の人口比率配分により算
定した額を負担する。

(3) し尿等下水道放流施設整備費に係る職員1
人分及び臨時職員1人分の人件費につい
ては、次の割合とする。

与那原町 1/5 西原町 1/5 南風原町 1
/5 中城村 1/5 北中城村 1/5

別表(第3条関係)

事務名	加入市町村
第3条第1号に関する事務	与那原町 西原町 南城市 八重瀬町
第3条第2号に関する事務	与那原町 西原町 南城市(旧佐敷町地区)
第3条第3号に関する事務	与那原町 西原町 南風原町 中城村 北中城村

1/6 南風原町 1/6 中城村 1/6 北中城村 1/6

人口割 72%

与那原町、西原町、南城市(旧佐敷町の
区域)の前年9月末現在の人口比率配分
により算定した額を負担する。

(3) し尿等下水道放流施設整備費に係る職員1
人分及び臨時職員1人分の人件費につい
ては、次の割合とする。

与那原町 1/5 西原町 1/5 南風原町 1
/5 中城村 1/5 北中城村 1/5

別表1(第3条関係)

事務名	加入市町村
第3条第1号及び第2号に関する事務	与那原町 西原町 南城市

別表2(第3条関係)

事務名	加入市町村
第3条第3号に関する事務	与那原町 西原町 南風原町 中城村 北中城村

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終
わります。

休憩します。

休憩(10時08分)

~~~~~

再開(10時08分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。



お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第1号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第1号 東部清掃施設組合規約  
の変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第1号 東部清掃施設組合規  
約の変更は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩(10時09分)

~~~~~

再 開(10時24分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第4 意見書第1号 沖縄県の未来に禍
根を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に
抗議し、辺野古移設断念と基地負担軽減を求め
る意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 それでは提案理由を
読み上げます。

意見書第1号

平成26年1月27日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

提 出 者

中城村議会議員 宮 城 重 夫

賛 成 者

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 新 垣 光 栄

中城村議会議員 安 里 ヨシ子

中城村議会議員 仲 村 春 光

沖縄県の未来に禍根を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗議し、
辺野古移設断念と基地負担軽減を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

村民・県民の生命と財産、生活環境を守り、平和な社会を実現する立場から、辺野古埋め立てを承認した仲井眞県知事に抗議し、辺野古移設断念と基地負担軽減を求めるため、この案を提出する。

沖縄県の未来に禍根を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗議し、
辺野古移設断念と基地負担軽減を求める意見書(案)

沖縄県民の圧倒的多数意見が普天間飛行場の辺野古移設に反対し、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念を求める中、県民の代表たる仲井眞県知事は辺野古移設を前提とする埋め立て申請を去る12月27日に承認した。

このことは、昨年1月に県内すべての市町村長、市町村議会議長、県議会議長らが署名し、普天間基地の県内移設の断念などを求めて、オール沖縄で安倍晋三首相に直訴した「建白書」に反するものであり、断じて許されるものではない。

仲井眞県知事は、埋め立て申請を承認する一方、「県外移設」要求という前回の県知事選の公約は撤回せず、「県外移設のほうが早い」との持論を堅持する姿勢を示しているが、これは正に詭弁以外のなにものでもなく、埋め立て申請の承認とは相容れないものである。

また、去る12月25日、安倍首相が仲井眞県知事との会談で示した「普天間飛行場の5年以内の運用停止」に向けた一連の発言は、認識を共有するとの口約束にすぎない。

それにもかかわらず、当日の安倍首相の基地負担軽減策などの説明に対し、仲井眞県知事の「驚くべき立派な内容に140万県民を代表して感謝する。」との発言は、県民の思いとは大きくかけ離れたものであり、県民の落胆は計り知れないものがある。

更に仲井眞県知事が振興策関連予算や実現性のない基地負担軽減策などを引き合いに有権者との契約である公約をいともたやすく放棄したことに大多数の県民が失望し、激しく憤っている。

去る、1月19日の名護市長選挙では辺野古移設反対を掲げた稲嶺現名護市長が選挙戦を4000票以上の大差で勝利した。しかし、菅官房長官は、仲井眞県知事が辺野古移設を承認したので埋め立て工事は淡々と進めると発言している。

よって、中城村議会は県民の生命、財産、生活環境を守り、平和な社会の実現の立場から辺野古埋め立てを承認した仲井眞県知事に強く抗議するとともに、辺野古移設断念を含めたあらゆる基地負担軽減策を早急に行うよう政府に要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年1月27日

沖縄県中城村議会

あて先

沖縄県知事 内閣総理大臣

御審議のほどよろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 これて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。休憩します。

休憩（10時31分）

~~~~~

再開（10時33分）

議長 比嘉明典 再開いたします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規  
定によって委員会付託を省略したいと思いま  
す。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第1号は委員会付託を省略  
します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 今、議題になっている  
意見書について、反対の立場で討論をさせて  
いただきます。

普天間飛行場の返還合意からもう18年過ぎて  
います。その根本的なものは、普天間基地の危  
険性除去が大きな総点だったと思います。しか  
し、18年たってもいまだにその普天間飛行場の  
移設が一向に進まない、長い間進まないという  
ことは、私はこれは知事の最終苦渋の決断だと  
考えております。そういう意味で、今回、知事  
に抗議するこの意見書については、私はいかな

る候補地も排除しないという立場から反対をい  
たします。以上。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 これて討論を終わります。

これから意見書第1号 沖縄県の未来に禍根  
を残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗  
議し、辺野古移設断念と基地負担軽減を求める  
意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書第1号 沖縄県の未来に禍根を残す仲  
井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗議し、辺  
野古移設断念と基地負担軽減を求める意見書に  
ついて、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長 比嘉明典 「起立多数」です。した  
がって、意見書第1号 沖縄県の未来に禍根を  
残す仲井眞県知事の辺野古埋め立て承認に抗議  
し、辺野古移設断念と基地負担軽減を求める意  
見書は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本臨時会はこれで閉会いたします。御苦労さ  
までした。

閉会（10時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここ  
に署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 伊 佐 勝 則

中城村議会議員 新 垣 博 正

# 第2回 定例会

## 平成26年第2回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成26年3月7日

会 期 22 日間

閉 会 平成26年3月28日

| 日次   | 月 日   | 曜日 | 開議時刻  | 会議名 | 事 項                                                                                                                                                          |
|------|-------|----|-------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日  | 3月7日  | 金  | 午前10時 | 本会議 | 会議録署名議員の指名、会期の決定<br>諸般の報告、行政報告、施政方針<br>議案第2号、3号、4号、5号、6号、7号、<br>8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号に<br>対する説明<br>同意第1号及び、諮問第1号、2号、3号に対<br>する説明、質疑<br>討論、採択、報告第1号に対する説明 |
| 第2日  | 3月8日  | 土  |       | 休 会 |                                                                                                                                                              |
| 第3日  | 3月9日  | 日  |       | 休 会 |                                                                                                                                                              |
| 第4日  | 3月10日 | 月  | 午前10時 | 本会議 | 議案第15号、16号、17号、18号、19号、20号、<br>21号に対する説明                                                                                                                     |
| 第5日  | 3月11日 | 火  |       | 休 会 | 災害避難訓練（9:30浜漁民集落㌵㌶-集合）                                                                                                                                       |
| 第6日  | 3月12日 | 水  |       | 休 会 | 議案研究                                                                                                                                                         |
| 第7日  | 3月13日 | 木  | 午前10時 | 本会議 | 議案第2号、3号、4号、5号、6号、7号、<br>8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号に<br>対する質疑、討論、採決                                                                                           |
| 第8日  | 3月14日 | 金  | 午前10時 | 本会議 | 議案第15号、16号、17号、18号、19号、20号、<br>21号に対する質疑、（委員会付託）<br>議案第22号に対する説明、質疑、討論、採決                                                                                    |
| 第9日  | 3月15日 | 土  |       | 休 会 |                                                                                                                                                              |
| 第10日 | 3月16日 | 日  |       | 休 会 |                                                                                                                                                              |
| 第11日 | 3月17日 | 月  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                        |
| 第12日 | 3月18日 | 火  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                        |
| 第13日 | 3月19日 | 水  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議                                                                                                                                                        |
| 第14日 | 3月20日 | 木  | 午前10時 | 委員会 | 委員長取りまとめ                                                                                                                                                     |
| 第15日 | 3月21日 | 金  |       | 休 会 | 春分の日                                                                                                                                                         |
| 第16日 | 3月22日 | 土  |       | 休 会 |                                                                                                                                                              |
| 第17日 | 3月23日 | 日  |       | 休 会 |                                                                                                                                                              |
| 第18日 | 3月24日 | 月  | 午前10時 | 委員会 | 委員会審議（連合審査）                                                                                                                                                  |
| 第19日 | 3月25日 | 火  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問                                                                                                                                                         |
| 第20日 | 3月26日 | 水  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問                                                                                                                                                         |
| 第21日 | 3月27日 | 木  | 午前10時 | 本会議 | 一般質問                                                                                                                                                         |
| 第22日 | 3月28日 | 金  | 午前10時 | 本会議 | 選挙第1号中城村選挙管理委員会委員、同補充<br>員の選挙<br>委員長報告、質疑、討論、採決及び陳情・発議<br>等採択<br><br><div style="text-align: right;">閉会</div>                                                |

## 平成26年第2回中城村議会定例会（第1日目）

|                        |              |                     |                  |       |
|------------------------|--------------|---------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成26年3月7日（金） |                     |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                     |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開会           | 平成26年3月7日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成26年3月7日（午後3時36分）  |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                  | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 伊佐則勝                | 9番               | 仲真功浩  |
|                        | 2番           | 新垣博正                | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 金城章                 | 11番              | 新垣健二  |
|                        | 4番           | 新垣徳正                | 12番              | 宮城治邦  |
|                        | 5番           | 新垣光栄                | 13番              | 仲村春光  |
|                        | 6番           | 與那覇朝輝               | 14番              | 宮城重夫  |
|                        | 7番           | 仲座勇                 | 15番              | 新垣善功  |
|                        | 8番           | 仲宗根哲                | 16番              | 比嘉明典  |
| 欠席議員                   |              |                     |                  |       |
| 会議録署名議員                | 3番           | 金城章                 | 4番               | 新垣徳正  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                 | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉正豊                | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 比嘉忠典                | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 新垣親裕                | 上下水道課長           | 屋良清   |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                | 教育総務課長           | 比嘉朝之  |
|                        | 税務課長         | 新垣一弘                | 教育総務課主幹          | 喜屋武辰弘 |
|                        | 福祉課長         | 石原昌雄                |                  |       |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                |                  |       |

## 議 事 日 程 第 1 号

| 日 程  | 件 名                                            |
|------|------------------------------------------------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名                                     |
| 第 2  | 会期の決定                                          |
| 第 3  | 諸般の報告                                          |
| 第 4  | 行政報告                                           |
| 第 5  | 施政方針                                           |
| 第 6  | 議案第 2 号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例               |
| 第 7  | 議案第 3 号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  |
| 第 8  | 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9  | 議案第 5 号 中城村選挙公報の発行に関する条例                       |
| 第 10 | 議案第 6 号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例                    |
| 第 11 | 議案第 7 号 中城村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例        |
| 第 12 | 議案第 8 号 中城村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例              |
| 第 13 | 議案第 9 号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例            |
| 第 14 | 議案第10号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第 5 号）                |
| 第 15 | 議案第11号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）          |
| 第 16 | 議案第12号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）         |
| 第 17 | 議案第13号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）        |
| 第 18 | 議案第14号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）         |
| 第 19 | 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について                         |
| 第 20 | 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて               |
| 第 21 | 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて               |
| 第 22 | 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて               |
| 第 23 | 報告第 1 号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について           |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成26年第2回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時14分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 金城 章議員及び4番 新垣徳正議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日3月7日から3月28日までの22日間にしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、今議会の会期は本日3月7日より3月28日までの22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

お手元にお配りしてありますので、御参照ください。

諸般の報告について

平成25年12月13日より、平成26年3月6日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成25年12月、平成26年1月、2月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会・東部清掃施設組合議会報告について

一部事務組合議員及び介護保険広域連合議員・後期高齢者医療広域連合議員、東部清掃施設組合議員より、組合議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情、意見書の処理について

期間中に受理した陳情及び意見書等については、4件受理し3月4日の議会運営委員会で協議した結果、「子ども医療を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める陳情」は、文教社会常任委員会に付託し、残り3件の陳情については資料配布にとどめる考えであります。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

1月30日(木)沖縄県町村議会議長会主催の町村議会広報研修会が自治会館で開催され、議会だより編集委員及び事務局職員が参加しております。

2月12日(水)沖縄県町村議会議長会 理事会が自治会館で開催され、議長が出席しております。

2月18日(火)沖縄県町村議会議長会 第43回定期総会が自治会館で開催され、議長及び事務局長が出席しております。

2月20日(木)沖縄県町村議会議長会主催の町村議会議員・事務局職員研修会が南風原町中央公民館で開催され、議員、事務局職員併せて15名が参加しております。

5 中部地区町村議会議長会関係について

1月17日(金)中部地区町村議会議長会定例会が北谷町議会全体協議会室で開催され、議長及び事務局長が出席しております。

6 その他

12月16日(月)中城城跡ライトアップ事業点灯式が中城城跡で開催され、議長他議員が出席しております。

12月20日(金)年末年始交通安全県民運動

における宜野湾地区出発式が吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

12月21日（土）プロジェクションマッピングが開催され、議長が挨拶を述べております。

12月22日（日）「第16回わかていだを見る集い」が中城城跡で開催され、議長他議員が出席しております。

12月27日（金）社会福祉協議会ふれあいもちつき大会が開催され、議長が参加しております。

1月6日（月）「平成25年度中城村功労者・善行者表彰式典並びに中城村ハチウクシー」が吉の浦会館で開催され、議長他議員が参加しております。

1月8日（水）中城・北中城消防本部出初め式が開催され、議長他議員が参加しております。

1月9日（木）平成26年「新春村民の集い」が吉の浦会館で開催され、議長他議員が参加しております。

1月12日（日）中城村成人式が吉の浦会館で開催され、議長が祝辞を述べております。

1月16日（木）ガンバ大阪サッカーキャンプ歓迎式がごさまる陸上競技場で開催され、議長他議員が参加しております。

1月23日（木）「手づくりふるさと賞」認定証授与式が吉の浦会館で開催され、議長が参加しております。

1月24日（金）中城村社会福祉協議会並びに中城村民生委員児童委員協議会合同歓送迎会が宜野湾市で開催され、議長が挨拶を述べております。

1月25日（土）「沖縄花のカーニバル2014参加イベントオープニング」が中城城跡で開催され、議長他議員が出席しております。

1月26日（日）平成25年度中城村老人文化作品展示会が吉の浦会館で開催され、議長

が出席しております。

1月27日（月）平成26年第1回中城村臨時議会が開催されております。

2月2日（日）小学校の学芸会が開催され、議長他議員が出席しております。

2月4日（火）横浜FCのサッカーキャンプ歓迎式がごさまる陸上競技場で開催され、議長他議員が参加しております。

2月16日（日）「第22回2014おきなわマラソン」開会式が沖縄県総合運動公園で実施され、議長が出席しております。

2月21日（金）中部広域市町村圏事務組合理事・議員研修会が沖縄市で開催され、議長が出席しております。

2月23日（日）子ども農園じゃがいも収穫カレーパーティー並びに中城村子ども会育成連絡協議会の活動報告会が吉の浦会館で開催され、議長他議員が出席しております。

2月25日（火）中城村景観計画・景観条例及びガス供給事業説明会が開催され、議長他議員が出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告、平成25年12月から平成26年2月までの行政報告を抜粋して御報告申し上げます。1枚のやつで最初はお願いいたします。

まず12月2日、一班廃棄物最終処分場の視察を福岡県を初め、九州3県で視察を行っております。

12月11日には、イルミネーションの点灯式。これは花と緑のふれあい広場のほうで行っております。

12月16日には、城跡ライトアップ事業の点灯式に参加をして点灯しております。

12月27日には、ふれあいもちつき大会に参加しております。

年明けまして1月6日、平成26年中城村初興しを開催いたしました。非常に盛況で、また来年もやっていきたいなと思っております。

1月12日には、成人式に参加をしております。

1月16日、ガンバ大阪サッカーキャンプ歓迎式、これは空港からそのまま、またごさまる陸上競技場への歓迎式を行っております。

1月23日には、国土交通大臣表彰の「古道ハンタ道」の手づくりふるさと賞、これは村とグスクの会一緒に受賞をさせていただきました。

1月25日には、花のカーニバルに参加をしております。

1月26日には、老人文化作品展示会のほうに参加をしております。

2月に入りましてサッカーキャンプ、今度は横浜FCの歓迎式を同じように空港と、そしてごさまる陸上競技場で行っております。

2月7日には、中城響混声合唱団の1周年記念祭、これがひかりホールでありましたけれども、そこに参加をさせていただきました。

2月10日、沖縄県の子ども・子育て会議、これは県庁のほうで町村会を代表いたしまして参加をさせていただいております。

2月16日には、おきなわマラソン。

2月24日には、市町村4団体代表・各圏域団体代表と衆議院の沖特の皆さんと一緒に懇談会、勉強会をさせていただきました。

あとは2月28日から3月2日には、サッカーキャンプの誘致活動として、来年度もひとつよろしくということと、お礼と報告を兼ねまして神奈川県と大阪のほうに出張させていただきました。

次に主要施策の執行状況の調書（第4・四半期分）を読み上げて御報告申し上げます。

1ページのほうから、事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。

13節、第3次L G W A N 既存機器（B装置）

設定変更業務、平成26年2月12日、随意契約、29万4,000円、株式会社オーシーシー。13節、WindowsXP終了に伴うOS更改業務、平成26年2月13日、指名競争入札、151万2,840円（44.3%）、株式会社コンピュータ沖縄。14節、WindowsXP終了に伴う賃貸借業務、平成26年2月7日、随意契約、6万9,930円、株式会社オキジム。18節、住民基本台帳ネットワークシステム機器更改業務、平成25年12月9日、随意契約、292万9,500円（56.4%）、株式会社オーシーシー。18節、IT資産管理システム機器更改業務、平成25年12月25日、指名競争入札、252万円（67.2%）、株式会社興洋電子。

続いて福祉課。13節、中城村子ども・子育て支援事業計画策定委託業務、平成26年2月12日、指名競争入札、155万4,000円（76.7%）、財団法人沖縄県公衆衛生協会。

健康保険課。13節、こども医療費助成事業の自動償還に伴うシステム改修業務、平成26年1月23日、随意契約、210万円、株式会社オーシーシー。

住民生活課。13節、中城村の騒音に係る環境基準の適合状況調査業務、平成26年1月20日、随意契約、32万5,500円（93%）、株式会社沖縄環境分析センター。

農林水産課。13節、中城浜漁港台帳整備等委託業務（漁港地域整備交付金事業）、平成25年12月14日、指名競争入札、336万円（88.7%）、株式会社大栄コンサルタント。13節、久場地区土砂崩壊防止工事に伴う磁気探査委託業務（不発弾等事前探査事業）、平成26年1月10日、指名競争入札、304万5,000円（97.3%）、有限会社アース探査。15節、平成25年度農業用施設補修工事、平成25年12月25日、随意契約、296万4,150円（99.1%）、比嘉砂販売。

企業立地・観光推進課。13節、中城城跡ライトアップ設計業務、平成25年9月9日、指名競争入札、336万円（95.5%）、株式会社双葉測量

設計。13節、中城城跡プロジェクトマッピング委託業務、平成25年10月1日、随意契約、これはプロポーザルでございます。3,321万300円（100%） 有限会社コンピューターステーション。13節、マリンレジャーゾーン施設設計業務、平成25年10月2日、指名競争入札、390万6,000円（99.2%） 米須建設設計事務所。

都市建設課。13節、市町村道未買収道路用地取得事業業務委託、平成25年12月26日、指名競争入札、48万3,000円（97.8%） 株式会社双葉測量設計。13節、平成25年度南上原地区産業廃棄物収集運搬処理委託業務（その3）平成25年12月19日、随意契約、52万5,000円（91%） 裕起リサイクル。13節、平成25年度調査業務（その4）平成25年12月20日、随意契約、321万3,000円（89.7%） 有限会社アジア測建。13節、平成25年度調査業務（その5）平成26年1月24日、随意契約、916万6,500円（90%） 株式会社与那嶺測量設計。15節、災害対策避難路整備工事（25 - 2 工区）平成25年12月26日、指名競争入札、815万8,500円（99.6%） 有限会社大日土木。

同じく都市建設課。15節、泊児童公園遊具設置工事、平成25年12月19日、指名競争入札、529万2,000円（99.9%） 有限会社公園沖縄。15節、村道立川線転落防止柵設置工事、平成26年1月10日、指名競争入札、252万円（96%） 有限会社オキナワ商事。15節、南上原系蒲公園整備工事、平成25年12月17日、指名競争入札、2,136万1,200円（98.6%） 有限会社ピース造園土木。15節、南上原地区築造工事（25 - 6 工区）平成25年12月13日、指名競争入札、2,031万7,500円（99.7%） ミナミ建設株式会社。15節、南上原地区築城工事（25 - 7 工区）平成26年2月19日、指名競争入札、3,139万5,000円（89.2%） 株式会社呉屋建設。

22節、物件補償2件、平成25年12月12日、随意契約、192万3,500円、南上原地内。

上下水道課。15節、平成25年度消火栓設置工事（その4）平成25年12月3日、随意契約、50万円、有限会社北浜土木。

教育総務課。13節、津覇小学校管理棟耐震診断委託業務、平成25年12月25日、随意契約、273万円。合同会社新里建築設計事務所。15節、中城中学校部室新增改築工事、平成25年12月27日、指名競争入札、1,239万円（95%） 株式会社沖永開発。15節、中城中学校屋外環境整備工事、平成25年12月27日、指名競争入札、1,107万7,500円（98.8%） 有限会社築良建設。18節、中城小・津覇小学校備品（情報機器）購入業務（その2）平成26年2月10日、指名競争入札、458万8,500円（89.2%） 株式会社オキジム。

生涯学習課。11節、「中城村戦前の集落」印刷製本業務、平成26年1月24日、随意契約、46万2,000円（95.6%） 株式会社ちとせ印刷。11節、「ハンタ道」印刷製本業務、平成26年2月17日、随意契約、280万3,500円（97.1%） 株式会社ちとせ印刷。13節、クラブハウス建設設計委託業務、平成26年1月6日、指名競争入札、939万7,500円（94%） 米須建築設計事務所。同じく13節、クラブハウス建設基本設計作成委託業務、平成25年12月27日、随意契約、99万7,500円（100%） 有限会社アーキテクト。同じく13節、平成25年度歴史の道整備工事監理委託業務、平成25年12月26日、随意契約、115万5,000円（91.6%） 株式会社真南風。

同じく生涯学習課。13節、平成25年度中城城跡遺構測量追加委託業務、平成26年2月14日、随意契約、172万6,200円（95%） 株式会社琉球サーベイ。15節、平成25年度歴史の道整備工事、平成25年12月26日、指名競争入札、2,551万5,000円（99.8%） 有限会社星城建設。15節、吉の浦会館駐車場フェンス整備工事、平成26年2月21日、指名競争入札、619万5,000円（98%） 有限会社オキナワ商事。17節、図書館用地購入、平成25年12月10日、随意契約、1

億381万2,000円、中城村安里地内。18節、キャンプ誘致備品購入業務、平成25年12月26日、指名競争入札、107万7,300円（95%）、中頭スポーツ。

以上でございます。

議長 比嘉明典 続いて教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。平成25年12月から平成26年2月までの教育行政報告をします。

12月11日、イルミネーション並びに「電飾文字：結」点灯式に参加。吉の浦保育所前の広場においてイルミネーション、「電飾文字：結」点灯式が行われ、鮮やかに結の文字が浮かび上がりました

12月15日、クリーン・グリーン・グレイシャス、CGG運動に参加。地域の子供は地域で育てるということの共通認識のもと、地域の美化活動が展開されました。

12月20日、第15回定例教育委員会会議。成人式案について式次第及び成人代表者等の確認をいたしました。

12月21日から22日、世界遺産中城城跡プロジェクトマッピングに2日間に参加しております。2日間で5,352人のお客さんが来場したということで、お客様からは驚き、喜び、感動したと好評でした。

12月22日、わかていだを見る集いに参加。琉球の先人たちは当時の碑をトゥンジーソーグウチに、新たに太陽の生まれることを祝福したそうです。

12月23日、第4回中城城ツワブキまつりに参加。中城城跡の石積みとツワブキの花の美しさをアピールし、観覧者増を図る目的です。

平成26年1月6日、中城村初興しに参加。平成25年度中城村功労者表彰式典の開催。村長の年頭挨拶の際、全課長、局長が舞台上上がり、

自己紹介をしております。功労者表彰として個人7名、団体1の表彰を行っております。

1月8日、中北消防組合出初式に参加。中城北中城消防本部で恒例の消防出初式で放水等の訓練がありました。

1月9日、平成26年新春村民の集いに参加。商工会員事業所、行政等が一堂に会し、夢と希望を語り合う集いで、年頭に当たり、鏡開きもありました。

1月12日、中城村成人式に参加。お祝いの演奏、主催者挨拶、祝辞、その後思い出のスライドショーが行われました。

1月15日、第6回中頭地区教育長定例会に参加。新規研修事業として、教職経験2年目研修の説明がありました。内容としまして、校内での研究事業や、校外におけるグループ研究を通して教員の資質の向上を図るのが目的です。

1月16日、ガンバ大阪沖縄キャンプ、那覇空港での歓迎式に参加。吉の浦公園ごさまる陸上競技場の整備に伴う観光客誘客促進事業の一環として、プロサッカーキャンプの誘致を展開しております。

1月17日から19日、福岡県福智町児童交流事業に同行。子ども会和宇慶、伊舎堂、吉の浦から各6名、計18名、福智町児童との交流に同行いたしました。

1月23日、「手づくり郷土賞」認定書授与式がありました。中城村文化財案内人、サークルグスクの会と中城村が国土交通省の手づくり郷土賞を受賞しております。

1月24日、第1回定例教育委員会会議、平成26年度実施計画調査費用についての会議です。内容としまして、地域学力向上支援事業や護佐丸歴史資料図書館の整備事業等の説明を行っております。

1月27日、沖縄県市町村教育委員会教育委員・教育長研修会に参加。本県教育行政の課題等の説明とともに、市町村教育委員及び教育長

が理解を深め、文教施策の円滑な推進のための研修会でした。

2月2日、中城小学校学芸会に参加。特に6年生による「アンクルトムの小屋」の劇で、お互いの声や音を聞きながら楽しく歌ったり、合唱をしたりで会場の皆さんから大きな拍手が送られていました。

2月4日、横浜FCサッカーキャンプ歓迎式に参加。ガンバ大阪沖縄キャンプと同様に、那覇空港での歓迎式に参加いたしました。

2月6日、村文化財審議委員会、文化財の指定についての審議。津覇の統治下、それから161.8、公地陣地後についてのものです。

2月7日、中城響混声合唱団・1周年記念祭に参加。団員は60代を中心に10代から80代まで38名でした。

2月12日から14日、千葉県旭市・中城村児童交流会に同行。旭市と中城村の児童交流事業は御存じのように、故上原盛善氏の御尽力により行われております。

2月15日、中頭地区学力向上実践推進大会に参加。

2月20日、中頭地区教育長会に参加。これは行政の基本方針としまして、子供一人一人の生命を守り、よさや可能性を見つけ、生かし、伸ばすとともに、確かな学力などの生きる力を育むことを目的に行われております。

2月21日、第2回定例教育委員会会議。中城村指定文化財としての指定することについて、2月6日の村文化財審議委員会を受けての諮問です。

2月23日、子供会連絡育成協議会に参加しました。子ども農園ジャガイモ収穫カレーパーティーと、中城村子ども会活動報告会が行われました。

2月26日、中城城跡管理運営協議会に参加しております。

以上です。

議長 比嘉明典 以上で行政報告を終わります。

日程第5 平成26年度施政方針を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは平成26年度の施政方針を行います。

平成26年度 施政方針

1. はじめに

本定例会は、平成26年度一般会計予算をはじめとする議案をご審議いただきますが、諸議案の説明に先立ちまして、村長としての施政方針を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

2期目の当選から早2年を迎えておりますが、多くの村民の期待を胸に、常に初心を忘れることなく村民のための村政経営を行ってまいりました。

私の村長就任当初の人口が16,700人余、平成26年4月には19,000人を迎えようとしており、6年足らずで2,300人余の人口増となっております。

本村の近年の人口増加率は、県内及び全国においても上位に位置しております。

その要因として「住みたい村・住みよい村・住み続けたい村」づくりを掲げ、その思いを各施策として展開したまちづくりの成果だと思っております。

今後も中城村の魅力と個性を飛躍させ、更なる村の繁栄・発展へ導くよう努力してまいりますので、これまで以上に議員並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、国政におきましては、昨年7月に行われました参議院議員選挙の結果、自民・公明両党で過半数を確保したことにより、安倍政権の政策実現に向けた動きが本格化してま

いりました。

安倍政権の最優先課題である経済政策「アベノミクス」の効果により、長年続いたデフレ経済を脱却しつつ、景気は緩やかに回復していると言われております。しかし、回復の兆しの実感が一部企業や一部地域に限定的であることから、今後の全国的な波及による、地方の景気・経済の活性化が図られ、地方の個人所得の増加と雇用拡大へと繋げる、更なる施策を期待するとともに、国の経済対策をはじめとする、政策・施策と連携して、地方がやるべきことを迅速かつ的確に対応しながら地域の経済再生に努めてまいります。

県内においては、オール沖縄で取り組み、建白書として政府へ手渡した沖縄の総意である「オスプレイ配備撤回と普天間基地の県外移設」が、昨年末から崩れ、県選出自民党国会議員の5議員からはじまり、自民党県連も選挙公約を翻し辺野古移設の容認を表明、年の瀬には、県知事までもが、「公有水面埋め立て申請」を承認し県のトップによる実質の辺野古新基地容認で、県民の思いが踏みにじられる結果となりました。

しかし、年明けの名護市長選挙において、辺野古移設反対を掲げる現職の稲嶺市長が当選されましたことは、権力に屈しない沖縄の思い、沖縄の民意を全国に知らしめる機会になったと思います。

オスプレイ配備撤回を求める中城村民大会を開催した我々も、ウチナーンチュの尊厳を守るため、今後も引き続き、オスプレイ配備撤回と普天間基地の県外移設を訴え続けてまいります。

村内において平成25年度は、話題の絶えない活気と魅力あふれるまちづくり事業を展開した一年でした。中城護佐丸まつりにはじまり、プロジェクションマッピング、プロサッカーチームのキャンプやコミュニティバスの

実験運行など、各事業とも盛大且つ盛況に、目的を達成しながら事業を実施することが出来ました。

平成26年度は、継続事業も含め更なる話題をもって、地域の活性化、住民福祉の向上に繋がる魅力ある事業を展開してまいります。

村政運営の指針となる「中城村第四次総合計画」において将来像として掲げた「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」の達成へむけ、村民と協働で取り組み、先人から受け継いだ中城村の魅力と個性をさらに高めたまちづくりを目指してまいります。

まちづくりの目的達成に欠かせないのが、沖縄振興特別推進交付金でございます。平成26年度は、基本配分額4億円、特別配分枠6億円を活用した、事業費総額約10億円規模の事業を計画し、本村の振興・発展のために取り組みでまいります。

主な事業として、(仮称)護佐丸歴史資料図書館の建設工事がスタートします。

平成27年度に工事が完了し、平成28年度供用開始の予定となっております。

また、プロスポーツのキャンプ誘致などに必要とされているクラブハウス施設整備事業も計画しております。

引き続き村民の期待に応えられるよう、適正実施に向け取り組んでまいります。

村内外からの住宅ニーズに対応した受け皿づくりとして、南上原土地区画整理事業を推進してまいりましたが、その進展に伴い商業施設や病院、幼保一体のこども園など魅力ある新しい街づくりが進み、若者世代や子育て世帯をはじめとする人口が増加し、同時に中城南小学校区域の児童・生徒の数も増加しました。

平成26年度は、中城南小学校区域の児童数増加に対応する、増築工事の実施設計に着手し、平成27年度の完成を目指します。

今後も、子育て世代への様々な支援策を継続するとともに、将来の中城村の振興、発展を担う子供達のための支援を続けて行きます。

また、更なる住民サービスの充実や利便性の向上により、「住みたい村、住みよい村、住み続けたい村」に向かって取り組んでまいります。

2. 本年度の重点施策

護佐丸が村を守るグスク整備事業

津波や地震などの自然災害に強いまちづくりを推進していくため、防災基盤整備の一環として、防災情報を迅速かつ確実に村民等に伝達する手段の整備、災害時の食料や物資の備蓄、効率的・実働的な災害対策本部の整備、災害関係表示板の設置などを実施します。

中城文化まつり実行委員会補助事業

「保存、継承、発展」をテーマに掲げ、中城村文化協会を中心に組踊「護佐丸」・民俗芸能・古典舞踊・古典音楽などの舞台発表と書道・絵画・生花などの展示とに分けた、伝統文化・芸能の振興のため「中城文化まつり」を開催します。

第3子以降給食費助成事業・第3子以降保育料無料化事業

少子化対策並びに保護者の経済的負担軽減のため、小学校及び中学校に在学する児童生徒のうち、3人目以降の給食費について50%相当額を助成します。また未就学の子が3人以上いる場合の第3子以降の幼児の保育料の無料化を継続して実施します。

農業指導員配置事業・青年就農給付金交付事業

農家への巡回指導や研修会の開催などにより、直接農業従事者に接して、農業経営の改善と技術及び知識の普及と指導を行い、本村農業の課題解決と発展を図ります。ま

た、後継者育成のため青年層の新規就農者の農業経営開始にあたり給付金を支給し農業振興に努めます。

村道若南線詳細設計委託事業

2級村道である若南線は、道路側溝の未整備による排水処理に問題があり又、幅員も1.5mと狭いため車両のすれ違いが困難な状況であるため、側溝整備と道路幅員の拡幅によって道路の安全性及び利便性を高めていきます。

電源立地地域対策交付金の活用

久場・泊地区の市街化編入予定区域の有効な土地利用を図るうえで、重要な村道となる（仮称）村道久場前浜原線の整備事業を実施します。

南上原土地区画整理事業

住宅地区・商業地区・公園などのインフラ整備を行い、利便性と快適な住みよい生活環境の構築を図り、学園都市としての街づくりを推進します。保留地処分業務についても民間企業との連携を強化し、保留地販売促進に努めます。

沖縄振興特別推進交付金の活用

（仮称）護佐丸歴史資料図書館整備事業
ごさまるエネルギー活用事業
中城の歴史と文化を学ぶプロジェクト
クラブハウス施設整備事業 等

3. 部門別主要施策

(1) 教育・文化の振興

幼児教育と学校教育の充実

幼児教育や学校教育においては、家庭・学校・地域の連携を密に、個性豊かな幼児・児童・生徒の育成に努め、人材育成基金等を活用し、児童生徒の活動を支援いたします。

これからの社会に必要な国際化と情報化に対応する、国際理解教育推進のた

めの外国語指導助手と教育の情報化推進体制構築のためのICT支援補助員を引き続き配置します。

学力向上推進の一環として、小・中学校における「地域学力向上支援事業」及び、中学校における「学習支援事業」を継続し、児童生徒の「確かな学力」の向上を目指します。

また、国立大学法人琉球大学と教育委員会の連携・協力に関する協定に基づき、幼児・児童・生徒の学習支援や教員の資質向上を図ってまいります。

不登校やいじめ対策、特別支援教育の充実のために、幼・小・中学校への特別支援員や看護師、教育相談員を配置し、個に応じたきめ細かな支援を行います。

幼児・児童・生徒の命を守るために、学校の危機管理体制の強化と防犯・防災対応の緊急連絡システムを活用した避難訓練や避難経路の確保維持を図ります。

中城南小学校については、開校したばかりではありますが、急激な児童増加に対応するため、平成26年度は増築工事の実施設計に着手し、平成27年度の完成を目指します。

上地区の通学に際した交通不便の解消、通学路における子どもの安全を確保するため通学バスを引き続き運行いたします。

地域特性を活かした教育課程特例校の推進として、現在文部科学省に申請している教育特例校において「中城ごさまる科」を創設し、「護佐丸・中城城跡をとおして歴史・文化を学ぶプロジェクト」で作成した教材を用いて、村内小学校で地域の歴史・文化を教える授業を行い、地域を愛し大切に作る心を育てていきます。

また、中学校においては、教材や資料を作成するための企画・編集を行い、平成27

年度教育課程の中で学べるように推進してまいります。

児童生徒の心身の健全な発達のため重要である学校給食については、新鮮で安心安全な食材の使用を積極的に取り組んでまいります。また、村内の生産者や関係機関と連携した地産地消を推進していくため、給食に地域の特産物を生かした献立を増やし、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、豊かな心を育成し、好ましい人間関係を育てるため各学校と連携し、食育を推進いたします。

教育に係わる各種支援の充実

保護者の負担軽減を図るため、児童生徒の各種就学援助事業も継続して実施いたします。

また、私立幼稚園補助を継続実施し、村営両幼稚園においても「預かり保育」を継続実施し、出生率の向上や保護者が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。

平成26年度より、村内所在の小中学校へ通学する児童生徒が3名以上いる世帯に対し、給食費の5割を助成する給食費助成事業を実施します。

生涯学習・人材育成の推進

社会教育事業の一環として、村婦人会や村青年会、村PTA連合会等の各種団体並びに村子ども会育成連絡協議会の諸活動を支援していくとともに、「福岡県福智町子ども会交流事業」についても、継続して支援いたします。昨年、生涯学習教室として開催した、自彊術体操教室の評判も良く、参加者から喜ばれました。平成26年度も引き続き、各種教室を計画し開催してまいります。

近年の少子化や核家族化、就労形態の多様化、家庭や地域の子育て機能の低下など、

子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、平成26年度におきましても「放課後子ども教室推進事業」、「学校支援地域本部事業」、「中城ジュニアオーケストラ育成支援事業」を実施してまいります。

中・高校生を対象とした「海外短期留学派遣事業」は、昨年度増員した派遣人数の9名を維持し事業の継続を図ります。また小・中学生ESLキャンプ、千葉県旭市児童交流事業につきましても引き続き実施し人材育成に努めます。

（仮称）護佐丸歴史資料図書館整備事業の推進

歴史資料館、図書館、防災施設の3つの機能を有する複合施設（仮称）護佐丸歴史資料図書館については、平成26年度より建設工事に着手し、平成28年度開館を予定しております。

歴史資料館は、常設展示・企画展示コーナーを設け、護佐丸の活躍した時代を中心に小・中学生にも分かり易い琉球史の展示を行い、図書館はアダルトスペース・キッズスペース・学習スペースを設け、ニーズに合った施設を計画しております。また、災害の際の避難場所としての目的も有し、防災物資などの備蓄も行ってまいります。

スポーツ・レクリエーション活動

体育振興については、村体育協会、吉の浦総合スポーツクラブ、少年野球連盟への助成を継続するとともに、スポーツ推進委員、中学校部活指導員に対し引き続き支援してまいります。

平成25年度の一括交付金を活用した観光客誘客・キャンプ誘致事業において、ガンバ大阪と横浜FCのJ1、J2のプロサッカーキャンプの誘致に成功し、キャンプ開催も大盛況で大成功に終わることが出来ました。何よりも本村の子供たちが間近でプ

口の技を観戦しながら交流を持てた事が最大の成果であると思います。引き続きスポーツキャンプの継続誘致を行ってまいります。

また、スポーツキャンプ施設の充実を図るためにクラブハウスの建設を行います。シーズンオフには村民に開放し多様な利用方法を検討してまいります。

ごさまる陸上競技場の適正な芝管理を行ってきたことで県内屈指のサッカー仕様のキャンプ地として好評を得ております。今後も芝管理の強化に努めてまいります。

村民体育館のトレーニングルームは、スポーツキャンプへの利用、村民の体力・元気づくりへの利用など、利用形態にあった運営に努めながら、更なる機能強化と利便性向上のため、村民体育館のトイレとシャワールームの改築を行います。

吉の浦公園は村内外の保育所・幼稚園の遠足や各種団体のスポーツ・レクリエーション施設として憩いの場となっておりますが、施設は20年以上経過し老朽化が見られる施設があります。今後も計画的に修繕や再整備を行い適正管理に努めてまいります。

中城城跡保存整備・文化（財）の振興

世界遺産『中城城跡』は現在、国・県の補助を受け、保存整備を行っているところでありますが、平成26年度も引き続き、保存整備、発掘調査等を行ってまいります。

歴史の道（ハンタ道）につきまして平成26年度は、整備を実施した区間のうち、「新垣区間」と「ペリーの旗立岩」、「県営公園内」の3か所を「歴史の道」として国の指定を受ける準備を行ってまいります。

また、文化振興の面では、「第9回中城文化まつり」を開催するとともに、中城村文化協会やグスクの会などの協力により、開催している「わかていだを見る集い」も

継続して実施いたします。

村文化財の指定については、引き続き「安里のムラガー」など、村指定に向け取り組んでまいります。

(2) 保健・福祉の充実

母子保健の充実

妊婦健診及び乳幼児健診の重要性を啓発し、妊婦と子の健康管理と保健指導、保健相談や栄養指導等に努め、妊娠期における疾病の予防、早期発見及び出産後の母と子の健康管理の充実を図ります。また、助産師による新生児家庭訪問や母子保健推進員によるこんにちは赤ちゃん訪問事業の実施、小さく生まれた子と母の健康管理及び経済的負担を軽減するため、訪問指導及び養育医療費の給付により、母と子の支援に努めてまいります。

成人保健の充実

生活習慣病予防対策として重要である特定健診及び人間ドックの受診環境を整えるため、40歳以上における特定健診及び若年層の20歳～39歳の住民健診における自己負担(1,000円)の無料化などにより受診率向上に努めます。

また、住民健診における骨粗しょう症検査及び各種がん検診(肺がん、胃がん、大腸がん)、婦人検診における子宮頸がん及び乳がん検診を実施するとともに、個別通知による受診勧奨を図り、病気の早期発見と早期治療に努めます。

保健事業については、ヘルスアップ事業などの健康教室を開催し、健康に関する知識、食生活の改善、運動指導による意識の改善を図ります。また、健康生活推進員を活用した食生活改善の推進を図るため、いっぺーまーさん栄養教室やふれあい事業における調理実習を実施し、自主的に食による健康管理ができるよう各種事業に取り

組んでまいります。

高齢者福祉・介護保険の充実

「地区ふれあい事業」も12地区まで増え、高齢者への健康教育・健康相談の支援を継続し、高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていけるよう、福祉関係機関と連携を図りながら高齢者福祉の充実に努めてまいります。

高齢化社会の進行に伴い、介護保険事業、介護予防事業のニーズが高まっております。村直営の地域包括支援センターを中核とした体制を整え、村民に対し介護予防知識の普及を行い、一次予防事業となる「とよむちよ筋教室」を各公民館で実施し、地域における介護予防の推進に努めてまいります。

二次予防事業として、村内介護保険事業所などの関係機関との連携を強化し、未利用の要介護認定者へ訪問指導を行い、サービスの利用を周知し、本人や家族の負担軽減を図ります。

また、地域における高齢者支援として、老人クラブ活動補助金や地域敬老会事業補助金、敬老祝い金の支給を継続して実施いたします。

こころの健康づくりの推進

生活環境がめまぐるしく変化する時代となり、心の病で苦しむ方々が多くなっております。特に、病気や生活面、対人関係、負債などの原因によって、うつ症状などを発症し、自殺に至るケースが全国的に増加しています。

自殺予防対策事業として、講演会や予防対策パンフレットの配布、いのちの電話の周知などを行い、心のケアを推進してまいります。

障がい児(者)福祉の充実

障がい児(者)数は、年々増加傾向にあり、障害の内容も様々で、ニーズも多様化

しています。障害者総合支援法及び児童福祉法における障害福祉サービスによる支援をはじめ、サービス利用計画作成の基盤整備を強化し、障害福祉制度に関する知識の普及を図りつつ、相談支援体制の充実に努めます。

発達の気になる子の支援については、引き続き心理相談員を配置し、未就学児からの早期の支援を実施します。

国民健康保険・後期高齢者医療の充実

国民健康保険制度は、社会保障及び国民保険の向上に欠かせない制度であり、相互扶助の精神にのっとり、事業運営に取り組んでまいります。

事業運営については、厳しい状況となっておりますが、保険税のコンビニエンスストアにおける収納サービスを実施し、納付の利便性の向上と保険税の徴収強化に取り組みます。さらに、医療費の適正化及び保健事業による医療費の削減など、国民健康保険事業の安定的な運営に努めます。

後期高齢者医療制度においては、沖縄県後期高齢者広域連合と連携し、適切な医療の給付などを行うため、住民への制度の周知及び情報を提供するとともに、疾病の予防及び早期発見、早期対策による健康保持、増進を図るため、人間ドックの受診及び肺炎球菌ワクチン接種などの受診勧奨を図り、疾病の予防に努めてまいります。

国民年金の充実

年金受給者数は年々増加し、村民生活の安定と村民福祉の向上に大きく貢献しております。村民皆年金の確立に向けては、保険料の未納者解消や納付相談に努めてまいります。また、年金保険料の減免申請などの相談業務や広報活動の充実も図ってまいります。

子育て支援の充実

安心して医療が受けられるよう、こども医療費助成事業を継続するとともに、医療費助成の受給方法を自動償還払いができるようにし、保護者の経済的負担及び手続きの負担軽減を図ります。

感染による発病や重症化の予防、また感染症のまん延を未然に防ぐために、法律に基づいた各種定期予防接種を実施いたします。

地域で安心して子育てができる環境づくりとして、村立保育所に加え平成25年度より3つの法人認可保育園をスタートさせ、待機児童対策にも取り組んでおります。法人認可保育園においても、特別支援を要する保育の実施や延長保育にも取り組んでいただいております。その運営補助も継続して実施いたします。

地域子育て支援センターでは、多くの子育て中の親子を支援するとともに、毎月1回のわくわくクラブを開催し、発達面で気になる子への支援も継続します。

児童生徒の健全な遊びの場を提供するなかよし児童館は、児童生徒の利用も増加しており、さらに内容の充実を図ります。

また、平成26年度も待機児童世帯助成事業を継続し、第3子以降保育料無料化事業、認可外保育施設への安全対策事業、放課後児童健全育成事業、すこやか保育事業、病後児保育事業に加え、ファミリーサポートセンター事業も継続し、一時的な預かりや保育所などへの送迎ができる育児支援も行なってまいります。

村内の4学童クラブで組織する学童保育連絡協議会に補助を行い、学童における保育の充実を支援いたします。

社会問題化している児童虐待の防止につきましては、要保護児童対策協議会を設置し、家庭環境に恵まれない児童のために、

生活相談・指導や支援策を関連機関と連携し進めております。児童相談員の配置で、通報への対処、訪問、関係機関との対策会議を行い、要保護児童やその家族の支援を進め早期対策を図ります。

地域支え合い活動の推進

村民の地域福祉に対する意識の高揚や取り組みは、集落コミュニティにおける安心して暮らせる地域づくりに繋がります。

多様な福祉ニーズや地域防災、要援護者支援などは、民生委員や社会福祉協議会、福祉団体に加え、地域が自主的に取り組む自治会活動とも連携を密にして取り組んでまいります。

地域福祉等推進特別支援事業で、ふれあい総合相談事業や地域支え合い事業を展開し、低所得者支援やボランティア活動を推進いたします。

保険・福祉に係わる各種支援の充実

ひとり親家庭は、児童の養育や健康面の不安など、生活の中に多くの問題を抱えており、経済的支援や相談支援を必要としています。母子及び父子家庭等医療費助成事業や児童扶養手当制度の活用促進、母子家庭の母の就業支援、母子寡婦福祉貸付金などの生活相談を図るとともに、ひとり親家庭学童クラブ費助成事業も継続し、保護者を支援いたします。

近年の経済構造の激変は、村民に大きな生活不安の発生と生活困窮世帯の増加を招いております。失業などの経済面や身体的健康面からの生活困窮が認められ、生活保護制度の活用を余儀なくされる世帯があります。最低限の生活を営むためにも、制度の周知と申請などの相談を進めてまいります。

消費税増税に伴う1年限りの措置として、村民税が非課税且つ課税者に扶養されてい

ない方々に対して、臨時福祉給付金支給事業を実施します。また、16歳未満の児童がいる子育て世帯に対しては、臨時特例給付金給付事業も実施します。

(3) 産業の振興

農業の振興

農業の振興を図るため、農業用近代化施設の導入による農作業の省力化と農業構造の改善、農村環境の整備、生産組織育成補助金などの支援、生産農家及び生産組織の育成、農業の担い手の確保と育成、新規就農者への青年就農給付金による支援に努めます。

また、農業経営の改善と技術及び知識の普及と指導を行うため、農業指導員を配置し、生産者及び関係機関との連携強化を図ります。

更に、基幹作物であるさとうきびの振興策として、病害虫の防除・優良種苗の安定確保普及等に努めます。

台風などの災害時による農産物被害を受けた生産者への支援に取り組んでまいります。

渇水対策として、農業用水確保のための水利施設（井戸、ボーリング施設）の設置者に対し補助金を交付し支援いたします。

また、農業用廃プラスチックの処理費用の補助を行い、プラスチックの不法投棄の防止やリサイクルの促進と環境保全に取り組みます。

耕作放棄地対策として、土地所有者などに働きかけ、農地の貸し手の確保を行い、担い手への農地利用集積を積極的に取り組みます。

地域農業の振興に向けて、新たな農産物や特産物を官民共同等で研究開発が図れるような取り組みも検討してまいります。

農業用排水路については、堆積土砂の排

除など維持管理を行ってまいります。

また、久場地区土砂崩壊防止事業については、平成26年度も継続して工事を行い、平成26年度中の事業完了の予定をしております。

水産業の振興

水産業の振興を図るため、漁業組合育成補助金とともに、漁業経営改善に取り組む漁業者への支援として漁具購入費の補助を実施します。

また、つくり育てる漁業を推進するため、漁業組合と連携した沿岸漁場への放流事業を推進し、水産資源の確保に努めます。平成25年度で完了した中城浜漁港の再整備事業は、今後、機能診断及びその結果にもとづいた、保全工事の事業採択に向けて取り組んでまいります。

畜産業の振興

家畜の伝染性疫病の予防及びまん延を防ぐため、家畜飼養箇所の把握、ワクチン注射、検査などの予防を行い、畜産の振興を図ります。

商工業の振興

商工業の円滑な運営確保に向けた支援と商工業者の経営改善、財政基盤の強化及び地域活性化と連動した組織活動の展開を図るため、平成26年度も村商工会に対して補助を行います。

また、中小企業勤労者の福利厚生の上昇を図るとともに、生活の安定と勤労意欲の向上に向けた取り組みと中小企業の振興に努めて、中小企業で働く勤労者及び事業主を継続して支援をいたします。

観光の振興

平成25年の沖縄県への入域観光客数が前年実績9.9%の増加（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課、平成26年1月発表）と同様に中城城跡の入客数も対前年比

33.7%の増と大きく伸び、述べ117,247人を記録しました。

世界遺産中城城跡は、本村のシンボルゾーンとして位置づけ、観光拠点として、保存整備事業や様々なイベントなどが行われてきました。

今後も、まつりをはじめとする、各種イベントなどを開催し、城跡を中心とした観光振興を目指し観光客の誘客に努めます。更に、風光明媚な立地条件を活用した夜間イベントも検討してまいります。城跡観光では、ICTを活用した外国人にも対応できる文化財の案内と解説を聞くことができるコンテンツの制作を致しました。平成26年度もスマートフォンなどを活用したサービスの提供と内容の充実を図っていきます。

また、ごさまる陸上競技場を活用したプロスポーツなどのキャンプ誘致活動にも取り組み、更なる観光誘客を目指します。

地域交流型観光のためにNPO法人など民泊事業を継続して支援してまいります。

特産品の開発・販売

特産品開発に取り組む個人や組織に対して継続的なサポートを行います。

また、マスコットキャラクター「護佐丸」を活用し、特産品の普及販売活動に努めます。

平成26年度は、ごさまるエネルギープロジェクトの成果のひとつである冷凍粉碎した食材をもとに新たな商品開発に取り組んでまいります。

企業誘致の促進

沖縄電力吉の浦火力発電所の営業運転に伴い、発電所の維持管理など、電力関連会社の立地が期待されることから、引き続き地元企業の利活用と地域雇用の創出を要請してまいります。

また、税制上の優遇措置が受けられる

「産業イノベーション制度」の地域指定や「沖縄県中南圏域産業活性化基本計画」に基づき、観光リゾート・物流関連・情報関連・地域資源等活用関連産業の誘致に努めます。

雇用対策

現下の雇用失業情勢に鑑み、企業の雇用採用控えで失業を余儀なくされた中高年・若年層の失業者に対して、就業機会の創出を図るため、関係機関と連携した就業情報の提供を行います。

また、定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、高年齢者の「生きがい」「働く喜び」「健康の維持」「社会参加」の促進を図るため、「中城村シルバー人材センター」の運営を支援いたします。

吉の浦火力発電所との連携

沖縄電力と連携のもと地域住民の安全対策を最優先に考え、地元住民の安全・安心な生活環境が図られるよう、村・地元・沖縄電力において円滑な連絡体制の強化を図ってまいります。

L N G 冷熱エネルギー利活用の検討

沖縄電力吉の浦火力発電所の稼働に伴い、発電所から発生する冷熱エネルギーの活用促進を図るため、琉球大学と中城村が締結した包括連携協定にもとづき「ごさまるエネルギープロジェクト」を設置しました。このプロジェクトは、液化された天然ガスをガスに気化する際に発生する廃熱を活用した、地域振興と地域エネルギーシステムの確立を目指してきました。

これまで、工業ガス製造、凍結粉碎、超低温冷凍倉庫、ドライアイス製造などの可能性調査を検討し、中城村の農産物の凍結粉碎による実証実験を行ってきました。平成26年度は、凍結粉碎による実証実験に基

づき、事業者と連携し商品開発に向けて取り組んでまいります。

(4) 都市基盤・生活環境の整備

南上原土地区画整理事業の推進

平成26年度は、琉球大学側の既成市街地の築造工事、物件の移転補償など、約3億9千万円の事業を予定しています。

地区内の土地利用については、住宅建築も増加しており、平成25年は、91件の申請がありました。平成25年4月に中城南小学校開校、平成26年5月に糸蒲公園が供用開始されます。また、平成26年10月には上村病院が開院予定であることから更なる人口増加が見込まれます。今後も良好な居住環境の整備を図ってまいります。

保留地処分状況につきましては、平成26年2月現在、全体の70%、45億3千万円を処分しています。平成26年度においても、沖縄県宅地建物取引業協会・ハウスメーカーと連携し民間のノウハウの活用、またインターネットによる保留地情報の発信を行い保留地販売促進に努めてまいります。

住宅政策

本村は地形的に台地地域と平坦地域に分断されており、台地地域におきましては南上原土地区画整理事業により、人口が増加しております。

一方で、平坦地域におきましては地域のすべてが市街化調整区域となっていることから、人口も横ばいの状況が続いております。

今後、平坦地域における人口増加を推進していく必要があることから都市計画法第34条第11号並びに第12号の緩和区域について、積極的に村内外に発信してまいります。

併せて、農住政策の一環として県と優良田園住宅制度やその他の住宅政策の可能性も検討していきたいと考えております。

公園の整備

吉の浦公園をはじめ、村内の都市公園施設を公園長寿命化計画に基づき維持・管理に努めてまいります。

また、南上原系蒲公園が平成26年度から供用開始をいたします。更に、南上原土地区画整理地区内街区公園につきましても、計画の7ヶ所中、5ヶ所は整備済みで、残り2ヶ所についても計画的に整備してまいります。

道路、河川、排水路の整備

道路や集落環境の整備は、年次的に進めておりますが、平成26年度につきましても、引き続き登又地内における村道中城城跡線改良事業の用地買収、物件補償を実施します。平成26年2月末現在での用地買収につきましては、約85%、工事に関しましては約42%の進捗となっており、平成28年度事業完了を目指しております。

久場・泊地域の道路整備として、(仮称)久場前浜原線の整備に着手し、久場・泊地域の市街化区域の編入も積極的に進めてまいります。

更に、新規採択事業として、村道若南線道路改良整備に取り組んでまいります。

村道、農道、河川、排水路の維持管理など、安全で快適な環境づくりに努めるため、集落内の道路・排水路など、地域が協同で整備できる部分は、資材を提供する地域支援事業を行ってまいります。

農道の整備につきましては、平成25年度に採択した農業基盤整備促進事業にもとづき、当間土地改良地区の農道舗装を平成26年度も継続して順次整備を進めてまいります。

上水道の整備

上水道の整備につきましては、南上原土地区画整理地区及び中城城跡線において道

路整備の進捗に合わせて、新設の配水管布設工事を実施し、屋宜地区においては、老朽化した配水管の布設替え工事を実施いたします。

上水道の整備により、安心、安全で安定した水道の供給を目指しながら、有収率の向上にも努めてまいります。

下水道の整備

昨年に引き続き、南上原土地区画整理地区内の下水道管布設工事及び詳細設計を行います。

現在の下水道の接続可能区域は、字伊集～字添石及び南上原土地区画整理地区の一部区域142ha供用開始を行っており、使用可能世帯数2,289世帯に対して使用世帯が680世帯で、接続率は29.7%と県内でも、依然低い接続率となっています。

接続可能区域においては、下水道接続が住民の義務となっております。

今後も、下水道法及び中城村下水道条例に基づき、接続可能区域の住民の方々へ、下水道への接続が義務であることを周知徹底し、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上の観点から、下水道の必要性について周知を図るとともに、「中城村公共下水道接続促進補助金制度」の周知も併せて行い、接続率の向上に努めてまいります。

緑化の推進

森林は、村土の保全や地下水の保水機能、大気の浄化作用を有し、人間生活と密接な関係にあることから、今後も保全に努めます。また、沖縄の県花であるデイゴの保全のため病害虫対策を行い、更に自治会や地域への緑化事業も推進してまいります。

公共交通の充実

平成25年度国土交通省補助事業を活用して、本村における公共交通の状況調査や利用実態、住民や交通弱者などのニーズを把

握し、公共交通の課題を整理した上で、新たな公共交通手段の導入への足掛かりとしてコミュニティバスの実験運行を行いました。

平成26年度は、昨年の実験運行の結果と住民ニーズなどを反映した、数ヶ月の実証運行を行うために「過疎集落等自立再生対策事業」や「地域公共交通調査等事業」などの補助事業の採択に向けて取り組んでまいります。

交通安全対策の推進

交通安全の推進につきましては、平成25年9月、村内において2件の二輪車交通死亡事故が発生したため、二輪車交通事故抑止総決起大会を行いました。

年々村の人口が増加していることから、これまで以上に関係機関・団体と連携・協力を得ながら、春・夏・秋・年末年始の年4回の交通安全運動を展開し、飲酒運転の危険性・反社会性を周知するための広報誌・ポスター・防災無線などを活用した飲酒運転根絶を目指します。また、道路維持管理パトロールを継続実施し、道路維持管理の徹底を図り、反射鏡、街灯、ガードレールなど、交通安全施設を設置し、危険箇所の改善に取り組んでまいります。

中城らしい風景づくり

平成22年度より、中城の顔づくりとして、特色ある街並を形成するため景観計画の策定を進めてまいりました。平成26年度は、村民、事業者、行政等それぞれの主体が景観づくりを進めるうえで共有できる目標や方向性を示すため、条例制定に向けて取り組んでまいります。

ごみ対策と環境衛生の向上

近年の人口増と産業活動の進展に伴い、ごみの排出量は増加傾向にあります。

ごみの減量化及び分別収集を推進するこ

とにより、ごみ処理の効率化や再資源化に努め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

また、中城村は豊かな自然を有する反面、山野や民家の少ない地域へ、ごみの不法投棄が後を絶たないため、特に不法投棄の多発する場所への監視カメラ等の設置を進めるとともに、職員によるパトロールも継続的に強化してまいります。

生活排水に関しては、快適な住環境の整備、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道の整備や住宅用合併処理浄化槽設置者への補助事業を進めてまいります。

リサイクルの推進

人口の増加や生活環境の多様化、事業活動の進展等に伴い、ごみは増加傾向にあります。ごみを減らす(リデュース)・繰り返し使う(リユース)・再資源化する(リサイクル)の3R及び適正な処理を基本理念とし、循環型社会の形成に向けた取組みを推進してまいります。

墓地対策

墓地の設置には許可が必要で、原則として許可は、市町村・宗教法人・公益法人のみとなっておりますが、沖縄県は風習上の理由から個人による墓地の設置も例外的に認められております。平成23年度から沖縄県知事から村長へ、許可に関する権限が移譲されました。しかし、墓地の無許可経営や本来禁止されている墓地の分譲販売と見受けられるケース、無秩序な散在化による土地利用及び景観の悪化が課題となっております。今後も中城村墓地等の経営の許可等に関する条例及び村墓地基本計画に基づき、墓地立地の適正な誘導及び指導に努めてまいります。

し尿処理の東部清掃施設組合への移行

これまでし尿処理を行っておりました、し尿処理施設については、施設の老朽化が著しく、新たな処理施設の建設が課題となっておりましたが、平成24年5月に東部清掃施設組合による広域し尿処理施設新設計画へ加入し、平成26年11月の運転開始に伴い、同組合へし尿処理を移行する予定であります。これにより、処理の更なる適正化・効率化が推進されることになると考えております。

基地対策

キャンプ・ハンセンに墜落した、米空軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故による軍人死亡という大惨事後も、事故説明もないうまま淡々と欠陥機オスプレイの普天間飛行場への完全配備がなされました。

基地の犠牲や負担を押しつけている構造的差別が変わることなく今なお続いております。沖縄軽視の構造的差別に対し、日米両政府に、ウチナンチュの尊厳を強く守るためにもオスプレイの即時撤去、普天間基地の「県外移設」、日米地位協定の全面改定を訴えてまいります。

本村は、基地のない村でありながら、普天間飛行場離発着の米軍機が、日常的に本村上空を低空飛行し、恐怖と騒音被害をまき散らし通過している現状があります。本村は、地上における米軍基地は所在しないものの、米軍機の通過ポイントであるキロ、タンゴ・ポイントがあるために、米軍基地の所在する市町村となんら変わらない同様の基地関連被害を受けている状況から、「防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律」第9条で定める『特定防衛施設関連市町村』の指定に向け取り組んでまいります。

広域火葬場・斎場建設の推進

中城村、宜野湾市、西原町、北谷町、北

中城村の5構成市町村で検討してきました『(仮称)中部南地区火葬場・斎場建設』については、昨年末の5市町村長会議において、本村内の1か所を候補地として絞り込みました。

平成26年度は、候補地であります地元の合意形成への取組と施設規模及び事業費の精査、財源の確保など詳細に検討を重ね、その上で候補地の最終決定と構成市町村決定のスケジュールとなっております。今後も広域火葬場・斎場の建設計画に精力的に取り組み、早期実現へ向け進めてまいります。

(5) 防災危機管理体制の推進

防災対策の推進

村民への防災意識向上のための取り組み、各地域における自主防災組織の設立支援、海抜表示板の増設や備蓄食糧の整備に努めます。更には職員の防災対策研修や自主防災会、自治会と連携して防災訓練の実施を検討してまいります。

また、防災基盤整備の一環として、防災情報を迅速かつ確実に村民に伝達する情報伝達手段の多様化に向けた整備を推進してまいります。

防犯対策の強化

村内各種団体・事業所、地域住民との協働による「ちゅらさん運動」を推進するとともに、宜野湾警察署と連携したパトロールの強化や啓発活動による地域安全意識の高揚を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

消防救急業務の確立

消防、救急、救助活動は火災の警戒・鎮圧などの警防活動をはじめ、火災予防広報・予防査察、防火管理者の指導・育成及び救急業務の高度化、消防施設など消防力の充実強化を推進するとともに、実践的で

実効性のある教育訓練をとおり住民福祉の向上に取り組んできたところであります。

また、高度情報化時代に伴い、「電波法関係審査基準」の改正が行われ、平成28年5月31日までにアナログ無線からデジタル無線に移行することが義務づけられています。現在、県内関係機関が加入する「沖縄県消防通信指令施設運営協議会」で消防救急デジタル無線整備事業と（仮称）沖縄県消防共同指令センター整備事業を共同整備していくことで協定書の締結がなされたことに伴い、平成28年4月の運用開始にむけて取り組んでまいります。

その他の防災危機管理

不測の事態から村民の生命を守るため、村職員が一体となった危機管理体制を構築することを目的に、救急蘇生法（人工呼吸、AED使用）の講習会をハートライフ病院の協力で全職員が受講しました。

平成26年度は、振り込め詐欺へ対応するための「迷惑電話チェッカー」モニターの募集と行政機関及び避難所などが相互の連絡がとれるように防災用電話の設置を行います。

（6）平和行政・交流事業の推進

平和行政の推進

平和憲法を堅持するとともに、1985年に宣言された「中城村非核宣言」のもと、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願ってまいります。

戦争の風化が懸念される中、本村の戦没者の冥福と世界の恒久平和を祈るため開催される「中城村全戦没者慰霊祭」を今年も執り行います。

平和教育におきましては、戦争の悲惨さと平和の尊さを学ぶ目的で、被爆地長崎県で開催される平和祈念式典と青少年ピースフォーラムに平和学習交流団として中学生

を派遣いたします。

国際交流・地域間交流の推進

平成8年度から実施しております海外移住者子弟研修生受入事業につきましては、平成25年度までに52名の研修生を受け入れてまいりました。

南米各国の村人会と中城村との友好交流の架け橋となる人材を育成し、南米各国の更なる発展のため、平成26年度も引き続き受入事業を継続いたします。

千葉県旭市とは平成24年より姉妹都市提携を結んでおり、これからも両市村の友好と親善に繋げるため多岐に亘る交流を図ってまいります。

男女共同参画社会の実現・人権啓発活動

男女共同参画社会の推進に向け、役場内及び関係機関における意識の高揚を図ります。

女性に対する暴力（DV）の相談など、男女がその性差を互いに尊重し合い、協力して生活できるよう取り組みます。

平成25年度から、人権相談所の名称を「困りごと相談所」として年4回から年6回に増やすとともに、住民が活用しやすい雰囲気づくりに努めておりますが、今後も「みんなで築こう 人権の世紀 考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心」を目標に人権擁護委員と連携を図りながら人権尊重の高揚を図って参ります。

（7）行財政運営の確立

行政組織の強化

行政組織の強化につきましては、社会環境の変化に伴う行政課題を的確に把握し、村民ニーズに柔軟に対応できる行政組織を構築するため、職員の資質向上と能力開発の強化に取り組んでまいります。

主な取り組みとして、組織内の横断的連携・協力体制の強化やコスト意識向上など、

行政運営から行政経営への意識改革を推進するため、専門的知識と実践能力を高める研修等への派遣や、自学を促進するため取り組みとして実施計画策定を検討いたします。

さらに職員の政策形成能力の向上を目指し、村や職場の課題を議論できる場を作り、解決に導く力をつけていくための組織づくりを検討して行きたいと考えております。

庁舎建設の推進

庁舎建設は、喫緊の課題であります。築48年が経過し、老朽化、狭隘化により住民サービスに不便をきたしております。平成26年度は建設候補地などの検討をしております。

各種団体の創設と活動強化の推進

地域づくりを進めるには、村民が主体となって、自主的に幅広い活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成が重要です。

平成25年度から自治会活動活性化事業や自主防災組織運営に対して、助成を行ってまいりましたが、各自治会が住みよい地域づくりと自主的な地域活動を促進するために、今後とも助成を行ってまいります。

広報・広聴の充実

行政情報の伝達を正確かつ全ての住民に隅々まで伝達して行くために、事務委託者の活用、広報紙、村ホームページ、防災無線等、全ての手法を活用し、村民への行政情報の周知徹底を図ります。特に、非常災害及び緊急時の情報については、迅速かつ正確に村民に情報伝達が行えるよう努めてまいります。

本村の広報紙である広報なかぐすくは、毎月発行し村内各世帯に配布しておりますが、今後も村民に親しめる紙面づくりと内容の充実を図り、行政情報等を住民に向け、

わかりやすく発信いたします。

昨年リニューアルしました村ホームページを活用して、行政情報を分かりやすく掲載するとともに、様々な地域に本村の魅力を知っていただき、国際化社会、世界へ向けた観光PRを行うため、多言語による情報発信を行ってまいります。

広聴については、行政区単位の行政懇談会の開催、各種委員会や住民会議などの委員の公募制を活用した住民参画を図ってまいります。

また、情報公開制度の活用、窓口相談、ホームページでの意見募集なども推進するとともに、各種団体との対話を積極的に実施いたします。

情報化の推進と情報保護の強化

本村の各情報システムで取り扱っている情報は、外部への漏洩が発生した場合に、極めて重大な結果を招く情報が多数含まれております。そのため、これら情報資産について、システム上の技術的脅威及び人的脅威などあらゆる脅威に対する予防策、抑止策、発見並びに回復について、組織的かつ計画的に取り組まなければなりません。また、平成26年度は、社会保障・税番号制度に向けた基幹システムの改修を控えております。このことから、村民の財産やプライバシーなどを守るために、より一層事務の安全かつ安定的な運営を行ってまいります。これまでも、本村の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策として、機能強化の整備を行ってまいりました。今後もその取り組みについて強化してまいります。また、中城村情報セキュリティ管理委員会並びに中城村ICT推進チームを活用し、これまで以上に情報通信技術に関する職員のスキルアップに取り組んでまいります。

昨年、政府が世界最先端IT国家創造宣言を発表しましたが、本村においても宣言に基づきIT利活用の検討を行ってまいります。

村税の徴収強化

村財政の安定的な運営充実を図るためには、主財源である村税を確保することは重要であります。国の景気情勢はやや回復傾向にありますが、住民としては、未だ厳しい状況で回復の実感が薄く納税者の負担感増は否めません。こうした状況下、地域・住民福祉の向上と効率的な行政運営を行うため、税の重要性と納期限納付の必要性について住民の理解と協力をいただきながら、税の公平・公正を堅持し、引き続き村税収拡大に努めてまいります。

特に徴収対策として国税・県税と連携をしながら、徹底した財産調査の実施、預金の差押え、タイヤロック実施などの滞納処分の強化を図り、一層の税収確保に努めてまいります。

また、納税者が「いつでも・どこからでも・納めやすい」納付の機会、手段を拡充し、納期内納付の確保と徴収率の向上を図るため村民税・固定資産税・軽自動車税のコンビニエンスストアでの収納サービスを平成26年度から実施いたします。

財政運営の効率化

本村の財政状況は、歳入面においては南上原土地区画整理事業の進捗による人口の増加や、沖縄電力（株）による吉の浦火力発電所への設備投資による償却資産の増加で、自主財源の柱である村税が伸びております。しかしながら地方交付税は、国の概算要求の状況や本村の基準財政収入額の増により減額が見込まれ、一般財源は依然として厳しい状況にあるといえます。

歳出面におきましては、慣例にとらわれ

ることなく、更なる創意工夫による事務事業の徹底した見直しを引き続き行います。

新規事業としては、Jアラート連動緊急速報メールシステム整備を行い、緊急時に確実な情報を村民に伝え、多くの人々を災害から守ります。また、保護者の負担軽減を図ることを目的に第3子以降の学校給食費助成事業、（仮称）護佐丸歴史資料図書館の整備事業などについて予算編成を致しました。

村民の要請に応えていくためには、今後とも徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化の確保に留意しつつ、村全体の創造性・自律性を高め、活力ある施策の展開が可能となるよう、限られた財源の中で、最大限の効果が得られるよう財政運営に努めてまいります。

4. おわりに

このような状況に基づき編成しました一般会計予算案並びに特別会計予算案は次のとおりであります。

会 計 名	予 算 額
一般会計予算	6,671,471千円
国民健康保険特別会計予算	2,406,231千円
後期高齢者医療特別会計予算	114,257千円
土地区画整理事業特別会計予算	451,101千円
公共下水道特別会計予算	348,857千円
汚水処理施設管理事業特別会計予算	3,607千円
水道事業会計予算	545,362千円
合 計	10,540,886千円

以上、平成26年度の施政方針について所信を申し述べてまいりましたが、ご提案しました諸施策が完全執行できるよう組織の総力を結集して取り組む所存であります。議員各位並びに、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年 3月 7日

中城村長 浜田 京介

議長 比嘉明典 以上で施政方針を終わります。

休憩します。

休 憩（ 1 1 時 5 0 分）

~~~~~

再 開（ 1 3 時 3 0 分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第6 議案第2号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第2号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第2号

#### 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年 3月 7日 提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

#### 提 案 理 由

沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与を改定する必要がある。

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則（平成18年12月19日条例第19号）<br/>（号給の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年中城村条例第21号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（村長が定める職員を除く。）には、<u>平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額（給与条例附則第6項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額。以下この項において「差額相当額」という。）から10,000円を超える場合に限りその超える額を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額が20,000円を超える場合に限りその超える額を給料として支給する。</u></p> | <p>附 則（平成18年12月19日条例第19号）<br/>（号給の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（中城村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年中城村条例第21号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（村長が定める職員を除く。）には、<u>給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第6項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）</u>を給料として支給する。</p> |

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（13時32分）

~~~~~

再 開（13時35分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第7 議案第3号 中城村水道事業企業

職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第3号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第3号

中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年中城村条例第15号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月7日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年中城村条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（住居手当） 第5条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 （1）（略）</p>	<p>（住居手当） 第5条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。 （1）（略） （2）<u>当該職員の所有に係る住宅（管理者が指定するものを含む。）のうち当該職員その他管理者が定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</u></p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第4号 特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。
村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第4号 特別職の職員
で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例について御提案申し上
げます。

議案第4号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）
の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定
により議会の議決を求める。

平成26年3月7日提出

中城村長 浜田京介

提 案 理 由

専門職の嘱託員の配置が必要であるため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する必要がある。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年中城村条例第16号）の一部
を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表1（第2条関係）			別表1（第2条関係）		
職名	報酬の額	旅費の額（県内）	職名	報酬の額	旅費の額（県内）
（略）			（略）		
図書館司書業務嘱託員	月額 180,000円以内		図書館司書業務嘱託員	月額 180,000円以内	
学芸員業務嘱託員	月額 180,000円以内				
農業指導業務嘱託員	月額 200,000円以内				

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終

わります。

日程第9 議案第5号 中城村選挙公報の発

行に関する条例を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第5号 中城村選挙公報の発行に関する条例について御提案申し上げます。

議案第5号

中城村選挙公報の発行に関する条例

中城村選挙公報の発行に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

公職選挙法第172条の2の規定に基づき、中城村議会の議員及び中城村長の選挙において、選挙公報の発行を行うため、条例を制定する必要がある。

中城村選挙公報の発行に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定により、中城村議会議員及び中城村長の選挙（以下「選挙」という。）における選挙公報の発行について、必要な事項を定めるものとする。

（選挙公報の発行）

第2条 中城村選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、選挙が執行される時は、当該選挙の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見等及び写真を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行する。

（掲載文の申請）

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等及び写真の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会の指定する期日までに、委員会へ文書で申請しなければならない。

2 前項の掲載文については、候補者は、その責任を自覚し、他人の名誉を傷つけ若しくは、善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。

（選挙公報の発行手続）

第4条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、その掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 1の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見等及び写真を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。
(選挙公報の配布)

第5条 選挙公報は、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登載された者の属する各世帯に対し、その選挙の期日の前日までに、配布するものとする。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、前項の配布に代わる方法をもって、同項の配布に代えることができる。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別な事情があるときは、選挙公報の発行の手續は、中止する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第6号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第6号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第6号

中城村漁港管理条例の一部を改正する条例

中城村漁港管理条例(昭和55年中城村条例第6号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月7日提出

中城村長 浜田京介

提 案 理 由

消費税増税（８％）に伴う甲種漁港施設使用料の変更が必要であるため、中城村漁港管理条例を改正する必要がある。

中城村漁港管理条例の一部を改正する条例

中城村漁港管理条例（昭和55年中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表1（第14条関係）				別表1（第14条関係）			
施設の種類	区分	単位	金額	施設の種類	区分	単位	金額
1 岸壁、物揚場、船揚場等係留施設及び護岸、突堤、波除堤等外郭施設（3に掲げる施設は除く。）	総トン数5トン未満の船舶	一隻当たり1日につき	108円	1 岸壁、物揚場、船揚場等係留施設及び護岸、突堤、波除堤等外郭施設（3に掲げる施設は除く。）	総トン数5トン未満の船舶	一隻当たり1日につき	105円
	総トン数5トン以上20トン未満の船舶	一隻当たり1日につき	216円		総トン数5トン以上20トン未満の船舶	一隻当たり1日につき	210円
	総トン数20トン以上100トン未満の船舶	一隻当たり1日につき	432円		総トン数20トン以上100トン未満の船舶	一隻当たり1日につき	420円
	総トン数100トン以上500トン未満の船舶	一隻当たり1日につき	2,160円		総トン数100トン以上500トン未満の船舶	一隻当たり1日につき	2,100円
	総トン数500トン以上の船舶	一隻当たり1日につき	5,400円		総トン数500トン以上の船舶	一隻当たり1日につき	5,250円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第7号 中城村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第7号 中城村農村情

報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について御提案申し上げます。

議案第7号

中城村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

中城村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例（平成2年中城村条例第9号）を別紙のとおり廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月7日提出

中城村長 浜田 京介

〔提案理由〕

国が推奨する防災行政無線のデジタル化推進に伴い、沖縄県土砂災害防災行政無線設備を設置したため、アナログである中城村農村情報連絡施設を撤去したことにより本条例を廃止する必要がある。

中城村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

中城村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例（平成2年中城村条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第8号 中城村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第8号 中城村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第8号

中城村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

中城村社会教育委員に関する条例（昭和60年中城村条例第11号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月7日提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

社会教育委員の委嘱基準の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

中城村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

中城村社会教育委員に関する条例（昭和60年中城村条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委員の定数) 第3条 委員の定数は、8人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、 <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の内</u> から、教育委員会が委嘱する。	(委員の定数) 第3条 委員の定数は、8人とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の内から、教育委員会が委嘱する。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第9号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第9号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第9号

中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業の設置等に関する条例（昭和48年中城村条例第12号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年 3月 7日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

給水人口の増加に伴い、中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中城村水道事業の設置等に関する条例（昭和48年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第2条 (略) 2 (略) 3 給水人口は、 <u>20,700人</u> とする。 4 (略)	(経営の基本) 第2条 (略) 2 (略) 3 給水人口は、 <u>19,200人</u> とする。 4 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第10号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第10号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第5号）について御提案申し上げます。

議案第10号

平成25年度中城村一般会計補正予算（第5号）

平成25年度中城村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,454千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,250,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成26年3月7日提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村税		1,740,200	26,000	1,766,200
	1 村民税	661,795	21,000	682,795
	3 軽自動車税	50,206	1,000	51,206
	4 村たばこ税	89,066	4,000	93,066
3 利子割交付金		7,912	4,248	3,664
	1 利子割交付金	7,912	4,248	3,664
4 配当割交付金		1,333	132	1,465
	1 配当割交付金	1,333	132	1,465
5 株式等譲渡所得割交付金		446	2,500	2,946
	1 株式等譲渡所得割交付金	446	2,500	2,946
6 地方消費税交付金		122,843	2,054	120,789
	1 地方消費税交付金	122,843	2,054	120,789
7 ゴルフ場利用税交付金		28,181	5,604	22,577
	1 ゴルフ場利用税交付金	28,181	5,604	22,577
8 自動車取得税交付金		7,808	2,109	9,917
	1 自動車取得税交付金	7,808	2,109	9,917
10 地方交付税		1,616,304	1,998	1,618,302
	1 地方交付税	1,616,304	1,998	1,618,302
12 分担金及び負担金		2,864	42	2,822
	2 負担金	2,863	42	2,821
14 国庫支出金		794,495	7,388	801,883
	1 国庫負担金	521,757	7,441	529,198
	2 国庫補助金	269,638	53	269,585

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,068,511	7,306	1,075,817
	1 県負担金	251,739	6,860	258,599
	2 県補助金	786,169	499	786,668
	3 委託金	30,603	53	30,550
17 寄附金		2	3,649	3,651
	1 寄附金	2	3,649	3,651
20 諸収入		79,467	680	78,787
	4 雑入	72,719	680	72,039
歳 入 合 計		6,212,147	38,454	6,250,601

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		107,440	600	106,840
	1 議会費	107,440	600	106,840
2 総務費		847,612	780	848,392
	1 総務管理費	703,496	4,567	708,063
	2 徴税費	97,761	2,172	95,589
	3 戸籍住民基本台帳費	34,857	1,532	33,325
	5 統計調査費	1,204	0	1,204
	6 監査委員費	1,587	83	1,504
3 民生費		1,728,062	89,051	1,817,113
	1 社会福祉費	964,340	71,814	1,036,154
	2 児童福祉費	763,722	17,237	780,959
4 衛生費		785,475	14,266	771,209
	1 保健衛生費	359,368	9,275	350,093
	2 清掃費	425,189	4,991	420,198
6 農林水産業費		248,006	1,260	249,266
	1 農業費	192,505	1,260	193,765
7 商工費		136,097	24,388	111,709
	1 商工費	136,097	24,388	111,709

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		602,940	6,421	596,519
	2 道路橋梁費	169,732	1,423	168,309
	3 河川費	43,761	300	43,461
	4 都市計画費	260,471	3,018	257,453
	5 下水道費	114,458	1,680	112,778
9 消防費		232,101	11,307	243,408
	1 消防費	232,101	11,307	243,408
10 教育費		959,215	11,825	947,390
	1 教育総務費	115,783	1,647	114,136
	2 小学校費	159,903	7,259	152,644
	3 中学校費	68,430	1,451	69,881
	4 幼稚園費	48,799	21	48,820
	5 社会教育費	316,594	1,741	314,853
	6 保健体育費	249,706	2,650	247,056
12 公債費		541,176	6,444	534,732
	1 公債費	541,176	6,444	534,732
歳 出 合 計		6,212,147	38,454	6,250,601

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	障害者自立支援給付支払等システム事業	千円 1,985
	2 児童福祉費	子ども子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業	4,083
6 農林水産業費	1 農業費	農業基盤整備促進事業	13,110
		久場地区土砂崩壊防止業務	38,400
7 商工費	1 商工費	マリンレジャーゾーン施設設計業務	3,906
8 土木費	2 道路橋梁費	村道中城城跡線改良舗装事業	12,582
		道路ストック総点検事業	8,200
		登又排水路整備事業	22,716

款	項	事業名	金額
	4 都市計画費	南上原土地区画整理事業	51,299
		糸蒲公園整備事業	46,755
10 教育費	5 社会教育費	吉の浦会館駐車場フェンス整備工事	6,615

めくっていただきまして、1ページのほうから読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。まず歳入の款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げさせていただきます。

1 款村税、1 項村民税、補正前の額 6 億 6,179万5,000円、補正額2,100万円、合計で 6 億8,279万5,000円。3 項軽自動車税、補正前の額5,020万6,000円、補正額100万円、合計で 5,120万6,000円。4 項村たばこ税、補正前の額 8,906万6,000円、補正額400万円、合計で9,306万6,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、補正前の額791万2,000円、補正額424万8,000円の減額補正、合計で366万4,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、補正前の額133万3,000円、補正額13万2,000円、合計で146万5,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、補正前の額44万6,000円、補正額250万円、合計で294万6,000円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、補正前の額 1 億2,284万3,000円、補正額 205万4,000円の減額補正、合計で 1 億2,078万9,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、補正前の額2,818万1,000円、補正額560万4,000円の減額補正、合計で2,257万7,000円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税

交付金、補正前の額780万8,000円、補正額210万9,000円、合計で991万7,000円。

10款地方交付税、1 項地方交付税、補正前の額16億1,630万4,000円、補正額199万8,000円、合計で16億1,830万2,000円。

12款分担金及び負担金、2 項負担金、補正前の額286万3,000円、補正額 4 万2,000円の減額補正、合計で282万1,000円。

14款国庫支出金、1 項国庫負担金、補正前の額 5 億2,175万7,000円、補正額744万1,000円、合計で 5 億2,919万8,000円。2 項国庫補助金、補正前の額 2 億6,963万8,000円、補正額 5 万3,000円の減額補正、合計で 2 億6,958万5,000円。

15款県支出金、1 項県負担金、補正前の額 2 億5,173万9,000円、補正額686万円、合計で 2 億5,859万9,000円。2 項県補助金、補正前の額 7 億8,616万9,000円、補正額49万9,000円、合計で 7 億8,666万8,000円。3 項委託金、補正前の額3,060万3,000円、補正額 5 万3,000円の減額補正、合計で3,055万円。

17款寄附金、1 項寄附金、補正前の額2,000円、補正額364万9,000円、合計で365万1,000円。

20款諸収入、4 項雑入、補正前の額7,271万9,000円、補正額68万円の減額補正、合計で 7,203万9,000円。

歳入合計、補正前の額62億1,214万7,000円、補正額3,845万4,000円、合計で62億5,060万1,000円。

続いて歳出でございます。1 款議会費、1 項

議会費、補正前の額 1 億744万円、補正額60万円の減額補正、合計で 1 億684万円。

2 款総務費、1 項総務管理費、補正前の額 7 億349万6,000円、補正額456万7,000円、合計で 7 億806万3,000円。2 項徴税費、補正前の額 9,776万1,000円、補正額217万2,000円の減額補正、合計で9,558万9,000円。3 項戸籍住民基本台帳費、補正前の額3,485万7,000円、補正額 153万2,000円の減額補正、合計で3,332万5,000円。5 項統計調査費、補正前の額120万4,000円、補正額はゼロ、そのまま120万4,000円。6 項監査委員費、補正前の額158万7,000円、補正額 8 万3,000円の減額補正、合計で150万4,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、補正前の額 9 億6,434万円、補正額7,181万4,000円、合計で 10億3,615万4,000円。2 項児童福祉費、補正前の額 7 億6,372万2,000円、補正額1,723万7,000円、合計で 7 億8,095万9,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、補正前の額 3 億5,936万8,000円、補正額927万5,000円の減額補正、合計で 3 億5,009万3,000円。2 項清掃費、補正前の額 4 億2,518万9,000円、補正額499万 1,000円の減額補正、合計で 4 億2,019万8,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、補正前の額 1 億9,250万5,000円、補正額126万円、合計で 1 億9,376万5,000円。

7 款商工費、1 項商工費、補正前の額 1 億 3,609万7,000円、補正額2,438万8,000円の減額補正、合計で 1 億1,170万9,000円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、補正前の額 1 億6,973万2,000円、補正額142万3,000円の減額補正、合計で 1 億6,830万9,000円。3 項河川費、補正前の額4,376万1,000円、補正額30万円の減額補正、合計で4,346万1,000円。4 項都市計画費、補正前の額 2 億6,047万1,000円、補正額 301万8,000円の減額補正、合計で 2 億5,745万 3,000円。5 項下水道費、補正前の額 1 億1,445

万8,000円、補正額168万円の減額補正、合計で 1 億1,277万8,000円。

9 款消防費、1 項消防費、補正前の額 2 億 3,210万1,000円、補正額1,130万7,000円、合計で 2 億4,340万8,000円。

10款教育費、1 項教育総務費、補正前の額 1 億1,578万3,000円、補正額164万7,000円の減額補正、合計で 1 億1,413万6,000円。2 項小学校費、補正前の額 1 億5,990万3,000円、補正額 725万9,000円の減額補正、合計で 1 億5,264万 4,000円。3 項中学校費、補正前の額6,843万円、補正額145万1,000円、合計で6,988万1,000円。

4 項幼稚園費、補正前の額4,879万9,000円、補正額 2 万1,000円、合計で4,882万円。5 項社会教育費、補正前の額 3 億1,659万4,000円、補正額174万1,000円の減額補正、合計で 3 億1,485 万3,000円。6 項保健体育費、補正前の額 2 億 4,970万6,000円、補正額265万円の減額補正、合計で 2 億4,705万6,000円。

12款公債費、1 項公債費、補正前の額 5 億 4,117万6,000円、補正額644万4,000円の減額補正、合計で 5 億3,473万2,000円。

歳出合計、補正前の額62億1,214万7,000円、補正額3,845万4,000円、合計で62億5,060万 1,000円。

続いて第 2 表繰越明許費でございます。款、項、事業名、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、障害者自立支援給付支払等システム事業、198万5,000円。2 項児童福祉費、子ども子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業、408万3,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、農業基盤整備促進事業、1,311万円。同じく、久場地区土砂崩壊防止事業、3,840万円。

7 款商工費、1 項商工費、マリンレジャーゾーン施設設計業務、390万6,000円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、村道中城城跡

線改良舗装事業、1,258万2,000円。道路ストック総点検事業、820万円。登又排水路整備事業、2,271万6,000円。4項都市計画費、南上原土地区画整理事業、5,129万9,000円。糸蒲公園整備事業、4,675万5,000円。

10款教育費、5項社会教育費、吉の浦会館駐車場フェンス整備工事、661万5,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（14時01分）

~~~~~

再開（14時26分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（14時26分）

~~~~~

再開（14時37分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第15 議案第11号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第11号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第11号

平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,071千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,438,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		344,057	4,687	348,744
	1 国民健康保険税	344,057	4,687	348,744

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,003,894	67,473	936,421
	1 国庫負担金	532,777	50,191	582,968
	2 国庫補助金	471,117	117,664	353,453
5 療養給付費交付金		97,112	3,114	93,998
	1 療養給付費交付金	97,112	3,114	93,998
7 県支出金		168,107	387	168,494
	1 県負担金	20,262	2,969	17,293
	2 県補助金	147,845	3,356	151,201
9 共同事業交付金		425,730	11,058	436,788
	1 共同事業交付金	425,730	11,058	436,788
11 繰入金		200,001	81,526	281,527
	1 他会計繰入金	200,000	81,526	281,526
歳 入 合 計		2,441,892	27,071	2,438,963

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		38,568	418	38,150
	1 総務管理費	28,731	408	28,323
	2 徴税费	9,739	40	9,779
	4 趣旨普及費	50	50	0
2 保険給付費		1,455,832	51,408	1,507,240
	1 療養諸費	1,242,380	57,750	1,300,130
	2 高額療養費	196,140	6,342	189,798
3 後期高齢者支援金等		300,989	0	300,989
	1 後期高齢者支援金等	300,989	0	300,989
6 介護納付金		145,294	0	145,294
	1 介護納付金	145,294	0	145,294
7 共同事業拠出金		408,752	22,041	386,711
	1 共同事業拠出金	408,752	22,041	386,711
8 保健事業費		25,101	878	24,223
	1 特定健康診査等事業費	12,115	408	11,707
	2 保健事業費	12,986	470	12,516

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸支出金		27,029	1,000	26,029
	1 償還金及び還付加算金	27,028	1,000	26,028
歳 出 合 計		2,411,892	27,071	2,438,963

ページをめくっていただきまして、歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、補正前の額 3 億 4,405 万 7,000 円、補正額 468 万 7,000 円、合計で 3 億 4,874 万 4,000 円。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、補正前の額 5 億 3,277 万 7,000 円、補正額 5,019 万 1,000 円、合計で 5 億 8,296 万 8,000 円。2 項国庫補助金、補正前の額 4 億 7,111 万 7,000 円、補正額 1 億 1,766 万 4,000 円の減額補正、合計で 3 億 5,345 万 3,000 円。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、補正前の額 9,711 万 2,000 円、補正額 311 万 4,000 円の減額補正、合計で 9,399 万 8,000 円。

7 款県支出金、1 項県負担金、補正前の額 2,026 万 2,000 円、補正額 296 万 9,000 円の減額補正、合計で 1,729 万 3,000 円。2 項県補助金、補正前の額 1 億 4,784 万 5,000 円、補正額 335 万 6,000 円、合計で 1 億 5,120 万 1,000 円。

9 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、補正前の額 4 億 2,573 万円、補正額 1,105 万 8,000 円、合計で 4 億 3,678 万 8,000 円。

11 款繰入金、1 項他会計繰入金、補正前の額 2 億円、補正額 8,152 万 6,000 円、合計で 2 億 8,152 万 6,000 円。

歳入合計、補正前の額 24 億 1,189 万 2,000 円、補正額 2,707 万 1,000 円、合計で 24 億 3,896 万 3,000 円。

歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、補正前の額 2,873 万 1,000 円、補正額 40 万 8,000 円の減額補正、合計で 2,832 万 3,000 円。2 項徴税费、補正前の額 973 万 9,000 円、補正額

4 万円、合計で 977 万 9,000 円。4 項趣旨普及費、補正前の額 5 万円、補正額 5 万円の減額補正でゼロ。2 款保険給付費、1 項療養諸費、補正前の額 12 億 4,238 万円、補正額 5,775 万円、合計で 13 億 13 万円。2 項高額療養費、補正前の額 1 億 9,614 万円、補正額 634 万 2,000 円の減額補正、合計で 1 億 8,979 万 8,000 円。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、補正前の額 3 億 98 万 9,000 円、補正額はゼロ、同じく 3 億 98 万 9,000 円。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、補正前の額 1 億 4,529 万 4,000 円、補正額ゼロ、合計も同じでございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、補正前の額 4 億 875 万 2,000 円、補正額 2,204 万 1,000 円の減額補正、合計で 3 億 8,671 万 1,000 円。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、補正前の額 1,211 万 5,000 円、補正額 40 万 8,000 円の減額補正、合計で 1,170 万 7,000 円。2 項保健事業費、補正前の額 1,298 万 6,000 円、補正額 47 万円の減額補正、合計で 1,251 万 6,000 円。

11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、補正前の額 2,702 万 8,000 円、補正額 100 万円の減額補正、合計で 2,602 万 8,000 円。

歳出合計、補正前の額 24 億 1,189 万 2,000 円、補正額 2,707 万 1,000 円、合計で 24 億 3,896 万 3,000 円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩 (1 4 時 4 3 分)

~~~~~

再開（14時43分）  
議長 比嘉明典 再開いたします。  
これで提案理由の説明を終わります。  
日程第16 議案第12号 平成25年度中城村後  
期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議  
題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。  
村長 浜田京介。  
村長 浜田京介 議案第12号 平成25年度中  
城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
について御提案申し上げます。

議案第12号

平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,304千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款            | 項            | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|--------------|--------------|---------|-------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |              | 70,772  | 1,401 | 72,173  |
|              | 1 後期高齢者医療保険料 | 70,772  | 1,401 | 72,173  |
| 2 使用料及び手数料   |              | 2       | 19    | 21      |
|              | 1 手数料        | 2       | 19    | 21      |
| 4 繰入金        |              | 39,682  | 572   | 39,110  |
|              | 1 一般会計繰入金    | 39,681  | 572   | 39,109  |
| 歳入合計         |              | 113,456 | 848   | 114,304 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|------------------|------------------|---------|-------|---------|
| 1 総務費            |                  | 3,375   | 744   | 2,631   |
|                  | 1 総務管理費          | 2,011   | 434   | 1,577   |
|                  | 2 徴収費            | 1,364   | 310   | 1,054   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 107,882 | 2,283 | 110,165 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 107,882 | 2,283 | 110,165 |
| 4 予備費            |                  | 1,455   | 691   | 764     |
|                  | 1 予備費            | 1,455   | 691   | 764     |
| 歳出合計             |                  | 113,456 | 848   | 114,304 |

同じく読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入のほうから、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、補正前の額7,077万2,000円、補正額140万1,000円、合計で7,217万3,000円。

2款使用料及び手数料、1項手数料、補正前の額2,000円、補正額1万9,000円、合計で2万1,000円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額3,968万1,000円、補正額57万2,000円の減額補正、合計で3,910万9,000円。

歳入合計、補正前の額1億1,345万6,000円、補正額84万8,000円、合計で1億1,430万4,000円。

同じく歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、補正前の額201万1,000円、補正額43万4,000円の減額補正、合計で157万7,000円。

2項徴収費、補正前の額136万4,000円、補正額31万円の減額補正、合計で105万4,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後

期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億788万2,000円、補正額228万3,000円、合計で1億1,016万5,000円。

4款予備費、1項予備費、補正前の額145万5,000円、補正額69万1,000円の減額補正、合計で76万4,000円。

歳出合計、補正前の額1億1,345万6,000円、補正額84万8,000円、合計で1億1,430万4,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第17 議案第13号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第13号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第13号

平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)



平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,313千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ919,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成26年3月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項                 | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|----------|-------------------|---------|---------|---------|
| 2 繰入金    |                   | 280,000 | 131,354 | 148,646 |
|          | 1 基金繰入金           | 280,000 | 131,354 | 148,646 |
| 5 保留地処分金 |                   | 300,000 | 121,041 | 421,041 |
|          | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 300,000 | 121,041 | 421,041 |
| 歳入合計     |                   | 930,139 | 10,313  | 919,826 |

（歳出）

（単位：千円）

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|-------------|----------------|---------|--------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 930,137 | 10,313 | 919,824 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 930,137 | 10,313 | 919,824 |
| 歳出合計        |                | 960,139 | 10,313 | 919,826 |

第2表 繰越明許費

| 款           | 項              | 事業名         | 金額（千円）  |
|-------------|----------------|-------------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 | 1 南上原土地区画整理事業費 | 南上原土地区画整理事業 | 211,320 |

同じく歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

2 款繰入金、1 項基金繰入金、補正前の額 2 億 8,000 万円、補正額 1 億 3,135 万 4,000 円の減額補正、合計で 1 億 4,864 万 6,000 円。

5 款保留地処分金、1 項南上原区画整理事業保留地処分金、補正前の額 3 億円、補正額 1 億 2,104 万 1,000 円、合計で 4 億 2,104 万 1,000 円。

歳入合計、補正前の額 9 億 3,013 万 9,000 円、補正額 1,031 万 3,000 円の減額補正、合計で 9 億 1,982 万 6,000 円。

次は歳出、1 款土地区画整理事業費、1 項南上原土地区画整理事業費、補正前の額 9 億 3,013 万 7,000 円、補正額 1,031 万 3,000 円の減額補正、合計で 9 億 1,982 万 4,000 円。

歳出合計、補正前の額 9 億 3,013 万 9,000 円、補正額 1,031 万 3,000 円の減額補正、合計で 9 億 1,982 万 6,000 円。

続いて第 2 表繰越明許費、1 款土地区画整理

事業費、1 項南上原土地区画整理事業費、事業名、南上原土地区画整理事業、金額が 2 億 1,132 万円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩 ( 1 4 時 4 9 分 )

~~~~~

再 開 (1 4 時 5 6 分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第 18 議案第 14 号 平成 25 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第 14 号 平成 25 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) について御提案申し上げます。

議案第 14 号

平成 25 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

平成 25 年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,600 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 343,193 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は「第 2 表地方債補正」による。

平成 26 年 3 月 7 日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料手数料		12,026	226	12,252
	1 使用料	11,966	226	12,192
3 繰入金		114,458	1,680	112,778
	1 一般会計繰入金	114,458	1,680	112,778
4 繰越金		1,708	1,046	662
	1 繰越金	1,708	1,046	662
6 村債		99,500	6,100	93,400
	1 村債	99,500	6,100	93,400
歳入合計		351,793	8,600	343,193

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		248,672	8,600	240,072
	1 公共下水道費	248,672	8,600	240,072
歳出合計		351,793	8,600	343,193

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 99,500	証書借入 又は 証券発行	年5%以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は、低利に借換えすることができる。	千円 93,400	同じ	同じ	同じ

同じく読み上げて御提案申し上げます。

歳入のほうからです。歳入、1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額1,196万6,000円、補正額22万6,000円、合計で1,219万2,000円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億1,445万8,000円、補正額168万円の減額補正、合計で1億1,277万8,000円。

4款繰越金、1項繰越金、補正前の額170万8,000円、補正額104万6,000円の減額補正、合計で66万2,000円。

6款村債、1項村債、補正前の額9,950万円。補正額610万円の減額補正、合計で9,340万円。

歳入合計、補正前の額3億5,179万3,000円、補正額860万円の減額補正、合計で3億4,319万3,000円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億4,867万2,000円、補正額860万円の減額補正、合計で2億4,007万2,000円。

歳出合計、補正前の額3億5,179万3,000円、補正額860万円の減額補正、合計で3億4,319万3,000円。

第2表地方債の補正。起債の目的、下水道整

備事業。補正前の限度額、9,950万円。補正後の限度額、9,340万円。

起債の方法は補正前、補正後同じでございます。

利率も償還方法も同じでございます。

起債の方法、証書借入又は証券発行。

利率、年5%以内。

償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は、定理に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第19 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 同意第1号 教育委員会委員の任命について御提案を申し上げます。

同意第1号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 うるま市字兼箇段
氏 名 仲 村 春 吉
生年月日 昭和16年生

平成26年3月7日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

教育委員会委員の任期満了により、新たに教育委員会委員を任命する必要がある。

議長 比嘉明典 これ提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは同意第1号教育委員会委員の任命についてお伺いいたします。

まず現状を把握したいと思いますが、現在の教育委員会委員の年齢構成はどのようになっているのか。そして今回、任期満了となる方の年齢、後任に推薦される方の年齢はどのようになっているのか。また職歴としての職別の構成というんですか。現在の委員の方々の職歴はどういう方々によって構成されているのかなというのをお伺いしたいと思います。

そしてあと1点、今回どのような経緯で後任の方が。いろいろな経緯があったとは思いますが、この方が後任として推薦されてきたのか、その辺の経緯についてもお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

委員の構成ですが、現在は井口委員、仲松委員、宮城委員、比嘉和枝委員です。年齢構成ですが、井口委員が70代、仲松委員が40代、宮城委員が60代、比嘉委員が40代の構成になっております。井口委員からのお話を聞きましたところ、任期は4年で、私も4年で教育委員をおりたいと思っているというお話がありまして、その後任に2人ほど挙げましたが、お一人は校長を退職する予定の方と、今委員に仲村春吉さん

が挙げられて、村長の了解を得て仲村春吉委員を推薦した次第であります。

現在、井口委員が元校長、それから仲松さんが会社員、宮城委員が元校長、それから比嘉和枝さんが会社員であります。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（15時00分）

~~~~~

再開（15時01分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 宮城委員について60代とお答えしましたが、訂正します。70代です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 今、教育長からお答えがあったように、教育委員会5名はわかります。今は教育長本人については触れられませんが、教育長も当然教育委員会の委員ですね。5名のうち3名が73歳以上ですか。そうなりますよね。具体的に話しますと、退職される方が75歳ですか。76歳になられると。今回も推薦者として挙げられている方がまた73歳ということで、このメンバー構成というものについてどう考えるのか。そして年齢的なメンバー構成ですね。70代3名、50代が2人ですか。そういうことを考えると。

それから職歴についても、3名の方が全部校長上がりだということですね。1人は保護者代表で会社員の方で、あとは女性の方で主婦と言っているのか、事務の方と言っているのかわかりませんが、そういう構成になっているわけ

です。果たしてこれがバランスのとれた、本当にいい構成かなと私は非常に大きな疑問を感じております。

それで村長と教育長にちょっとお伺いしたいんですが、このような年齢構成、あるいは職歴の構成ではこれをどう評価するのか。バランスのとれた構成だということで、そう思って今度の推薦をなさってきたのか。

あと非常に目まぐるしく教育環境というのは変わっています。いろいろな経営感覚を持った若い方とか、そういう方々、特に40代とかそういうものをどんどん登用して、やはり今の時代に合った教育委員会の活性化というのを、それを多用しようとしている。我々は今回は違うんですね。全然逆行している形、そういう意味では人選においてですよ。そういうことで、私はこの方が適任か適任じゃないかとかそういうことじゃなくて、考え方として村長、教育長はどのように考えているのか。その辺の評価というのをぜひお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

基本的に教育委員会からの推薦なり、もちろん私の考えも含めていろいろ検討はいたしますが、ただ一つ言えるのは、年齢ありきでの選出というか、推薦は考えていないということであります。年齢が若かるうが、それなりの年齢をいっていようが、そのやる気と知識と、その人が中城村教育委員会、あるいは中城村にもたらすであろう利益を考えて推薦に応じて、あるいは私のほうで意見を述べさせていただいております。ちなみに今回の仲村さんにつきましては、皆さん御承知のとおり、琉球史の発信を、この護佐丸を通じて我々はやっていきたいというのが私の政策の一つでもありますので、非常に適材適所と言いますか、琉球史については私は右に出る人はいないんじゃないかと。特に護佐丸については、そう思って、今までも学校のほう

で講演会などをさせていただいておりますので、非常に人選的にはすばらしい人選だったと自負をしております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 推薦理由は2つありまして、1つは学校教育にたけているという点です。あと一つは平成26年度から御存じのように護佐丸課が小学校でスタートします。そういった歴史面に大変詳しい方ですので、その2つの点から推薦をいたしました。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 皆さんのお考えというのは、あるいは評価というのはよく承知しました。しかし、私は一般的なところから見ますと、大変危惧したいところがあるんです。ここ二、三年の傾向というんですか。この傾向について非常に危惧しています。前回もやめられていく方が73歳でしたかね。これが女性の方ですよ。これを引き継いでいるのが70歳、また73歳でしたかね。これで引き継ぎました。今回も76歳、75歳の方がやめられて、また73歳の方。こういう今の推薦、そういうやめる方からいろいろ推薦あったとありましたが、このような推薦の仕方、バランスというのを考えた場合に、非常に、本当にこの教育委員会としての活性化が図れるのかと、私は非常に疑問視しております。中城の教育委員会にあっては、非常に大きな問題を抱えているわけなんです。ずっと何十年も、20年も解決できない中学校のプールの問題とか、これから発生してくるのは中学校をどうするかです。もうこれだけ人口がふえてきてね。こういうものをやっていくためには、本当にもう行財政、ある程度の手腕で、行政手腕というんですか。そういうものにたけた者、あるいは本当に将来の見通し、計画が立てられる人選をしないと対応できないと思うんです。

この方も、これまでもありますが、70代の方は、ほとんど私は1期で終わると思うんです。

4カ年で。次の方々が大体任期を迎えるのは、大体75歳とか74歳、そういう方です。今回推薦される方も、多分1期目の任期を終われるときにはもう77歳とか76歳になっているわけですよ。多分これで終わりでしょう。そういう長期的な見方についても、ただ1期で終わって任期を務めさせるというのは、そういうことじゃなくて、やはり教育委員会の委員としてもちゃんと2期も3期もできるぐらい、長期的な視野に立ってこの学校の本当の教育委員のあり方というのを考えるような、もう少し若い人材というのをぜひ考慮していただきたいと。本当ですよ。中城村はこれからこの中学校の問題というのは新設するのか、増設するのか、どこに持っていくのかと、こういうものは非常に大きな問題として挙がってくるんです。南上原小学校はもう増築の話が上がっているでしょう。中学校はどうするかと。移転するのか。そういうものを真剣に考えなきゃならない時期にあって、このように短期間で終わって、順当に考えると非常に健康的で80歳でも、90歳でもばりばり活躍できるような方もおられるかもしれないんですが、今回やめていく方も1期で75歳、76歳でやめていかれると。次の方も本当に、次やめられる方は多分75歳ぐらいになっているんですかね。また次も、これは1期で終わるはずで、次また70、果たして2期目に本当に担っていくのかなと非常に心配な面があるんですよ。こんな年齢の選択をしていくとですね。そうなると、長期的な教育委員会のあり方というのは、やはりじっくり腰を据えて、最低2期、3期はやっていくような若い人材というのを登用していただきたい。これを確認したいと思います。

この人材について、あえて反対とかそういうものをやるつもりは毛頭ありませんし、ただ、この教育委員会というのは非常に大事なんですよ。特に今激しく揺れ動いて変革しているこの時期にあっては、もう本当に取り組みという

のは大変重大な時期に来ていると思うんです。特に中城においてはいろんな問題が山積して、そういう意味において人選のあり方というのは、一つの問題提起として考えていただきたいと。そういう意味において質疑をしています、どうかこういうあり方というのを、質疑の選任に当たっては、この辺も考慮して取り組んでいただきたいと。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどの答弁と多少重複するかもしれませんが、けれども、人選だとか、特に教育委員会の分野につきましては、私は年齢が若いから登用するとか、若くないから登用しないととかという部分の考え方は持っておりません。あくまでも中城にとって、私はいつも村益という言葉を使わせていただきますが、教育的な村益につながるかどうかの問題であって、年齢でそれを左右しているものとは思っておりませんので、ただ誤解のないように、仲真議員のおっしゃることもよくわかることはわかるんですけれども、やはり経験に勝るものはないという、また先人の教えなどもありますし、それはしっかりと我々も胸に持ちながら人選には当たっていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

休憩します。

休憩(15時13分)

~~~~~

再開(15時17分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、同意第1号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命
について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、同意第1号 教育委員会委員の任
命については原案のとおり同意することに決定
されました。

日程第20 諮問第1号 人権擁護委員の推薦
につき意見を求めることについてを議題としま
す。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 諮問第1号 人権擁護委員
の推薦につき意見を求めることについて御提案
申し上げます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法(昭和24年5月31日法律第139号)第6条第3項の規定により、下記の者を人
権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字久場
氏 名：村 吉 則 雄
生年月日：昭和25年生

平成26年3月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに推薦する必要がある。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終
わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定されました。

日程第21 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法(昭和24年5月31日法律第139号)第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所：中城村字南上原

氏 名：中 村 美 津 江

生年月日：昭和27年生

平成26年3月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに推薦する必要がある。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（15時22分）

~~~~~

再 開（15時22分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定されました。

日程第22 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

### 諮問第3号

#### 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年5月31日法律第139号）第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

#### 記

住 所：中城村字伊舎堂  
氏 名：安 里 康 市  
生年月日：昭和27年生

平成26年3月7日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに推薦する必要がある。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（15時24分）

~~~~~

再開（15時32分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定されました。

日程第23 報告第1号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題と求めます。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 報告第1号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について御報告申し上げます。

報告第1号

平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告します。

平成26年3月7日 提出
中城村長 浜田京介

御承知のとおり、中城村は事業ありませんので、お目通しのほうをよろしく願いいたします。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（15時35分）

~~~~~

再開（15時36分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会（15時36分）

## 平成26年第2回中城村議会定例会（第4日目）

|                        |              |                      |                  |       |
|------------------------|--------------|----------------------|------------------|-------|
| 招集年月日                  | 平成26年3月7日（金） |                      |                  |       |
| 招集の場所                  | 中城村議会議事堂     |                      |                  |       |
| 開会・散会・閉会等日時            | 開議           | 平成26年3月10日（午前10時00分） |                  |       |
|                        | 散会           | 平成26年3月10日（午前11時32分） |                  |       |
| 応招議員<br><br>（出席議員）     | 議席番号         | 氏名                   | 議席番号             | 氏名    |
|                        | 1番           | 伊佐則勝                 | 9番               | 仲真功浩  |
|                        | 2番           | 新垣博正                 | 10番              | 安里ヨシ子 |
|                        | 3番           | 金城章                  | 11番              | 新垣健二  |
|                        | 4番           | 新垣徳正                 | 12番              | 宮城治邦  |
|                        | 5番           | 新垣光栄                 | 13番              | 仲村春光  |
|                        | 6番           | 與那覇朝輝                | 14番              | 宮城重夫  |
|                        | 7番           | 仲座勇                  | 15番              | 新垣善功  |
|                        | 8番           | 仲宗根哲                 | 16番              | 比嘉明典  |
| 欠席議員                   |              |                      |                  |       |
| 会議録署名議員                | 3番           | 金城章                  | 4番               | 新垣徳正  |
| 職務のため本会議に出席した者         | 議会事務局長       | 知名勉                  | 議事係長             | 比嘉保   |
| 地方自治法第121条の規定による本会議出席者 | 村長           | 浜田京介                 | 企画課長             | 與儀忍   |
|                        | 副村長          | 比嘉正豊                 | 企業立地・観光推進課長      | 屋良朝次  |
|                        | 教育長          | 呉屋之雄                 | 都市建設課長           | 新垣正   |
|                        | 総務課長         | 比嘉忠典                 | 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 津覇盛之  |
|                        | 住民生活課長       | 新垣親裕                 | 上下水道課長           | 屋良清   |
|                        | 会計管理者        | 比嘉義人                 | 教育総務課長           | 比嘉朝之  |
|                        | 税務課長         | 新垣一弘                 | 教育総務課長主幹         | 喜屋武辰弘 |
|                        | 福祉課長         | 石原昌雄                 |                  |       |
|                        | 健康保険課長       | 比嘉健治                 |                  |       |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程 | 件 名                              |
|-----|----------------------------------|
| 第 1 | 議案第15号 平成26年度中城村一般会計予算           |
| 第 2 | 議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算     |
| 第 3 | 議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算    |
| 第 4 | 議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計予算   |
| 第 5 | 議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算    |
| 第 6 | 議案第20号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算 |
| 第 7 | 議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計予算         |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。  
す。これより本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第15号 平成26年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第15号 平成26年度中城村一般会計予算について御提案申し上げます。

## 議案第15号

### 平成26年度中城村一般会計予算

平成26年度中城村一般会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,671,471千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年3月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款              | 項             | 金額        |
|----------------|---------------|-----------|
| 1 村税           |               | 1,822,985 |
|                | 1 村民税         | 710,218   |
|                | 2 固定資産税       | 964,998   |
|                | 3 軽自動車税       | 53,234    |
|                | 4 村たばこ税       | 94,534    |
|                | 5 特別土地保有税     | 1         |
| 2 地方譲与税        |               | 43,120    |
|                | 1 地方揮発油譲与税    | 12,329    |
|                | 2 自動車重量譲与税    | 28,790    |
|                | 3 特別とん譲与税     | 2,000     |
|                | 4 地方道路譲与税     | 1         |
| 3 利子割交付金       |               | 3,782     |
|                | 1 利子割交付金      | 3,782     |
| 4 配当割交付金       |               | 2,000     |
|                | 1 配当割交付金      | 2,000     |
| 5 株式等譲渡所得割交付金  |               | 572       |
|                | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 572       |
| 6 地方消費税交付金     |               | 148,172   |
|                | 1 地方消費税交付金    | 148,172   |
| 7 ゴルフ場利用税交付金   |               | 21,872    |
|                | 1 ゴルフ場利用税交付金  | 21,872    |
| 8 自動車取得税交付金    |               | 5,295     |
|                | 1 自動車取得税交付金   | 5,295     |
| 9 地方特例交付金      |               | 6,326     |
|                | 1 地方特例交付金     | 6,326     |
| 10 地方交付税       |               | 1,444,000 |
|                | 1 地方交付税       | 1,444,000 |
| 11 交通安全対策特別交付金 |               | 1,800     |
|                | 1 交通安全対策特別交付金 | 1,800     |



| 款           | 項             | 金額        |
|-------------|---------------|-----------|
| 12 分担金及び負担金 |               | 2,223     |
|             | 2 負担金         | 2,223     |
| 13 使用料及び手数料 |               | 111,911   |
|             | 1 使用料         | 81,163    |
|             | 2 手数料         | 30,748    |
| 14 国庫支出金    |               | 965,697   |
|             | 1 国庫負担金       | 618,628   |
|             | 2 国庫補助金       | 343,004   |
|             | 3 委託金         | 4,065     |
| 15 県支出金     |               | 1,472,228 |
|             | 1 県負担金        | 292,326   |
|             | 2 県補助金        | 1,148,862 |
|             | 3 委託金         | 31,040    |
| 16 財産収入     |               | 10,775    |
|             | 1 財産運用収入      | 10,774    |
|             | 2 財産売払収入      | 1         |
| 17 寄附金      |               | 2         |
|             | 1 寄附金         | 2         |
| 18 繰入金      |               | 78,882    |
|             | 1 特別会計繰入金     | 1         |
|             | 2 基金繰入金       | 78,881    |
| 19 繰越金      |               | 30,000    |
|             | 1 繰越金         | 30,000    |
| 20 諸収入      |               | 76,596    |
|             | 1 延滞金、加算金及び過料 | 4,890     |
|             | 2 村預金利子       | 1         |
|             | 3 貸付金元利収入     | 1         |
|             | 4 雑入          | 71,704    |
| 21 村債       |               | 423,233   |
|             | 1 村債          | 423,233   |
| 歳 入 合 計     |               | 6,671,471 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 金額        |
|----------|-------------|-----------|
| 1 議会費    |             | 107,730   |
|          | 1 議会費       | 107,730   |
| 2 総務費    |             | 689,267   |
|          | 1 総務管理費     | 550,441   |
|          | 2 徴税費       | 85,325    |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 35,189    |
|          | 4 選挙費       | 14,773    |
|          | 5 統計調査費     | 2,034     |
|          | 6 監査委員費     | 1,505     |
| 3 民生費    |             | 1,993,289 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,049,497 |
|          | 2 児童福祉費     | 943,792   |
| 4 衛生費    |             | 736,854   |
|          | 1 保健衛生費     | 363,840   |
|          | 2 清掃費       | 373,014   |
| 5 労働費    |             | 4,019     |
|          | 1 労働諸費      | 4,019     |
| 6 農林水産業費 |             | 223,140   |
|          | 1 農業費       | 211,359   |
|          | 2 林業費       | 1,395     |
|          | 3 水産業費      | 10,386    |
| 7 商工費    |             | 65,766    |
|          | 1 商工費       | 65,766    |
| 8 土木費    |             | 509,216   |
|          | 1 土木管理費     | 14,797    |
|          | 2 道路橋梁費     | 281,742   |
|          | 3 河川費       | 4,875     |
|          | 4 都市計画費     | 92,846    |
|          | 5 下水道費      | 114,956   |
| 9 消防費    |             | 237,251   |
|          | 1 消防費       | 237,251   |

| 款        | 項             | 金額        |
|----------|---------------|-----------|
| 10 教育費   |               | 1,523,376 |
|          | 1 教育総務費       | 115,090   |
|          | 2 小学校費        | 127,202   |
|          | 3 中学校費        | 58,925    |
|          | 4 幼稚園費        | 48,216    |
|          | 5 社会教育費       | 908,011   |
|          | 6 保健体育費       | 265,932   |
| 11 災害復旧費 |               | 3         |
|          | 1 農林水産施設災害復旧費 | 1         |
|          | 2 土木施設災害復旧費   | 2         |
| 12 公債費   |               | 561,559   |
|          | 1 公債費         | 561,559   |
| 13 諸支出金  |               | 1         |
|          | 1 普通財産取得費     | 1         |
| 14 予備費   |               | 20,000    |
|          | 1 予備費         | 20,000    |
| 歳 出 合 計  |               | 6,671,471 |

第2表 債務負担行為

| 事 項            | 期 間    | 限 度 額         |
|----------------|--------|---------------|
| 護佐丸歴史資料図書館整備事業 | 平成27年度 | 千円<br>347,068 |

第3表 地 方 債

| 起債の目的       | 限度額           | 起債の方法              | 利 率                                                                                                | 償還の方法                                                                                                                                                    |
|-------------|---------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 臨時財政対策債     | 千円<br>229,233 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、利率見直し<br>方式で借り入れる政府<br>資金及び公営企業金融<br>公庫資金について、利<br>率の見直しを行った後<br>においては当該見直し<br>後の利率) | 特別の融資条件のあ<br>るものを除き、償還期<br>限は、据置期間を含め<br>30年以内、償還方法<br>は、元金均等又は元利<br>均等による。<br>ただし、財政の都合<br>により据置期間及び償<br>還期間を短縮し、もし<br>くは繰上げ償還又は低<br>利に借換えすることが<br>できる。 |
| 道路整備事業債     | 16,700        |                    |                                                                                                    |                                                                                                                                                          |
| 社会教育施設整備事業債 | 177,300       |                    |                                                                                                    |                                                                                                                                                          |
| 計           | 423,233       |                    |                                                                                                    |                                                                                                                                                          |

ページをめくっていただきまして、第1表歳入歳出予算、歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。款、項、金額でございます。

1款村税、1項村民税、7億1,021万8,000円。2項固定資産税、9億6,499万8,000円。3項軽自動車税、5,323万4,000円。4項村たばこ税、9,453万4,000円。5項特別土地保有税は1,000円の費目存置でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1,232万9,000円。2項自動車重量譲与税、2,879万円。3項当別とん譲与税、200万円。4項地方道路譲与税は1,000円の費目存置でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、378万2,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、200万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、57万2,000円。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1億4,817万2,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、2,187万2,000円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、529万5,000円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、632万6,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、14億4,400万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、180万円。

12款分担金及び負担金、2項負担金、222万3,000円。

13款使用料及び手数料、1項使用料、8,116万3,000円、2項手数料、3,074万8,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、6億1,862万8,000円。2項国庫補助金、3億4,300万4,000円。3項委託金、406万5,000円。

15款県支出金、1項県負担金、2億9,232万6,000円。2項県補助金、11億4,886万2,000円。3項委託金、3,104万円。

16款財産収入、1項財産運用収入、1,077万4,000円。2項財産売払収入は1,000円の費目存置。

17款寄附金は費目存置。

18款繰入金、1項特別会計繰入金は1,000円

の費目存置。2項基金繰入金、7,888万1,000円。

19款繰越金、1項繰越金、3,000万円。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、489万円。2項村預金利子、3項貸付金元利収入は1,000円の費目存置。4項雑入、7,170万4,000円。

21款村債、1項村債、4億2,323万3,000円。

歳入合計、66億7,147万1,000円でございます。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費、1億773万円。

2款総務費、1項総務管理費5億5,044万1,000円。2項徴税费、8,532万5,000円。3項戸籍住民基本台帳費、3,518万9,000円。4項選挙費1,477万3,000円。5項統計調査費、203万4,000円。6項監査委員費、150万5,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、10億4,949万7,000円。2項児童福祉費、9億4,379万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、3億6,384万円。2項清掃費、3億7,301万4,000円。

5款労働費、1項労働諸費、401万9,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、2億1,135万9,000円。2項林業費、139万5,000円。3項水産業費、1,038万6,000円。

7款商工費、1項商工費、6,576万6,000円。

8款土木費、1項土木管理費、1,479万7,000円。2項道路橋梁費、2億8,174万2,000円。3項河川費、487万5,000円。4項都市計画費、9,284万6,000円。5項下水道費、1億1,495万6,000円。

9款消防費、1項消防費、2億3,725万1,000円。

10款教育費、1項教育総務費、1億1,509万円。2項小学校費、1億2,720万2,000円。3項中学校費、5,892万5,000円。4項幼稚園費、4,821万6,000円。5項社会教育費、9億801万1,000円。6項保健体育費、2億6,593万2,000円。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は1,000円の費目存置。2項土木施設災害復旧費も2,000円の費目存置。

12款公債費、1項公債費、5億6,155万9,000円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1,000円の費目存置。

14款予備費、1項予備費、2,000万円。

歳出合計、66億7,147万1,000円でございます。

続いて第2表債務負担行為。まず事項で、護佐丸歴史資料図書館整備事業。

期間が平成27年度。

限度額が3億4,706万8,000円。

第3表地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でございます。

まず臨時財政対策債、限度額2億2,923万3,000円。

道路整備事業債、1,670万円。

社会教育施設整備事業債、1億7,730万円。

限度額合計4億2,323万3,000円。

起債の方法は全て証書借入又は証券発行。

利率が年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。

償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(10時10分)

~~~~~

再開(10時46分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。
 本件について提案理由の説明を求めます。
 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第16号

平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算

平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,406,231千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		352,163
	1 国民健康保険税	352,163
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2

款	項	金額
3 使用料及び手数料		430
	1 手数料	430
4 国庫支出金		1,078,267
	1 国庫負担金	678,267
	2 国庫補助金	400,000
5 療養給付費交付金		87,808
	1 療養給付費交付金	87,808
6 前期高齢者交付金		84,593
	1 前期高齢者交付金	84,593
7 県支出金		182,513
	1 県負担金	21,312
	2 県補助金	161,201
8 共同事業交付金		414,146
	1 共同事業交付金	414,146
9 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
10 繰入金		200,001
	1 他会計繰入金	200,000
	2 基金繰入金	1
11 繰越金		2
	1 繰越金	2
12 諸収入		6,305
	1 延滞金・加算金及び過料	3,002
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑入	3,301
歳 入 合 計		2,406,231

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		40,887
	1 総務管理費	32,052

款	項	金額
	2 徴税費	8,787
	3 運営協議会費	48
2 保険給付費		1,457,724
	1 療養諸費	1,249,700
	2 高額療養費	187,350
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	20,172
	5 葬祭諸費	500
3 後期高齢者支援金等		303,108
	1 後期高齢者支援金等	303,108
4 前期高齢者納付金等		223
	1 前期高齢者納付金等	223
5 老人保健拠出金		11
	1 老人保健拠出金	11
6 介護納付金		145,294
	1 介護納付金	145,294
7 共同事業拠出金		414,184
	1 共同事業拠出金	414,184
8 保健事業費		32,194
	1 特定健康診査等事業費	14,176
	2 保健事業費	18,018
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公債費		1
	1 公債費	1
11 諸支出金		2,604
	1 償還金及び還付加算金	2,603
	2 延滞金	1
12 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		2,406,231

ページをめくっていただきまして、第1表歳入歳出予算。歳入のほうから款、項、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、3 億5,216万3,000円。

2 款一部負担金、1 項一部負担金は2,000円の費目存置。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、43万円。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、6 億7,826万7,000円。2 項国庫補助金、4 億円。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、8,780万8,000円。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、8,459万3,000円。

7 款県支出金、1 項県負担金、2,131万2,000円。2 項県補助金、1 億6,120万1,000円。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、4 億1,414万6,000円。

9 款財産収入、1 項財産運用収入は1,000円の費目存置。

10 款繰入金、1 項他会計繰入金、2 億円。2 項基金繰入金は1,000円の費目存置。

11 款繰越金は2,000円の費目存置。

12 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、300万2,000円。2 項預金利子、3 項受託事業収入は1,000円の費目存置。4 項雑入、330万1,000円。

歳入合計、24億623万1,000円。

続いて歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、3,205万2,000円。2 項徴税费、878万7,000円。3 項運営協議会費、4 万8,000円。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、12億4,970万円。2 項高額療養費、1 億8,735万円。3 項移送費は2,000円の費目存置。4 項出産育児諸費、2,017万2,000円。5 項葬祭諸費、50万円。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、3 億310万8,000円。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、22万3,000円。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 万1,000円。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 億4,529万4,000円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、4 億1,418万4,000円。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1,417万6,000円。2 項保健事業費、1,801万8,000円。

9 款基金積立金及び10 款公債費につきましては1,000円の費目存置でございます。

11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、260万3,000円。2 項延滞金は1,000円の費目存置。

12 款予備費、1 項予備費、1,000万円。

歳出合計、24億623万1,000円でございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩 (1 0 時 5 2 分)

~~~~~

再 開 ( 1 0 時 5 2 分 )

議長 比嘉明典 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第17号

平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114,257千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した後期高齢者医療費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

| 款            | 項             | 金額     |
|--------------|---------------|--------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |               | 72,545 |
|              | 1 後期高齢者医療保険料  | 72,545 |
| 2 使用料及び手数料   |               | 2      |
|              | 1 手数料         | 2      |
| 3 寄付金        |               | 1      |
|              | 1 寄付金         | 1      |
| 4 繰入金        |               | 40,404 |
|              | 1 一般会計繰入金     | 40,403 |
|              | 2 他会計繰入金      | 1      |
| 5 繰越金        |               | 1      |
|              | 1 繰越金         | 1      |
| 6 諸収入        |               | 1,304  |
|              | 1 延滞金、加算金及び過料 | 2      |

| 款    | 項            | 金額      |
|------|--------------|---------|
|      | 2 償還金及び還付加算金 | 301     |
|      | 3 預金利子       | 1       |
|      | 4 雑入         | 1,000   |
| 歳入合計 |              | 114,257 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 金額      |
|------------------|------------------|---------|
| 1 総務費            |                  | 3,355   |
|                  | 1 総務管理費          | 2,080   |
|                  | 2 徴収費            | 1,275   |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 110,376 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 110,376 |
| 3 諸支出金           |                  | 302     |
|                  | 1 償還金及び還付加算金     | 301     |
|                  | 2 繰出金            | 1       |
| 4 予備費            |                  | 224     |
|                  | 1 予備費            | 224     |
| 歳出合計             |                  | 114,257 |

ページをめくっていただきまして、第1表歳入歳出予算。まず歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、7,254万5,000円。

2款使用料及び手数料、3款寄付金につきましてはそれぞれ費目存置でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、4,040万3,000円。2項他会計繰入金は1,000円の費目存置。

5款繰越金も1,000円の費目存置。

6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は2,000円の費目存置。2項償還金及び還付加算金、30万1,000円。3項預金利子は1,000円の費目存置。4項雑入、100万円。

歳入合計、1億1,425万7,000円でございます。

続いて歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、208万円。2項徴収費、127万5,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1億1,037万6,000円。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、30万1,000円。2項繰出金は1,000円の費目存置。

4款予備費、1項予備費、22万4,000円。

歳出合計、1億1,425万7,000円でございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩(10時55分)

~~~~~

再開(11時18分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第4 議案第18号 平成26年度中城村土
地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは議案第18号 平成
26年度中城村土地区画整理事業特別会計予算に
ついて御提案申し上げます。

議案第18号

平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計予算

平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ451,101千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千
円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用す
ることができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した土地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内
のこれらの経費の各項間の流用。

平成26年3月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		896
	2 使用料	896
2 繰入金		150,200
	1 基金繰入金	150,200
3 繰越金		2
	1 繰越金	2

款	項	金額
4 諸収入		2
	1 雑入	2
5 保留地処分金		300,000
	1 南上原区画整理事業保留地処分金	300,000
6 村債		1
	1 村債	1
歳 入 合 計		451,101

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		451,099
	1 南上原土地区画整理事業費	451,099
2 公債費		1
	1 公債費	1
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳 出 合 計		451,101

同じく第1表歳入歳出予算、歳入のほうから読み上げて御提案申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、2項使用料、89万6,000円。

2款繰入金、1項基金繰入金、1億5,020万円。

3款繰越金、4款諸収入は費目存置でございます。

5款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、3億円。

6款村債は費目存置でございます。

歳入合計、4億5,110万1,000円。

続いて歳出であります。歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、4億5,109万9,000円。

2款公債費、3款予備費は費目存置ござい

ます。

歳出合計、4億5,110万1,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第19号

平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算

平成26年度中城村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ348,857千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年3月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額
1 使用料手数料		13,260
	1 使用料	13,200
	2 手数料	60
2 県支出金		120,000
	1 県補助金	120,000
3 繰入金		114,956
	1 一般会計繰入金	114,956

款	項	金額
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		4,440
	1 預金利子	1
	2 雑入	4,439
6 村債		96,200
	1 村債	96,200
歳 入 合 計		348,857

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 公共下水道費		241,012
	1 公共下水道費	241,012
2 公債費		107,645
	1 公債費	107,645
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		348,857

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 96,200	証書借入 又は 証券発行	年5%以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は低利に借換えすることができる。
計	96,200			

めくっていただきまして、第1表歳入歳出予算。歳入、1款使用料手数料、1項使用料、1,320万円。2項手数料、6万円。

2款県支出金、1項県補助金、1億2,000万円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1億1,495万6,000円。

4款繰越金は費目存置。

5款諸収入、1項預金利子は1,000円の費目存置。2項雑入、443万9,000円。

6款村債、1項村債、9,620万円。

歳入合計、3億4,885万7,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、2億4,101万2,000円。

2款公債費、1項公債費、1億764万5,000円。

3款予備費、1項予備費、20万円。

歳出合計、3億4,885万7,000円でございます。

続いて第2表地方債。起債の目的、まず下水

道整備事業。限度額、9,620万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率が年5%以内。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は、低利に借換えることができる。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第20号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第20号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第20号

平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算

平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,607千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した汚水処理施設管理事業に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用。

平成26年3月7日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		3,602
	1 使用料	3,601
	2 手数料	1
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑収入	1
歳入合計		3,607

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 污水处理施設管理費		2,610
	1 污水处理施設管理費	2,610
2 予備費		997
	1 予備費	997
歳出合計		3,607

同じくページをめくっていただきまして、第1表歳入歳出予算の歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、360万1,000円。2項手数料は1,000円の費目存置。

2款寄附金、3款繰入金、4款繰越金、5款諸収入につきましては費目存置でございます。

歳入合計、360万7,000円。

歳出、1款污水处理施設管理費、1項污水处理施設管理費、261万円。

2款予備費、1項予備費、99万7,000円。

歳出合計、360万7,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

ます。

議案第21号

平成26年度中城村水道事業会計予算について

みだしのことについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成24年3月7日提出

中城村長 浜田京介

平成26年度中城村水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	5,274	栓
(2) 年間配水量	2,121,413	m ³
(3) 一日平均水量	5,812	m ³
(4) 主要な建設改良事業	村内配水管布設工事及び設計委託業務	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

<u>収 入</u>		
第1款 水道事業収益	476,158	千円
第1項 営業収益	428,666	千円
第2項 営業外収益	47,489	千円
第3項 特別利益	3	千円
<u>支 出</u>		
第1款 水道事業費用	470,532	千円
第1項 営業費用	437,284	千円
第2項 営業外費用	9,734	千円
第3項 特別損益	22,514	千円
第4項 予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額56,271千円(建設改良支出のうち、558千円は賞与引当金計上によるものであるため減額する。)は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,949千円、過年度損益勘定留保資金52,322千円、で補填するものとする。

		<u>収 入</u>	
第1款	資本的収入	18,001	千円
第1項	国庫補助金	16,000	千円
第2項	出資金	2,000	千円
第3項	固定資産売却代金	1	千円
		<u>支 出</u>	
第1款	資本的支出	74,830	千円
第1項	建設改良費	66,572	千円
第2項	企業債償還金	8,257	千円
第3項	予備費	1	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間
- (2) 建設改良費と企業債償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 48,527 千円

(棚卸資産購入限度額)

第8条 棚卸資産の購入限度額は、2,035千円と定める。

平成26年3月7日 提出
中城村長 浜田京介

まず1ページのほうから読み上げて御提案申し上げます。平成26年度中城村水道事業会計予算。

(総則)第1条 平成26年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水栓数、5,274栓。(2)年間配水量、212万1,413³。(3)一日平均配水量、5,812³。(4)主要な建設改良事業、村内配水管布設工事及び設計委託業務。

(収益的収入及び支出)第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入のほうから第1款水道事業収益、第1項営業収益、4億2,866万6,000円。第2項営業外収益、4,748万9,000円。第3項特別利益、3,000円。

続いて支出でございます。支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、4億3,728万4,000円。第2項営業外費用、973万4,000円。第3項特別損失、2,251万4,000円。第4項予備費、100万円。

(資本的収入及び支出)第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,627万1,000円(建設改良支出のうち、55万8,000円は賞与引当金計上によるものであるため減額する。)は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額394万9,000円、過年度損益勘定留保資金5,232万2,000円で補填するものとする。

収入の第1款資本的収入、第1項国庫補助金、1,600万円。第2項出資金、200万円。第3項固定資産売却代金は1,000円の費目存置。

続いて、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、6,657万2,000円。第2項企業債償還金、825万7,000円。第3項予備費は1,000円の費目存置。

(一時借入金)第5条 一時借入金の限度額は2,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)営業費用と営業外費用及び特別損失との間。

(2)建設改良費と企業債償還金との間。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。まず(1)職員給与費、4,852万7,000円。

(棚卸資産購入限度額)第8条 棚卸資産の購入限度額は、203万5,000円と定める。

平成26年3月7日提出、中城村長 浜田京介。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(11時31分)

~~~~~

再開(11時32分)

議長 比嘉明典 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会(11時32分)

## 平成26年第2回中城村議会定例会（第7日目）

|                                                 |                 |                       |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成26年3月7日（金）    |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成26年3月13日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成26年3月13日 （午後3時49分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                 | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正               | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝               | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                 | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                 | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 3 番             | 金 城 章                 | 4 番                                | 新 垣 徳 正   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                 | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典               | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕               | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人               | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄               |                                    |           |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治               |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 3 号

| 日 程  | 件 名                                          |
|------|----------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第2号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例               |
| 第 2  | 議案第3号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  |
| 第 3  | 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 4  | 議案第5号 中城村選挙公報の発行に関する条例                       |
| 第 5  | 議案第6号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例                    |
| 第 6  | 議案第7号 中城村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例        |
| 第 7  | 議案第8号 中城村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例              |
| 第 8  | 議案第9号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例            |
| 第 9  | 議案第10号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第5号）                |
| 第 10 | 議案第11号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）          |
| 第 11 | 議案第12号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）         |
| 第 12 | 議案第13号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）        |
| 第 13 | 議案第14号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）         |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第2号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは議案第2号について質疑をお伺いします。

説明によりますと、この人事院勧告というのは平成24年でしたか、それでされたもので、それを実施するためにこの給与改定を行うということでございました。この人事院勧告というのは平成25年にも出されておまして、その骨子を見ますと、ひとつ我々も関係するのがあるなと思っているのが、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇格停止ということになっておまして、これは平成26年4月1日から実行しなさいということになっていると。これは村に対しても、市町村に対しても同様のことだと私は理解しておりますが、これに対する対応というのは今どのように考えておられるのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

ただいまの質疑なんですけど、平成25年度の人事院勧告に基づいて、55歳以上の職員については、特に良好以上の成績である職員についてはその限りではないということになっております。そういうことで、今回これについては人事評価ということにつながります。そういうことで、今、人事評価について平成25年度も勉強会をし、それに向けて今評価制度に向けて勉強会をし、この制度が確立してからこの要綱について適用を考えていくということで、今勉強中でございます。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 今回の人事院勧告によりますと、55歳を超える職員に対しては、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好の場合は1号を、極めて良好な場合においては2号以上ですか。の昇給にそれぞれ抑制することを勧告したとなっていますよね。そういうことでございます。

それで先ほどおっしゃいましたように、この標準であるのか、あるいは特に良好の場合であるのか。極めて良好の場合に相当するかと。そういうものを皆さんは評価しなければならないわけですが、その評価の基準について、先ほどは勉強、検討しながらいろいろやるということをおっしゃっていますけれども、これは人事院としてはことしの4月、平成26年4月1日をめどにやりなさいということなんですけど、その辺の確立についてはいつごろをめどにするのか。

それとあと1点、今標準でも基本的には無条件に上がるわけですよ。無条件にそういう昇給ができるような形になっていると思うんですが、その上がる場合においては、現状として大体何号ぐらい上がっているか、この2点をお伺いいたします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの質疑にお答えいたします。

この評価制度については、この55歳以上だけでなく職員の部分もあります。そういうことで、その評価の基準というのを平成25年度勉強会をし、今回、職員の人材育成についての、職員からのアンケートもっております。今、これの集計中でございます。そういうことで今後、来年になるのか、再来年になるのか、その部分を早目に検討をし、実施に向けて総務課としてはやっていきたいと考えております。

今、55歳以上の職員については2号級の昇給になっています。全員です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これはなぜそういう質疑をするかという、今、職員を見る目ですね。それから我々もそうなんですが、議員を見る目と、そういうものに対しては非常に厳しいものがあります。特に給料関係なんかは、その最たるものじゃないかということを考えております。特に中城村においては、この職員のラスパイレ指数も沖縄では1番、2番と、そういう報道がなされてきておりますので、それに対するサービスはどのようになっているのかというのは、これは当然村民の関心のあるところなんですよね。給料はこんなに、もう沖縄で1番も2番もラスパイレスではなっているのに、我々の住民サービスのレベルというのは果たして他市町村に比較した場合においては1番、2番なのか。それからもっと中盤以降なのか、その辺は厳しく村民は見ております。その辺の意味合いからも、この給料対我々村民に対するサービス、その点はかなり厳しく見られていく。今後は余計にそうなると思います。都市化が進むにつれて、それは厳しくなっていくことでありましょう。

我々議員に関しても、恐らく同じようなことが言えると思いますが、それで村長、これは皆さんは今検討、アンケートとかとって検討なさっているとありますが、実施はいつか全く今のところ示されないと、示すことができないということを総務課長は答えておりますが、この人事院勧告というのは、皆さん、ほっておくわけにはいかないと思うんですよ。人事院勧告からは、平成26年4月1日からやりなさいということなんですよね。それを皆さんはいつまでにやるというめどをつけておかないと、何かにつけて、皆さんはこれ給料の上がるベースアップとか、引き上げの場合は直ちに適用するけれども、そういう勧告については時間を置いて長々とやるという印象を与えたら、大変厳しい目で

見られると思いますよ。

特に今回、春闘のほうをベースに、大企業ですけれども春闘のベースアップというのがある程度使われてやっています。今回、それを反映した人事院勧告が出るかもしれないですよ、給与に関して。そこだけ、このベースアップに関連した賃上げだけが即対応して、こういった人事院勧告をいつからやりなさいと、そういうものをどんどんほっておいたら、余計にそういう批判にさらされると思いますので、その辺はしっかり検討して、いつごろからやるんだということを決めて、村民からそういう批判がないように、上げるのと下げるのとそれは区別なく、同じような評価がされると思いますので、そういう対応をぜひお願いしたいと思います。村長、これに関して見解をお伺いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然早目に諸課題を照らし合わせといいますが、例えば組合との合意も含めて、しっかり早目に対処できるように適切に処置をしていきたいと思っています。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

休憩します。

休憩(10時10分)

~~~~~

再開(10時22分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第2号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第2号 中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第3号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(10時24分)

~~~~~

再開(10時35分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第3号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第3号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第3号 中城村水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時37分)

~~~~~

再開(10時56分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 中城村選挙公報の発行に関する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 議案第5号 中城村選挙公報の発行に関する条例について質疑いたします。

この条例は既に実施されている市町村もあります。それらの市町村でどのような効果があったかということデータを的にとって、この条例案を提出されたのかどうかをお伺いいたします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 効果についてはデータとして持ってはございません。この条例ができた地区が、中部地区については読谷村、沖縄市、西原町、与那原町、宜野湾市、浦添市、うるま市という、当然那覇市もやっています。近くではこの7市町村ですね。そういうことで、選挙公報を条例化し、発行している市町村、まだ発行に至っていない市町村もございます。その辺も含めて村としても、議員の一般質問でもござ

いましたし、この選挙公報についてどう考えているのか。委員会としても1年前からこの公報について議論をしております。そういうことで選挙管理委員会も平成26年9月、議員選挙がございます。そういうことで、村としても公報をやってみるとなり。条例を制定したいという委員会の意向も踏まえて、今回この条例の提案に至っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 まだデータをとっていないということですが、前回でしたか、選挙管理委員長が見えて議会で答弁をされておりますが、その中で投票率が近年低下しているという懸念も答弁の中で触れられ、投票率をアップさせていきたいという根拠に基づいてこの選挙公報の発行も一つの選択肢であると答弁をされたかと思えます。ぜひ投票率アップにつながるような条例にしていければと私も考えてはいるんですけども、これ効果が本当に見出せるか、見出せないかがわからないものから、アップをさせていく自信のほどはあるのかどうか、それをお伺いいたします。実際に効果がなければ効果がなかったで、中止という選択肢も今後出てくる可能性はあると思うんですね。それに基づいて答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの質疑なんですけど、効果については行政としてこれだけの事務量、それから費用もかかります。そういう中で、やはり議員がおっしゃったように効果が見込められなければどうなのかと。要するに、選挙民の意識と言いますか、どういった方たちが今回立候補しているんだということを有権者のほうに知らしめるということであれば、おのずからこの選挙公報を見ながら、同じ誌面の中で16名全員が選挙公報に搭載する、20名搭載する、どういった政策を持っているのかというのが、選挙民がおのずからこの公報で判断ができる部

分も出てくるんじゃないかなと考えています。アップにつながるよう、選管も頑張っていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 今まで、休憩の中の質問も含めて確認されたことは、正味3日ぐらいで公報が届いて、有権者が目につく期間だと考えられます。この3日間のうちで有権者が本当に真摯に選択肢としてこの広報紙が用いられるかどうかというのは、意見が分かれるところじゃないかなと私は思っています。また、情報のない時代であればこういう広報紙というのは非常に貴重なものだと考えますが、現在のようなマスコミやインターネットで盛んに情報が飛び交うような情報判断の時代に、さらにこの公報が加わるとなると、余計に選挙に対して雑な情報まで入ってきて混乱を来して、選択肢がままならないというような状況も私は懸念されるんじゃないかなと思っています。

ぜひですね、これは新しい条例ですので、多分委員会に付託されると思いますので、先進的にやった自治体の投票率の推移というのをしっかりとデータとして提出することを求めたいと思いますので、よろしくお願いします。答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

ただいまの質問なんですけど、データに基づいて委員会のほうで対応してもらいたいという御意見だと思います。実際、選挙の中でこの選挙公報を発行している市町村がありますので、その市町村のそれ以前の投票率とどう変わっているのかというのは、一応調べて委員会のほうに臨みたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号 中城村選挙公報の発行に関する条例は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号 中城村選挙公報の発行に関する条例は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第6号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第6号 中城村漁港管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決され

ました。

日程第6 議案第7号 中城村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休憩(11時06分)

~~~~~

再開(11時12分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 中城村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第7号 中城村農村情報連絡施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 中城村社会教育委員

に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

4番 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 それでは中城村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行いたいと思います。3点ほど質疑を行います。

まずこの文言です。どこからどのような意見があって、この文言の追加がなされたのか。

それと、この現行の文言で運営上何らかの問題、事例が生じてのことなのか。もし生じてのことでしたら、どのような事例があったのか。

それともう一つ、家庭教育の向上に資する活動を行う者ということで、まずこの家庭教育というのが定義と申しますが、そういうのが広辞苑によりますと、まず家庭教育において父母、その家族によって行われる教育とされております。では、具体的にその家庭教育、その向上に資する活動を行う者とはどのようなものを指しているのか、以上、お答えをお願いします。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

その文言の改正ですが、これは平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱の基準が削除されるとともに、当該委員の基準は文部科学省令で定める基準を参酌し、条例で定めることに伴う改正であります。

次に家庭の向上及び向上に資する活動を行う者として入ってきたのは、先ほどの法律の改正によって、現行は社会教育委員の構成のところでは第15条、都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。その2項のほうに、社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭

教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から教育委員会が委嘱するとなっておりましたが、改正案では第15条の第2項では、社会教育委員は教育委員会が委嘱すると。これは法律の改正に伴うものであります。

それから家庭教育の向上に資する活動を行う者という文言ですが、やはり社会教育というのが全体的な基盤になっていると。それが大きな理由で、家庭教育の向上に資する活動を行う者という文言がそこに、改正後に挿入されているものです。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 法の改正ということなんですが、文科省からの法改正に伴うということと、そういう文言が入ってきたと理解してよろしいでしょうか。でしたら、先ほど言ったようにこの向上に資する活動を行う者とわざわざ文言があるわけですから、それが具体的にどういうものかという話はなかったですか。

それと今お話があったように、地域の自主性、自立性というのを文科省のほうも最近、特にそういうあれで話がありますが、その地域の自主性、自立性というのを教育委員会のほうではどのように捉えているか、その辺を聞かせていただけますか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

この地域における自立性、自主性というのは、やはり地域は地域で育てるといものが前提になっておりまして、文部科学省としても学校教育だけじゃなくて、社会教育の面でも力を入れていこうというのが根拠になっております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 この文言を指す、その「資する活動を行う者」という、要するに「者」と言われているんですから、その辺は具体的な何か活動をする団体なり、何なりがあると思うんですね。その辺のあれは、把握しているだけ

でもよろしいです。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 現在、本村では子ども育成協議会というのがありまして、そういった団体等がその活動を行う者と解釈してよろしいと思います。

議長 比嘉明典 以上で4番 新垣徳正議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

休憩します。

休憩(11時20分)

~~~~~

再開(11時23分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 中城村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号 中城村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例は原案のと

おり可決されました。

日程第8 議案第9号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第9号 中城村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(11時26分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第9 議案第10号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは議案第10号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第5号)についてお伺いいたします。

まず最初に歳入関係の7ページ、1款1項村民税のほうで当初予算よりも2,100万円の増になっており、相当大きな額になっていると思います。その要因としては、納税義務者の増によるものとなっておりますけれども、個人及び法人それぞれの納税義務者の増加数は大体どのようになっているのか。あとは法人村民税では、当初予算では平成24年度予算に比べて366万4,000円落ち込むということになっておりましたが、今回の補正によれば、逆に落ち込むどころか33万6,000円の増となって、補正では計上額が400万円の増額補正となっております、その原因は何なのか。

それと37ページの歳出関係です。3款2項1目19節のほうで負担金及び交付金ですけれども、沖縄県特別保育事業補助金1,178万6,000円の増額を計上しておりますけれども、これはこの当初予算と合わせて総額は幾らになるのか。また、これは認可保育園の延長保育に係る運営費とされておりますが、具体的にどのような経緯で、どこの保育園にどのように配分されるのか、お伺いします。

また同じ37ページですけれども、放課後子どもプラン推進事業補助金425万8,000円が減額になっておりますが、普通、この種の事業費というのは幾らあっても足りないというのが一般的じゃないかと思うんですけれども、なぜ減額になっているのか。その辺の経緯というんですか、どうしてそういうことになっているのか。

それから、子育て支援交付金移行事業費というのが3万8,000円。それから中城村特別支援保育事業費304万円が計上されておりますけれ

ども、具体的にはどのような事業の経費なのかお伺いしたいと思います。

それから43ページ、7款1項2目15節工事請負費で中城城跡のライトアップ事業費2,303万8,000円が減額となっておりますが、その理由は何なのか。この事業費は8月の一般会計補正予算第2号で1,303万1,000円、さらには12月の補正第4号においても、わざわざ財政調整基金を繰り出してまで1,000万7,000円、全額を自費負担する。要するに一般財源で補正して事業を遂行するというので計上されておりますけれども、なぜそれを執行できなくて全額減額しなければならないのですか。その辺についてもお伺いしたいと思います。以上、お願いします。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 では、ただいまの仲眞議員に対してお答えいたします。

今回の補正についてですけれども、村民税におきまして当初予算5,000万円程度、去年に比べて当初予算増ということです。予算額を一応査定しましたが、実際にはやはり見ない南上原の流入が多くて納税義務者の増、さらにいわゆる納税者の総所得の層が結構あったということになります。また、いわゆる長期譲渡分の土地ですね。土地の売買等も結構ありまして、最終的には1,700万円ぐらいですか、その増となっています。基本となる数字は12月末において、現在そのような状況になっていますが、納税義務者の増としては183人ということということで見込んでいます。その中で均等割、いわゆる所得割、額もふえています。そして法人村民税においても、景気低迷によって落ちるかなということで当初は懸念していたんですが、意外と12月の申告を見ていますと、営業利益等が結構維持していますので、それ以上の申告を見ていますと400万円程度増となっています。今年度においても、法人税においては大体その額でいくと思います。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

まず特別保育事業の内訳であります。当初は認可外保育施設の衛生安全対策費を計上してありましたけれども、その後、延長保育事業の実施がありまして、その後も補助事業の採用という形で、今回補助金の申請を受け付けしながら補正をいたしております。主にこれは認可保育園の、3つできましたけれども、その分の延長保育事業をやっているところに交付するためのものがございます。

次に放課後子供プランの事業費であります。放課後児童クラブについては、当初予定していた学童クラブのほうが県の基準に達し得ない部分がありまして、その分が見込みより今回減りました。

次に子育て支援の交付金移行事業であります。この制度は認可保育園において子育て支援センターを設置する南保育園に対して補助事業が該当するというので、今回補正して交付していきたいと考えております。

次に中城村特別支援保育事業であります。この事業は新たに認可園で障害児保育の事業を実施する保育園が2カ所ありまして、その2カ所に保育士等の給与に当たる部分の支援を今年度から実施することとしております。以上であります。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、9番、仲眞議員の御質疑にお答えをしていきたいと思っております。

当初8月に予算を組んでいただき、また12月に1,000万7,000円の補正をいただきましたが、執行計画のおくれに対し、申しわけなく思っております。

理由については、当初工事発注において、文化庁との現状変更手続が生じたため、おくれが

生じたことと、おくれたことと、県の繰越明許費が認められなかったという2つの理由であります。工事につきましては、文化庁の工事許可及び照明器具の発注等により約3カ月を要するというので事業計画をし、今年度発注をしまして繰越明許費の手続をとっていくという県との調整をしておりましたが、1月の執行調査で県より繰越明許費が認められないということの指導を受けまして、今回やむなく補正減をさせていただきます。これから執行計画についてはしっかり立てて業務に当たりたいと思います。大変申しわけございませんでした。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 済みません、答弁漏れがありました。

沖縄県特別保育事業補助金は、当初は36万1,000円でした。これは認可外保育施設の衛生と安全対策費の補助金でありましたが、今回、延長保育事業が認可園で実施されましたので、その分を1,178万6,000円プラスして、総額1,214万7,000円になっております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 改めて再度質疑いたします。

村民村税の関係ですね。これはよそよりも大分ふえて、このような形状になったとおっしゃられていましたけれども、それはそれで納得できる場所もあるんですけれども、ただ法人分については、これは私が当初予算でも聞いたんですけれども、今の中城村の状況においては、減額なんてあり得ないでしょうと。少なくとも現状維持でしょうというのが私の主張だったんですね。いろいろなもろもろの状況考えた場合には、中城村において人口もふえたり、企業もいろいろ入ってきてる。そのような中であって、現状維持は少なくともあると思うんですけれども、減額はあり得ないというのがあって、その辺はやはりしっかりと見通しを立てていただ

きたいと思うんですよ。本当にこういう減額みたいな要素というのはあるんですか。仮にあるとしても、増額はないだろうけれども、そこはやはりそんなに弱気にならないで、そのために財調というのがあるんですよ。はっきり申しまして。皆さんが税収、ちょっと予定が落ち込んだ場合、財調でカバーしていきます。今の減額というのは、今のをなくすよりは、私は税収において考える状況ではないと思います。

それから次、歳出関係ですね。特別事業補助金というのがありますよね。これはたしか当初予算では非常に少額でしたよね。平成24年ですか。これが全く延長保育ですか。逆に考えられていなかったのか、あるいは補助金がそういうふうに使われてきたので、そのために計上したのか。そういうふうに申しますのは、今ごろ計上されて、では、これは具体的にはどういうふうに分かるか。もうやがて終わりますよね、実際の、平成25年度のあれとしてはですね。事業としては、具体的には、いつごろから延長保育ですか、そのほうに適用されてくるのか。そんなに少額な額じゃないと思うんですけどね。だから、その辺のところは気になるところであります。

それからこのプランについてもちょっと該当しないという部分もあって、大変残念ですよ。こういう本当に企業のね、こういう種類の事業費というのは本当、本来なら幾らあっても足りないだろうというたちのものですよね。幾らでも使い道、ちゃんとしっかりすれば返すことはなくて。逆に増額を要求したいぐらいというのが保護者から、あるいはそういう関係者の声ではないかなと思いますけれども、これはしょうがないことなのかなと考えております。

次はライトアップについてですけれども、今、課長からはいろいろ話されたことがあるんですが、12月時点においてそこでも言いました。わざわざ一般財源を全額出したのでね、1,000万



円、こういう計画して大丈夫なんですかという念を押して聞いた記憶があります。こうして12月まで来て、これを詰めることができなかつたのか、この辺はちょっと大いに反省していただきたいと思います。

それでその結果として、今回は大変残念ですが、約1,000万円、991万5,000円ですか。これが県に返還。捨てるということなんですよ、この交付金を。そういうことですよ。繰越明許も使えないし、この計上していたものが。具体的にはこれは幾らぐらいこの一括交付金が繰越明許できなくて返還しなければならないという額。この辺をお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

沖縄では特別保育事業の導入ですけれども、この事業の該当については認可保育園が該当するんですけれども、今年度スタートしたばかりなものですから、どの園でどれぐらいの延長保育のボリュームがあるかちょっと図ることができなくて、当初はその分は計上しておりませんでした。ただ、実際に1保育園だけは9月オープンという部分もあつたりして、いろいろばらつきがあつて、もう年度末の実績に近いところで事業の申請をしようということになりまして、今回の補正になっております。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えをしたいと思います。

交付金を捨てるということではなくて、課としては次年度、事業計画を再度精査いたしまして、ライトアップ事業に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これは延長保育関係で、再度お聞きします。

これ全額今回ですか。認定取れないんですか。

そこの延長保育のほうに全部配分されるのかですね。あるいは3園交付金ありますよね。そのところにも配分されるのか。全く9月議会ではそのところには適用できないのかどうか、その辺を改めてもう1回確認したいと思います。

それからライトアップ事業ですが、県の一括交付金の総額としてはもう減にはならないという話でよろしいですか。この中では991万5,000円ですか。ありますけれども、村全体としてはこの概算分は相当しないと。別の事業で使つたということでもよろしいですか。その辺のどういう事業で回っているか、そのところをお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

現在、認可園が3カ所ありまして、3園分になっております。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

予算の歳入のほうにも計上しておりますけれども、991万5,000円に関しましては、当初配分額が3億9,000万円でしたから、事業の結果としまして3億8,000万円程度の交付金をいただくことになっております。

満額執行できなかった理由につきましては、これは入札残、そういうものが主な理由でございます。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲眞功浩議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

2番 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 それでは議案第10号平成25年度中城村一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

7款1項商工費のマリンレジャーゾーンの施設設計業務と委託費について執行されている額、繰越明許で資料の後に添付されておりますが、これまでの答弁では設計業務を進めていくとい

うことで答弁しておりますが、どのような経緯で、この仮設許可申請条件の調整という形で理由が上がっていますが、具体的にどのような状態になっているのかお答え願います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 2番 新垣博正議員の御質疑にお答えをしていきたいと思えます。

繰越明許費の事業のマリンレジャーゾーン施設設計委託費にというふうに解釈しております。現在、業務委託を契約しまして、396万1,000円の契約をしているところであります。その中で課題として現在挙げられているのが、開発許可の申請の環境整備の不備だと、まだ解決していないということでもあります。これについては建設敷地の、当初、公共空を、県の管理の土地を利用するというので県とも調整している中で、違法の建築物が存在したということで、その撤去の調整を今持ち主と調整しているところであります。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 これは設計を委託する前に把握できなかったんでしょうか。それとこの土地、予定している土地の面積に対して、正確にお答えいただけますでしょうか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思えます。

まず1点目から、面積については後日御報告させていただきたいと思えます。当初からということの計画ですが、当初、その敷地が細長で、1カ所のほうに違法建築物があって、残りの部分に利用しようという計画でしたが、その中で県とも相談をしながら進めていった経緯があるんですが、県としてはやはり1筆を利用していかなければならないということで、どうしても

違法建築物を除去をしてからしか占有協定に入れないということになりまして、うちのほうとしても関係の企業の方と御相談をし、今進めているところであります。当初、分筆してでも利用できるという方向性を持っていましたが、これが1筆じゃないとできないということになりまして、今回、少し時間をかけさせていただきたいと思っています。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 これは図面はもう仕上がっているんでしょうか。そして、もし仮に仕上がっていたら、設計事務所のほうには支払い等をやらないといけないと思うんですが、その執行というのはどのような形で行われるのか。

それと平成27年2月27日完了ということになると、あと1年近くかかるというような見通しで設定されているのは、非常に困難を極めているのかなという印象を与えるんですが、見通しの状況について説明いただけますでしょうか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをしたいと思えます。

計画としては平成27年度の2月までに執行したいという考え方があります。何しろ、相手の状況がありますので、やはり説得を今しているんですが、その中で関係者が2者出てきまして、ちょっと複雑な状況になっていまして、それを解決しなければならないということで、まだ時間的に少々かかるということがありまして、来年の2月まで工期をいただきたいと思っております。

それから進捗状況については、やはり建設場所が確定しないままの平面図は引けないということで、今は諸条件を準備しているところであります。図面についてはまだ正式には引いていないということでもあります。

議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員

の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休憩(14時01分)

~~~~~

再開(14時07分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を採

決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件については3月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 議案第14号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてお伺いいたします。

6ページ、4款1項1目1節で前年度繰越金が104万6,000円の減額補正となっておりますが、これはどういうことなのか御説明願いたいと思います。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(14時14分)

~~~~~

再開(15時13分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

副村長のほうから答弁をさせます。

副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 それでは仲真議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

議案第14号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、総額補正を提案いたしました。その中の第1表の中で誤りがあったことを深くおわび申し上げます。基本的に4款については確定した数字ですので、さわれない部分をさわってしまったことをまことに申しわけなく思います。原因につきましては、一般会計から特別会計を統括す

る私のほうのチェックのミスでございまして、まことに申しわけございませんでした。以上、よろしく願いいたします。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（15時13分）

~~~~~

再開（15時14分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 これは本当に単なる間違いで済みませんでしたということじゃなくて、これは大きな問題があるということ、それでこのような大きなことになってしまったんですけれども、そのようなことになると、これは我々は決算審査で確定したし、監査もしっかりとした上で我々の監査意見書に入れていたと思うんですね。それをいとも簡単にこのような感じで変えられて、間違っていましたということは、これは普通なら考え切れないはずですよ。なぜ、このような事態が起ってしまったのか。本当に村長はこの議案を提出する前に一応目を通したと思うんですが、このようにあなたは30年以上も議会にいて、これに気づかなかったのか。私は非常に軽率だったなと思います。私なんかは、まだ皆さんに比べたら大した経験も何もないんですが、すぐ何でもこういう数字が掲げられたのかなと疑問を持つようなことがあって、ほかに何か意図があったのかなと、そういう考えに至ってしまうわけです。この辺については、これを出すに当たって、皆さんはどのようにこの議案に関しては相当責任を持って議案を出さないといけないと思うんですよね。特にこういう繰越金とか、確定した数字をやる場合には、それはいろいろ細心の注意が、注意というか、これは当たり前だろうと思うんですけれども、これについてはどのようにお考えですか。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 それではお答えをさせて

いただきます。

まず基本的に御指摘のとおりでございまして、役場生活の長い人間がそこに気づけなかったという部分については、もう私の能力がなかったと言われてしまえばそれまでなんですが、基本的にやってはならないところに手を入れてしまったことについての気づき方が、私が議案を提案する前に一通り目を通していているわけなんですけれども、それを判断できなかったという部分がございます。それについては統括しなければならぬ私の立場上、私の失態だと考え、今後そのようなことがないように努力はしていきたいと考えています。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 そういう予算編成の責任者たる者の目のつけどころというのは、特に洗練されたものがあるんじゃないかと思うんですけれども、我々でもこういうのは気がつくわけですから、ちょっと注意すれば。これまでに何回も注意されてきているかもしれませんが、間違いが多過ぎて、何回も訂正が、差しかえてくださいとか、これが今まで余り改善されていなくて、結局大事になってしまっているという感じがしますね。この辺については、もう二度とそういうことが繰り返し起こらないように、十分これは注意していただきたい。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員の質疑を終わります。

休憩します。

休憩（15時15分）

~~~~~

再開（15時40分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

議案第14号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、本案に対してお手元にお配りした訂正案が提出されております。

したがって、これを本案と合わせて議題とし

て提出者の説明を求めたいと思います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 では、議案第14号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算

(第4号)について、上記の議案を、中城村議会会議規則第20条の規定により、別紙の訂正案を添えて提出をいたします。御提案申し上げます。

中総第1676号  
平成26年3月13日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

中城村長 浜 田 京 介

議案第14号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

上記の議案を、中城村議会会議規則第20条の規定により、別紙の訂正案を添えて提出します。

議案第14号平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)に対する訂正案  
議案第14号平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の一部を次のように訂正する。第1表の歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項         | 補正前の額   | 補正額                   | 計                           |
|----------|-----------|---------|-----------------------|-----------------------------|
| 1 使用料手数料 |           | 12,026  | <del>226</del><br>820 | <del>12,252</del><br>11,206 |
|          | 1 使用料     | 11,966  | <del>226</del><br>820 | <del>12,192</del><br>11,146 |
| 3 繰越金    |           | 114,458 | 1,680                 | 112,778                     |
|          | 1 一般会計繰入金 | 114,458 | 1,680                 | 112,778                     |
| 4 繰越金    |           | 1,708   | <del>1,046</del><br>0 | <del>662</del><br>1,708     |
|          | 1 繰越金     | 1,708   | <del>1,046</del><br>0 | <del>662</del><br>1,708     |
| 6 村債     |           | 99,500  | 6,100                 | 93,400                      |
|          | 1 村債      | 99,500  | 6,100                 | 93,400                      |
| 歳 入 合 計  |           | 351,793 | 8,600                 | 343,193                     |

歳入の1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額1,196万6,000円、補正額82万円の減額補正、合計で1,114万6,000円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億1,445万8,000円、補正額168万円の減額補正、合計で1億1,277万8,000円。

4款繰越金、1項繰越金、補正前の額170万8,000円、補正額はゼロ、合計で同じく170万8,000円。

6款村債、1項村債、補正前の額9,950万円、補正額610万円の減額補正、合計で9,340万円。

締めて歳入合計、補正前の額3億5,179万3,000円、補正額は860万円の減額補正、合計で3億4,319万3,000円でございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これ趣旨説明を終わります。

これから訂正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休憩（15時43分）

~~~~~

再開（15時44分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 質疑を行います。

本当に苦しい答弁が予想されるわけですよね。これはつじつまを合わせるこれらの額とつい考えてしまうんですけども、この使用料手数料82万円の減額補正が226,000円の使用料の増が決定して82万円の減額になるということなんです。これはどういうことなのか。ただ、単なる数字合わせではないことを祈りたいと期待をするわけですけども、増額補正の予定が、一転してそれも多額の減額補正になるのか。これもただ単なる間違いなのか。そういうことなのか。その辺を要因とか、原因とか説明をお願いします。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えさせていただきます。

基本的に今御質疑については相当厳しい問題ではあるんですが、しかし、結局使用料につきましては水道上水道の数量が確定していませんので、当然動き分があるとは考えております。ただ、今回につきましては限度額だけを、出させていただきます。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 そういう形で御説明していただけますとよくわかるんですが、単なる数字合わせでないことを期待するしかないでしょう。今回は、後は決算に向けてどれぐらいの数量が出てくるかというのを見守るしかないと思うんですけども、私としては、これは要するに補正予算に使用料を増額であってほしいと期待しております。これ以上何も言うことはありません。以上です。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 これ質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対す

る訂正案についての採決をいたします。

お諮りします。本案は訂正案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第14号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は訂正した部分を含む原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時49分）

平成26年第2回中城村議会定例会（第8日目）

招集年月日	平成26年3月7日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成26年3月14日（午前10時00分）		
	散会	平成26年3月14日（午後1時53分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	伊佐則勝	9番	仲真功浩
	2番	新垣博正	10番	安里ヨシ子
	3番	金城章	11番	新垣健二
	4番	新垣徳正	12番	宮城治邦
	5番	新垣光栄	13番	仲村春光
	6番	與那覇朝輝	14番	宮城重夫
	7番	仲座勇	15番	新垣善功
	8番	仲宗根哲	16番	比嘉明典
欠席議員				
会議録署名議員	3番	金城章	4番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	屋良清
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	比嘉朝之
	税務課長	新垣一弘	教育総務課主幹	喜屋武辰弘
	福祉課長	石原昌雄		
	健康保険課長	比嘉健治		

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	議案第15号 平成26年度中城村一般会計予算
第 2	議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 3	議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 4	議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 5	議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第 6	議案第20号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算
第 7	議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計予算

議 事 日 程 第 4 号 の 追 加

日 程	件 名
第 1	議案第22号 村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）請負契約

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第15号 平成26年度中城村一般会計予算を議題といたします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休憩(10時01分)

~~~~~

再開(11時37分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

9番 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 平成26年度中城村一般会計予算について、関連する質疑を行いたいと思います。

まず質疑に入る前に、今回のこの予算書において若干の改善をしていただいたことに関しては評価をしたいと思います。既に皆さん御存じとは思いますが、具体的には委託料とか工事請負費、用地購入費等について、この用途について具体的に事業名等を示していただきました。これで去年までいちいち、毎回毎回これは単なる委託費とか工事費とかやっていたものに対して、わざわざ皆さん、こっちで問いただしていたということがありましたが、これが一応大まかな、おのおのの金額については、それはまた委員会でやるべきものであっていいと思うんですが、大まかな用途というのは、その用途というのは明記していただいておりますので、非常にこれは改善、やっとなですね。口酸っぱく言って10年余りもかかりましたが、やっとなこういう一つの改善が、一步の改善ができたということに関してはちょっと評価したいと思います。

それでは早速質疑に入りますが、まず歳入関係で33ページになります。13款1項4目4節の

体育施設使用料で吉の浦公園使用料、これは主にござまる陸上競技場の使用料になるかと思いますが、300万円しか計上されておられません。この額は少な過ぎる額ではないかと思えますけれども、どうしてなのか。いろいろプロのサッカー選手とか、いろいろ練習とかもやっておりますし、こんな数字ではちょっと少ないんじゃないかなという気もしますけれども、どうしてそういう計上になっているのかお伺いいたします。

それと歳出関係で62ページの2款1項12目25節、これは積立金で庁舎建設積立金なんですが、これが2,000万円計上されておりますが、今回の積み立てで予定で積立総額は幾らになるのか。また庁舎建設の開始までにどの程度の積み立てを必要とすると見込んでいるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから87ページの6款1項3目1節報酬で、嘱託委員報酬240万円が計上されております。これは臨時的な措置であって、本来は専門、正職員を採用すべきだろうと思います。村は農学部出身の正社員を採用したけれども、諸事情があり、その方は農業関係以外の課に配属されたと聞いております。本当に農業振興を図るためには、専門的な知識を持った正社員を採用すべきだと考えておりますけれども、そのような計画はないのかどうかお伺いします。

それから104ページの10款1項2目19節負担金及び補助金、交付金がありますけれども、その中で中城村第3子以降学校給食費助成事業補助金315万7,000円が計上されておりますが、対象となる児童はどの程度か。また財源は何で、その根拠は何なのか。またこの助成事業に対する教育委員会の意見はどのようなものがあったのか、お伺いしたいと思います。

あと最後にこれはページで示すことはできませんが、去年ですね、1カ年前の私の3月の一般質問で、この教育総務課、教育委員会は平成

25年度において幼稚園の統廃合も含め、新築や改築も含め統合し、そして平成26年度にはその結果を出したもとにおいて耐震計画を、耐震調査とかを行って、この幼稚園の耐震対応を考えたいということをお答えしてはいたしましたが、この結果はどうなったのか。そして今回、幼稚園費に対しては耐震調査とかこういうのも一切出てきておりませんが、それはどうしてそういうことになっているのか。一般質問で答弁した事項というものはどのようになってしまったのか、その辺をお伺いしたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えいたします。

まず歳入の教育使用料の体育館使用料なんです、300万円、これは平成23年度実績で270万円、トレーニング室分が30万円ということで300万円が平成26年度予算ということで組んでおります。

それから中城村第3子以降給食費助成についてですが、まず対象者ですね。これまず保護者及び本人が中城村内に住所を有する者、それから中城村立小中学校及び琉球大学附属小学校に通学している者が3人以上いる世帯のうち、第3子以降の者ということになっています。給食費の年額の5割を上限として補助するということです。

それから教育委員会の中でどういう意見があったのかということなんです、教育委員会会議の中でまず5割でいいのかとか、それから私立に通っている児童はどうするかとか、そういう意見もありました。ただ、今回最初の事業ですので、まず村の財源とかそういうのを考慮して、まず村立小学校と琉球大学附属小中学校に通っている児童を対象に5割補助からスタートするというので話を、一応説明はしております。

幼稚園の耐震化なんです、耐震診断を平成

26年度予算に入っていないということで、とりあえず教育委員会としても平成26年度に入れようということで財政側と調整をしたんですが、まだその調整の段階で、考える余地があるということで今回はやっておりません。

今回対象になっている人数は、住民基本台帳から小学校、中学校などに通っている児童生徒の家族構成を割り出して、その結果、今回該当する児童が小学生は140名、中学生はゼロでした。ということで140名の試算で予算を組んで、その5割を今予算のほうに計上しております。以上です。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（11時47分）

~~~~~

再開（11時49分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

吉の浦公園使用料なんです、これは前年度の予算並みに予算を組んでおります。

それから第3子以降学校給食費の根拠なんです、今現在、中城村第3子以降学校給食費助成事業実施要綱ということで、それを今策定しております。先ほど答弁した補助対象者とか、補助額とか、全部その要綱の中でうたって、4月1日から施行する予定で今進めております。

幼稚園の統廃合については、まずその耐震の調査を入れて、その結果を見て、その補助に該当するのかわからないのか、その結果を見て統廃合を最終的には判断することになると思うんですが、ただ、以前の段階ですね、2年、3年ぐらい前に一つにまとめたほうがいいのではないかとか、そういう正式ではなくて、そういう話もありました。具体的に、ではどうするのかという部分については、その耐震診断を入れて、その結果を見て具体的には判断するというので考えております。以上です。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは庁舎建設の基金についてお答えします。

今年度2,000万円の庁舎建設の基金の積み立てをされております。今年度、現在高になりますが、2億6,000万円ほどになります。

あとこの庁舎建設にかかる概算費用と申しますが、隣市町村、これまでつくられている北谷町、読谷村の状況をみますと16億円ぐらいかかるだろうとっております。そういうことで今回、議員がおっしゃるどのぐらい自己資金が必要なのかということについては、今検討中でありませう。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

農林水産課の農業部門の専門職の採用の計画についてですけれども、現在のところ、その採用の計画はありませんが、今後検討が必要かとは思っています。当面の間は嘱託職員で業務の対応を図っていききたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 本当に余り、やっぱりそうかという感じの答えしか返ってきませんでした。答弁しか。この吉の浦公園使用料については、去年の予算どおり計上しますと。それだけで片づけてしまわれましたが、何のために、これいろんなプロサッカーチームがとかが来て、あんだけ練習もして、何日間もやっていて、芝生も管理もして、この使用料というのはどんな関係があるのかというのは全く何も、私にしては到底考えられないような話です。それについてはもう一般質問も出してありますので、その中で詳しく聞いてまいりますので、それ以上これはお伺いしません。300万円というのは余りにも少な過ぎるんじゃないですか。平成24年の決算時においても、308万6,000円ぐらい計上

していますよ。それはだからいろんな整備もしながら、金もかけながらやってきて、使用料が前年並み、平成24年度決算さえも下回るというように計上では、ちょっと話にならないということでもあります。これは先ほど言ったように、もう一般質問でやるしかないと思います。

それと次に移っていきますが、この庁舎の検討委員会ではどれぐらいのめどまでは、他市町村に今、総務課長が言っていたように16億円とかそういう話も出てきてますよね。本来、中城村としてはこの積立金をどれぐらいにして、いつまでにというのは、いつまでにそれぐらいの積み立てをしようというのは、この検討委員会では検討されているのか、それについてもう1回お伺いしたいと思います。

それと第3子以降の学校給食費についてですが、今、課長は、これは実施要綱でやるんだということをおっしゃいましたが、なぜ条例としてやらないのか、その辺はお伺いします。この財源はこれで多分全然、各一般財源だろうと私は考えております。国、県の補助はないと見ていますけれども、その辺はどうなりますか。もし、そういうことであれば、やはりこれは条例化して、ちゃんと本当に村長に、あるいは教育委員会は本気度があれば条例化してやるべきだろうと思います。皆さんのその時々裁量でできる実施要綱とか、そういうもので対応すべきではないんだろうなと思います。国、県とかでそういう助成金があって、それに対応しながらこれを実施しなければならないということでしたら、やはりこういう実施要綱とか、そういうものをやってもこれはしょうがないなという感じがしますが、本当に真剣にこの辺の村の政策としてやっていくことを思えば、条例化すべきだと。村長、これが条例化すれば、本当にあなたが重要と考えるなら、仮にあなたが退いたあとでも条例化すれば、これはちゃんと続けていけます。だけど、こんな実施要綱でやってい

たら、これはその時々でまたなくなってしまう可能性があるわけです。継続できない。そういうことが起こると、逆にこういう制度をつくられた保護者の皆さんに、後々になってがっかりさせるようなことにもなりかねないんです。要領、要綱というのは采配でできますから、ただ見ることはね。議会の承認とかそういうのも必要ないわけですから。条例化すれば、これは永久的に、本当に次の指導者にも村の政策でやっていくと。そういう強い意志を示すこともできると思います。まずそれをぜひ条例化するべきじゃないかなと思うんですが、どのように考えるのか。

それからあと1点、これは教育委員会にも少しお聞きしたいんですが、ただ今のこの第3子以降の考え方で、どうも、子育て支援の範疇の中に入っていきんじゃないかなと思ってならないわけです。この点の考え方はね。私は、これは、学校給食というのは学校教育の範疇に入れるべき筋合いのものだろうと考えているんです。よく言われる食育とか、そういうものですよね。その辺についてどのように、どういう捉え方をしているのか。これは村長も教育長も含めてですね。今の感じでは、これはどうも子育て、あるいは少子化対策支援の一環の流れのような気がする。私はそうじゃなくて、やはり学校教育の範疇の中において、第3子とかそういうことじゃなくて、本当に給食費の無料化とか、あるいは軽減の負担を考えるなら、もうちょっと違った考え方がないかなと思うんですけれども、その辺についてお伺いいたします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それではお答えいたします。

庁舎建設のめど、実施時期といいますか、建設準備委員会の中での議論になると思います。その件については今、護佐丸資料図書館の建設に向けてのものがあります。それと南小学校の

生徒の増による増築等が計画されております。そういう中で、この検討委員会の中でもその終わり次第というのが条件になるだろうということで、今まで議論されております。今の状況を勘案した場合に、平成28年度以降になるだろうと考えられます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

第3子以降の学校給食費助成事業を条例でやるべきではないかということなんですが、教育委員会としましても、その要綱をつくる時点で各市町村、県内、県外はどうやっているのかというのは一応調査をしました。県内でも何カ所かあるんですが、ほとんど要綱でやっています。県外のところも要綱ということで、近隣市町村、県外とかそれを参考に今回、実施要綱ということで今作成をしております。

それから、これは補助事業ではなくて、単費です。

それと子育て支援にならないかということなんですが、もともとこの趣旨というのが保護者の負担軽減を図るということで、児童生徒の負担軽減を図るということが趣旨と考えていますので、当然この趣旨にのっとって保護者の負担軽減を図るという考えで、その補助の実施を今考えております。この要綱を調べるときに、各市町村はまだどういう形でやっているのかということ調べていたら、やっぱり同じように教育の負担軽減を図るとか、経済的負担を軽減するというのでやられています。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それではお答えいたします。

今の御質疑の条例ですべきではないかと言う給食費助成の件ですが、これはもう連結していると言いますか、私が就任当初に第3子以降の保育料の無料化をさせていただきました。そのときの流れをくんでいると御理解をいただきたいと思います。

それで先ほどからの御質疑ですが、それと関連しますが、今回の給食費の助成は、あくまでも子育て支援でございます。教育とか保育、余りこだわった考え方ではないんですが、今の御質疑にお答えするとすると、これはあくまでも子育て支援の一環として、私はメッセージも込めて今回の給食費の助成を踏み切らせていただきました。私の一つの政策と理解をしていただきたいなと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 村長がお答えしたように、教育委員会としても子育て支援の一環として捉えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 つい最近の浦添市の学校教育の給食無料化についての問題で大きく問題になりますが、市長に当選する場合においては、全児童の給食費を無料化するという約束しておきながら、曲がりなりにもそういう実行しようということで、中学校3年生だけ無料化しようということで、これについていろいろ教育委員からも、そういうことは余りよくないんじゃないかというお話が、意見があったということで、大きな社会問題にもなりましたが、このようにこの給食費の問題については、学校給食費について一部の者だけをそういうことでやるという、無料化するということには、非常に皆さん違和感を感じると思うんです。私も非常に今感じているわけです。例えば給食費の補助を受けている者に関しては要保護とか準要保護の方々がおられますが、これらを除く一般児童において、さらにまたその児童の一部にだけこのように限って給食費を免除しようというようなことは、私は本当に違和感を感じて、これが学校教育の問題、範疇にぜひ入れて対応していただきたいという思いなんです。今ほど、もう皆さん教育委員会も、村長も、これは教育支援の一環だという範疇にあるからとい

うことですが、私はやはり多くの方々は、給食費というのは、やはりこれは教育の範疇にあって、等しく恩恵というものは受けるべきようなものじゃないかと思います。そういうようなこともあって、やはりいろいろな選挙においては無料化とか、全員無料化なんですよ、大体給食費というのは。一律にですね。ただ単に小学校、あるいは中学校にやるにしても、そういう分け方をしないのが普通だと思うんですね。一律に無料化、やるならそういう、あるいは半額とか、あるいは何パーセント補助とか、そういう中で出てくる話のものだろうと思うんです。だから、ぜひとも教育委員会におかれましても、これは子育ての範疇じゃなくて、教育の範疇に入れて、その辺から対応をお願いしたいなと思います。

それから皆さんもよく言う食育とか、そういうものにつながっていくものもあると思うんですよ。そういうのもあって、ぜひこれは改善していただきたいと思います。

それから最後に幼稚園の話になりますが、課長は平成25年度中には統廃合も含めて結論を出して、平成26年度については耐震検査についてまで予算化したいという、それが平成25年3月の私の一般質問に対するあなたの答えだったんですよ。なぜか。平成27年度までにそういう学校関係、そういう施設については耐震化を全部済ませなさいと、早目にやりなさいという、そういう文科省からの通達とか指示もあったわけでしょう。それに対応する形で、とにかく最初はまだ幼稚園からやりましょうという話だったと思うんです。その後には小学校、そういったものの次に移っていきましようという、もう平成27年というのを乗り越えていきますが、文科省の指示を。そういうふうにやりましようという話があったと思うんですよ。これを全くなされなかったわけでしょう。検討も、そういう結論も出さなかったし。この辺については、非常に私は無責任な答弁だと考えますが、その辺につ

いて理由を再度お聞きしたいなと思います。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

教育委員会の中でも耐震をどういうふうにするのかという話を、計画とかいろいろ立ててはいるんですが、まず今、ことしの予算の中では津覇小学校の管理棟の耐震診断を入れてあります。予定としては来年、幼稚園の耐震診断を入れて、それから順次進めるという考えがあったんですが、いろいろ財政の状況とかそういう調整の中で、まだいろいろ検討する余地があるということで、具体的に進んでいない状況です。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほどの給食費についての仲真議員からの今の御提言についてのお答えをさせていただきませんが、議員は教育の範疇に入れるべきだという話ですが、ここでしっかりその区分けをするようなものかどうかはわかりませんが、私の意識の中には教育だとか、保育だとかという意識分けはありませんので、その辺は御理解をいただきたいというのと、あくまでも先ほどお話ししましたとおり、これは子育てのしやすい中城だということのメッセージも含めた政策でございます。昨年12月議会だったと思いますが、新垣博正議員からの御提言を受けて、何とかこれを実現するためにいろんなメッセージを含めた形で、どう表現していったいいかを検討いたしました。今回、予算の計上をさせていただいているのは、あくまでも私どもは子育て支援の一環で、何とか子育て世帯を支援していきたいというものを世間一般に広めて、中城にどうぞおいでください。中城で子育てはどうかという一つのメッセージを込めた政策の一つでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思えますし、またできることでしたら、私も財源

が豊富にあれば全ての子供たち、給食費無料、保育料無料とうたいたいのはやまやまでございます。しかし、御承知のとおり財源には限りがありますので、我々中城はできるものから一つずつ、できることから一つずつということで頑張っていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これは農林水産課の農業指導業務委託員の件ですが、計画書をきのうもらったんですが、これで計画書と言えるかどうか。そしてこの内容、業務内容を見たら、果たしてこれは農業指導員の業務なのか。地産池消に関する業務とか、耕作放棄地解消のための業務とかね。それから島ニンジン生産振興の業務とか、新規就農者への技術指導業務とかたくさん書いてありますよね。これでできるんですか。私たちの考えは、農業指導ということだから、この現場に行って農業を指導するという理解をしていますが。そしてこれは雇用計画であって、雇用した後の計画はどのように農業指導員を運用するか、活用していくかが契約書であって、私はこれで契約書と言えないと思えます。具体的に課長の頭の中にはどういうのを考えているのか。それを伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

まず農業関係の専門の嘱託員を配置する目的は、当然ながら農家への巡回指導等々が中心になるかと思えます。ただ、あとは職員も当然おりますので、当然職員が地産池消とか耕作放棄地等々の業務を行うわけですけれども、その面のある程度の補助とか、経験が豊富な職員の知

識を生かして、そういった業務に対応していき
たいと。確かにもっと具体的な計画書というの
は必要かと思うんですけれども、今後、また十
分にこういった業務を行わせて振興を図れるか
検討したいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 私たちは農業指導と
いうのは農業振興のためだと思っているんです
が、地産池消に関する業務は農家と給食セン
ターとの仲買とか、貸し手とか借り手の農地の
耕作放棄地の解消のために、これは別の人がや
るべきじゃないかと思うんです。職員が。そう
であるなら、まだ我々も農業委員会を廃止、農
業委員会事務局というのは廃止しましたけれど
も、ある意味では重要な時期にきていないかと
思うんですよ。再度農業委員会事務局を立ち上
げる考えはないかどうか、村長に伺います。

今、組織ですよ。だから、役場の中で何か
が、今、観光立地もつくったでしょう。今度は
農業委員会を作る。再度、今まであったのを。
今ね、課長、あんたが兼務しているでしょう。
昔は農業委員会とかあったさ。意味わかります
か、皆さん。農業委員会をなくして、今はあそ
こで兼務しているさ。農林水産でね。ちゃんと
農業委員会とかあったでしょう、昔。選挙管理
委員会みたいに。それをつくるべき時期に来て
いないかと。課の設置とか、組織改革さ。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(12時19分)

~~~~~

再開(12時20分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ただいまの御質疑にお答  
えさせていただきます。

農業委員会そのもの自体を廃止しているわけ  
ではございません。今、局長は兼務でさせてお  
ります。職員については、農業委員会を統括す

る職務は配置してあります。ただ、今の御質問  
の中身は農業委員会という一つの課的な組織は  
過去にありました。それが今、当時は経済課で  
すが、今現在は農林水産課です。その一つのエ  
リアで農業振興をしていこうというのが、今の  
組織になっているわけです。それがどちらがい  
いかどうかというのは、これまでの評価をどう  
見るかによると思いますけれども、私は現状の  
中で推進したほうが良いという考え方を持っ  
ています。以上です。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員  
の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す議案第15号 平成26年度中城村一般会計予算  
は、総務常任委員会に付託したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第15号 平成26年度中城村一  
般会計予算は総務常任委員会に付託することに  
決定しました。

休憩します。

休憩(12時22分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2 議案第16号 平成26年度中城村国
民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件については3月10日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。質疑あり
ませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま

す議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第18号 平成26年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号 平成26年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号 平成26年度中城村土地地区画整理事業特別会計予算は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休憩(13時32分)

~~~~~

再開(13時41分)

議長 比嘉明典 再開します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第20号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号 平成26年度中城村污水处理施設管理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第20号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本件については3月10日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計

予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計予算は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第22号 村道中城城跡線改良舗装工事(5工区)請負契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第22号 村道中城城跡線改良舗装工事(5工区)請負契約について御提案申し上げます。

#### 議案第22号

#### 村道中城城跡線改良舗装工事(5工区)請負契約について

村道中城城跡線改良舗装工事(5工区)の請負契約を、下記のとおり締結することについて議会の議決を求める。

#### 記

1. 契約の目的 : 村道中城城跡線改良舗装工事(5工区)
2. 契約金額 : 金52,776,360円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 : 金 3,909,360円
3. 契約の相手方 : 中城村字津覇644番地2  
株式会社 新栄組  
代表取締役 新垣榮範

平成26年3月10日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、この案を提出するものである。

次のページには契約書、あるいは入札結果調書、平面図などが添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩（13時46分）

~~~~~

再開（13時46分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これから質疑を行います。

休憩します。

休憩（13時47分）

~~~~~

再開（13時52分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）請負契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号 村道中城城跡線改良舗装工事（5工区）請負契約は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会（13時53分）

## 平成26年第2回中城村議会定例会（第19日目）

|                                                 |                 |                       |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成26年3月7日（金）    |                       |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                       |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成26年3月25日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成26年3月25日 （午後3時22分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                   | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝               | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                 | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正               | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄               | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝               | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                 | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                 | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                       |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 3 番             | 金 城 章                 | 4 番                                | 新 垣 徳 正   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                 | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介               | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊               | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄               | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典               | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕               | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人               | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘               | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄               |                                    |           |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治               |                                    |           |

議事日程第5号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に2番 新垣博正議員の一般質問を許します。

2番 新垣博正議員 おはようございます。一般質問を行いたいと思います。

まず質問の前に、これまでの一般質問で取り上げてまいりましたことについて3点ほど触れたいと思います。

まず昨年、湧水対策について私も一般質問で取り上げまして、農家の水対策ということで井戸に対して助成金を何とかつけられないかということをご提案してまいりました。本年度の予算に農業用水対策設置施設補助金、井戸の設置等に個人30%、団体が50%以内で助成していくということで予算措置がされていることに高く評価していききたいと思います。

そしてもう1点目が、介護保険のサービスについてであります。住宅改修や福祉機器の購入費等々に、保険では本来自己負担は1割ですが、一時的に9割の保険給付分も負担するというようなことが現在も行われておりますが、本来の介護保険の精神からして、1割以上の限度額内での負担は本来は回収すべきであるということで提案しましたら、私も介護保険広域連合の議員でありまして、介護保険広域連合の方針の中にもこのことが盛り込まれて、一時負担が解消されるという方向であるということ、これもまた評価していききたいと思います。

そしてもう1点目が、戦争遺跡で本村伊集の粟石のひんぶんです。粟石のひんぶんのほうが地権者と合意に達しまして、移設することで教育委員会のほうで御尽力いただきまして、移動することができました。また新しい場

所に平和教育として活用されていくことを望んで、このことについても評価をしていきたいと思っております。どうか、しっかりと平和教育に生かせるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは通告書に従いまして一般質問を行います。

まず大枠の1点、本年度の重点施策についてであります。

学校給食費の公費負担拡充について、第3子以降の給食費無料化を12月の定例会で提案しました。新年度より児童生徒が3名以上いる世帯に対して、5割相当額を助成する方針を打ち出しましたが、さらなる拡充、無料化に向けて取り組む考えはないか、所見をお伺いいたします。

大枠の2番、地域農業振興についてであります。

新たな農産物や特産物を官民共同で研究開発が図れるような取り組みを検討するとの方針を示しておりますが、どのような農産物、または製品を検討しているかお伺いいたします。

大枠の3番、(仮称)護佐丸歴史資料図書館開館に向けてであります。

中城村出身のハワイ移民2世、日本の野球を変えた男と言われております、ウォーリーの愛称で名前もよく知られている与那嶺 要氏の功績をたたえる常設展示ブースを設ける提案をするが、検討する考えはないかお伺いいたします。

大枠の4番、消えた琉球競馬についてであります。

かつて沖縄では古琉球の時代から約500年間、世界に類を見ない競馬、ンマハラサーが沖縄全島各地域で行われていりましたが、沖縄戦が近づく昭和18年を最後に途絶えてしまいました。中城城跡イベント広場で復活の考えはないかお伺いいたします。ンマハラサーの特徴を御存

じの範囲内でお答えください。本村の馬場跡、沖縄方言でンマウィーと言いますが、ンマウィーはどこにあったかお伺いいたします。明治40年、中城間切で飼育されていた馬は、中頭郡で最多の1,199頭と記録されているが、現在の飼育頭数についてお伺いいたします。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきまして、学校給食費の助成についてでございますが、今お話がありました昨年12月議会で新垣博正議員から御提言をいただきまして、何とか私ども中城においても子育て支援という意味合いを含めて、メッセージ性を込めて何かできないかということを検討してまいりまして、今議会で予算に計上させていただきました。もちろん財政的な面が一番大きな理由ですけれども、全額を負担していくのが一番いいとは思いますが、本議会の質疑でも答弁をさせていただきましたが、やはり財政的な面なども含めて、今回は50%の助成をさせていただこうということで、我々としてもバランスも考えながらやっていこうと思っております。まずできるものから一つずつ、できることから一つずつを私も認識しながら頑張っていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお伺いいたします。

大枠2番の地域農業についての官民共同の件でございますが、詳細につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。私の考え方を少しお話しさせていただきますと、官民共同で農業振興に努めていきたいと、あえてうたわせていただいたのは、やはり我々行政が今年度、平成26年度はもう一步踏み込んだ形で、それをリードしていきたいという意志表示をさせていただきました。やはりいろんな農業振興の面では、農家の皆さん方にこれはどうですか、

あれはどうですかという程度ではなくて、一緒にできないか、形としてはこれから検討していきますが、その官民共同の形はこれから検討するとして、その意気込みといたしますか、考え方は我々行政ももう一步も二歩も踏み込んで農業振興に努めていくということで、何とか芽出しをしていきたいと考えております。詳細につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3と大枠4につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣博正議員の大枠2の について答弁させていただきます。

これまでに民間等から提案のありました、本村の新たな地域特産物としてキクラゲ、いわゆる「みみぐい」ですけれども、キャッサバ及びショウガ等について、今後ブランド化に向けて官民共同等で取り組みが可能か検討し、御提案できるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。新垣博正議員の大枠3と4の 、 、 についてお答えします。

護佐丸歴史資料館図書館については、既に実施設計もでき上がっており、内部のスペース配分も決まっている状態であります。そのため、新たに与那嶺 要氏用の常設展示スペースを設けるのは難しい状況であります。与那嶺 要氏に関する展示については、資料を収集して護佐丸歴史資料館の完成後に同氏の企画展示を行っていくことを検討していきたいと思っております。

次に について。馬勝負や馬揃い等とも言う。



現在の競馬とは異なり、速度を争うのではなく、左右どちらか一方の前足と後ろ足を同時に上げ、もう一方の前後の足は地面につけておくという動きを繰り返す独特な走法で走ります。2頭ずつ走る姿や足並みの美しさを競ったンマハラセーは、琉球王朝時代に首里の土族が始めたとされるが、近世近代に入り、首里から各地に移住した屋取を形成した土族が地方に広めたとされている。戦前までは馬場のある各集落で祝日等の際に行われており、馬は小型な在種のものが使用されていました。

教育委員会では文献資料や聞き取り調査により、戦前まで津覇、奥間、安里、当間、伊集、和宇慶、中城城跡三の郭の東側広場で馬場があったということを把握しております。

中城村内の馬の飼育数については、農林水産課による平成25年12月現在の調査では6頭の馬の飼育が確認されています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 それでは順を追って詳細の質問に変えていきたいと思っております。

まず1点目の学校給食の公費負担の拡充についてであります。本年度、第3子以降の給食費の無料化の中で2分の1、315万7,000円が予算計上されております。これはある意味においては前進というふうに評価をしていきたいと思っております。これからは少子化を何とか対策していかなければならないという時代に入ってきました。そこで、行政もできるところは一生懸命このような子育て支援をしていく。村長の公約であります子育て支援は、もうイの一番、1丁目1番地というふうに何度も何度も議会でも答弁されてまいりました。そういった意味では、さらなる拡充を望みたいと思っております。決して私は例の浦添市長の公約違反の問題とは似ても非なりでありまして、村長の公約が前に向いているということをお私に評価をしていきますし、このこともまた無料化を目指して、誠意を持って

精査していただいて、取り組んでいただきたいと思っております。政策としての判断を評価していきたくと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

それでは2番目の農業振興、地域農業の振興についてであります。みみぐいとキャッサバとショウガという形で取り上げられておりますが、私もみみぐいについてはちょっと調べてまいりました。本村の、中城村史の中でみみぐいは食用になるキノコの一つで薄く、フカファー、ガジュマルの老木など、日陰になっている根の部分にたくさん生えていました。それを取って乾かして保存しておく、那覇方面から買いに来ました。字泊ではフカファーの木からたくさん取れるので、売るためにみみぐいを乾かしておりましたという記述が載っております。これは中城村史の第1巻、通史編の419ページに記載されている箇所です。このようにキノコ類と言えば、やはり建屋の中で多分栽培するだろうと思っております。そういった意味では、通年を通して栽培が行われて、収益事業としても計画どおりに露地栽培よりはいく、ある一種の産業に成り立っていくのではないかと私も期待しておりますので、ぜひですね、民間からの要望であれば、なお一層皆さんはバックアップをしていただきたいと思っておりますし、そして今回の予算の中には措置されておりましたが、今後補正で取り組む考えがあるのかどうか、お伺いたします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

今後、これらの提案等について、当然共同で開発が取り組めるのかどうか、十分に検証をしながら、可能性があれば当然ながら予算化をして対応を考えたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 果敢にチャレンジしていただきたいと、これも要望いたしまして、新しい産業を本村に芽出ししていくという意気込みを示してほしいと思います。

それでは次の質問ですね。(仮称)護佐丸歴史資料館の件であります、このウォーリー・与那嶺氏について、村長でもよろしいですが、どの程度御存知なのか、知っている範囲でこれも結構ですので、お答えいただければと思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

私もスポーツ大好きですので、与那嶺 要氏、私の記憶しているのは、たしか中日ドラゴンズの監督をされていたと記憶をしております。現役時代は当然覚えておりませんので。ただ、その活躍の件はよく耳にした覚えがあります。この程度でございますけれども。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 多分そうだと思います。私も与那嶺氏を知ったのは、中日の監督をしているところに親父から、この方は中城屋宜の出身のハワイ2世だよということを聞かされた覚えがありまして、そんなすごい人が地元に来たのかというくらいで記憶していて、ほとんど忘れておりました。そして、ひもときながら私もたくさん調べてまいりましたら、まず与那嶺氏の現役のころの記録からちょっとお話していきたいと思うんですけれども、現役といいますが、与那嶺さんはお父さんが字屋宜の出身で、明治のたしか40年ぐらいでしたかね。17歳でハワイへ単身移民をされております。マウイ島のほうに移民をされて、サトウキビ畑とか製糖工場等で働いて、7名の子供たちを育ててきたと記録されております。そして、与那嶺少年は、ハワイでは物すごいスポーツの万能な選手であったと言われております。野球の以前はアメ

リカンフットボールでハワイでは有名な選手でありまして、高校時代もハワイ州のチャンピオンに輝いて、そこでも選手としてフットボールでMVPを獲得するほどの選手だったそうです。その後、何とアメリカンフットボールのメジャーリーグ、サンフランシスコ・フォーティナイナーズにスカウトされまして、そのフォーティナイナーズでもプレーをしております。日系人で初めてのアメリカンフットボールの選手として記録されております。プレーの中では、あのニューヨークのヤンキーススタジアム、10万人の観衆の中でもプレーしてきたという記録もあるそうであります。野球のセンスも抜群でありまして、ハワイでは野球チームの中でも活躍し、読売ジャイアンツの目にとまって、1951年に読売ジャイアンツに入団して、巨人に在籍10年ですね。そして中日ドラゴンズで選手として2年。もうその間の終身打率が3割1分1厘、10年間のジャイアンツの選手の中では3割1分6厘という記録が残っております。この3割1分6厘というのは、あの打撃の神様と言われました川上哲治や王 貞治、長嶋茂雄を超えるジャイアンツの記録として、まだ破られていないそうであります。

そしてもっとすごいのは、走塁もたけていまして、この野球を変えたというネーミングは、彼のスライディングが物すごい勢いで突進してくる、フットボールのタックルを応用したスライディングで、相手のボールを落球させるほどのスライディングを見せた。それが日本人の野球にとって革命を起こしたと言われております。そのような与那嶺氏のプレーが脈々と日本の野球界を変えていったというくらいの方であります。しかし、残念ながらこれは沖縄県の奥武山のセルラースタジアムにも同じような野球資料館が設けられておりますが、その中に与那嶺氏の名を確認することができないと言われております。この資料館にもいつの日

か展示されることを私は希望はしておりますが、何より先に私たち中城村の出身であるということ誇りに持って、この護佐丸歴史資料館の中にはできるならば常設で展示していただきたいと思っています。なぜならば、今記録もお話ししましたが、高く全国的に評価されていまして、野球殿堂入りをしているんですね。野球殿堂は、後に殿堂入りしているんですけども、あの世界の王 貞治と一緒に野球殿堂入りしているんですね。それぐらいの人が中城にルーツを持つということ、私たちは誇りに思うべきじゃないかなと思います。

たくさん調べてまいりましたが、今、南風原町でもウルトラマンを題材にして金城哲夫さんが脚本を書いたということで、さまざまな地域おこしをチャレンジしております。もう新聞でもごらんになったとおり、記者会見までするぐらいの力の入り用であります。ウルトラマンは南風原町の本籍地だというふうに南風原町では言っているようですが、与那嶺氏の父、与那嶺松才さんは紛れもなく実在の人物でありまして、中城村にこのように戸籍がちゃんとあるんですね。中城間切屋宜村というふうに書かれています。与那嶺松才。このようにちゃんと私たちの村の中にお父さんの戸籍もあって、移民していった歴史があります。そこで移民についてちょっと触れながら質問をしていきたいと思いますが、ハワイの移民の数というのを教育委員会で把握しておられるかどうか、お伺いします。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

中城村のハワイ移住者の人数ですが、1935年、昭和10年12月末現在の中城村外国在住者数というのが4,095人です。そのうちハワイが1,574人となっております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 これだけハワイに本村から移民していった方々というのは多いですね。

今、本村では海外移住者の子弟研修受け入れ事業と人事交流が盛んに行われておりますが、これも残念ながら南米に限定されているようですが、今後はハワイの県系人と村関係人と人事交流する考えはないか。そして、なぜ南米だけに限定されているのか、そこに理由があるのかどうなのかも含めてお伺いしていきたいと思いません。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

非常にこの提言につきましては、実はことしに入ってからだったと思いますが、副村長も含めて三役で、南米はもちろん今後も継続はしていくけれども、ハワイにあれだけの移民の方々がいたというのは、私も実は2年前の世界のウチナンチュ大会のレセプションのときに初めて知りまして、村長として非常に恥ずかしい思いもいたしました。我々どうしても南米のほうとの交流が盛んなもんですから、そこに目が行きがちでしたけれども、しかし、数的には今議員がおっしゃるように、非常にハワイの移民の方々も多くて、そろそろその辺に目を向けたほうがいいんじゃないかという話を、実はやったところでございます。そういう意味では、今回のウォーリー・与那嶺氏を一つの入り口といたしますか、それをしながら、真剣にこのハワイの移民の方々との交流は広めていくといたしますが、まだ入り口ですけれども、広めて、深めていきたいなと思っているところでございますし、ちょうどいい機会だったなと実は思っております。

そしてもう一つお尋ねの、なぜ南米だけだったのかというのは、今、実はその歴史をひもといてといたしますか、なぜ南米との交流が子弟研修生の受け入れが始まったかというのは、やはり経済的な問題が当初あったらしいです。ハワイはもう経済的には自立できているところで、そうじゃない南米に最初はどうしても目が行っ

たと。そこからの交流から始まっていったということを今聞きました。そういう意味では、もう同じように、もう経済的には自立できているところで、そうじゃない南米に最初はどうしても目が行ったと。そこからの交流から始まっていったということを今聞きました。そういう意味では、もう同じように、もうそろそろ今度はハワイとの交流も考えていながら、今議員が提言なされた今後の交流はどう考えますかということについては、今年度、真剣に精査をいたして、またその人脈をしっかりと取りながら必ずやっていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 実は私も調べてわかった話なので、村長も同世代でありますので、よっぽどひもといいてこれらのことを調べないといけないことじゃないかなと思います。

実は、ハワイのほうに1899年に沖縄を出発して、年が明けて1900年にハワイに26名がおり立ったというのが歴史の始まりであるそうです。移民の始まりでもあります。南米に先駆けてハワイが先ということが言われております。確かにハワイ出身は成功した人たちが多くは言われていますが、初期のころのいろんな資料を見ますと、ポルギーにムチを持たれて、「ゴーヘー、ゴーヘー」ということで追い立てられながらサトウキビ畑で、必死になって働いたと。ポルギーというのはポルトガル系の人たちを指しているようですが、そのように非常に苦難の歴史を歩みながらハワイで移民開拓をしていったと言われております。ウォーリー・与那嶺氏の著書の中でもこれはたくさん触れられておまして、お父さんはこの製糖工場でお働きながら、本当に働き者であったと書かれております。そして、与那嶺氏に関しては野球もさることながら、人物的に私はすばらしい人だなと感心しております。例えば与那嶺氏はプレーのと

きに、決して強烈なタックルはしても相手を傷つけるようなプレーではないということをしつかりと証明して、日本に守備のあり方も指導しております。それが先ほど言いましたように、選手はジャイアンツで10年、中日ドラゴンズで2年。しかし、選手を引退した後に、何とずっと続けてですね、ユニフォームを脱がずにコーチ、監督、コーチということで、38年間日本のプロ野球でユニフォームを着続けた。これはもうギネスブック級だと言われております。それだけ日本の野球に対して情熱を注いで取り組んだ方だろうなと思っております。

プレーの中でも逸話が幾つかありまして、あるとき、当時は大阪タイガースという名称、今の阪神タイガースですね。大阪球場でナイターが始まった初期のころの話ですけれども、守備についていた与那嶺選手は外野を守っていました。9回裏に大きなフライが飛んで行って、ホームラン性のあたりで、もうだめかなと思いつつも必死に追いかけてキャッチを試みたんですが、フェンスに当たって与那嶺選手のグローブに入ると。しかし、プレーヤー同士が重なって見えたもんですから、そしてナイターという悪条件が重なって、球の行方が線審からは見えずにアウトのコールをして、このボールはまたセカンドに送球されて、セカンドでアウト、ダブルプレーで一瞬のうちに試合終了になったということで、阪神タイガースのファンはこのフェンスに1回当たっているもんですから、これはアウトじゃないということを見ているわけですけれども、線審が誤ってもうアウトのコールをしてしまった。当時のことですから、八木の巣をつついたような形になって、大阪球場は大乱闘になったと言われております。そして、そのときに素直に当時の水原監督に「僕取ってないよ」と言ったそうですけれども、10年間は黙っておれと言われたとか、それだけ正直者で、しかも2日後にはその打ったバッター

のほうにも告白して、「あれは取ってませんでした」と言ったそうです。これぐらい忠実に正直者の与那嶺氏、酒、たばこ、ギャンブルを一切やらないということで、アメリカのキャンプにいたときも、選手がラスベガスに遊びに行くのに、与那嶺氏は野球のことしか考えていなかったと言われております。家族思いで、何度か沖縄にも訪ねてきて、なんと本当に我々の身近な人だったんだと思うのが、写真もありまして、あの北中消防でこれまで消防隊長もされました仲松弥徳さんですね、弥徳さんの奥さんの和枝さん、私は人権擁護委員でも一緒でしたけれども、和枝さんのお母さんが与那嶺氏といとこになるということで、日本ハムのキャンプのときにもお会いして、高田監督を含めて記念写真を撮ったとお話をされておりました。それだけ我々の身近にいた選手ですね。首位打者3回、これも巨人では非常に優秀な記録ですよ。MVPが1回。そしてまだ破られていないのが、なんとホームスチール11回というのが記録されているそうです。多分これはイチローも破っていないんじゃないかなと思います。ホームスチール、ホームに盗塁をするということは、もうかなりの確率で失敗すると思いますが、11回も成功しているという記録。それらの万能なスポーツ選手であったウォーリー氏の功績をでき得るだけたたえて、私からすれば1個の記念館があってもいいんじゃないかなと思う方なので、ぜひ村長も、教育長も検討していただきたいと要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

消えた琉球競馬についてであります。このソマハラサーについて、私も実はそんなにまで知らなかったんですけども、あるときをきっかけに知っていったんですが、なぜ消えていったかという理由がもしおわかりであればお答えいただけますでしょうか。わからなければ結構です。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

今の質問に対してはわかりません。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 そうでしょうね。多分戦後の世代というのは、なかなかこういったことまで細かくはわからないと思うんですけども、その前に馬についてもうちちょっと述べていきたいと思います。馬はもともと日本国にはいなかったんじゃないかと言われております。化石として三趾馬(さんしば)馬はひづめ1つが、これ中指が進化して行って、進化か退化かわかりませんが、一つになっていったと。これが3本の指があった馬が大昔いたそうです。化石として見つかるそうですが、これ三趾馬と呼んでいますが、学名はヒッパリオンと言います。岐阜県とか長野県で化石で発見されたと言われております。これがもともとの野生の馬だったと言われておりますが、現在の馬につながっていくような馬だったかどうかは、多分学説では違うんじゃないかと言われております。

4世紀から7世紀あたりに、多分にこれは騎馬民族が大陸から持ち込んできたんじゃないかということで、馬が日本に入ったのは、人間と一緒に入ってきたのが定説だと言われております。なぜかと言いますと、八二ワを御存じだと思いますが、八二ワの時代はかなり馬の八二ワも一緒に出てくるのがこの時代からだそうです。琉球には九州を通して南下して行って、11世紀ぐらいに琉球には入ってきたんじゃないかと言われております。したがって、在来馬という言い方は学説的には正しくなくて、馬の産地を指して在来馬と言われておまして、日本には50種類ぐらいのこういった馬の産地があって、今という在来馬というふうには呼ばれていたようですが、残念ながら、今は8種類になっているそうです。北海道のよく道産子と言われる馬ですね。この馬は北海道和種と言われていて、

今1,148頭しかおりません。そして、本州には唯一残っているのが木曾馬という馬でありまして、これはあの有名な武田信玄が騎乗した馬であるそうです。先ほど言った北海道和種は、もともとは南部藩の南部馬が祖先だと言われておりまして、この南部馬は源義経が騎乗した馬の種類と言われております。その他に四国、九州に在来馬はまだ存在はしております。現在は全国で8万頭ほどの馬がいるそうですが、その50%以上はサラブレッドで、在来馬と言われるこのような馬は2%しか残っていないと言われております。

じゃあ、これがなぜ消えていったかということ調べていきますと、これはなんと大正6年に当時の政府が、馬匹去勢法という法律を施行していったんですね。馬匹去勢法、要するにオス馬のフグイを切るわけですよ。これをもって在来馬はどんどん減っていったと。全国の馬もそのようにいち早く根絶していったと言われております。なぜこのようなことをしたかということ、軍の命令ですね。陸軍の要請で第一次世界大戦から3年後、数えて馬の3歳以上のオス馬は全て去勢するよということ、特に本島と宮古島に適用されていったんですが、宮古島は盛んに抵抗していった、現在も宮古馬は残っているそうですが、本島のシマジラという種類の馬は絶滅していったと。メス馬に対してはまた別の法律で、昭和14年に馬種統制法を適用し、馬の品種の種を統制する。メス馬は西洋馬との交配を義務づけるというようなことになり、在来馬がどんどん減っていったと言われております。ただし、明治から昭和にかけて馬の数は3万頭を越していたと言われております。中城村においても1,199頭と記録されておりますが、その数はずっと戦前の記録の中でも残っております。ただし、途中昭和に入ってからほとんどが雑種の馬に変わっていったと言われております。文字どおり、人間を兵隊として扱うとき

には富国強兵という言葉がありますが、馬に対して富国強馬という言葉まで残っているようでもあります。そして、人間を召集する令状は「赤紙」とよく言われますが、馬の召集令状は「青紙」が来て、しっかりと馬籍簿もつくられていて、何頭いたかというのは隅々まで調査をされて、馬を管理していたと言われております。そういった意味で、馬はどんどん琉球馬が絶滅していった、馬場は軍事要塞として使われるようになっていった、楽しみであるこういったイベントが昭和18年でついに途絶えていったということになっております。

そして、今、何十年ぶりかに沖縄市でこのンマハラシーを、向こうではンマハラシーと言っているようですが、行っております。平成25年度、今年度の沖縄市伝統文化観光推進事業ということでやっておりますが、これはいわゆる一括交付金でンマハラシーを、70年前に行ったものを伝統行事に倣って復活しております。このイベントを私も見に行きましたが、非常に着飾った馬が勢ぞろいしまして、総勢31頭の馬が疾走しておりました。31頭ではありますが、在来馬だけをそろえることは残念ながらできなくて、さまざまな種類の馬が参加しておりました。それでも非常に華やかなンマハラシーを堪能できました。こういったンマハラシーが本島各地でまたイベントとして開催されればなと思っています。

ぜひこのイベントをやる根拠に対して私はもう一つ提言したいんですが、中城城跡の中でもンマハラシーをやったと言われておりますが、こどもの国はもともと馬場だったところではありありません。沖縄市の馬場は胡屋馬場、越來馬場、そして知花の弁当馬場というのがあるんですけれども、それは山の地名からとった馬場らしいんですが、そのように昔、馬場だったところで復活することは難しいと言われております。中城城跡でぜひ馬場をやるということは、

もともと馬場であったところでンマハラシーができるということですので、ぜひ村長の意気込みを聞きたいと思いますが、お願いいたします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

消えた琉球競馬についての でありますが、質問が先に進んでおりますが、答弁させていただきたいと思います。琉球競馬についてNHKで特集を組んでいて、私も拝見、拝聴させていただきました。古来琉球時代の伝統として復活を求めているものと認識しております。当然、中城城跡には馬場という広場が存在しているわけでありまして。戦前までは教育長が御答弁したとおり、津覇部落等、各地域で伝統として競馬がなされてきたということもあります。このような地域で復活されたときに、全体的にまた馬場で競技も可能だと思います。また当然、中城城跡は観光地としても今積極的に村でアピールしているところでありまして、観光的にもつながればよいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、企業立地・観光推進課のほうでお答えさせていただいたとおりでございます。村益にかなう、あるいは観光に関連するという意味合いで、今のンマハラシーですか。今のお話を聞きますと、それは十分値すると思っておりますので、細かいところはいつごろどうするかというのはこれからもちろん検討させていただきまされども、十分に馬場を使った、世界遺産を使っていくという意味では、非常にイベントの一つとして有意義なものになるのではないかなと思っておりますので、ぜひ積極的に検討をさせていただきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 私の話が長過ぎて時間を食ってしまいましたが、このようにして馬場は沖縄本島も含めて全島で198カ所あったと記録されているそうです。もう盛んに行われていたということが大体想像できるんじゃないかなと思います。そういった意味で、イベントをしてたくさんの人を集めるというのは、我々現代にとっては非常におもしろい試みになるんじゃないかなと思っています。馬場があるとたくさん人が集まる。だから、ウチナーグチでたくさん人が集まる場所のことをババナトンと言うそうですので、たくさん人が集まって観光客をふやしていくということで期待をしていって、私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員の一般質問を終わります。

続いて3番 金城 章議員の一般質問を許します。

3番 金城 章議員 おはようございます。休憩を挟んでいくかなと思ってゆっくりしてましたら、指名がありましたので。

私の一般質問ですね、本議会でいろいろ議論がありましたけれども、ぜひまた一般質問がありますので、わかりやすい御答弁のほどぜひよろしくお願いします。また、私も12月に取り組んだこの農業指導員ですか、検討をいただき、本当にありがとうございます。別の件でもまたいろいろ、去年までに取り組んだものが実になりつつありますので、そのことは執行部の方々はよく考えていただいたなと思っております。

それでは通告書を読み上げて質問をします。

#### 1、企業育成と入札制度について。

施政方針に商工業の振興、経営改善、財政基盤の強化、中小企業で働く労働者及び事業主を継続して支援するとあるが、どのように進めていくか。地域企業の育成は今後どのように行っていくか。それと地域経済の活性化を図る

ために入札のあり方の改善を考えているのか。

## 2、農漁業振興についてです。

農業の担い手育成と農業経営の改善、技術及び知識の普及と指導を行う農業指導員の配置においてどのように進め、生産向上につなげるか。新たな農産物の官民共同での研究開発を図る取り組みはどのように進めていくのか。特産物開発と中城の農産物の凍結粉碎に実証実験に基づき事業者と連携し、商品開発に取り組んだとあるが、どのような商品開発を行っているか。今後の農産物の開発、サトウキビにかわる作物に取り組む検討はどのようになったか。これは以前の一般質問で挙げたものですので、ぜひまたよろしく願います。漁港内公園のトイレの改修計画はあるのか。

## 3、雇用対策についてです。

若年層の失業対策への取り組みはどのようになっているのか。定年退職者と高齢者の働き場であるシルバー人材センターの運営に対する支援の取り組みは、今後どうするのか。また、施設に関してですけれども、公的施設の管理等の委託の考えはあるのかどうか。ぜひわかりやすい答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきまして、は企業立地・観光推進課、につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番、 、 、 につきましては農林水産課、 につきましては企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠3番につきましては、企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうで少し所見を述べたいと思います。大枠1番の入札のあり方の改善等でございますけれども、企業育成も含めてのことでございますが、今、議員御承知のとおり、非常にこれは

アベノミクス効果の逆ザヤと言いますが、人材が今随分建築、土木関係で不足している。あるいは資材の高騰が非常に大変な高騰を示している。そういうもろもろの関係で、実はその公共の発注工事につきましても不調が相次いでおります。これは本村においても幾つか不調の入札の案件が出ておりますけれども、それに対応して新年度はやはりいろんな入札のあり方、入札の改善をやっていこうということは決定しておりますが、これからいろんなことを検討しながら、御承知のとおり平成26年度は大きな仕事が控えております。本村におきましても歴史資料図書館の建設等もありますので、それに向けての企業育成も含めて、しっかり検討をしていきたいと考えております。

詳細につきましては、また各担当でお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、金城 章議員の御質問にお答えをしていきたいと思えます。

大枠1番の ですが、商工業の振興については地域の事業者が業種にかかわらず会員となっており、お互いの事業の発展や地域発展のために総合的に活動を行っている中城村商工会に補助金を交付いたします。また、地域の皆様から「ゆいワーク」の愛称で親しまれている公益財団法人沖縄中部勤労者福祉サービスセンターを支援することにより、事業主及び勤労者の福利厚生の上昇を図るとともに、生活の安定、勤労意欲の上昇に努めてまいりたいと考えております。

次に の地域企業の育成について、私のほうから育成についての分を答弁させていただきたいと思えます。地域企業の育成については、村で使用する物品等は地元産を優先使用すると。また公共工事等については地元企業を優先すると同時に、村民にも地元産品の優先使用の意識



高揚を図っていきたいと考えております。地元産の優先使用については、毎年7月に地元産優先使用月間にあります。課長会でもそのような趣旨を説明しております。それから産業まつり等も開催して、村内品の優先使用に努めているところであります。

次に大枠2の についてですが、ごさまるエネルギープロジェクト商品開発については、凍結粉砕品目の選定で平成24年から平成25年にかけてゴーヤー、かつお節、島ニンジン等の凍結粉砕原料加工を行っております。今年度は凍結粉砕品目の商品を株式会社沖縄ホーム、そして西原町にありますオキコ株式会社への依頼をして、新商品に向けての協議をしているところであります。

次に大枠3の について御答弁させていただきたいと思っております。中高年、若年層の就業者対策については、就業機会の創出を図るため関係機関と連携し、就業情報の提供をしているところであります。特に若年層の失業対策については、地元雇用の場を確保し、地域活力の向上を図ることが大切と考えているところであります。今後とも中城の商工会と連携して、既存企業の育成及び企業誘致に努めていく所存であります。

について、定年退職者と高齢者の働き場であるシルバー人材センター運営の支援についてですが、公共施設の無償提供、それから活動助言、相談、公共施設の維持管理の見積りのおっせん、行政事務の支援、補助金等の交付を今年度も引き続き行い、支援してまいりたいと考えております。

次に についてですが、十分施設の委託の可能性はあります。今後も協力してあっせんしていきたく思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは金城 章議員の質問にお答えさせていただきます。

入札制度については、村内企業が出来る工事

については村内企業を優先に指名しております。地域の建設業者の受注機会の確保については、公共工事の効率的施工等が期待できる工事については、極力分離発注を行っております。入札の執行については、村の契約規則に基づいて執行しております。先ほど村長の答弁にもありましたとおり、昨今、建設工事について不調等が県内で見受けられます。そういうことで公共工事の円滑な施工の確保ということで、国土交通省からの指導助言もございますので、その辺を順守しながら検討をしていきたく思っております。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは金城 章議員の大枠2の 、 、 、 について答弁させていただきます。

まず について、農業指導員の配置により栽培技術指導を中心に取り組み、農産物の生産向上を図っていきたく思っております。すぐに成果が出る取り組みではありませんが、継続的に農業指導員を配置し、栽培技術の向上を図ることで生産量をふやし、最終的には拠点産地の指定を目指したいと考えております。特に本村の島ニンジンは、積極的に生産拡大に向けて取り組んでいきたく思っております。

続きまして についてですが、先ほど新垣博正議員への答弁と同じ内容となりますが、民間等から提案のありました本村の新たな地域特産物として、キクラゲやキャッサバ及びショウガ等について、ブランド化に向けて官民共同等での取り組みが可能か検討し、御提案できるように努めてまいりたいと考えております。

について、サトウキビにかわる農産物の開発については、具体的にはまだ検討してありませんが、今後、サトウキビにかわる農作物の一つとして島ニンジンについて生産拡大を図り、ブランド化に向けて取り組みを行っていきたく

と考えております。

について、現場を再度調査し、改修工事が実施できるように検討したいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 順次、再質問を行います。

村長の答弁のとおり、今、入札の不調が意外と相次いでいると思います。民間でも今アベノミクスですとか消費税の絡みから仕事が多過ぎて、この入札の不調というのがあります。本村で何件あったか、また近隣でどういうのがあったかだけお答え願えますか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

不調については工事2件、2件で3回不調になっております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 本村では2件ですか。先ほど村長の答弁にもありましたが、今年度、歴史資料館という大きな工事があります。またクラブハウス等もあります。そこにおいてまた不調が出ないかと懸念されます。私の知っている最近の大きな不調といいますと、うるま市の庁舎が多分不調になったということですが、こういう大型工事に対して、今、県内でやっぱり業者が忙しくてなのか、そういう不調が相次いでおります。資材等のアップ、人件費のアップもさることではありますが、そのことについて改めて入札制度について、去年も私は少し最低価格のアップはできないかと、検討してほしいということで一般質問で挙げました。これは企業育成で、今、低価格落札でやったら企業育成にもならないと。地域の経済力の活性化にもなっていないと思っております。そこでこの最低価格のアップはどのように考えていくのか。また今後、本当に中城は大型工事があります。クラブハウス建設、歴史資料図書館、その後に

はまた庁舎の新設が考えられると思いますので、ぜひその最低価格アップとか入札のあり方は、本当にもっと考えていただきたいと。この最低価格アップは図れるかどうか、どなたか検討できますか。村長、お尋ねします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それではお答えいたします。

やはり、特にこの入札制度問題につきましては、その時代時代に即した形でいろいろ変わってきているところがありまして、当然また変えてもいかなくちゃいけない時代、状況にきてると認識はしております。議員おっしゃるとおり、実は首長同士の中でも、そのうるま市の庁舎問題については話題になりました。非常に我々が思っている以上にその利益の確保、あるいは人材の確保、賃金の上昇、それと資材の上昇というのは想像を超えたものになっているような気がいたします。そういう意味では、議員がおっしゃるように、我々、その時代に合った形でその最低制限の率も、最低制限価格率といえますか、その引き上げも考えていかなくちゃいけないなと思っております。これは恐らく沖縄県全体で取り組んでいくとは思いますが、私どもは御承知のとおり、もう目の前に大きな事業が控えておりますので、真剣に、早急にその引き上げ、恐らく5%程度の引き上げだとは思いますが、それ以上になると今度はまた予定価格に余りにも近過ぎてしまいますので、それはちょっと不可能だと思いますが、上限、下限ともども5%ずつ引き上げてスライドさせていくのがいいのかなと。今、決定という形での答弁はできませんけれども、それに向けていろんな形で、時代に合った形で、企業育成も含めて十分真剣に、早急に検討していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 村長、ぜひ考えていただきたいと思います。確かに今、企業がこの最

低価格にてほとんどで落札しているのが、一昨  
年まで件数が多くありました。それではやっぱり  
利潤が少なく、全然企業の活性化にはなら  
ない。だから、村長がおっしゃったように5%  
上げてもらえれば、十分にまた企業も潤うと思  
いますので、ぜひここは実行に至ることを望ん  
でおります。

それと、もう一度指名のあり方について、少  
しだけお願いします。別の市町村でも地元企業  
育成は、ほとんど公共事業は地元でしか実績を  
上げられない。中小企業はですね。特に中城村  
においてはもう小さな企業が多いですので、本  
当にこの地元でしか上げられなくて、地元の実  
績でしかランクアップもできないんですよ。ラ  
ンクアップできて初めて県に出て、県の仕事を  
もらえたり、また他市町村での仕事の実績も上  
がるというのがほとんどであります。そのほう  
もぜひこれから考えて、地元企業の優先的な指  
名で仕事を与えるように、ぜひお願いできます  
か。その件でもう一度だけ、総務課長。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 先ほど答弁したとおり、  
入札、村内企業が出来る工事については村内企  
業を優先しております。金城議員がおっしゃる  
ように、村内企業の指名は少ないんじゃないか  
という御質問なんです、少ないのか、多いの  
か、ちょっと判断の仕方というのはそれぞれ違  
うと思います。そういう中で今、今年度、平成  
25年度の入札件数が41件ございます。この41件  
の入札の中で、村内企業が参加しているものが  
74.8%、村内で事業所を持っている部分を含め  
たら83.3%になります。そういうことで、村内  
企業が落札、ほとんどの工事が村内企業で落札  
しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ありがとうございます。  
また落札率だけでなく、金額等も村内で多くな  
るように、ぜひ御指導のほどよろしく願いい

たします。

それでは次に農業関連のほうにお願いします。  
まず一番最後の漁港内のトイレのほうから少し  
質問させていただきます。先月ですね、漁港公  
園、これは漁業組合、浜の区民、企業での工事  
を行っている新栄組の協力のもと、この公園の  
大清掃が行われました。そこでこの公園は何年  
ですか、私が議員になってもう3年過ぎますが、  
その以前からもうずっと雑草が長く伸びて、一  
度も清掃されたことがなかったと。取り組みも  
なかったと。やっと漁業組合と浜区民の皆さん  
が動いてきれいになったと。前回の防災訓練で  
議員の皆さん方も、そこがきれいになったの  
を見たと思います。それでこのトイレも今使える  
状態じゃないんですね。壊れて使える状態じゃ  
ない。せっかく公園がきれいになったのに、ト  
イレが使えなかったらまたどうかなと思って今  
質問を出したんですが、ぜひそこは改修工事、  
補正でも入れてぜひ早目に取り組んでいただき  
たいと思うんですけども、どうですか。もう  
一度。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会  
事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛  
之 それではお答えいたします。

ただいまのトイレの件ですけれども、私もこ  
の掃除のときに状態を確認しておりまして、で  
きるだけ早目に予算化して改修をしたいと考  
えております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ早目に改修のほど  
をよろしく願いいいたします。

それと農業指導員と農業関係について伺いま  
す。まず課長、サトウキビの1トン当たりの国  
の補助金はどのぐらいか、それと全体の価格は  
どのぐらいかわかりますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会  
事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

正確な数字は今ちょっと把握しておりませんが、トン当たりの価格がたしか2万1,160円で、そのうちの交付金が1万6,000円だったかと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 今聞いてのとおりであります。3分の2が国からの助成で賄っている。これは今、中城の農地のほとんどがまだサトウキビが多い状態です。この助成がなくなれば、サトウキビの、前々からよく私が一般質問で出しますが、これにかわる産物を早目に検討しないとどうしようもならないです。今、農業指導員もせっかく配置しましたので、そのことについてぜひいろんな指導をしていただきたい。

それと包括連携ですね。琉大との包括連携も、読谷村が取り組むとの新聞報道にありましたが、中城はこの琉大と包括連携を結びながら、農業関係で余り生かしていないんじゃないかなと今思っています。先ほど企業立地・観光推進課の課長からもありましたが、凍結農産物の加工品とかの取り組みがあるんですが、もっと農産物の生産が上がるようにいろんな連携ができないかどうか。

それと今議会で、給食センターの食材の使用料がそれでも上がっているように、夏場の生産物が県内も、村内もほとんどない状態です。それはなぜか。やっぱり台風のためで、農産物がつくれない状態にあることは確かですが、その対策もしていかないといけないと思います。夏場でも生産力が上がるように目指すべきじゃないかと思うんですが、それでこの農業指導員も、12月に私が質問をしたときに、この支援センターの設置ですね。農業支援センター、雇用対策にもつながります。若年層の雇用対策にもつながるように、支援セン

ターで半年とか1年臨時雇用して、農業を指導しながら、そこを終えたら農産物の生産向上にもつながると。そういうことができるんじゃないかなと思うんですが、この支援センターもぜひ考えてほしいと思っております。その中にはまた6次産業化の取り組みも、また支援も考えられると思いますから、ぜひそういう取り組みはこの農業指導員を初め、ぜひ考えてもらいたいと思います。村長、この農業支援センターとかは、農業のことについてどうですか。考えられる予定があるかどうか。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

まず1番目にお答えするんですが、まず指導員を確保し、指導員の配置をします。センターはそういう人材も含めての総合的な中でしか検討できませんので、センターのお家をつくったからといって、そこに中身がなければ意味ないわけですので、そういう面を含めて、今後そういうものにまで発展できるかどうか、それは今後の検討課題だと思います。

それと先ほどから御質問の中にありますけれども、農業というのは自然が相手ということは当然でございます。それを今度は人的に自然を抑制する、コントロールするという部分において、非常に難しいのは農業でございます。それも含めて、長期的な目で見ていただけたらありがたいと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 確かに今、副村長の答弁のとおりであります。しかしながら、今この包括連携も読谷が結んだのも一緒ですが、読谷はほとんど先々に進んでいるんですね。後から設置して、先々に全部進んでいると私は思っております。中城村は何でこんなに先に進まないのかなと。包括連携、いつから包括連携を取り組んでいるのかわかりませんが、これがありませんながら、琉大の先生方を入れてもっと地域づくり

に、またこの農産物づくりにいっぱい取り組んでいける。中城の地域づくりもそうですが、この農業を、企業立地の冷熱も初め、6次産業も、これら全てを本当に検討して取り組んでいかないと。副村長のおっしゃるとおり、先々です。未来に向けて。今から手がけておかないと、早目にはできませんよ。毎回検討して、大体2年目か3年目ぐらいにしか身にならない。行政のこの事業というのは、それを今から取り組んでいかないと、みんな後になってしまう。特産品づくりも今、今帰仁村が盛んで、いろんなところで農産物も取り組んでいますけれども、それでは中城の土地改良の区、この土地改良の農地ですね。いつまでこの農地があると思いますか。今、中城は市街化で都市化、南上原みたいに都市化になりつつあるんですが、農地はどれぐらいまで残っていると皆さんは思っておられるのか。まずどなたかお答えいただけますか。この土地改良の農地が、どのぐらいまで農地が農地としてあるのかどうか、どなたかお答えできますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

現在の土地改良区の圃場の面積は、トータルで240ヘクタールほどだったと思います。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 課長、240ヘクタールは広大な面積でわかりますが、その都市化できない農地というのは何年ぐらい、要するに存続して農地としてあるのかどうか。大体的見通しでいいんですが。何でもこういう質問をするかと言いましたら、これから農業の施策として取り組むかどうかは、今後検討しないといけない。まだあと何十年も残るだろう農地。ほかの皆さんと議論しましたら、中城はもう農業は終わっ

ているだろうと、農地はもうすぐなくなるだろうと言う人もいっぱいいます。しかし、私はそう思っていないんです。それでこの農地の存続、どのぐらいの農地が、要するにこの土地改良区が残っていくのか、中城で農地が残っていくのか。そこを皆さんがどう考えているのか。それでこの6次産業と農業の取り組みは、ぜひいろんな対策で取り組んでほしいですよ。もう一度。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の質問は、中城村は那覇広域都市計画区域に入っています。南上原地区しか市街化区域がないです。他の地区全部市街化調整区域ですので、平坦地は、土地改良基盤整備が終わっていますので、これは今のところ区域区分の5年に1回の見直しにおいても市街化調整区域ですので、そのまま農業は存続していきます。あとは農林水産課のほうで担い手育成とか後継者づくりをすれば、農地は残っていくということですよ。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ農業の施策もいろんなことを考えていただきたいと思います。この農業に対する考え方、皆さんも本当に真剣に考えて、サトウキビの代替作物も本当に早目早目に取り組んで考えていただきたいと思っています。

次ですね、農産物の加工、凍結加工ですか、粉碎。先ほど説明がありましたが、まだまだ品目を上げて、いろんな冷凍システムとか、今冷凍技術が進んで、農産物、魚産物、その鮮度もそのまま保っていけるような冷却もいっぱいあります。そのようなものも取り入れていけるのかどうか。漁民からちょっと話を聞きましたら、漁民がきょうは大漁だったと。きょうはもうかったなという感じで船揚げして競りにかけたら、逆に競りでたたかれて、そんなに大して

もうけがなかったと。そういう状況もあります。それをストップして、またこの高いときに農産、魚産物売れる状態に売出すことができるのかどうか。そこも将来的に考えていく気があるのかどうか、企業立地・観光推進課、ぜひ。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

今の御質問は漁業関係の鮮魚の保存活用と受けとめております。ごさまるエネルギープロジェクトについては、平成25年度の報告書を全議員にお渡しした経緯もありますが、今まで琉球大学の先生方とLNG冷熱利用を活用できるシステムの調査等を行ってきております。当然その中に冷凍庫、冷蔵庫の可能性があるかという調査もしております。本土のほうではそういう冷熱が利用できれば、冷凍、冷蔵庫も可能だというふうに受けとめております。もう一つ、今、平成26年度に調査研究をする冷凍粉碎実験でございますが、それは大体マイナス50度ぐらいに氷結をしまして、それを冷熱で乾燥させ、粉末にしていくという実験も、もう行われております。におい、味、それから永年保存というところの確立が少し見えてきた。鮮魚についてはまだ実験はしておりませんが、かつお節を実験したところ、粉末でダシに使うと水に溶けていくと。そのままおつゆで飲めるというところまで開発されております。さらに島ニンジンもペースト状のものと、粉末のものの2種類が今研究されておまして、粉末の場合はパンに練り込んで、黄色の色を出して商品開発に向けています。ペースト状についてはジャムとか、アンコとか、そういうところの開発に使えないかということで、今、冷熱エネルギープロジェクトについては進んでいるところであります。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ冷熱エネルギーも農業、漁業にも、また6次産業のほか保存にも使えると思いますので、ぜひいろんなことを考えて取り組んでいただきたいと思います。

次ですね、先ほど答弁がありましたが、今シルバー人材センターは、去年から中城村に民営のシルバー人材センターができました。そこにやっぱり民間での仕事ですか、そういうのがまだまだ少ないようであります。そこに村からの委託業務とか、いろんなものを考えて、本当に取り組んでいただけないかと思えます。どういふものに取り組んでもらえるのか、ぜひこの取り組みを支援できる範囲で、またどんな感じで考えているのか。これをほとんど村からの発注というのは、業者発注とか委託業務、いっぱいあります。それをぜひ考えてもらいたい。公園等の管理等ですね。これから新しい公園等もあります。そういうのも考えられるのかどうかの答弁だけ求めたいと思えます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしていきたいと思えます。

確かにシルバー人材センターの活動状況を見ますと、平成25年度の事業計画については151万円の収入を計画しておりますが、2月現在で受注高が279万5,000円ということで、計画を上回っている状況であります。確かに議員も理事ということでありますが、内容は十分知っていると理解しておりますが、公共施設のあっせんについてはこれまで中城城跡の県営公園の管理、それから公共施設の見積もり等をあっせんしましたが、金額のミスマッチが起りまして契約に至らなかったというのが現状であります。今後は中城村で行われる事業について、例えば事務補佐だとか、交通指導員とか、バスの運転手とか、そういうイベント関係に人夫として使えるものを幅広く情報を収集して、情報提供をしな

がら進めていけたらと思っています。公共施設の維持管理については、やはり公共施設等の規定等もございますので、その辺を調整しながら、できれば管理できるところは十分管理させたいと思っていますので、これは担当課と十分調整しなければいけないと思いますが、我々の課としては情報を提供し、しっかりあっせんしていききたいと思っています。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ頑張っている諸団体には、シルバー人材センターを初め、ほかの団体もいっぱいあります。ぜひ活動はやっぱりこの支援がなければ、もうほとんどボランティアでは難しいですね。それをぜひ考えていただき、いろんな支援を役場、行政ができる支援等はぜひ今後も考えて、皆さんが取り組んでほしいと思います。

もう一つだけ、都市計画課長、糸蒲公園の管理等をシルバー人材センターに任せる気があるのかどうかだけ、少しだけ。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

近隣公園については今4名の緊急雇用がいますので、4名でやってまいります。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 緊急雇用で掃除、公園の清掃は賄えるとは思いますが、この管理ですね。1人、常駐管理がいますよね。そのこのほうの取り組みを検討していただけないのかどうかだけ。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

近隣公園については6月ごろ供用開始しますので、パークゴルフ場もできますので、今4名いますので、1人を1日置いて輪番制でやっていこうと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 コスト等の関係もあるかとは思いますが、ぜひ諸団体ともいろんな協議をしながら、いい方向に進めていければ、もうその面でぜひ考えていただきたいと思います。ぜひまた今後、今質問をしましたけれども、農業関係もしかりですが、ぜひ前向きにお願いいたします。以上で終わります。

議長 比嘉明典 以上で3番 金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(11時34分)

~~~~~

再開(11時35分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて7番 仲座 勇議員の一般質問を許します。

7番 仲座 勇議員 皆さん、こんにちは。7番 仲座 勇でございます。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1番、中城南小学校の件で、運動場のトラックの外5メートル、トラックの全面芝生等を伺います。運動場を中心とした全体の植栽の増殖等を伺います。遊具の件、種類、個数、時期等を伺います。校門のところの飛び出し防止柵の設置を伺います。

大柵2番、街区公園の件で、今年度完成した街区公園、3号、6号、7号の飛び出し防止柵の設置等を伺います。

大柵3番、交通安全の件。南上原中央線(通学路)のガードレールの設置等を伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 仲座 勇議員の御質問にお答えをいたします。

大柵1番につきましては教育委員会、大柵2番、大柵3番につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 仲座 勇議員の大枠1の、
、
については教育総務課長から答えさせます。

についてお答えします。校門のところの飛び出し防止柵については、学校と協議した結果、設置しないことになりました。その理由としては、点字ブロックのところポールを設置すると目の不自由な方の通行の妨げになるという配慮からです。飛び出し防止柵のかわりに移動式のカラーパイプバリケードで下校時の飛び出し防止対策を行うことになっております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えいたします。

まず大枠1番の についてですが、運動場のトラック、周回走路の外側の全面芝生化については、現在のところ計画はありません。

次に大枠1番の についてお答えいたします。南小学校は植栽、芝生、花壇の設置等、一通りの緑化を終えて開校しておりますので、増殖の計画はございません。

次に大枠1番の についてお答えいたします。遊具の種類についてはコンビネーション遊具、登り棒、ブランコを設置してほしいとの要望がありましたので、その3種類の遊具を設置いたします。設置時期については夏休みを予定しております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 では、仲座 勇議員の大枠2の街区公園の件と、大枠3の交通安全の件についてお答えします。

街区公園について。一括交付金で緊急災害避難広場を3カ所、今年度整備しましたが、公園設置の趣旨からも、防護柵を設置することにより、災害時においてどこからも出入りできる広場として整備してありますので、防護柵の設置は今のところは考えていません。交通安全対策

として注意喚起を促す看板等を関係課、住民生活課ですね。を含めて、連携して設置してまいります。

交通安全について。これまで定例会でこの質問に対して再三答弁しましたが、土地区画整理事業の事業費には含まれておりません。現段階においてガードレール設置を行う予定はありませんが、学校周辺においては、必要な箇所においては交通安全対策特別交付金等で予算を確保し、防護柵で対応を図ってまいります。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。
7番 仲座 勇議員 の件ですが、トラックの周囲の全面芝生の件は学校側から要請はございませんでしたか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。学校側からはフィールド内の全面芝生化についての要請はありました。ただ、外側の部分については正式に要望は来ておりません。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。
7番 仲座 勇議員 現場で見せてもらったんですけども、やっぱり芝生の効果といいですか、運動療法も高まるし、けがもないし、砂・赤土の飛散防止もできますし、大分水が流れたせいで、学校が新しいものですから大分下がっていますね。これは確認されていますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。グラウンドについては、夏場の雨が降らなかった時期等がありまして、ひび割れとかそういう関係で大分土の、その後の雨でグラウンドがちょっと変形しているとか、そういうのは確認しております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。
7番 仲座 勇議員 学校から要請がなかったというのは少しびっくりしたんですが、前に教育長は教育総務課も含めて、トラック内の全

面芝生はいろんな面で厳しいとおっしゃっていますが、学校側からしたらまだ諦めていません。教育長、やってほしいというのが本音みたいです。確かに野球をやっている父兄からは、やっぱり今のままが理想だと思うんですが、サッカーがまた今度ふえるらしいですね。そこで問題があるということで、それと学校の運動場というのは、基本的には学校の全生徒の運動場の利用が優先されると思います。野球じゃなくてですね。そのところをもう一度考えていただく余地はないものか。

それと今まで私が質問を何回かやっていますが、検討なさったか、ちょっとお聞きします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

まず運動場のフィールド内の全面芝生に関しては、学校自体が先ほど議員もおっしゃったように、学校の生徒だけ専用にするのか、それとも運動場を、学校施設を地域に開放して、地域と一緒に学校を育てていくのかということで、教育委員会としても学校に関しては地域との連携もしながら運動場を広く開放して、児童や地域住民に役立て、スポーツ活動の活性化のためにも学校と調整しながら、連携しながら使うのがいい方向だと思っております。そのためには、やっぱり少年野球が使っている部分について、そこが全面芝生化してしまうと子供たちが使えなくなるということで、その辺は地域との調整がまだまだ必要だと思っております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 学校側ではいろいろと教育委員とのニアミスもあるみたいですが、現場のほうでもう少し丁寧に時間をかけて相談していただきたい。そう願っております。

ですが、トラックの東側、あるいは南側を少し上がったところがありますよね。ちょっと高台になっていますよね。運動場より上がっていますよね。そこを中心として植栽ができない

か、検討なさっているかお聞きします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

まず南小学校は一通りの植栽、緑化も終えて開校しております。今後、緑化活動については環境教育の観点からとか、学校全体で取り組むべき活動だと考えております。今後、運動場を中心とした全体の植栽の増殖等については、学校側とも調整しながら検討したいと思っております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 新しい学校で植栽がちょっと物足りないなど。昔はガジュマルに上ったり、木陰で遊んだりしたイメージが強いんですが、そういうふうにできる環境にないことは皆さん御存じだと思います。そのところをもう一度、もう一度といいますか、学校側と丁寧な協議をお願いしたいと思います。

の遊具の件ですが、課長、時期を聞き漏らしたんですが、いつごろ設置するのか、もう一度確認させてください。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

夏休みを予定しております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 単純に言うと、開校して1年半も遊具がないというのはいかがなものですか。教育長はどう思われますか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

議員のおっしゃるとおりだと思いますが、この遊具の設置等については子供が休みのときということを予定しております。これは安全面の関係からで、1年半たつんですが、夏休みに設置させていただきたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 もう1年半も遊具がない子供たちは若干ふびんな面もあるし、ちょっとかわいそうだと思っています。隣の糸蒲公園

のほうがまだすばらしい。もう向こうから引張ってこようかという話もあり、冗談ですが、出ています。そのところも含めて、既に3つの要請があったと思います。それは一挙にやっていたらいいですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。
先ほどもお答えしたように、今年度3種類の遊具の設置を予定しております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 一度に全部の要請を夏休みには完了する予定だそうですが、一つ一つでも早目にできないか、もうちょっと検討する余地はないのか、お答え願います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。
今回設置する遊具は電源初期対策交付金を利用して設置する予定になっております。そのために補助金申請、補助金交付決定とかいろいろ手続を経て工事に着手しますので、どうしても8月ごろということで予定をしております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 もう学校ができて1年半でやっとという感じですが、検討委員会なんかもそういうのを度忘れしたのかと思っていますが、予算措置ができなかったということで、前回、課長から答弁がありましたが、そこは子供たちに負担がかかり過ぎて、学校側からも再三要請が行っていると思います。学校側ではこういうふうに話がされています。学校ができたのに遊具がないというのはおかしい。子供たちの体力の面の伸長、遊びでのストレスの発散を考えると、学校とPTAで連携して早急に要請していく。こういう要請文は教育長は受け取っていますでしょうか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 中城南小学校への遊具の設置についてという要望を受けております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 私の希望としては、3個一緒じゃなくて、現地でも簡単にできるようなものを1個でも準備してほしいかなというのが本音でございますので、早目に設置のほうをよろしく願いいたします。

校門の飛び出し防止柵は、学校側としてはやっていただくという方向で話は進んでますよと言うけれども、多分カラーパイプの件も含めて、その件だと思いますので、ひとつよろしく願います。

大卒の2番に移りますが、街区公園の件ですが、公園のところは勾配が、道路に面して勾配がきついもんですから、今の状態では、確かに課長がおっしゃったように避難場所としては入りやすいかもしれませんが、子供たちが遊ぶと、ちょっと走ったりするととまりにくい状況が多いもんですから、何とか考えていただかないと困るんじゃないかと私は思っていますが、もう一度答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

3号公園と6号公園、7号公園、7号公園についてはほとんど平たんになっていますので、防護柵は必要ないと思っています。3号公園と6号公園については先ほど議員が言ったように少し斜面がありますので、この辺は道路も区画道路ですので、路面標示等やって公園の設置場所、先ほども答弁しましたが、住民生活課も含めて看板設置をしてやっていきたいと。今、供用開始して半年になりますが、地域からもこの防護柵については1件の要請もありませんので、この辺も加味して、今のところは防護柵の設置は考えていません。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 時期の問題だと思うんですが、必ず要望は上がってくると思います。ぜひそのときには検討していただきたいと思

ます。

大枠の3番、交通安全の件ですが、予算的に今は難しいと課長はおっしゃっていますが、変電所のところの急カーブ、あるいは糸蒲公園の急カーブ、ここだけでも優先的に設置ということを考えていただきたいんですが、課長。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

変電所のカーブ、あるいは近隣公園のカーブのところはガードレールじゃなくて防護柵を検討しています。ただし、今事業費も保留地処分金で行う事業になっていますので、果たして本当に保留地処分金でここにガードレールをやっているのかというのも、うちのほうで今議論をしていますので、交付金事業があれば交付金事業等予算を措置してやっていきたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 一度にこれだけのガードレールというのは結構な予算がかかると思いますし、多分無理があると思いますが、ゆっくりゆっくり安全な、危険な場所から優先的に設置をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で7番 仲座 勇議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時56分）

~~~~~

再 開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて11番 新垣健二議員の一般質問を許します。

11番 新垣健二議員 こんにちは。通告書に基づいて一般質問を行いたいと思います。今回3点について質問をさせていただきます。

まず1点目に環境行政についてであります。

施政方針や第四次総合計画の中で、3Rな

どによってごみの減量化を推進していくとありますが、具体的にごみの減量化に向けてどのような取り組みがなされているか伺います。

2点目、地すべり対策についてであります。

津覇の地すべり対策工事が一部行われておりますが、残った箇所についてはどのような工法で、どのような工程で進めていくのか、中部土木事務所のほうからどのように聞いているのか伺います。

3点目、人権擁護施策についてであります。

ストーカーによる殺人やいじめによる自殺、また虐待や体罰などが日常的に死角になっている場所で起きており、大きな社会問題になっております。本村ではそれらの問題についてどのような取り組みがなされているのか伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣健二議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては住民生活課、大枠2番につきましては都市建設課、大枠3番につきましては住民生活課と教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうからは大枠3番の虐待と、議員御指摘の非常に大きな社会問題となっている件でございますが、特に村行政にかかわってくるといいますが、特に積極的にこれは解決しないといけないと思われるものが虐待、特に幼児虐待、児童虐待につきましては、例えば母子保健推進員だとか、民生委員の方々、あるいは自治会長の方々などによくお話をさせていただいているのが、責任は行政で持たせてもらいますので、ぜひ疑いがあるものにつきましては一報くださいと。自分たちでこれは本当に虐待なのかどうかという判断を前に、我々がそこに積極的に介入をしていって、間違いであればそれにこしたことはありませんし、またそうでなければ未然に防がなくちゃいけないという非常に大きな義務感がありますので、我々行政としましても、この部分につま

しては多少の間違いを恐れるよりは未然に防ぐ方法をとるべきではないかということで、そういう指導を行っておりますので答弁させていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それでは大枠1の  
と大枠3の についてお答えいたします。

大枠1の について。リデュースについて、一般ごみにおいて可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみは指定ごみ袋、粗大ごみは処理券制度を導入し、また事業者においては青葉苑への搬入時に処理料金を徴収することにより、減量化に向けた意識高揚を図っております。リユース、それからリサイクルについて、現在、第7期分別収集計画に基づき缶、ガラス瓶、ペットボトル、紙類を「混ぜればごみ・分ければ資源」を合言葉に分別収集を行っております。不燃ごみ、粗大ごみとして収集したのもも青葉苑にて分解し、金属、ガラス、それから電子部品の選別をし、また生ごみを堆肥化するため、容器、処理機の購入に係る助成を行い、減量化と再資源化を進めています。

続きまして大枠3ですけれども、人権擁護啓発活動として平成25年度から「人権相談所」の名称を「困りごと相談所」に変更し、住民が活用しやすい雰囲気づくりに努め、人権擁護委員と連携し、問題解決に取り組んでいます。また、沖縄県女性相談所や警察、福祉事務所とも連携し、基本台帳事務における支援措置を行っております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 新垣健二議員の大  
枠2の地すべり対策についてお答えします。

今年度も平成25年度施工で終わったのり枠工法で行う予定をしていましたが、地権者から木の伐採等を行わないで現状を保全する方法でできないか検討依頼があり、中部土木のほうで今年度施工としては山手の上のほうに側溝整備を新

設し、その排水整備により下部側への水の流出を防ぐ方法と、民家近くの落石防止柵工事を行う予定です。今後は地すべり経過を観察しながら工法検討を行い、平成27年度に決定し、地すべり工事を行う予定であると伺っています。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 新垣健二議員  
の大枠3の についてお答えします。

教育委員会としては、「いじめ・暴力行為に対する指導の指針」を作成し推進してまいりました。学校におけるいじめ防止については、いじめ防止推進法が9月に施行されたのを受け、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、一層の対策を講じてまいります。また、虐待については学校での児童生徒の毎日の健康観察、様子の観察、教育相談等で疑いがあるときには福祉課、それからコザ児童相談所と連携しながら取り組んでおります。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 では、1点目の環境行政についてであります。本村のごみの年間の総排出量ですが、その推移はどのようになっているのか伺います。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それではお答えします。

総排出量の推移についてですけれども、平成24年度決算で5,091トン、これは可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの数量でございます。この5年前の平成20年度で4,874トンでございます。4.5%増になっております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 中城はもう人口もふえているので、当然ごみもふえてくるわけですが、家庭から出すこの燃やすごみの30%

は生ごみだと言われているんですが、そしてこの生ごみもまたほとんど、約90%はまた水分であるということで、これを燃やすのに燃料も相当かかるし、またこの機械ですか、この施設の劣化も早めていくことになると思うんですが、先ほど課長からあったように、生ごみを自己処理する生ごみ処理容器ですか、容器とか処理機とか、そういった助成というのかな、補助金も出しているようではありますが、補助金を出しているこの交付状況というのはどうなっているんですか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 平成24年度実績で1名、これは1万5,000円の助成がございました。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 たった1名ですか。1名ということは、ほとんど利用されていないということでもありますので、いろいろ話を聞いてみると、なかなか堆肥つくるのに失敗する的多いと。においも結構あるということで、また当然この補助金も今は2分の1ですよ。1万5,000円、この補助ももっと上げるか。上げたりして、南城市あたりはもう5万円という話がありますので、この補助金をもっと上げたら、もっと利用する方も多いのかなと思うんですが、またにおいがするとかそういうのもあるので、名護市ですか、名護市とか糸満市とか、南風原もやっているのかわからないけれども、段ボールを使ってやる何か処理方法があるということで、大変安上がりでにおいも少ないと。そしてまた肥料をつくるのも、余り失敗もないと言われているんですが、そういった方法も取り入れたらどうかと思うんですが、その段ボールコンポストと言うんですか、そういった方法を取り入れる予定はないのか、そして補助額を、補助率をもっと上げるというのか、その辺はどう考えますか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それでは補助率の点からお答えいたします。

まず中城村では処理機、あるいは容器の購入額の2分の1の負担を補助しております。ただし、1万5,000円を限度に。それから処理容器は2,000円を限度に補助しております。近隣市町村の北中城村、西原町、宜野湾市は処理機について同じ2分の1ですけれども、3万円の限度額でやられております。そういった観点から、村におきましても、新年度からその近隣と合わせ3万円の補助金のアップと処理機の3,000円のアップと計画をしております、新年度予算も加味して計上してございます。

それから段ボールコンポストの導入はいかがですかということですが、県内でホームページ等を調査してみますと、南風原町のほうが奨励しているということでございます。ただし、生ごみ処理機購入費の助成のほうは対象外となっているようです。段ボール箱を容器として生ごみの減量化を図ると、あるいは堆肥化ですね。を行うものと理解しておりますけれども、悪臭や今言う害虫など、管理上支障ない、あるいは問題ないということであれば、我々としても奨励はしたいと考えております。検討したいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 ぜひ家庭から出るごみに30%はこの生ごみが混じっているということですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

そして、道路工事とか公園の清掃など、公共工事ですよ。で出る雑木というんですか。木とか出たのがありますよね。そういった処理はどのようにやっているんですか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えします。

現在、村では草や木は長さ50センチ、直径8

センチ以内にそろえ束ねて、燃えるごみのほうで処理していますけれども、公共工事のほうもその規格を厳守していただきまして、それ以内であれば、規格内であれば青葉苑で処理していただく。それ以外であれば、これは産業廃棄物として民間処理場で処理していただくという手法をとっております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 8センチですか、8センチ以上の雑木ですか。木の場合はずね、例えば自治会などでも年2回の共同作業がありますよね。そういうときでも公民館の木を剪定したり、あるいは広場の木を剪定したりで、結構こういう雑木というのが出ますが、この8センチ以上の木については大変処理に困っている状況で、公民館の片隅に積んでおいて、枯れたら誰かが畑に持って行って燃やすとか、じゃなかったら山に捨てに行くとか、もう不法投棄になっているんです。そういう状況ですので、そういった雑木とか、あるいは家庭でも台風の後なんかもそういうのがよく出ますので、あるいはまた庭の枝を剪定した枝とか、この雑木とか、そういったものをチップ状というか、チップ型というんですか。ああいうのにして畑に還元できるような、資源化できるような、そういったことも今後は考えていかなければならないと思うんですが、その辺はどのように感じますか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

今の件については、当然このチップ化に向けて今後検討する必要はあると思いますが、とりあえず初期投資や維持管理等に多額の費用が、予算がかかるとお考えいただけますので、すぐには難しいと思っております。ただし、これはまた民間委託等も含めまして検討はしてみたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 こういったごみの資

源化については、各市町村、結構力を入れて今やっているようでありますので、また今後大変これが重要な課題になると思いますので、この生ごみも含めた木のチップ化ですか、そういうものも含めて資源化できるものは資源化していくという方法で検討していただきたいと思えます。

次に行きます。地すべりについてですが、新聞報道でもありましたように、あそこは一部、去る2月の大雨で崩れたんですよ。地すべりがあったんですが、その部分、先ほど課長がお話ししたような経緯だと思うんですけども、最初はあそこ、今あそこの工事は終わっているんですよ。終わっているんですけども、当初は西山さんの裏ののり面工事が終わっていますよね。あの工法でやると我々は理解していたんですけども、見たらモルタルの吹きつけでやられているようでありますので、あれで今緊急的に崩れたからああいう工法でやっているのか、それともまたアンカー工法でまた今後やる予定もあるのかどうか。その辺はどうですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

津覇の1392番地、新垣さんの自宅の後ろ、背後ですけれども、一部が今2月の大雨で滑って、これに関しては中部土木のほうで、これものり枠工法で工事は終わっています。下のほうに先生からの要望で花壇もつくるように花壇も植えて、緑を多くしようということで施工していますので、完成形で終わっています。それと上のほうについては、今モクマオウが生い茂っていますけれども、このモクマオウを伐採しないでほしいという要望がありまして、県のほうではこの工法を今年度で変えて、どういう工法でいくのかというのは今検討していますので、最終的には今地すべり、滑っている状況であれば抑止杭で打つ工法と、先ほど言った西山さんのところの工法の2点になると思うんですが、極力

木の伐開はしないで工法を検討したいということになっていきますので、今年度で結果は出てきますので、平成27年度から地すべり対策の工事が始まります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 この地すべりを、崩れたところの上のほうに道がありますよね、道路がありますよね。今回崩れたのはその、この道の上のほうに取水ますというんですか、あれがつくられていて、あれからこの道を越えてこの民家のほうに水が流れて、それで地すべりを起こしたと思うんですけれども、その道の民家側のほうに立ち上がりというんですか、ふちで水が民家側に流れないようにはされているんですけれども、これが低くて、これを越えて今回流れたんじゃないかなと思うんですけれども、今、県のほうで仮に、あくまでもこれは仮ですよ、県の施工業者のほうも言っていたんですけれども、あそこはこれは今は県が仮にやっているんですが、これは村が本当はやるべきじゃないかということがあったんです。それをこの立ち上がりは、このふちをもっと上げることはできるのか。

それとあと1点、西山さんの上のほうに、これも村が何年か前にやった工事だと思うんですけれども、トンプロックが積まれているんですが、このトンプロックも何個かも本当に落ちそうになっているんです。それも県のほうで応急的に、このトンプロックにアンカーを打って木にくびっているんですよ。ヒージャーみたいにくびってある。トンプロックをくびってあるんですけれども、やっぱりそういうことを業者のほうに聞いたら、これは県ではできないから村のほうにさせてくださいという話がありましたが、その点はどうですか。この2点。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

ふちのかさ上げについては、一部県のほうで

今年度で行います。それから上のほうについては、村のほうでかさ上げについてやっていきます。それからトンプロックについては、現在現場ではモクマオウにアンカーで、ワイヤーでくくって、すぐには下に落ちないとなっていますけれども、最終的にはこのトンプロックも村のほうで何十年前にやった施工ですので、これは1個撤去していきたいと思うんですけれども、なかなか機械が入らなくて、工法を検討しながらこのトンプロックを撤去していきたいと思いますので、よろしく願います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 ぜひ検討していただきたい、対応していただきたいと思います。すぐには落ちないと思うけど、いずれ落ちますので、ぜひ対応してください。

では3点目に行きますが、人権擁護施策についてであります。この四、五日前ですか、ストーカーが毎年ふえているという新聞報道もありましたけれども、本村もこのストーカーについての状況はどうなっていますか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えします。

ストーカーということでございますけれども、先ほどお答えしましたが、警察や福祉事務所、それから女性福祉事務所のほうから通知が届きます。支援措置の願いが住民課のほうに届きますけれども、これは配偶者暴力防止法、ストーカー防止法、児童虐待防止法、それからこれに準ずるケースの場合に通知が届きます。その件数、中城村で25名、件数はまばらですが25名です。25名が平成25年度に支援措置されております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 中城でも25名が支援認定というのか、支援者認定をされているということであります。一昨年ですが、昨年でしたか、神奈川でストーカーによる殺人事件があり

ましたよね。あの事件は役場、役所からこういった情報が漏れて、ああいう悲劇が起こったと。そう言われているんですが、当然支援をお願いしている方の情報の公開はしてはいいないと思うんですが、何らかの方法で本人確認書類というんですか、そういうのを不正に入手して、取り寄せて、郵送で請求したりとか、本人に成り済ますというのかな、そういった行為などへの対策はできているのかどうか。それと個人情報というものは住民生活課だけでなく各課にもあると思うんですけれども、各課もそういった情報の共有といいますか、それはやられているのかどうか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それではお答えします。

ただいまの件ですが、住民票などの交付の際には本人確認のために運転免許証か、あるいは公的機関から発行の写真入りの証明書の提示を求めています。当然、これは通知の場合もそのようにしてございますので、本人確認ができれば発行するというように対応しております。

それから、各課でこれを供用されているかということですが、この支援措置を行われている方々については住民票などの規制を各課においても住民情報システムの中でその措置があるということ、システムのほうに情報を流して、それで各課で交付できないように、情報が漏れないように対応してございます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 では次、いじめや体罰で学校教育委員会のほうにお聞きしますけれども、今のこのいじめ、体罰の実態というのはどうなっていますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたし

ます。

問題行動等の報告に関して、毎月1回学校側から提出をいただいております。いじめもその場で指導して解決されたものに関してはカウントはしていません。継続したものに関してはいじめで2件、それから体罰のほうは1件ございます。ごめんなさい。平成24年度に1件ありました。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 いじめやこの体罰というのは、やはり1件、2件と1件ということですが、これは当事者から相談がなければ結構見過ごしてしまうこともあるんじゃないかなと思うんですが、実際には表にあらわれない、水面下ではもっと多いのかなということも考えられるわけですが、誰にも相談できずに悩んでいる子供たちはいないのか。また、そのまま放置されている状態はないのか。その辺が大変大事なことだと思うんですが、子供たちが話しやすい環境づくり、前にそういった答弁もあったかと思うんですが、話しやすい環境づくりとか相談体制、そういったことはどのようになっているか。それと、第三者機関であるこの人権擁護委員がありますよね。そういったものも積極的に活用していくことも必要かと思うんですが、その辺はどう考えますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

いじめの件数でまだまだあるのではないかとのお話ですが、これはあり得るといのが大前提に立っております。どんな学級でも、どんな学校でも必ずいじめは発生するという認識のもとに、早い発見と早い対応をしていくというスタンスで取り組んでいただいております。それで、学校においては毎月1回の調査、アンケート調査、それから本年度は保護者にもアン



ケートをとっています。「いじめられているような気配はありませんか」ということで対応しております。それからなかなか言い出せない子に関しては教育相談室、それから巡回して各学校にでも出向いて相談をしております。そういうことも含めて見逃さずに早期発見をしていきたいと思っております。さらに、今年からQUTテストというものを導入しております。学級内で認められていない、満足していない子という状況が見えて聞きます。その子にいち早く担任のほうから相談をしていくという取り組みも行っております。それから学級集団、何らかの集団の中でいじめが発生していきますので、集団づくりということが学校の中で一番大切だということは認識してもらって進んでいます。

それから人権擁護委員の活用と、各学校にお願いをしているところです。次年度も5月の校長会に人権擁護委員、それから法務局の職員を呼んで、さらなる取り組みの強化をしてもらうように協力していく予定であります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 このいじめや体罰などについて、子供たちがみずから声を上げるような、そういった環境づくりも大変大事なことだと思うんですけども、そのためには学校においてもこの人権教育といいますが、そういうことも大変大事になると思うんですが、この学校で今現在どのような形で人権教育というのが行われているのか、その辺をお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

この人権教育に関しては教科ではありませんので、学校で計画して進めているところです。小学校においては月1回の人権の日というのを学級会の中で取り入れてもらって、いじめについてとか友達について、また発達障害や障害を

持つ子、特別配慮する子たちへのかかわり方と、その計画に従って月1回は実施しているところです。先ほど委員からあった、人権擁護教室、人権教室等も積極的に取り入れるように実施してまいります。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 ぜひ自分の命も、他人の命も大変大事にするということが基本だと思いますので、ぜひそういった取り組みもやっていただければと思います。

次、虐待についてですが、この障害者虐待防止法が施行されてもう1年が過ぎていますが、この村民に対しても通報義務について、この広報や啓発活動はどのように行っているのか伺います。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

現在、障害者虐待防止法、そして高齢者の虐待防止法、そして児童虐待防止法の3つが同時にスタートしているところですけれども、村の広報紙などには虐待がある場合は通報をお願いしますということで、村としては現在、児童虐待を中心としてそういう対策協議会もやっておりますので、そこを中心に、どんな小さなことにしても虐待を受けたと思われることのところから通報をお願いしますということで呼びかけをしているところであります。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 この通報があったとき、この立ち入り調査や一時保護などの体制はどのようになっているか。それと時間外や夜間、休日などの通報はどのような対策をしているのか伺います。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

通報があった場合は48時間以内に現場の確認という義務が課されておりますので、役場としてはそのような体制で取り組んでいます。また

施設等々もありますので、そこにも担当の職員が赴いて、現地の確認をしているところであります。夜間については、児童虐待等々についてはすぐ児童相談所のほうに連絡を入れることにして、向こうのほうで対応してもらうことにはなっております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 これまでに村民、あるいは病院、障害者は病院にも行きますので、病院とか施設にも行きますよね。就労施設とかも行っていると思うんですけども、そういったところから実際に通報はあったのか。それでどのように対応をされたのか、その辺をお願いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

この障害者虐待防止法が施行されてからの、平成24年からの施行ですけども、事案については、その通報はありません。ただ、相談的なものがある場合は、その施設とかそういう関連のところと連携をして対処しているところであります。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 通報はないと課長はおっしゃっていますけれども、ある施設というのかな、施設から役場のほうに、この方は虐待を受けているんじゃないかということで通報をしたことがあるという話も聞いたんですけども、後で職員が誰かに確認をしてくださいね。

それとこれは教えていただきたいんですけども、障害者就労支援事業所というんですか、センターというんですか、そういうのがありますが、今、むつみ学園の下のほうにB型がありますよね。このA型というのも中城村内にありますよね。A型の就労支援事業所が、A型というのがあるんですけども、まずこのA型はどういうものが教えていただけますか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 A型とB型とあり、B型のほうしか中城村にはありません。詳しくは把握しておりません。調べてまたお知らせいたします。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 このA型とかB型とかあるんですけども、私もよくわからないんですが、ただ、A型の場合はこの障害のレベルが高い、まだまだ仕事ができるというぐらいは我々もわかっているんですけども、そのA型というのは企業的な部分もあるようですので。なぜそういう質問をしたかと言いますと、村内にこのA型の事業者が奥間の上のほうにあるんですよ。そこで、村内の青年がその事業所で作業をしていたんですけども、その事業所から工賃がとれないということでありまして、そういうのもやっぱり障害者虐待になっているんじゃないかなと思って、今こういう質問をしているんですけども、そのA型事業所ですか、そこに入るためにはやっぱりこの役場を通してこの事業所に入っているのか。B型はそうですね。役場を通してこういう作業所に入っていると思うんですけども、A型の場合も役所を通してこの作業所に入所するのかどうか、その辺もちょっとわかるのであればお答え願います。どうですか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

A型については調べてから返事したいと思います。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 このA型の作業所に入って、この工賃が2カ月とれていないと。それでよく聞いてみれば、この事業主がどこかに逃げていると。そういう話も聞かえますので、役所と全く関係ない事業所なのであれば、それは一応役場にも相談に行つたと。この青年は行つたという話をしていましたが、役場が全く

関係のない事業所であれば、B型は当然役場と関係している事業所だけれども、聞けばこのA型の作業所においても国なのか、県なのか、それは私はわからないんですが、1人30万円のこの助成金をこの作業所はとっているということでもありますので、全く関係なくはないかと思ったから今質問をしているんですが、後で資料なり、調べてから伝えてください。

以上で質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で11番 新垣健二議員の一般質問を終わります。

10分ほど休憩します。

休憩(14時15分)

~~~~~

再開(14時26分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて4番 新垣徳正議員の一般質問を許します。

4番 新垣徳正議員 4番 新垣徳正、通告において一般質問を行います。

まず大枠1番、平成26年度施政方針を受けて。

オスプレイ配備の撤回と、普天間基地の県外移設についての見解を伺います。津波発生時、下地区からの避難には国道329号の横断は避けて通れません。その対策で歩道橋等の設置が急務だと思うが。人材育成基金の活用をどのように考えておられるのか。「学校の危機管理体制の強化と防犯・防災対応の緊急システムを活用した避難訓練や避難経路の確保維持を図ります。」とありますが、本村各学校や保育園等においてはどの程度の頻度で防犯、防災の訓練が行われているのか。障害児(者)福祉の充実で、「障害福祉制度に関する知識の普及を図る」ということですが、沖縄県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例37条において、「県は市町村と協力し、基本的施策の計画的推進を図る」とありますが、本村においてもそれと連携した取り組みの計画が

あるか伺います。護佐丸歴史資料図書館(仮称)の建設工事がスタートしますが、施設のバリアフリー対策の検証は十分になされているのか。

以上、よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣徳正議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番、オスプレイの配備の撤回と普天間基地問題でございますけれども、見解を述べさせていただきます。我が村にとりましては、オスプレイ配備撤回の村民大会も実施いたしましたし、また私が常々述べさせていただいておりますが、中城にとって益なのか。もちろん沖縄県にとって益なのかで比べた場合でも、これは村益にも、県益にもかなうものだとは思っておりません。そういう意味ではぶれることなく、今後もオスプレイ配備の撤回と普天間基地の県外移設については、声を上げていきたいなと思っております。御承知のとおり、昨今ではオール沖縄が崩れつつありますし、また建白書の意義、意味などについても疑義が生じている状態でございますけれども、心折れることなく、私、中城村長といたしましては、今後もオスプレイ配備の撤回、そして普天間基地の県外移設を訴えていきたいと思っております。

続いて につきましては総務課、 、 につきましては教育委員会、 、 につきましては福祉課の答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは についてお答えいたします。

平成24年9月の定例会におきまして、津波避難場所へ避難する経路として国道329号を横断しなければならないため、歩道橋設置についての御意見を徳正議員からいただきました。その後、平成25年3月作成した地域防災計画におい

て、国道329号、中城小学校バス停付近における歩道橋の設置を促進するというところでございまして。その後、津波避難については徒歩によることが原則ということがありますので、歩道橋の設置について現在困難な状況になっております。総合事務局との懇談会においても、国道に面した市町村において要望書も出されております。その意見について回答が困難という回答が出ております。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

大枠1の、については主幹から、については教育総務課長から答えさせます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは私のほうからは大枠1番のについてお答えいたします。

(仮称)護佐丸歴史資料図書館は、沖縄県福祉のまちづくり条例のバリアフリー整備の対象となる施設の整備基準に基づいた設計となっております。その主な具体的な内容としましては、まず障害者用駐車場スペースを2台分確保しております。それから必要箇所へのスロープの設置、階段への手すり、点字ブロックの設置、また各階には多機能トイレ、これは車椅子対応、それから乳児用、妊婦用に対応するための多機能トイレであります。それから車椅子に対応した受付、検索用のPCコーナー、エレベーターの設置を行っております。それと点字案内板、点字書架表示プレートの設置、点字図書、大活字図書、拡大読書器、それから視覚障害者用の音声図書等、お年寄りや障害のある方を初め、全ての方が安心して利用できるつくりとなっております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではについてお答えいたします。

人材育成基金条例や要綱に基づいて活用し、

魅力に満ちた村づくりに資する人材を育成するために活用を図ってまいりたいと思っております。平成25年度は中城村福智町児童交流派遣事業を初め、団体、個人の部でスポーツ、文化芸能関係を含め、小中高生に対して九州大会、全国大会、世界大会、計81件について基金が活用されております。児童生徒の活躍は村の誇りであり、人材育成基金を活用し、この交流や大きな大会へ参加した経験は自信と誇りとなり、今後の活躍につながるものと考えております。そういうことですので、学校側へ周知してまいりたいと思います。

については、本村の幼稚園、小学校では、避難訓練は地震・津波避難訓練、火災避難訓練、不審者対応訓練の計3回実施しております。中学校では地震・津波避難訓練の1回を実施しています。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

大枠1ののほうで保育士等における避難訓練ですけれども、現在、村立保育所、それから村内の認可園、それから認可外保育所においても毎月1回の避難訓練を実施しているところであります。その中に地震の避難訓練、それから防犯の避難訓練も年に2回ないし3回を実施しております。この状況については県の指導監査員において報告を毎年行っております。

次、のほうに移ります。今回の県の条例については、制定のポイントとしましては障害を理由とする差別の禁止が主になっております。それで、もし差別を受けた場合、県や市町村の相談員に相談することができるようになっております。村としましても、障害の担当窓口で職員または嘱託の職員で対応していきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 では、順を追って再質問をさせていただきたいと思いますが、村長の

見解をお聞きして、期待していたとおりのお答えだったと私も思っております。というのが、私も村長の口からオール沖縄、あるいは建白書のことが出ましたので、意志は揺らいでないと確信を持っております。

まず昨年1月ですね、普天間基地の県内移設断念、そしてオスプレイの配備撤回を求めて、県内41市町村首長や議長、県議が署名した建白書を携えて、政府に直談判が行われました。保革の立場を超えて大同団結したことは、取り組みには大いに評価されるべきものだと私も認識しております。しかし、安倍政権は県民の思いの詰まった建白書を黙殺し、自民党の県関係国会議員や自民党県連、仲井眞知事に露骨なまでの圧力をかけて普天間基地の辺野古移設を容認させてしまったんですね。そういう経緯がございました。これは23日付の琉球新報の記事の中で、オール沖縄運動の再構築を目指すということで、沖縄建白書を実現し、未来を拓く島ぐるみ会議が6月に結成される運びとなったという記事が載っております。それには約90名の著名人が名を連ねているということなのですが、その建白書の理念というものは、私たち多くの沖縄県民の意志であり、それに沿うものだと私は認識しております。

そこで、先ほど村長も御答弁なさったんですが、いま一度、村長、建白書に対するお考え、また今回結成準備がなされている島ぐるみ会議というものをどう評価されるのか。もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

建白書につきましては、当時、非常に重いものであると我々は認識をして、東京行動を起こさせていただきました。当然、同じ温度差だと、差ではなく同じ温度だと思っていたところが、実際には温度差を感じてしまって帰ってきたところも当然ございました。そして、その後の経

緯を見ますと、やはりこの建白書の我々が思っていた重みと、受け取った側の重みと、またそれを冷視しているというような雰囲気その東京での方々、この乖離といいますか、非常に悲しい思いもして帰ってきたところもございました。しかし、先ほどもお話ししたとおり、我々がもうここで諦めたり、心折れたりするということは、これはもう県民の総意、民意に背くということにほかならないという思いで、今回また議員が今おっしゃった6月に向けての再結成といいますか、それに向けてたくさんの方々がもう一度頑張ってみようやということのあらわれだと思いますので、それに向けて我々ができる限りのことはやらせていただきたいと思えますし、今後、常日ごろからお話しさせていただいていますけれども、県民自体は、私は民意は動いていないと思っております。県民自体は県外移設だし、またオスプレイの配備は反対だというのは揺らいでいないと思っておりますので、政治家が心を揺らいでいるだけな話だと思っておりますので、私どもとしましたら、今後も保革を超えた形でできれば一番いいんですけれども、それに向けて一生懸命取り組んでいきたいと、心新たにしているところでございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 まさにおっしゃるとおりでございます。それに関しては、やっと芽生えてきたオール沖縄の火を消すことがないように、私たち議員も一緒になって行動していきたいと思っておりますので、ぜひ一緒に頑張ってみましょう。

では2番目、 についてなんです。この歩道橋設置に関しましては先ほど課長からもお話がありましたように、平成24年度第6回の臨時会において、本村議会の全会一致をもって内閣府の沖縄総合事務局である南部国道事務所宛てに設置要請書を送付しております。その後、8月9日付けで南部国道事務所のほうから回答書

が届き、その回答書の中で言うことには、既存の地域防災計画に基づく防災事業と合わせて、横断歩道の整備事業を実施することは可能と考えております。今後、村の防災計画に基づく避難経路整備事業実施に合わせ、横断歩道の整備について検討したいと考えております。という回答をいただいております。大分前向きな回答だと私はそのとき認識しておりました。平成24年の8月定例会においても、その回答書を受けて村長を初め、総務課長、また住民生活課長の答弁も防災面、避難経路の安全確保の面で考慮すれば十分可能と認識するというお答え、答弁をいただいております。

その後、先ほど課長が答弁なさったんですが、何か答弁に変化が出てきております。その後、その状況は変化したと認識されておりますか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

ただいまの議員のおっしゃる要請書に基づいて総合事務局、南部国道事務所のほうが防災計画で定めれば可能だということの報告書を受けているのは理解しております。その後、防災計画が定められる中で、この地震の備えということで、地震が起きた場合には車を速やかにとめて、エンジンを切り、避難が必要なときには徒歩で逃げることがこの防災計画の基本方針の中でもうたわれております。去年ございました中部市町村会との、総合事務局との懇談会の中でも、宜野湾市の担当からその件について、向こうは伊佐浜地区を抱えています。そういうことで国道を横断しなければならぬということと要望書も上がってきております。この要望書の回答について総合事務局、南部国道事務所のほうから、やっぱり避難の基本という、地震・津波避難の場合には徒歩で避難をします。一般車両については、緊急車両の妨げにならないようにとめて避難をしていくという基本方針が示されておりますので、それを踏まえ、歩道

橋の設置についてはできないという回答がございました。その後、考え方が変わったのかということですが、南部国道事務所が考え方が変わったのか、この防災計画の基本方針に沿ったのかという部分が、そういう部分でお答えをしたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 視点といたしますか、論点といたしますか、その辺にちょっとずれがあるんじゃないかなと思っているんですが、例えば今、課長が言われるように、徒歩でも避難を優先して呼びかけるという話ですよ。まず車は使わないと。避難の際には徒歩の避難を優先させていきたいと思いますという考え方に基づくのであれば、まさにそれは歩きですから、歩くための避難経路の安全確保という面からしたら、どうしても歩道橋というのが。と言いますのが、この中城地区を考えると、まず津波被害の対策において取り上げている課題に限って言うのであれば、津覇小学校はまず国道よりは上のほうにあると。中学校に関しましては、中学校のほうもすぐ歩道橋があります。中城小学校ということになると、どうしてもその避難に行くまでの経路の中にその国道横断という、どうしても危険性が増すわけです。ほかの小学校や地域に比べてですね。まずその辺からしたら、車では逃げてはだめですよということになれば、どうしても徒歩ということになると、前にもお話ししたと思うんですが、いろんな方向性でもって避難がスムーズにできるような避難経路の整備をしていくべきだと思うんですね。その辺のことは、例えばこの国道事務所のほうで、中部広域の中で話があったときにそういう話はなかったんですか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 先ほどの答弁も含めて回答したいと思います。

先ほど宜野湾市からということをお答えいたし

ました。中城がこの中部市町村会の懇談会の中で答弁をしたということではございません。宜野湾市が国道58号を横断するということでの要望が出されたということです。それに基づいて中城については津覇小、中学校は、これは一連の交通安全の部分で歩道橋が設置されたということは認識しておりますが、この津波避難ということについては、通行している車も揺れがあった場合にはまずとめて、この揺れがおさまるまで待つということが原則になります。そうすることで、そこで避難が必要だということになりますと、鍵をそのままさしたまま避難をしてくださいという基本方針です。そういうことで、避難が必要な地震、津波になりますと、要するに車は走らないというのが原則になるんじゃないかと理解しております。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 私のほうから少しお答えをさせていただきます。

今、総務課長からの答弁は、他市町村の部分に総合事務局が答弁した部分も含めてのお話でしたので、私の解釈は、当然中城の事情と他市町村との事情はまた違って来るんですね。議員も御承知のとおり、8キロにわたる海岸線を持つ我々のところでは高い建物もないし、逃げるところもない。であれば、選択肢も狭まってくるという意味合いのところと、あるいはほかの市町村で同じような状況で、しかし、国道、あるいは県道、大きな道路を横断せずとも高い建物に逃げられるというところで、今の歩道橋の部分がこういう見解を示したという、私はそう解釈しておりますので、今後も当然中城の事情をしっかりと話をしながらやらせていただきますし、またちょっとゆがんだ答弁になるかもしれませんが、事務レベルでの話と、また政治レベルでの話は違ってきますので、その解釈をどう認識してもらうか。規程的に、制度的にこれはだめですよというのはないはずなんですね。

ということは、解釈をどう向こうに認識してもらうかというのは、やはり事務レベルも含めて、政治レベルでの話も必要になってくると私は思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、村長がおっしゃったとおりだと、私もそのように認識しております。先ほど課長も答弁の中でお話ししていましたが、やっぱり今言われるように、その国道58号、宜野湾地区に、それに照らして中城にはそういった回答はなかったんだけど、それに照らすと多分中城もだめなんじゃないかなというお考えがあったのではなかろうかと私も推測するんですが、でも、やっぱり村長が言われるように、この地域にはその地域の実情というものがあると思うんですね。今言われるように、これは重要だし、とても必要だというのは、多分皆さん、課長も含めてよく認識はされていると思います。その辺をぜひ、今言われた事務方からもどんどん提言していただいて、実現に向けて汗を流してほしいなというのがあります。

ただいま村長が言われたように、本当に村長の御尽力はどうしても必要になると思いますので、ぜひそのことに関してはお力を十分尽くさせていただきたいなと思っています。よろしく願いいたします。

では、3つ目の人材育成についてなんですけど、先ほど答弁をいただいたんですが、まさにそのとおりですね。人材育成基金というのはそういうふうに使うべきものだ、私も同じように思っております。ただなかなか、せっかくなかった、立ち上げた人材育成が、こういう言い方したら少しあれなんですけど、出し惜しみされているんじゃないかなという感じがするわけですね。今言うように、まず人材育成基金、ここに人材育成基金の条例と、その施行規則というのがございますが、まず条例の第1条に、その人材育成の設置について活力と魅力に満ちた村

づくりに資する人材育成事業の推進に必要な経費の財源に充てるということなんですね。先ほど主幹がおっしゃったように、全くそのとおりで、その地域の活性化につながるその子供たちであったり、まずその地域で頑張っておられる方々に対して補助をしていくということなんです。ちょっと勉強不足で恐縮ではあるんですが、ひとつ教えていただきたいことがあるんですね。本村立の幼小中学校の児童生徒の在籍するのに必要な要件というのがあると思いますが、どのような要件を満たす必要があるのか教えていただけますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 本村の学校に在学する要件は、本村に在住していること。それ以外に区域外就学の申請、それからされたうちで許可した者が本村の学校に通います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 一番条件の第1事項に、本村に在住するものだと。今言われたように、区域外で申請が出された場合に、それが認可された場合にはオーケーだということなんですが、こういう事例というのは何件ありますか。もしあるんでしたら、差し支えなければ教えていただけますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えします。

区域外就学に関しては、件数は把握しておりませんが、多数あります。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 多数ということなんです。それぞれの事情があると思うんです。事情というのは把握されておりますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰

弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 区域外就学の条件ですが、まず学校の終わった後、見る人が本村に住んでいる。それから生徒指導、いじめ問題等でほかの市町村から転入してきた場合を含め、幾つか条件が整えば受け入れております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 学校終わってから本村に、個人的にその子を見る保護的なものがあるということなんです。これは別に保護者じゃなくて、例えば教育施設とかそういうのもいいんですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えします。

これは保護者が本当は放課後の監督をしないといけないんですが、保護者にかわる、本当にその子を見守れる親類等が該当いたします。子ども預かりとか、そういう業者、事業所ではないです。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 親類縁者だということですね。なぜそういうことを今聞いたかということ、実はこの中城村の人材育成基金条例施行規則の中の第2条に、文言として中城村内に在住する者が次の各号のいずれかに該当するときは予算の範囲内において助成を行うものであるということが記されているものですから、ということは、そういった対象者の中に在住していない者が、そういう人材育成基金の助成を受けるときに問題が生じるのかなという思いがあります。実際にそういう事例があったものですから、ちょっとその辺が私危惧されることなんですね。要するに、いろんな事情でもって村内には住めないんだけど、でも、その子供たちは村内の小学校なり、中学校なりに在籍していると。その子供たちが何かの分で頑張ったときに、その派遣とかそういうのがあったときに、あんたは

そこに書いてあるように中城村内に在住していないので、その対象外ですよと言われたときに、余りにもそれは理不尽な話にならないかなということがあります。私からすると、この育成基金施行規則ですね、その改定も本当は必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、どのように考えますか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

施行規則の中では、これまでは在住している者というふうなことで限定をしておりましたが、やはり中城のほうに何らかの事情で学校に通っている児童生徒もいるだろうと。そういうこともありまして、12月末に在住、または村内の学校に在学する者、そういうふうに規則を改正しております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 じゃあ、これはもう改正されているということですか。これは差しかえしないといけないということになりますか。要するに今私たちが持っている中城村人材育成基金条例の施行の部分に関しては、これはまだ差しかえなされていないわけですか。今回なるということですね。そういうふうに、同じようにその学校で一緒に生活している子供たちが特に頑張ったんですから、それを支援していくというのは本当に必要なことですので、そのためのまた人材育成基金だと思っておりますので、こういうのには即対応していただけたらよかったですと思っております。それは問題ないですね。わかりました。

4番についてですが、先ほどの答弁の中で各小学校や中学校、幼稚園においては年に2回だとか3回だとか、毎月1回だとかというふうに避難訓練なり、そういう防災用の訓練をしているということでお答えがあったんですが、少し防犯についてちょっとお聞きしたいんですが、防犯について各学校での取り組みがどうも異

なっているのかなというふうに私自身は感じているんですが、例えば防犯グッズの装備品も各学校で差があるのかなと感じておりますが、その辺の防犯用のグッズですか。そういう整備については調査などを行ったことがございますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えします。

防犯グッズというよりも、システムの導入はもう御存じのとおりと思いますが、各学級担任が持って、どこからでも避難指示命令ができる。校内放送が使えると。それから外に出た移動先でも、お互いの子機同士が使えるという、そういうシステムを津覇小、中城小は設置していただいております。それから南小学校は新設校でありますので、不審者が入らないような防犯カメラの設置、それから各学級から防犯用の連絡システムが、職員室に通報できるシステムが備えつけられております。幼稚園に関しては小学校と連動して動くという形をとっております。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

保育所については防犯カメラを設置してあります。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、御答弁いただいたんですが、南小学校なんかは今年できたばかりの新しい学校ということで、防犯予防対策的なものでカメラですとか、そういうモニターがちゃんと設置されているので、まずその前の対策はできているのではないかなと。今言われたように、保育園のほうもカメラ設置がなされているということなんですね。そこで、今言われるように防犯というのは、小学校ではアラートとかそういうのを利用しながらの、お互い先生方の情報交換しながら、その場面に対処してい

くような形になると思うんですが、どうしても防犯というのは相手が多分いると思うんですね。地震とかそういう防災ではなくて、津波だとかそういう自然災害ではなくて、多分相手がいると思うんですよ。要するに不審者が入ってきたとか、この不審者がナイフを持っているとか、そういう状況が考えられるための防犯だと思うんですね。その初期対応というのがすごく大事になると思うんです。それが来たからすぐ無線であれして、こうしなさいということも大切ではあるんですが、それに対するその取り組みですね。まず入ってきたときに、相手に対しての取り組み。例えば、私、津覇小学校のほうにちょっと用事で行ったときに、廊下に入ると同時に職員室から刺又って言うんですか、あれを持った先生がどわーっとやってきて、私押さえつけられたことが1回あるんですね。それはふざけたところもあって、そういうことを、私とわかっていながらということをやったんですが、それはすごく大切だと思うんですね。ふざけたということを除いてはですね。例えば、それだけの対応ができたというのは、それも1つの防犯の対策になっているのかなと思って、それをこの間、中城小学校のほうでその話をしたら、うちにはこういう道具がないという話をされていたもんですから、じゃあこれは村内から同じように一律にそういう防災のグッズはないのかな、整備されていないのかなということをお聞きして、それでそういった質問をさせていただいたんですが、こういうものに関して学校単位に任せているのか、それとも教育委員会のほうでちゃんとそういうメニューも対策をしてくださというような措置がされているのかお聞かせいただけますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 防犯グッズのほうなんですが、多分10年ほど前、県内各小中

学校整備の方向で取り組んだと思うんですね。ほかの市町村も刺又等々が整備されてきた経緯があります。それが済んだ後は学校の村の予算で備品購入品費がありますので、それを割り当てて購入していくという形になるのかなと思います。初期対応の件も出たんですが、各学校、声かけがまず最初かなと。それから事務所を通して必ず外来者の名札をつけて受付名簿に書くというシステムが整っているかとは思いますが、外見だけで不審者と言われたらまた困ることですので、見たことのない人には職員は声をかけていくと。それで判断して対応していくという初期対応です。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ぜひそのところもしっかりと備えることにしたことはないと思いますので、教育委員会のほうからも働きかけていただいでやっていただきたいと思いますが、余談ではあるんですが、こういうグッズに関してはほかの議員のほうにも、新垣善功さんがそのエキスパートだということで、この間お話ししたら、道具にはいろんな道具があるそうですよ。こうやってすぐ足を引っ張ったら転んでしまうような道具もあるということですので、ぜひいろいろアドバイスをいただいて、取り組んでいただけたらなと思っております。ぜひ防犯の装備品も充実させて、子供たちの安全確保には努めていただきたいと要望いたしております。

5番目なんですが、今年度4月に施行されるこの県条例についてなんですが、この県条例、障害者当事者の社会参画を最重要と捉え、条例制定以前から私たちのことを、「私たち抜きには決めないで」というキャッチフレーズでもって取り組まれてきた経緯がございます。かなりの部分、障害者当事者に配慮された条例になっていると考えておりますが、この条例は今後各市町村においても障害者福祉の取り組みの指針になるものだと期待されるものと思われませんが、

そのことから護佐丸歴史図書館の建設事業に際しても、特段の配慮をもって事業計画を推進していただきたいと思っておりますが、先ほど答弁もいただいたんですが、今回の護佐丸歴史資料館の図書館の建設に際して、そういう障害者を対象としての思うところがあったらお聞かせいただければと思っております。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

先ほども答弁したんですが、(仮称)護佐丸歴史資料図書館は県の、沖縄県福祉のまちづくり条例の整備基準にのっとった設計になっております。その沖縄県のまちづくり条例というのは、障害者に優しい、車椅子とか障害者、それから具体的には駐車場から入り口までには、その障害者専用の駐車場からは最短距離をなさないとか、それからロビーのほうは車椅子に座っても手続ができるように、その高さを低めにするとか、それから車椅子用のスロープを設けなさいとか、階段には手すりを設けるとか、もろもろの障害者に対する思いやりのいろんな条件があります。その条件を全て満たして、今回その護佐丸資料館は建設予定されております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、課長がおっしゃったように、今までのそういう障害者条例というのは、とても素晴らしいことをいっぱい並べてはあるんですね。今言われるように、車はこの障害者用の車2台分を設置すると。なるべく近いところになると。トイレもそれなりのつくりをするんだと、手すりはつけますと、いろんなことを今までにずっと言われていたことなんです。ただ、その中になかなか当事者の姿が見えないということで、今回、県の障害者条例がようやく日の目を見たというのがあります。というのが、ついこの間できた那覇の国際空港ですね。そちらのほうも完成したと。これはもう

障害者にも、みんなに優しい施設だということで触れ込みはあったんですが、いざその実証見分して本当に車椅子の利用者の方がやったら、トイレには入れるけど、ここで曲がることはできないと。そういう事例があちこちにあったという話をされているんですね。例えば車椅子にもいろんな車椅子があるわけですよ。手で押していく車椅子もあれば、自動で動く、電動で動く車椅子。ほかの車椅子に比べ重量も相当ありますし、大きさも小回りが利くような状態でないものもあります。

そういうのを、その当事者じゃないとわからない目線というのがあって、そのために今回の県条例の中はその当事者の人たちがその中に加わって、自分たちが声を上げて、自分たちで自分たちのことは決めさせてくれということで、やっと日の目を見た条例だということなんです。ですからこの条例に照らすんだったら、この県条例に照らしていったほうがもっと障害者福祉についての理解が得られると思います。例えばですね、今回この設計に当たっても、この設計事務所の中にそういった車椅子の利用者であるとか、ちょっと難聴の方ですとか、そういう視覚障害を持っている方だとか、そういう方がその設計事務所にいるのかどうかということですね。そういうことを調べたことがありますか。今回、この契約を結んだ事務所の中にも構いませんが、今までにそういう公共の施設を何かつくるに際して、その事務所にそういう方、当事者の方がおられるかというのを確認したことはございますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 設計をした事務所に障害を持った方が勤めていらっしゃるということなんですが、その件に関しては私のほうでは存じておりません。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 多分そういうことだと

思うんですね。やっぱり設計というのはあくまでも数字的なものであって、いざその数字に沿って完成したものを、いざ実用的に使おうとしたときにいろんな弊害が出てくるというのが今までの庁舎にしても、公共施設の大半がそういうのがあったというのが多々あることなんですね。だから、その辺のことも考慮して、よく今度の歴史資料館の図書館設計に関しても、ぜひいつも目を通していただいて、こういうふうな不備をそういう方々の、当事者の方々の目もその中に入れていただいて、その設計の段階からそういうのに携わっていただければ、どんどんすばらしい公共の施設ができると思うんですね。これも先日の新聞記事の中にあっただんですが、これは皆さん御存じでしょうか。県庁職員の障害者を疑似体験という、ちょっと小さい記事があったんですね。車椅子を操作したり、アイマスクや耳栓を利用し、障害者を疑似体験し、バリアフリーの導入状況を確認。そして事例検証を行ったという記事が、それは県庁の職員がです。県庁の職員が要するにみんな車椅子に乗ったり、アイマスクをしたり、耳栓をしたりしてその県庁の周辺を歩いたり、公共の施設を利用したりしたという、その検証を行ったという記事が載っていたんですね。この最後の言葉にですね、「今後、まちづくりや建設関係部署に配置されたときに今回の研修が役立つと思う」というふうに話されていたそうです。とてもすぐ「ああ、いいことやってるな」と思ったんですね。そういうことをすれば、そのときに住民生活課に配属されることもあるでしょう。それで都市建設課のほうに配属されることもあるでしょう。そのときにこういうのが活かされてくると思ったということで、私はすばらしい取り組みを県のほうはやったなというのがすごくその新聞記事で、小っちゃい記事ではあったんですが、まさにそのことだなと思います。ですから、それをやりなさいと言ってしまえばあれな

んですが、その話を聞いて、もし村の皆さんが職員でそういう取り組みができたならとてもすばらしい。ぜひ村の職員も見習ってほしいというのがありますが、その辺に関してはどうでしょうか。お聞きしたい。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 では、お答えします。

ただいまのものにつきましては、私どもが今後この職種にしようが、行政の運営する中では1つの知識として捉えるべきだろうという考え方を持っております。ただ、今回の設計につきましては沖縄県福祉のまち条例というのが、これは協議事務がありますので、基準というのが条例で示されていますので、その基準には適合した設計はしてございますということです。今、議員が御指摘している部分については、来月1日から施行される条例ですけれども、これについてはともに暮らしやすいまちをつくりましょうというのが基本原則ですので、その部分と設計の部分で若干違うんじゃないかという考え方もありますけれども、ただ、このことを知ること。要するにその分野に人がいて、その分野に物をつくる側に人がいるというのであれば、今言われたように疑似体験をすることによって、その身というのは体で感じる部分が出てくると思いますので、この件については今後研修の一環としてやると。当然今後、私どもは庁舎の建設とか、いろんな部分で出てまいります。この調査で実際バリアフリー化しなさいといえれば非常に難しいのが現状の調査です。ですが、将来、庁舎建設に向けては、その経験をすることが有意義なことだと考えていますので、職員研修の中で取り入れられるよう検討してみたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 職員だけに求めるのも何ですので、私たちも一緒になって、こういう取り組みは議員も皆さん一緒になってすべき

だし、またする必要があると思っております。
また、今回の県条例の前文にもございますが、
インクルーシブ社会の確立を目指してともに頑
張れることを期待しまして、私の質問を終わら
ないと思っております。ありがとうございました。

議長 比嘉明典 以上で4番 新垣徳正議員
の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまで
した。

散 会（15時22分）

平成26年第2回中城村議会定例会（第20日目）

招集年月日	平成26年3月7日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成26年3月26日（午前10時00分）		
	散会	平成26年3月26日（午後4時04分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	伊佐則勝	9番	仲真功浩
	2番	新垣博正	10番	安里ヨシ子
	3番	金城章	11番	新垣健二
	4番	新垣徳正	12番	宮城治邦
	5番	新垣光栄	13番	仲村春光
	6番	與那覇朝輝	14番	宮城重夫
	7番	仲座勇	15番	新垣善功
	8番	仲宗根哲	16番	比嘉明典
欠席議員				
会議録署名議員	3番	金城章	4番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	知名勉	議事係長	比嘉保
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	與儀忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	呉屋之雄	都市建設課長	新垣正
	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農業委員会事務局長	津覇盛之
	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長	屋良清
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長	比嘉朝之
	税務課長	新垣一弘	教育総務課主幹	喜屋武辰弘
	福祉課長	石原昌雄		
	健康保険課長	比嘉健治		

議事日程第6号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

発言の前に與那覇朝輝議員より一般質問の通告書の中で質問内容の大枠1の4番を削除する申し出がありましたので、削除をいたします。

最初に6番 與那覇朝輝議員の一般質問を許します。

6番 與那覇朝輝議員 おはようございます。6番、與那覇でございます。一般質問を始める前に2日目のトップバッターですけれども、この予算書の件についてですね、ちょっと感想を申し述べたいと思います。先日からいろいろな方から評価の声がありますけれども、私もこの件に関してはこれは各課で計画された事業の予算が非常に丁寧に説明されておりまして、わかりやすく村民の皆さんもきっと予算への関心が高まるものと期待したいと思います。その担当課の努力を高く評価をいたしますとともに、更に一言を付け加えれば、これは予算のみの説明となっておりますので、できましたらさらに改善を加えて、決算の数字を連動させるとか、一工夫加えて、事業評価にも資するような事業評価というものも何名かの方から言われておりますけれども、そういうものの資料にでもなると思いますので、ぜひ当局のさらなる改善の努力を期待いたします。

それでは一般質問に入ってまいります。まず施政方針から。

1点目、農業指導員配置事業について。農家への巡回指導や研修の開催などにより、直接農業従事者に接して、農業経営の改善と技術及び知識の普及と指導を行い、本村農業の課題解決と発展を図るとしており、長年の要望がやっと実現することになり大いに期待したいと思いま

す。新規事業であり、成果目標等事業概要はどのようにになっているかお伺いいたします。

2点目ですね、耕作放棄地対策について。本件は平成23年度の施政方針から打ち出されておありまして、村が実施主体になり「農地バンク制度」として取り組んでいるが年度ごとの実績、貸し借りの内容は、どのようになっているか、説明をお願いいたします。2点目にですね、毎年積極的に取り組むとしていますが、今年は具体的に何を強化して取り組むのか、答弁をお願いします。

3点目、優良田園住宅制度について。昨年の施政方針では運用開始に向けて取り組むと力強く書いてありましたが、今年度は可能性を検討すると。何か非常に消極対応という文案になっていますけれども、導入に向けての取り組みはどのようになっているか、伺います。

4点目、中城城跡入客数15万人目標について。

平成25年の中城城跡入場客数は、対前年比33.7%増で述べ117,247人と大きく伸びているが、目標の15万人達成のためのタイムスケジュールはどのようになっているか。目標達成に向けては、北中城村との連携が重要であり、先日新聞にあった観光協会等については、共同で設立したほうが有効と思われるがどのように考えているか、伺います。

以上、わかりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは與那覇朝輝議員の御質問にお答えをいたします。

1番目から3番目までにつきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。4点目は企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきますが、私も4点目の観光入客数15万人目標などについて、少し所見を述べさせていただきますが、当然の如く一生懸命やらせていただいて、数字的にもそして収益的に

もこの部分というのは大変重要だと思っておりますので、積極的に取り組んでいきたいと思っております。いろいろなことをチャレンジしながらのうも新垣博正議員からも御提言もありましたけれども、ンマハラサーだとか、これはできる、できないは別にして、いろいろなことにチャレンジしていきながらこの観光客数入客数を何とか伸ばしていきたいと一生懸命取り組む所存でございます。そしてそれに向けて当然の如く2番目の御質問の観光協会の設立というのは、これは喫緊の課題だと認識をしております、北中城村ともその辺については、事務方で話をしながら予算面だとか、あるいはその効果がどの方向に延びていくだとか、いろいろなマーケティングも必要だと思っております。我々、北中城村と中城村の大いなるシンボルであります世界遺産でございますので、それに向けても積極的に取り組んでいこうと心がけております。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは與那覇朝輝議員の大枠1の、2の、3のについて、答弁させていただきます。

1のについてですが、具体的な目標は現在のところ定めてはおりませんが、栽培技術指導を中心に取り組み、農産物の生産向上を図って行きたいと考えております。すぐに成果が出る取り組みではありませんが、継続的に農業指導員を配置し、栽培技術の向上を図ることで生産量を増やし、最終的には拠点産地の指定を目指したいと考えております。特に本村の島ニンジン積極的に生産拡大に向けて取り組んでいきたいと考えております。今後、計画主導については定めていきたいと考えております。

次、2のについて。農地バンク制度による実績は、平成24年度で10筆、面積が8,360㎡、

平成25年度に3筆、3,729㎡が利用権の設定を行っております。現在、農地バンクには貸し手が6名、借り手が37名が登録されております。

次に、2のについて。耕作放棄地の地権者に対し、農業委員会からの指導を強化し、自ら耕作を再開できない場合には、担い手への貸し出しを行うよう強く指導していきたいと思っております。耕作放棄地の再生のための支援としては、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用し、解消を図るよう取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、3のについて。沖縄県との協議を継続しているところであります。基本方針での優良田園住宅の建設が認められるおおよその区域、登又地区と北上原地区については、県建築指導課との協議は村の計画案に沿って概ね整ってはおります。ただ若干の協議事項が残っておりますが、早急に整えられるよう取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では與那覇朝輝議員の御質問にお答えしていきたいと思っております。

大枠1の5、中城城跡入客数15万人目標についてでございますが、第四次総合計画にも目標成果を数値的に掲載しておりますが、その中で中城城跡入客数15万人目標達成事業としまして、課として取り組んでいる状況であります。平成22年度の現況値としまして、8万4,463人、中間の目標地点としまして、平成28年度15万人、最終目標値として、平成33年は15万人という方向で計画しております。目標達成に向けて、1日も早く達成できるよう努力していきたいと考えております。

それからでございますが、中城城跡入客数15万人目標達成事業については、北中城村及び中城城跡管理協議会と連携をいたしまして、15

万人目標達成に向けて、努力していきたいと思
います。先ほど、村長から答弁ありました観光
協会についても、将来的目標を持って検討して
いく必要があると考えております。以上でござ
います。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 それでは順序よく、
再質問してまいります。

先ほどのこの指導員配置事業に関しては、先
ほどの課長の答弁では何かまだ方針とか、目標
とか、固まってないように受けているんですけ
れども、これはもう予算の内容からすると、4
月スタートということですが、目下の段
取り等のスケジュールはどのようになっている
んですか。まだそのすべてを検討中ということ
になるんですか。例えば、4月からは何名に当
たってとか、5月からはそういう方針を決定す
るとか、そういうスケジュールとかはできてい
ないですか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会
事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛
之 お答えいたします。

ただいまの御指摘のありましたスケジュール
等、具体的に事業計画等も今のところまだ作成
等々はしておりません。この農業指導員、嘱託
員の採用についても、今、県とか関係機関等に
問い合わせしている状況でありまして、まだ採
用の人選に至っておりません。今後、そういつ
た採用が決まり次第、当然ながら専門的な知識
のある指導員になると思いますので、今後のど
ういった取り組みを具体的にやっていくかは相
談しながら定めていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 予定というよりは、
考え方をスタートさせるという格好で26年度は
どうなるか、まだだれも予想がつかない状況と
思うんですけれども、ぜひこれは多分、担当課

だけというよりは、役場の知恵を結集する必要
があると思いますね。この240万円も予算を使
うわけですから、ぜひこれは課内及び農業委員
会等、その他、いろいろから情報を集めてしっ
かりしたプランを立ててもらいたいと思うんで
すけれども、まずその次に基幹作物というこ
とで、きのうからサトウキビの話が出ておりま
すけれども、これはきのうも交付金が幾らなる
かという質問等がありましたけれども、新聞等
によりますと今年度は100円アップして1万
6,420円になっているという報道がありました
けれども、そういう意味では国もTPP等ある
いは対応も含まれていると思うんですけれど
も、国も県もまだまだサトウキビには力入れて
いるということだと思います。中城村でも花卉等
とトップ争いするぐらいサトウキビはまだ基盤
作物ということですが、このサトウキビの
今年度の対応としての予算書で見ると、圃場
関係を整備するという格好で載っておりますけ
れども、これの内容を読んでもちょっと非常に
わかりにくい。新品種の普及促進を図るため、
サトウキビ原種圃を設置するということですが
けれども、この新品種というのと、その次のと
ころに優良種苗の原種を原種圃に設置するとあ
るんですけれども、この新品種というのと、こ
の原種というのとの違いとか、そういうのを
ご存じでしたらよろしくお願いいたします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会
事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛
之 それではお答えいたします。

サトウキビの優良種苗の原種の確保のための
圃場の設置事業ですけれども、まずサトウキビ
原種圃場設置と申しますのは、県のほうから委
託を受けまして、春植え分と夏植え分、約10
アールずつ農家のほうに委託して種苗の確保に
努めます。あとはサトウキビ採取圃設置と申し
ますのは、この原種から株分けと言いますか、

種苗を取って、中間苗圃みたいな形で、またそれも農家のほうに委託して最終的に、その採取圃場から一般農家への種苗の配布ということになります。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 この專業ではないものですから、ちょっと細かいサトウキビの品種とかはちょっと私もまだちゃんと調べてないんですけれども、いずれにしてもこの予算書はわかりやすく丁寧と先ほど申しましたけれども、非常に何かわかりにくいところもまだありますので、これは何号とか何号とかいろいろあると思うんですけれども、例えば機械化に適したサトウキビとか、台風強いサトウキビとか、県はそういうのを今、指導しているかと思うんですけれども、登又とか、この山間地においてはまだ機械化できないところがたくさんありまして、私の近くでもその種苗を苗をもらって植えたけれども、実際、鎌でこの刈り取りする時、この普通は、上のほうは柔らかくなっているから今までは一発で切れたけれども、何か堅くて一回で切れないとか、そういう話もあるんですよ。きっとこれは機械化向けで台風強いというだけが優先して、そういう種類なのを今、普及させていると思うんですけれども、こういう山間地も以前としてまだ相当量の生産量ありますけれども、そういうことは考慮しておりますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

現在、苗圃として優良種苗として栽培しておりますのは、これは県の試験場が主に推奨している種苗なんですけれども、現在、いろいろ農林何号とか、いろいろな種類がありまして、おっしゃるとおり、例えば台風強いとか、あとは重量があるとか、そういった品種がいろいろ

ありはするんですけれども、今、ちょっと細かい、その品種の特徴については、今資料は持ち合わせておりませんので、これで答弁とさせていただきます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ぜひそういうのを大量に農家の皆さんから要望はないかと思うんですけれども、柔らかくて、その台風にはほどほどに強いとか、そういう趣旨も考慮していただきたいと思います。

それから次に、この農産物の統計についてですけれども、去年、ちょっと調べものがあった、中城村のサトウキビとか、菊とか、いろいろ生産高とか、売上高、ちょっと調べてみたら、県からの資料とか、農協の資料とか、非常にバラバラになって、数字も不一致しているのがあったりして、非常に困ったんですけれども、村独自でこれはもう基幹作物だということで、農業振興という大目標もあるわけですから、県の資料、JAの資料も勿論ですけれども、村独自でこれは加工する必要があると思うんですけれども、これは時系列でそういう統計をつくるのがいろいろ去年に比べてサトウキビが増えた、減った、何が原因かとか、調べる上にもやはり目標を目指すからにはこういう数値が非常に大事だと思うんですけれども、そういう統計の整備について、どのように今取り組んでおりますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

農作物等々の生産的なものの統計資料というのは今のところ、県の出しております統計資料がありますけれども、それとかあとはサトウキビについては特に製糖工場、翔南製糖とか、JA等々からの資料に基づいて統計等々にはある程度の整理はしております。今後、やはりおっ

しゃるとおり、独自にその辺の整備が可能なのか、検討してまいりたいと思います。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ぜひこれは村の資料だということで、観光関係も勿論ですけども、独自と言いますか、村の正しい資料としてのこの公表できるように、これは一たんフォームつくれば、あとは埋め込むだけだと思いますので、ぜひ5年前はどうだった、10年前はどうだったとか、この時、大きな改革があったとか、多分統計見ればいろいろ分かってくるのもあると思いますので、ぜひこれは取り組みをよろしくお願いいたします。この件ですけども、先ほど課長述べられていたとおり、さっき私が一等最初に読み上げたように農家への巡回指導とか、研修会とか、農業経営の改善とか、技術及び知識の普及と指導とか、本村農業の課題解決とか、非常に大きな問題ですので、1年、2年で課長がさっきおっしゃっていましたが、成果が出るものではないかと思っておりますけれども、ぜひ気を引き締めて目標をしっかり持って取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。耕作放棄地対策ですけども、この件、農業委員会が相当関与していると思うんですけども、農業委員会とはどのようにこの件での接触はしておりますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

特に耕作放棄地、遊休農地については、農業委員会と共に年に1回、利用状況の調査をしております。24年度にはその調査に基づいて、こういった遊休農地の地権者に対して、意向の確認の通知もしております。ただ、その後の返答のない地権者等々に対する指導が現在のところ、まだ行われておりませんので、先ほど申し上げたように今後、強化をしていきたいと考えてお

ります。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 村が実施主体になりと明言しておりますので、これは23年度の施政方針にありますけれども、今まで農協を中心に動いていたのを村が実施主体になりって書いてありますので、兼任等とか主担当がいると思うんですけども、今、農家の方も高齢化しておりますして、例えばこの土地を貸したいというときは農業委員会でそういう書類とか、手続き等をすぐできるわけですか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

貸し手が希望として、貸したいと村のほうに申し出した場合には、まず村のほうで利用権設定の計画を立てて、これを農業委員会のほうに意見照会と言いますが、総会のほうで審議してもらって、借り受ける条件等々とかも審議しながら、当然該当すれば許可をしていく手続きとなっております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 先ほどの答弁で貸し手が6名で、24年度10筆、25年度3筆とありましたけれども、借り手は37名とおっしゃっていましたが、これは実際、取引と言いますが、成立した事例は何件あります。借り手が借りた筆数とか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

先ほど平成24年度が10筆、10名と考えてよろしいかと思います。平成25年度が3名、今、農地バンクのほうにまず貸したいという方が6名いらっしゃるということですね。あとは借りたいという方が37名が台帳のほうに登録をしてお

ります。ただ貸し手が6名にいるのに、なぜ賃貸ができないのかと言いますと、やはり借り手側の農業をされる側が例えば井戸があるところがいいとか、中古でもハウスがほしいとか、そういった条件があるものですから、なかなか合致しない面もありまして、利用権の設定が今、行われておりません。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 確認します。じゃあこの実際の貸し借りは1件もないということになりますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

実績として、この制度を活用して村のほうに間に立って、契約したのが今、10筆ということです。あとは25年度は3筆ということで御理解いただきたいと思います。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 では10筆と3筆は契約済みということで解釈していいわけですね。わかりました。何か貸したいけれども、借り手がない。井戸がないというから、1件も成立していないかと思えば、10筆は成立していることで理解しておきます。この件ですね、面積といろいろ問題あると思うんですけれども、例えば法人にも貸してもらえるかどうか、これは取り扱い規定等ではどのようになっていますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

法人等につきましては、農業生産法人のほうには貸したり、買ったりということが可能ですけれども、一般法人の場合には、条件つき契約をあらかじめ結んでもらうことで借りることは

可能です。その条件の中には例えば農地として利用ができなくなったと、経営ができなくなったという場合には速やかに解約をするという条件の契約書を添付していただいて賃貸借等々が行えます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 近頃はローソンとかファミマのコンビニ関係も本土のほうだと思っただけですけども、大きな農場と契約したり、そういう流れは沖縄にも押し寄せてくると思いますので、いろいろ中城村でそういう大きな法人の話はちょっと無理だと思うんですけども、少なくとも対応は考えていくべきだろうと思います。この23年からということでは、ほぼ3年過ぎておりますけれども、この事業は先ほどの事業評価ではないんですけども、これは当然続けていくと思うんですけども、この先の見通しとか、そういうのがありましたら、この農地バンク制度ですね。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

この農地バンク制度につきましては、これまで3年経過しておりますけれども、今後も継続して行っていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 当然、これは続けないといかんと思うんですけども、更に内容の充実を図れるよう頑張ってもらいたいと思います。

次に移ります。優良田園住宅制度については、文面ではちょっとああいふうな消極的かなと思ったけれども、取り組み中ということで、今やっているということですので、その経過を見守っていききたいと思います。

最後にこの中城城跡入客数15万人目標についての件ですけども、先ほど課長は28年に15万

人という答弁でしたけれども、13日の答弁では33年度に15万人と聞いたんですけれども、どちらが正しい目標ですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では答弁します。

平成28年度から15万人を目指しているということでございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 はい、ありがとうございます。早目に達成というのは、これは悲願ですので、ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、この28年に向けて、あと2年ほどですけれども、この毎年フォローするのが目標のフォローの仕方だと思うんですけれども、今の場合は、そういう体制というよりはもうあくまでも目標ということで、今年度11万人になった、12万人になったというのは、もうあとで集計してでき上がったという感じがするんですけれども、これを冒頭で予算書のところで、事業評価ということを申し上げましたけれども、はっきりと26年度は何万人、27年度は何万人、28年度は15万人という格好で数値目標を決めて、そういう取り組みをしてもらいたいと思うんですけれども、この件に関してはいかがですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

観光入客数については、やはり経済情勢に左右されるということが現状であります。例えば、東日本大震災の時には相当落ち込みもあります。今回、景気が上向きだということもありまして、だいぶ観光客が沖縄のほうに今、600万人近く来ているという状況であります。中城村の城跡についてのまだ課題を解決しながら、そしてイベントも打ちながらということで、今努力して

いるところでありますが、御質問の年度の計画ということは検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 この事業評価関係に関して、教育委員会が非常に立派な報告書を出しているんですね。これは毎年9月ぐらいにみんなもらっていると思うんですけれども、例えば幼稚園における預かり保育事業とかというこういうスケールで数値で図りにくいのもちゃんと挙げてあるんですね。まずこれが事業名ですね。それから目的は何か、事業の概要実績はどうだったか。この効果、成果はどんなだったか。さらに学識経験者の意見までつけてある。その次に教育委員会の点検評価の内容が書かれている。最後に課題と対応策まで出ているんですね。だからこういう立派な形態の評価書もありますので、教育委員会はこれは多分、そういう制定されているものでつくっていると思うんですけれども、一般の事業だってできないことはないと思うんですね。これの最後のほうの課題と対応策というのが非常に大事で、毎年本当は例えば、東日本大震災で落ち込んだというのが理由が分かるのであれば、それは当然落ち込んでみんな納得するんですけれども、何の理由も分からないで1万人落ち込んだとか、2万人落ち込んだというのはこれは黙ってそのまま見過ごすのはおかしいと思うんですよね。ですからやはり先ほど申し上げましたとおり、この統計というのが非常に大事だと思いますので、ぜひそういうことは検討していただきたいと思えます。

次にこの先ほどマスコットキャラクターとか、観光客誘致の話がありましたけれども、このマスコットキャラクターの活用とか、あるいは観光パンフレットの配布とか、青年エイサー大会とか、その他各種イベントで城跡の入場客を増強するとありますけれども、それ以外にこれは

今までもやっているところですけども、これ以外に何か観光客向けのとか、そういう手立てもございませうか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思います。

平成24年度の中城村の他の単独調査をいたしました。そのときに村の観光としての課題が出てきております。客観的に言うと中城村が全国的に知らない。そして、沖縄の世界遺産が首里城だけ知っているということが大きな枠で課題として出てきております。これに向けて、平成25年から我々、観光推進としては全国的に中城村の知名度を上げなければならない。それと並行して観光PRを推進しなければならないということで、25年度から一括交付金を活用して、PRの観光推進に重点を置いているところであります。今年度については、予算計上をしてありますゆるキャラを使って、ゆるキャラ全国大会に出場して、全国的にゆるキャラと沖縄中城観光をPRしていきたい。これは全国規模で全国放送されますので、大変PRには有効かなと思っております。主な取り組みとしてはそういう形になっております。以上でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 他の課の皆さんは予算を事業で使うということですけども、企業立地に関しては攻めの課でございますので、ぜひ他府県あるいは地方にもどんどん発信をしてもらいたいと思います。

それともう1点は、観光協会の件、先ほど村長は答弁は前向きに受け取ったんですけども、北中城村の大城あたりで、スーゾグラー美術館とか、ムーンライトコンサートとか、あっちでのイベントがあると間違いなく城跡の入客数は伸びると局長がこの前話しておりました。ですから北中城村の向こうもある意味では一番近い

地元ということですけども、向こうでのイベントがあれば入客者は必ず増えるということですので、この観光協会の件ですね、これはなかなか細かい詰め等いろいろあるかと思うんですけども、ぜひ共同で設立して城跡の運営を引っ張っていただきたいと思います。先ほど村長は、その他に入客者数に加えて、この入場料、観覧料ですか、これも今は完全におかれていますが、これもこのままでは問題が出ると思います。11万人来ても、なかなか入場料が増えないということであれば、これも問題があることでありまして、何で入場料が増えないかというのは、もちろんこれはいろいろな協力者とか、無料の方々が免除の方々がいっぱいいるということですけども、数値的に見て、去年のもらった資料では入場者の数は10月が1万7,000人余り、12月が1万6,840人、9月が1万5,333人とベスト3ですけども、この一番、10月の1万7,003人入っているんですけども、このときの免除の方が1万910名おりまして、この入場料は何と11カ月中10番目になっている。ですから入客者は増えたと言って喜ぶのもいいんですけども、実際の観覧料はもうワーストのほうからのほうが近いということになりますので、これは目下は15万人目標というのが大目標と言えればそれまでですけども、ぜひこの入場料も考慮しつつ、いろいろな計画はやっていただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で、6番 與那覇朝輝議員の一般質問を終わります。

続いて、12番 宮城治邦議員の一般質問を許します。

12番 宮城治邦議員 おはようございます。それでは通告書に基づき一般質問を行います。

吉の浦火力発電所1号機の停電事故と安全対策について。3月7日午後4時頃、吉の浦火力発電所の1号機が何らかの原因で運転が停止

し、本島内の広範囲にわたり5万7,400戸で停電事故が発生したと報道されたが、その原因について沖縄電力から報告と説明はあったか。沖縄電力から停電事故の報告を受けて、どのような対応をされたか。3月3日に発生した震度4の地震と今回の停電事故との因果関係はないか。安心、安全を担保し、住民の不安を払拭するために停電事故調査委員会を設置し、調査をする必要があると思うが、どのように考えているか。LNGを燃料とする吉の浦火力発電所に諸々の事故が発生した場合の防災マニュアルは策定されているか。沖縄電力は新規事業としてガス供給事業を計画されているが、発電所構内のエネルギー貯蔵タンクにはガスの貯蔵量が増え、危険度が高くなり隣接する住民は不安になると思います。村はガス供給事業を黙認する考えか。重要電源促進地点の指定を受け、初期対策交付金が3億円増額されましたが、指定を受けるためのプロセスと指定年月日及びその目的について。吉の浦火力発電所は居住地に近く、生活の場となっています。原因不明の停電事故で安全が守れるのか不安であります。村は発電所を誘致した責任と住民の生命、財産を守る義務と使命があります。今回の停電事故を教訓に住民への安全対策の必要性をどのように考えているか。また、関連する企業誘致について、周辺地域住民の与える影響や問題点をどのように想定しているか。吉の浦火力発電所の燃料は高圧ガスが使用されています。発電所が有事の際に住民の避難をどのように考えているか。以上、9点について、村の所見を伺い簡潔明瞭な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城治邦議員の御質問にお答えをいたします。

吉の浦火力発電所関連の御質問でございますので、全てにおきまして企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきますが、私の

ほうではガス事業について触れられておりますので、少しばかり所見を述べさせていただきますが、沖縄電力のガス事業が計画されて村としてもこの計画につきましても、村内企業の発展といえますか、育成につながるものと理解しております。そういう意味では沖縄電力が事業拡大をして、そしてもちろん安全性の担保が必要だというのは当然でございますけれども、その安全性の担保が確認された上では村としましては、法的に問題がなければ、これは企業育成という観点から、我々もしっかり協力をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 宮城治邦議員の御質問にお答えしたいと思います。

大梓1の3月10日吉の浦火力発電所所長より報告を受けました。原因はLNG設備の電源設備を点検中に機器操作の誤りにより、気化器海水ポンプが停止したことに伴い、発電中だった1号機へのガス供給が停止したため、安全装置が作動し、発電設備が自動停止し停電したという報告を受けております。について、吉の浦火力発電所長に各自治会、泊、久場の自治会へ説明についても行うよう申し入れました。所長より報告をしたということを受けております。

について、震度4の地震の影響ですが、沖縄電力で因果関係はないという報告を受けております。

次に、についてですが、既に三者協で報告をされております。引き続き、地元三者連絡協議会で検討していきたいと考えております。について、村として防災マニュアルは現在、策定されておられません。

次に、の回答をしたいと思います。LNGタンクの増設や保存量が増えることはない沖縄電力から説明を受けております。また、吉の浦火力発電所建設計画で村、地元には沖縄電力

からのガス事業計画には入っていなかったという事で、新規事業ということで沖縄電力から地元自治会への説明の申し入れを行っているという事聞いております。 について、重要電源促進地点の指定を受けるには、事業者である沖縄電力が資源エネルギー庁長官に対して申請を行い、平成17年9月1日に指定を受けているところであり、目的は、交付金が増額されることにより一層の地域振興を図ることが主な目的としております。 ちなみにその年度は5,000万円から2億円に増額されて、泊の公民館と久場のスポーツセンターを建設しています。 について答弁したいと思います。安全対策については、原因究明と再発防止を図る必要があると考えております。周辺地域の住民への生活環境に与える影響については個々別々、様々な影響があると考えております。地元三者連絡協議会を設置しておりますので、その中で安全対策については、話し合っていけると思っております。 について答弁させていただきます。有事の際の住民避難については、事態に応じて避難も異なることと考えております。自主防災組織の結成によって避難訓練や防災教育の徹底が図られるよう、皆さんの御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時56分）

~~~~~

再 開（10時57分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 それでは一通りの答弁をいただいたのですが、関連して再質問を行います。

今回の停電事故は発電機の運転に必要な燃料を供給する気化器海水ポンプのブレーカーの人為的操作ミスと聞いているが、今後も設備の故障、老朽化等で予想される事故だと思っております。

同時停電を避けるためにも発電機1号、2号、海水ポンプの回路を分離する必要があると思うが、沖縄電力に停電事故再発防止の対策改善を要請したか、伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

発電所の営業運転から約1年3カ月が過ぎております。気の緩み、それから慣れ等による人的ミスが起こらないように複数で操作する作業工程の改善が必要だと考えております。安全対策を図る上で、可能な限り改善を図るべきだと考えております。沖縄電力に可能かどうか申し入れていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 私が聞かんとしているところはこの三者協議会でも話は出たと思うんですけども、気化器海水ポンプの気化器ポンプが3台ある。メインになるブレーカーは1つなんですね。メインのブレーカーが遮断したと。そうならないためにそれは再発防止ですよ。人為的ミスというのはめったにあることではないと思いますけれども、しかしながらこれも質問しているように設備の故障、あるいは老朽化考えるわけですね。そうした場合に、この気化器ポンプへの回路は分けていかないと、また同じことを繰り返す。そういうことで聞いているんですが、それに対する再発防止、その対策改善を要請したかということ。もう一度お願いいたします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

今、議員御提案の回路を分枝する提案は三者協会で話が出ましたが、対応策については、まだ話し合われておりませんが、電力のほうには要請

はしておりません。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 吉の浦火力発電所は燃料に高圧ガスが使用されている関係上、故障などが起きた場合には決して安心はできないと思います。停電事故は新聞やニュース等で報道されましたが、周辺地域住民の不安を払しょくする意味において、住民には即時に広報する必要があると思うが、どのように認識をしているか。それとも対岸の火事だと思っているのか、それについては村長・副村長にお伺いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

対岸の火事どころかもう目の前のことですから、当然、そういうことではありませんし、また先ほどの担当課からの答弁などもありましたけれども、地元三者協の中でいろいろ話し合って改善もできることでもありますし、また技術的な部分というのは、やはり我々がこうやりなさいというところは、また厳しいところもあると思いますので、その辺はまた御理解をいただきたいと思います。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

村長が言われたとおり、対岸の火事とかそういう安易な考え方は持っておりません。と同時に、三者協の一応会長を仰せつかっている以上、そのものについても三者協議会の中身等も含めて電力とはその区別の行政側の立場に立った指導というのはやっていくべきだと考えています。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 3月3日に起きた震度4の地震で設備などの漏電も考えるが、発電所構内の埋設されている設備について、保守点検及び調査などを行ったという報告を受けているか、伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答弁いたします。

電話連絡で目視点検をして、異常がないという報告を受けておりますが、地下等に埋設しているものについては、報告は受けておりません。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ちょっと関連しますが、この震度4というのは、かなり揺れましたよね。来た場合にこの発電所において、何が一番問題としてあるのか、それも一応答弁できる。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

地震ということですので、やはり埋立地においては液状化現象が考えられると思います。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 この気化器の海水ポンプのブレーカーが落ちたということは、これは恐らく漏電ブレーカーを使用しているのではないかなと思うんですね。そういう意味からちょっと聞いたわけですね。地震というのは地殻変動を起こしますから、そのときは問題はなかったかということと、そこを質問しているのは大体設備というのは埋設されています。そういった問題がありますから、その調査など。目視点検ではわかりません。ということです。地域住民の安全・安心を第一に考えた場合、沖縄電力任せの調査に頼らず、村も独自に積極的に事故調査をし、住民の安全を図る必要があると思うが、村長の見解を伺います。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時06分)

~~~~~

再開(11時07分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えをいたします。

積極的に事故調査し、住民の安全を図る必要があるということですが、吉の浦火力発電所立地に伴う三者連絡協議会においても、過去に現地調査をした経緯もあり、事案に応じて専門家を招へいして調査できるものと考えております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 その調査について、皆さんいわゆる計画というのがあるわけですね。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

三者協で調査をした経緯もあります。専門的になりますと、やはり職員としての専門的知識から超えたものについては、三者協のほうで専門家を招へいして調査に当たることも可能だと認識をしております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 調査等、第三者専門家に委ねた場合にはいろいろ参加を伴うと思いますので、その辺は十分検討してください。この吉の浦火力発電所も地震、津波同様に危険度が高く、住民の安全を確保するために村、地元、沖縄電力が連携し、防災計画を策定して電源立地地元に自主防災体制を拡充すべきと思うが、村長の所見を伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

防災という意味では、そこに電力があるからとか、云々ではなくて地元の防災という意味で、当然これは自主防災組織を我々、今年度、26年度はしっかり踏み込んだ形でやっていこうということはもう確認済みでございますので、ぜひとも久場の区民の皆さんも一緒に、議員もぜひ先頭に立っていただいて、我々も一生懸命やら

していただきますので、その自主防災組織でもっていろいろな避難訓練も含めて、防災意識を高めるようなことをやっていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 村長の答弁も一理ありますが、今聞いているわけですね。地震、津波同様、ガスを使った発電所である。ある意味で他の地域とは違います。その観点から今質問しています。沖縄電力との連携のもと、地域住民の安全対策を最優先に考え、地元住民の安全、安心な生活環境が図られるよう村、地元、沖縄電力において、円滑な電力体制の強化を図ってまいりたいと、施政方針でこのように述べておりますが、電源立地地元の現状をどう認識をしているか、村長の見解をお伺いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん諸問題につきましては、三者協において、いろいろな議題が出てくるはずから、それを元にして検討していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今の話は三者協の話ではないんですね、これは。今、我々が地元として一番電力でまず景観が悪い、環境は悪い、そういうことが一番の問題ですね。皆さん、安全対策はどのように安全対策をされているのか。そのように施政方針ではうたっているが、三者協で考えましようと、全く理解できないような今答弁ですよ、これ。

次いきましょう。重要な電源開発に係る地点の指定について、平成17年度版は電気事業者等の申請に基づき、先ほど課長も答弁されたんですが、資源エネルギー庁長官が重要電源促進地点の指定を行い、地元の合意形成等により円滑化を図ることとしているが、平成23年度版では、地元の合意形成から市長村長の同意等と訂正されています。それはどのように認識しているか。

また、当該電源立地地元との合意形成に伴う協定書の要望事項が発電用周辺地域整備の趣旨に鑑み、円滑に図られているか、これは副村長の見解を伺います。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時12分）

~~~~~

再開（11時12分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答えいたします。

電源開発に係る地点の指定については、平成16年9月10日の閣議の了解により、重要電源促進地点の地点に関する規定に基づくものであり、特に地元の合意形成から市町村長の同意に変更されているものではないと認識をしております。平成25年5月、1、2号機の営業運転を開始しております。村としては地元の合意形成を円滑に図られてきているものと認識をしております。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時14分）

~~~~~

再開（11時15分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えをいたします。

ただいまの御質問につきましては、要望書を締結に関しての30項目だったと思いますけれども、その達成度合いについて、御質問だと考えて、お答えさせています。協定書にもありますように、最大限努力するという条文の中で行政としては最大限努力したつもりでございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今回の質問の趣旨は、停電事故、そして使うエネルギーの燃料がガスであると、ちょっと安全面でいいですね。お互いの協定事項の中で、安全面も協定しているわ

けですよ。そういう意味で聞いているのではなくて、適当にやりましたということ聞いていませんよ。その程度でしょう。

次いきます。吉の浦火力発電所は、営業運転して1年余であります。運転経験からして未熟だと考えております。2年前に発生した低周波震動問題では住宅に亀裂や破損、人体にも健康被害が出て、解決済みではあるが被害補償を求められております。3月7日の停電事故において、1号、2号発電機が停止状態になり、エネルギータンクの余剰ガスの処理が心配されたが、余剰ガス処理装置グラウンドフレアの常設等で難なく処理されたと考えております。今回の停電事故を将来の教訓としてどのように検証して活かしていくか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 答えいたします。

今後、想定されるあらゆる災害から避難するため、今回の停電事故を将来の教訓としてどのように検証していくかということも踏まえて、災害から避難するための自主防災組織を結成して、沖縄電力関係機関の連携のもと、防災訓練、防災教育を実施することによって、地域住民の防災意識を引き継ぐことが大事だと考えております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 とにかく私はこのガスが燃料であるということ、その危険性、怖さ、それが私は質問のテーマなんですよ。だから単純にこの自主防災対策をつくったからって、助かるわけではないですよ。どこまで皆さんがその発電所をシビアに物を見ているか。ある意味、専門的でなくても、この針の穴も見逃さないというぐらいの緊張感と慎重さがないと大変な大惨事になります。これだけ言っておきます。発電所周辺の地元住民は快適な居住環境を望ん

であり、これ以上の企業誘致で居住環境が悪くなることは望んでおりません。人間として一番望むことは衣食住だけではなく生活環境であり、環境の中から子供たちの健全育成は生まれてくるものだと考えております。住民福祉や生活の利便性の向上及び安全をどう円滑に図っていくか、村長の所見を伺います。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時19分）

~~~~~

再開（11時19分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

地域住民すべてにおけることでありますけれども、住みよい環境をつくりながら、円滑にそれを住民等の話し合いをコミュニケーションをしっかりと保ちながらやっていくのが務めだと思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 では村の答弁からして、今の地元の現状を見て、本当に快適な居住環境であると言われるわけですね。そういうふうに受けていいですよ。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員が言わんとしていることは、快適な居住環境という部分についてのことだと思いますけれども、これは地元の合意ができて、初めて現在の沖縄電力の火力発電所ができて、そして今後我々は次の質問にお答えしようかとおもっていたんですけれども、この地元の方々の合意を得て、今後、市街化に編入していこうという部分に考えたときに、今ちょっと先に進んでしまいましたけれども、地元の意向を重んじて、我々はやっていこうということは、地元がそこでそういうことをやってくれということと同じことだと思っておりますので、私は現在の住環境

と言うか、その久場、泊の区民の方々の意思を尊重してやっていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ちょっと議論がかみ合わないんですが、なにはともあれ、人が住んでいると、生活の場であると、これは何も伴わない。安全が第一です。環境が大事です。そういう意味の話であって、それは確かに賛成もあれば、反対もあります。必ず村長が言ったとおりの私は状況ではないと思っています。それだけ言っておきます。

次いきましようね。地中海側に位置するアルジェリアで2004年1月にLNGプラントが爆発し、27人が死亡。1月19日にはLNG施設で爆発事故が起きて23人が死亡。74人以上が負傷とのことですが、承知はしているか。LNGタンカーの事故被害はヒロシマ原爆より大きいと専門家は分析しています。この吉の浦LNG発電所には年3回、LNGタンカーが入港することですが、安全対策の具体的な方法とLNGタンカーの保安監督官庁は制度上どこか。また、オスプレイが吉の浦火力発電所上空を飛行しないように規制はできないものか、伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

アルジェリアの液化天然ガスの爆発事故については、承知しております。電力ともその件については、以前に協議もしているところであります。LNGタンカーの入港時の安全対策については、現在、承知しておりません。LNGタンカーの保安監督庁については、国土交通省と思っております。海上事故については海上保安庁が管轄しているということと思っております。それから吉の浦火力発電所上空からのオスプレイ規制についてはどのような方法があるか検討していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村のほうに久場近郊にキロポイントという普天間飛行場を離発着するルートが設定されております。もし、議員がおっしゃる吉の浦火力発電所の真上をオスプレイ等が通過している現状があるとすれば、これはやはりそういう危険性が伴いますので、沖縄防衛局に対しまして申し入れを行っていきたくて考えております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今の質問について、企業立地・観光推進課長はこの制度上の保安監督官庁、国土交通省という話でしたが、これは経済産業省かな。調べました。

それと今、企画課長が答弁をされたんだけど、上空を飛行していればということですが、私は3回ほど見てます。その辺をしっかりと、先ほどから言ったように、もう本当にこっちに爆弾があるという考え方をしないといかないと思います。基地問題やらあるいはオスプレイのこの欠陥機であるという観点からいろいろなきのうの質問が出たと思うんだけど、いろいろな反対運動も起きています。そういう中でこれだけ大きなこの施設、あるいは爆発物のある上空を通るといことは、これは恐ろしい。そういう意味合いで一応質問しております。

次いきます。吉の浦火力発電所構内にガス供給施設を計画しているが、沖縄電力からその安全対策についての具体的な提示はされているか。また、海外での事故例を考えると爆発物を抱えることになり、大変恐怖であります。地域住民にとって、決して対岸の火事ではないと思います。住民の安全が最優先だと思うが、具体的な安全対策があるか、なければいけないです。について伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え

いたします。

ガス供給事業については、事業説明を受けているところであり、安全対策については、まだ話し合われておりませんが、平成14年から沖縄電力中城村地元自治会で話し合われた吉の浦火力発電所建設計画の住民説明会等はガス事業供給事業の計画は説明されていません。今後、地元への説明を行っていくということで、自治会には申し入れているということをお聞きしています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 具体的な提示があるかと、皆さんそういうことで企業を認めたいという気持ちは分かるんだけど、しかし、まず安全性を第一に考えてみた場合に、では我々はそこにこのガス供給事業をしたいんだけど、地域に対してこういった安全対策をしますと言っておかないとおかしいですよ。これほど危険なものはないですよ、ガスというのは。地元に対する説明会も行政を介してやってくれというのを我々言っております。

次いきましょう。沖縄電力は石炭石油を燃料とした発電所と、当該に建設されたLNG燃料とした発電所と3種類の燃料を使用した発電所を所有しています。石炭石油と比べて、LNGは地域住民にとってはもっとも危険度が高いと言っても過言ではないと思います。海外での事故例からも分かるように、吉の浦火力発電所の運転施設及びガス供給施設については慎重に運転をしなければならないと考えます。吉の浦火力発電所について、専門的な知識が必要と思うが、どこまでの知識と見識を持っておられるか。低周波震動問題や停電事故が発生した場合の対応を考えると、いろいろと疑問であります。沖縄電力だけの責任ではなく、誘致をした村も責任を負わなければならないと考えます。危険度の高い施設から万が一、事故が起きた場合に住民の生命はどう守ってくれるか。高度な知識と

見識が必要と思うが、村長の所見を伺って質問を終わります。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然のことながら安全性に留意して、そしてそこと同時に沖縄電力に誘致にはもちろん議員の皆さん方、私ども、地元、みな一緒になって、その誘致に尽力をしたということは私も議員時代にしっかりやらさせていただきましたので、それなりにその地域があるいは中城村がきちんと発展をしていくように、また一緒になって頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で12番 宮城治邦議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（11時31分）

~~~~~

再開（11時32分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、9番 仲真功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲真功浩議員 それでは通告書に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まずはじめに、久場地域の発展についてお伺いいたします。村長は折に触れ「久場地区の発展なくして中城の発展はない。」と述べておりますけれども、その真意についてお伺いいたします。村長は具体的に久場地区をどのように発展させたいと考えておられるのか。吉の浦火力発電所は住民居住区に近く、住民の生活環境には厳しいものがあります。現にいくつかの実害が発生し、住民の安全・安心を揺るがした事実があります。村長は住民の生活環境の改善、安心・安全の確保及び環境と景観についてどのように考えておられるのか。久場前浜原線についてお伺いいたします。1つ、去った12月定例会に村道認定で提案された、中城村字泊伊那

具原509番地先を起点とし、久場前浜原2018番地1先を終点とするルートは原案通りに本当に建設可能か。物件補償等の障害はないか、伺います。1つ、この道路はこの道路周辺区域の工場適地または準工業適地の指定とリンクしているのか。すなわち前提条件になっているのか。1つ、この道路の種別はどのように考えているのか（1級、2級、その他、あるいは農道）というのがあります。又、産業道路としての使用も視野に設計をしているのか。1つ、この道路は地域住民の地権者と調整をしながら設計していったのか。設計してから説明会を開いているのか、伺います。

2点目に、プロスポーツキャンプ誘致事業について、お伺いいたします。具体的には、プロスポーツキャンプ誘致事業の基本構想・基本計画及び事業総額、経済効果等はどのようになっているのか。クラブハウス建設の目的、維持・運営管理費等の見積り及びその財源（収支）計画はどのようになっているのか、お伺いいたします。陸上競技場の芝管理の経費はどのようになっているのかお伺いいたします。以上、簡潔で明解な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 仲真功浩議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企業立地・観光推進課のほうと都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2につきましては、企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうが御質問であります久場地区に対しての私の思いを少し述べさせていただきますけれども、当然、今議会でもそうですし、村長就任してから一貫して私は「久場の発展、泊の発展なくして中城の発展はない」という話をさせていただきました。これは当然の如く、今回御質問にもあります久場前浜原線の道路建設に伴い、

市街化編入という大きな目的があります。市街化編入をすることによって、議員御承知だと思いますけれども、中城は南上原オンリーといていいと思います。市街化区域が、その南上原以外の市街化区域の広がり、そこに望みが託することができるというのが、一番大きな理由でございます。そうすることによって、地権者の土地の資産価値の上昇、そして自由度を高めるというのが私の考えでございますので、それを改めて村長就任したときにも説明会に参加をさせていただきましたが、改めて先月2月13日だったと思いますが、久場のほうの地権者の皆さんと、これは説明会というよりも私の思いのたけをそこで述べさせていただきました。久場地域を今後は市街化編入するためにも、この道路の建設をさせてくれと。この道路を建設することによって、市街化編入につながり、引いては北側に向かって、この市街化編入が延びていくという可能性が広がっていくという話をさせていただきましたら、もう私は99%というところで断言させていただいていいと思います。の方々から大きな賛同を得られました。逆に早くやってくれという意見のほうが多々あったことも事実でございます。そういう意味では、今回、御質問にあるとおり、久場の発展のためにも、中城村の発展のためにも、前浜原線をしっかり建設をし、そして市街化編入に向けて頑張っていきたいと新たに決意をしているところでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、仲眞功浩議員の御質問にお答えをしていきたいと思えます。

私のほうからは大枠1番の と大枠2番のを答弁させていただきます。

まず大枠1の についてですが、吉の浦火力発電所は平成24年11月1号機、平成25年5月2

号機が営業運転いたしました。運転開始後の地域住民に与えた影響は議員御承知のとおりグラウンドフレアによる低周波振動、構内・タンク上部等の照明の問題。そして今回の停電問題が多発しております。沖縄電力に再発防止と原因究明の徹底を図ることを地域住民と共に申し入れて施設の改善、改修を行ってきている経緯であります。周辺地域住民への生活環境に与える影響、環境景観については、個々別々様々な影響があると考えております。いずれにしても地元三者連絡協議会を設置しておりますので、その中でしっかり話し合っていけると考えております。

大枠2の であります。プロスポーツキャンプ誘致事業については、中城村第4次総合計画に基づく基本施策で対応しているところでございます。総事業費については、沖縄振興特別調整交付金事業観光客誘客促進事業で当初計画850万円に対応させていただいているところであります。経済効果については、専門的知識を要することで、現在のところ算出しておりませんが、キャンプ実施のときに商工会、青年部等の出店も出していただいております。さらにキャンプを通じて、テレビ局を初め、マスコミ取材9社が取材に訪れてキャンプの様子を地元及び全国のニュースで取り上げていることは御承知のことと思われれます。さらに経済活性化については、中城村の観光PR、そして何よりも次代を担う子供たちに、また村民に夢と希望を与えている事業ではないかと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 仲眞功浩議員の大枠1の久場地域の発展についての にお答えします。

現在は12月定例会で村の認定した法線で電源立地交付金事業、国のほうに申請し、現計画で2月16日に行われた説明会後から、用地買収を

進めて14筆12名と契約を結んでいます。終点側については借家人と交渉も何回も行っていましたが、家を補償すれば同事業に賛成するとの一点張りで交渉できない状況であり、さらに今年に入ってから太陽光の設置を行っており、法線変更及び設計変更、道路認定の変更が必要だと考えています。リンクしているか等の質問について。今回の那覇広域都市計画区域区分の変更は工場適地の範囲で市街化区域の編入を行っていますので、密接に関係しています。1級、2級、その他の質問についてですけれども、本道路は、地方部にあつて、幹線道路を補完して一次生活圏と連絡する道路として「補助幹線道路」として設計しており、道路の区分としては第3種第4級でその他村道として考えています。平成16年度に概略設計により3案を作成し、平成17年度には久場・泊地域に計3回の説明会と実施したアンケートをもとに、線形、歩道の有無を決定しました。さらに平成26年、先ほど村長から答弁がありましたけれども、2月13日に村長とともに説明会を行い、33名の参加者があり、大多数の地権者がこの事業に対し理解し、早期建設をお願いされたところです。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 仲眞功浩議員の御質問大枠2の、について、教育総務課長から答えさせます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは大枠2番の2について、お答えいたします。

まずクラブハウスの建設の目的ですが、吉の浦運動公園周辺施設の一つであるサッカー場にキャンプ誘致の受け入れ基盤をさらに強化整備するため、ミーティングルームやレフェリールーム、選手控室、シャワールーム、更衣室、多目的施設等の設備を兼ね備えたクラブハウスを整備し、スポーツコンベンションの推進を図ることを目的としております。

次に、クラブハウスの維持管理、運営管理費の見積もり及びその財源計画についてですが、収入については、まずシャワー室使用料で84万7,000円、1階クラブフロア、更衣室等の使用料で150万円、2階会議室の多目的ルーム等の使用料で93万6,000円、合計で328万3,000円を見積もっております。支出は、光熱水費で568万1,000円、修繕費で10万円、人件費で313万4,000円、事務費で13万1,000円、合計で904万6,000円となっております。

次に、大枠2番の3についてお答えいたします。陸上競技場の芝管理の経費ですが、委託料として518万4,000円の経費を計上しております。以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時47分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 質問をしていきたいと思ひます。

村長、ズバリお聞きいたしますので、村長もズバリお答え願ひたいと思ひます。村長は久場地区に産業用の道路をつくり、工場適地を指定してある。そこに企業誘致をして、久場地区の発展を図っていききたいとそのような考えと受けとめましたけれども、それでよろしいでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

私はその道路をつくって、市街化の編入をしたいという話をしました。その後については、地権者の土地の自由度を高めたいというのが私の目指すところでございますので、地権者がこの土地をどう利用していくのか、その土地の利用度を高めて、その地域の発展につなげればそれでいいと思ひております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 では工場適地の指定については、住民の同意を得て指定していききたいとそのようにお考えですか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（13時32分）

~~~~~

再開（13時32分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えします。

工場適地の経緯については、沖縄電力の建設誘致に係る工場適地と認識しております。工場適地をする前に、産業高度化地域指定を受けるという前提がありまして、その産業高度化地域指定を受ける中で、区域として市街化区域の編入が課題となっていた経緯があります。その市街化区域編入をするために、地域からの要望に基づきまして、村としては市街化区域編入の業務を進めて地域説明会等を得てきていると解釈しております。その中で工場適地については、平成21年12月4日に工場適地の台帳に掲載されている経緯があります。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 この道路の周辺は市街化編入にすれば、即工場適地として認定されるとそういうことですか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（13時34分）

~~~~~

再開（13時34分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の区域区分の話ですけれども、市街化編入の話については、22年の8月に市街化特定保留ということで、今のところは指定されています。

その範囲は今の工場適地は21年度に指定されているんですね。その範囲の37ヘクタールを今特定保留ということで指定されている状況です。ただし、その市街化編入するには先ほど言ったように道路が必須ですので、道路と地区計画、村の条例でセットバックとか、敷地面積の制限とか、建物の制限とかというのが条例になってきますので、地区計画を条例して後に特定保留の解除をし、市街化区域に編入となります。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 まずは何はともあれ道路をつくって、市街化区域を設定したいとそういうことでよろしいわけですか。その後、特定保留を外して、正式な適地に指定していくと。特定保留というのは、今保留とおっしゃいましたよね。これはどう外していくのか、特定保留というのはそのままずっと継続していくのか、いろいろどういう感じで処理されていくのか、その辺教えていただきたいと思います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

那覇広域都市計画区域の中で市街化調整区域と市街化区域がありますけれども、その中で5年に一回の見直しがあって、今回、22年に見直ししたときに市街化区域にこの久場地区を入れましょうということで説明会をし、しかし県の条件としては、道路ができないと市街化編入はできないと、それと地区計画、先ほども答弁しましたけれども、久場と泊でルールをつくって、条例化しなさいというのが条件になっていますので、それを条例化して議会に提案し、議会で可決した後に都市計画決定し、県のほうの同意をもらって市街化区域になる予定です。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 大体の話はわかりました。まずはとにかく何はともあれ、地区計画と

いうのを早急につくらなければならないとそういうことですね、わかりました。

次に進みますけれども、次は住民の生活環境の改善、安心・安全の確保及び景観についてお伺いしますけれども、企業立地・観光推進課長は平成25年2月5日から7日にかけて、LNG冷熱活用に関する先進地として株式会社ワールド・エアー・プロダクツ、それから株式会社リキッドガス、それから日本超低温株式会社、それから東京炭酸株式会社を視察していると思いますが、それらの工場はどのような場所にあったのか。久場地区のようにこの住民と住民の住居と隣接した場所にあったのか、その辺を詳しく説明していただきたいと思いますが。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

視察研修は福岡、大阪、それから東京という3カ所を視察してきました。目的は前に御説明したとおり、特産品開発に対する凍結、粉碎を行える企業としての主な目的であります。立地場所については東京ガスについては都市近郊内にあります。大阪ガスについては、整備された工業地帯の中にあるとしまして、議員も御承知のとおり住宅街から離れていた場所です。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 いずれも皆さんは工場見学なされたということで、報告書にあります。そこは皆さんがいった実際の工場がある場所ですね、そこは住民居住地からはどれくらい離れておられていたのですか。100メートルですか、1キロ以上ですか。それとももっと離れていたのですか、その辺についてお伺いいたします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え

します。

工場用地として整備された大阪ガス等については、1キロ以上の距離であります。ただ関連するリキッドガスとか、そういうところは都市の中心部に位置しているところもありました。業種によって位置が変わっているところあります。LNGタンクがあるところについては、やはり1キロ以上の住宅地から離れていた場所です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 いずれもこの今、久場住民の皆さんがおかれているそんな心配事、そういうのは全くないところでこういう工場は立地しているんですね。LNG基地そのものがそういうところになっているのが常でありまして、そういうところでそれと関連したところですから、やはり全く民家とは一切関係ないところで工場は建てられています。久場地区の場合は、本当に目に見えるところで、今やろうとしているということですね。これを感じてやはりこの住民の生活環境、冷熱とか、そういうのを考えるに当たって、この民家に近いという条件、その生活環境、毎日朝起きたらこのタンクを見て大丈夫かなという心配もしながら来ていると、そのような生活環境の改善とか、景観とか、本当にどういう対応をしなければならないというようなことを考えておられますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えしたいと思います。

吉の浦火力発電所計画については、遡りますと平成13年から有志の方々が村に要請をして、14年、15年と村の誘致、それから議会の決議という運びであります。場所的に日本石油の跡地ということがありまして、その跡地に沖縄電力が発電所を建設するという事で新たに埋め立てとかそういうものはやられてなく既存の施設

を活用したというのが現状であります。その中で住宅密集地というんですか、久場・泊の民家に近いということで今まで指摘を受け、沖縄電力としても開発計画についてはこれまで住民と話し合いをして平成19年に合意を得られているものと考えております。今後、発電所運転開始に伴ってやはり環境問題とか、そういうものが住民から出てきたときには地元三者連絡協議会でしっかり話し合える場もセッティングしているということもありますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 何か起こらないと生活環境改善あるいは景観上については考えませんよというような話かと思うんですけれども、これは我々が確かに誘致しましたよ。そのときに何があったのか、これは初期対策もあるし、地域対策もあるし、交付金がございますよね。8億円プラスあと5億円でしたか。そういうものを活用しながら先進地を見ながらそこに緑地帯をつくり、完全に切り離せる形をそういうものをしていこうとその交付金はそういうことで使っていこうということで、そういう先進地の視察も、これは誘致決定したと思うんですよね。ところがそういうものも全く出されていないし、協定書も最善で努力するということですが、それでも、どれくらいやられるかということで非常に疑問のところありますし、その交付金を使って最大限こういう環境改善をやっていこうというのが大きな目的があって、それが8億円、10億円、11億円の補助金だったと思うんですよ。それが実際、今何も使われなくて、こういう問題を引き起こしている状況がありますね。さらになんでそういう条件があるのに、さらにどうして企業誘致して、さらに厳しい環境を住民に強いらなければならないかというのが、よく私には理解できないんですけれども、まずその前に現在おかれた環境をどう改善していこ

うと。そういうのは全く入っていないでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

誤解のように答弁させていただきますけれども、今度、市街化編入をすることは企業誘致ありきではないですよ。これはその自由度を高めるといことは地権者が決めていくことでありますし、先ほど都市建設課長からも答弁ありましたけれども、地権者と地域と一緒にルールをつかって、地区計画をしっかりとつくり、自分たちのその地域がよくなるためのルールづくりをした後に、しっかりこういう市街化区域に編入をして、久場地域の発展につなげていこうということですので、その辺はどうぞ誤解のなきようお願いをいたします。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これから地区計画をつくるに当たって、先進地のように例えば課長や村長も行かれていますけれども、この大阪ガスに行くところに浜寺公園とかいろいろ大きい緑の公園があったと思うんですよ。ああいうものを緑地帯をつかって、LNGタンク等の発電所の前にああいうものをつかって、生活環境をよくしていくとか、そういうものをぜひ考慮していただきたいということになんですよ。それでその辺の景観とかについて、見解をぜひ伺いたいんですけれども、発電所とか、LNGタンクと隣接した住民は、すなわち極端な言い方をすれば景観、海をなくしてしまいました。お家からは殺伐とした工場の建物、そしてタンク、ときどき吹き出す白い水蒸気しか見ることができません。中城景観計画によりますと、景は風景や景色など眺めそのもの。それから観とは、風景や景色などを眺める人々の価値観、そして景観とはそこに住む人々の価値観を反映したものと定義をしております。この定義によれば発電所、LNGタンクと隣接した久場住民は

どこに景観を見出せばいいのか全く見当もつかないのが現状ではないかと思えます。村長はこの地域に対して、どのような景観づくりで対応していく考えなのかですね、その辺をお伺いしたいと思えます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

そもそもまず第一にこの沖縄電力火力発電所は地元やその先ほど答弁ありましたけれども、有志の方々が誘致をしてみようということから始まって、地域の方々のコンセンサス、そして議会のコンセンサスをとられて今の建築、そして稼働に至ったと理解をしております。そういう意味では景観という議員はおっしゃいますけれども、景観は最初からこれはもう分かっていることですので、今、我々が景観条例などをどうやっていこうという云々というのは、これから景観はどうよくしていこうかということで、もう一步踏み込んだ形で行政もやっていこうということでありまして、今現状を見て、どう思うかと言われますと、これはもう想定内と言いますか、こういうことがあって、それで誘致をして、しかし景観も損なうだろうからそういう意味合いも入っていると思えます。だからからそういう地域の振興策やそういう部分でそれは補っていきましようという意味合いがあったと私は理解しておりますので、建ってしまう今の現状を見て云々ということではなくて、これからではいろいろ景観を考えていきましようということを前に進んだ形での景観を考えていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 誘致した当初はさっきちょっと触れましたけれども、初期対策とか、地域対策、交付金を10億円以上もあると。それを使ってまずはそこに地域に対しての最小限の迷惑になるような緑地帯とかいろいろありましたよ、開発計画が。それをやろうということ

だったんですよ。その計画が全部パーになっていますよね。これから地域開発をやろうというふうなお話になっていますけれども、お金は全部交付金は使ってほとんど残っていないわけです。10億円以上もあったのが、私はそれに対して本当にこれから信用してやっていけるかというのがありますよ。これから地域計画もつくるとおっしゃいますけれども、お金はどう捻出しているか、そういうものは大きな問題だと思いますよ。交付金は既に使ってなくなってしまっていて、そういったのがあるんだよ。そして、また基本計画にありますけれども、中城景観計画の基本理念にはとよむ中城、心豊かな暮らしを支える風景づくりとうたっております。殺伐とした風景ばかり見せられていると心豊かにならずやはり殺伐とした人間関係をつくってしまい兼ねませんが、村長はこれを解決するためにもさっきちょっとお話ししましたけれども、大阪ガスの近くでは浜寺公園という立派な大きな公園が緑地も本当にやっていますよね、これは課長、よくご覧になったと思えますけれども、ああいう景観というのは最大限配慮して、これ以上、この殺伐とした風景というのは避けていただきたい。朝起きたら工場の屋根が見える、タンクが見える、水蒸気が上がっている。停電すると何かあったんじゃないかなと心配するわけですよ。このようなことではなくて、やはり都市計画課長、これから計画づくりをやるんだったらあちはあの辺はやはりこの景観の意味からも工場誘致、また殺伐とした工場を持つてくるのではなくて、浜寺公園あるいはお花等もいっぱいあったと思うんですよ。その辺の緑、そういったものを中心にしたことをちょっとやっていただきたい。道はやはりもう一回、あとで触れますけれども、考えてもいいじゃないかなと。本当に村民が何で住民は道づくりを望んできたかというのを原点に変えて、もう1回見直してもいいじゃないかと思うんですよ。彼

らは畑はあるけれども、そこに行くにも移動するにもちょっと不便だなということで、まずはそういう農作業用の道からつくってほしいというのが事の発端だと思うんですね。その辺も十分考慮していただきたいと思います。これ以上は言いません。

それから次言っときますけれども、久場前浜原線ですね、これはさっき触れましたけれども、もうそば屋のところに、太陽光パネルも設置されて稼働を始めておりますね。その辺もあってやはり本当に道が我々、認定取って出されたのができるのか。それから隣にも今ちょっと個人的にお話したんですけれども、プレハブ組立工場とかいうのをつくるということで、1,000坪はなるかなという造成と言うんですかね、コーラル敷いてそのように行われています。農地法第5条の申請中とか、そういうのを立て看板もちょっと見つけてられたけれども、そういう中にあって、本当にルートどおり建設できそうなんですか、この交渉というのは移転補償とかそういうのは続けられそうなんですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では2件の質問がありますので、お答えします。

まず太陽光の話ですけれども、太陽光は今年の明けから太陽光を設置するのは役場のほうでもう把握していて、平成23年度第9回定例会で徳正議員の質問にもお答えしています。その当時も我部祖河の借地している方は建物をかける一点張りで交渉できなかった経緯があって、そのときにも議会で法線変更も検討するということが答弁しています。これは23年第9回定例会の会議録に載っています。それと今、ヤードの話ですけれども、ヤードが518番地ほか1筆1,300坪ぐらいのヤード、今敷きならししています。これは農地転用5条で受けて開発していますけれども、うちの本線の計画道路にも85坪ぐらい買収していきます。ただ、この業者等は

話をしてうちがかかる法線についてバックしてくれとやっていますので、それと申請が県土保全条例にもひっきりそうなんですけれども、それも県のほうに申請するように指示してあります。そういう問題はなくて、補償が新たに増えるということはないです。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 ちょっと確認したいんですけれども、我部祖河食堂のところに太陽光の装置が設置されますよね、その辺の兼ね合いもあって、その当初の予定どおりルートにはならない。補償はもう無理だとそういうようなことで今当局はそういう考えに移っているんですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

我部祖河をかけてまで道を空ける費用対効果かを考えてもルートとしていいのかという議論がありますけれども、そこは下のほうに太陽光も設置していますので、ここは断念して法線検討してまいります。それと法制変更した方々の地主も23年には説明は一通りやっております。いずれ我部祖河ができなければ法線変更もあり得るということは地権者のほうにも説明してありますので、それに向けて道路を建設し供用開始をやっていきたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 終点変更は必須だと避けられないということですよ。それについては私はよくわかりませんが、地権者との打ち合わせ、相談した確信しているとそういうことですね。その際にまたこういう物件を補償しようとかそういうものが発生すると。そのようなことは考えられないですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回の25年度予算で12名の地権者と契約を結んでいますので、26年度に全線地権者と契約を

結んでいきたいと思っておりますので、今のところは補償に関しては、サトウキビの補償であり、そういうもろもろの耕作物の補償はあるかもしれませんが、大きい補償というのは今のところは現時点ではないです。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 実はこの道路の設定も実際の個々に係る地権者と言うんですか、そういう言われる方をそこにこの自分たちが目の前に発電所、LNGタンクを抱えているという方はほんの少しなんですよね。大方の方はこっちとは全然全く関係ない遠くに離れて住んでいる方々が大部分なんですよね。そういう方はすんなりオーケーするかもしれませんが、やはりそういう地元の毎日、朝起きたらすぐタンクを見る、水蒸気が上がっているのを見る。そういう方々は非常に考えざるを得ないということにあると思います。さらにこの道をつくったら、またあっち側にはやはり工場が来るんだとそういうことになりますと、工場誘致のためなら我々はすんなりとは納得できないとそういう方々もいるんじゃないかと、そういう話も聞かえてきますよ。我々も工場誘致のためだったら、ここはどうかと考えちゃうねという人もおられると聞いております。彼らは以前にもそういうことで東洋石油問題とかいろいろ苦い思いをしてきて、これ以上、そういったものはいんじゃないかとそういうような方もおられるというふうな話も聞いております。海も景観もなくて、さらに工場だけつくって緑の公園とかそういう景観もつukれないようでしたら、我々はやはりいろいろな問題はこれから出てくるんだなと、私はかなり心配はしております。その辺はやはり地元の方々にも十分説明する必要があるんじゃないかな。地権者というのが、やはり直接利害がある、この自分たちの景観に利害のないところに住んでいる方々が多いということを十分加味して、地権者ではないけれど

も、そこに住んでいてそういういろいろなもろもろの心配事、先ほど宮城治邦議員が言っていますよね。これはもうついて回る問題ではありませんけれども、そういうあれもしながら、果たしてもっと工場を誘致してどうかなのというのが大いに考えるところがあると思いますけれども、その辺はしっかりとこれは物事を進めていっていただきたいと思っております。

それからこれは確認ですけれども、久場前浜原線の種別ですね、これはその他の村道ということでおっしゃっていますけれども、十分に産業道路としての使用も耐えられるような構成設計ですよ。それでよろしいですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

村道を認定して、産業道路との位置づけが私にはちょっと理解が苦しむんですけれども、まず3種4級の道路構造の例にのっかって、21トンのダンプにも対応できる道ですので、ミキサー車も通れば大丈夫ということになります。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 そういうことで、果たしてそういう大型ダンプも往来するような道路を本当にもともとその住民の皆さんがこんな道路を望んでいたかというのは非常に甚だ疑問があります。それについては、おいおいいろいろ皆さんと調整していくでしょうし、そこも調整しながらやはり地区計画というのは立てていかれるとありますから、私たちはこれ以上、ちょっとないので、ここで終わります。

次に、プロスポーツキャンプ誘致事業についてお伺いしますが、このキャンプ事業の基本構想基本計画とかについてはですが、企業立地・観光推進課長は第4次総合計画の中で沿ってやっているということでおっしゃいましたけれども、私が聞いているのは、この基本計画の事業総額とか、そういうのを経済効果を具

体的にどう考えておりますかということでお聞きしたんですが、それで少し答えておりましたけれども、事業総額は850万円だと。そんなはずはないでしょう。このプロスポーツキャンプ事業というのはどこまでがスポーツキャンプ誘致に関係する事業で、どこが主体としてやっているのか、その辺をちょっとはっきりさせていただきたいと思います。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金に関連したキャンプ誘致ということでお答えをさせていただきたいと思います。一括交付金事業におきましては、観光客誘客促進、受け入れ基盤強化整備事業としまして、2つの事業を予定しております。1つはクラブハウスの整備。もう1つはキャンプ誘致事業ということになっております。クラブハウスにつきましては、生涯学習課のほうで所管をしております。キャンプ誘致につきましては、観光客でキャンプのみの誘致であれば、企業立地観光推進課のほうでやっております。ただ、キャンプ誘致のための施設整備事業につきましては、体育館等の施設整備もございまして、その部分につきましては、生涯学習課のほうで所管をしております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 極端な話、この大きな窓口としてまとめるところはないと、おのおのがこのキャンプ事業の一つとしてやっていると、我々はやっているとそういうような感じですね。その経済効果というのは、お互い全く別々に考慮してやっているのか。それとも経済効果というのはこの際、ここのところは無視して、とにかくやろうと。誘客につなげれば良いとそういうのをお考えでやっているのか、それを伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

初年度のキャンプ誘致という意味合いで考えますと、経済効果云々というのは二の次でございます。まずはこの中城でそういう日本代表クラスのチームが来る。あるいは非常に有名なサッカーの神様のような存在の人が来る。三浦知良のような。そういうことによって、中城村事態に大きな注目が集まり、子供たちの誇りになり、自信になるということからが始まった事業でございますので、経済効果云々というのは二の次でございます。しかし、沖縄県全体で考えた場合の経済効果はもちろん大いなる波及効果があると認識をしております。これは雇用の問題も含めて大きな貢献になっていると自負をしております。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 いくら一括交付金があるといえ、この辺の多額のこれは先ほどの話では企業立地・観光推進課は850万円ですか、それぐらいだと。クラブハウスには一億四、五千万円のお金をつぎ込むわけですよ。その辺はこういう多額の金をつぎ込みながら、この際、経済効果は二の次だと。それよりももっと大きいがあるんだと。それは大した大きな志でそれはそれでいいじゃないかという気はしますが、ちょっとコストだけいろいろわからないことがありまして、ちょっと教えていただきたいんですけども、プロサッカーチームのキャンプ中、マイクロバスとか、常時待機していたような気がします。その辺の運行とかに係るのは、全部中城村の提供によるものなのか。あるいはそれはまた何らかのコスト。それに見合うコストとかそういったものが、相手側からコストとして取れたのか、その辺についてお願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。



マイクロバスについての提供は村の提供としております。クラブ側からの収入としましてはグラウンドの使用料として、ガンバ大阪が14万1,000円。それから横浜FCが14万1,000円ということで使用料をいただいているだけでございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 送迎に関しては中城村の提供だったというようなことでよろしいですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

キャンプ誘致の調整のときにどうしても、本村にホテルがないということの課題がありまして、その課題を克服するためには交通手段が必要でありました。そういう提案を受けて村としては村民全体で誘致をしようということで職員の動員でバスの提供をしているということでございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今後についても、中城村のほうにそういう宿泊施設、ホテルとかできるまではそういう対応をやっていこうと、そういうお考えですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

今後は、バスは提供しても人件費は調整していくと。その人件費も中城村にはシルバー人材センター等もありますので、そういう民間を活用して活性化を図りたいと次年度はそういうふうに向けていきたいと考えています。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 次、クラブハウスの件についてお伺いしたんですが、これは村長は施

政方針の中でもプロスポーツキャンプが盛況だったということを述べておりました。今度はスポーツキャンプ施設の充実を図るとされることをおっしゃっていましたが、これはこのプロ側からの要請があったのか、それともあるいは村長はそういう便宜を図らないといかないと、そういう考えでそういうことを提案してきたのか、どちらなのでしょう。その辺について、村長お願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

このクラブハウスについては、私が積極的に建設をしましようということ担当課といろいろと話をしました。それは御承知のとおり、着替えるような施設もない、その場所もない、スタンドだけしかない競技場ですので、やはりキャンプ誘致にはこれも必要だろうということとか一つ。もう一つは、このクラブハウスを建てることによって、キャンプ以外の利用頻度が高まるだろうと、いろいろな青少年、大学生以下の使用が高まってきますので、それに向けての合宿所と言ったら大げさになるかもしれませんが、そういうようないろいろな使い方ができるだろうということでクラブハウス建設を行いました。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 その件についての収支バランスをちょっと教育総務課長からお伺いしたんですけれども、ざっと年間576万3,000円のマイナスは見込まれるとそういうようなことがありました。それはこの村の財政措置で運営の安定を図るということでありまして。これはもう公園運営費とか、そういうので長年こういうのはもう確保していかざるを得ないと、そういうことになるかと思えますけれども、これはそれで特に赤字解消とか、そういうものについては特に考慮はなされないつもりなのか。あとはいろいろ考えて、やはりこの財政の措置をしない

でも済むような方向に持っていこうとお考えなのか、その辺について伺いたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、赤字が少ないほうがいいのは当たり前でございます、我々は当然それに向けて努力をしていくところでありますし、また今の単独的に出した数字は人件費などもそこにいろいろ計上されておりますけれども、その使い方によっては、この赤字解消は十分に可能だろうということ、努力することは当たり前だということ、それと吉の浦公園一帯の管理をするという大きな管理形態と言いますか、それは民間導入も含めて、指定管理者制度だとか、いろいろな可能性も含めて、今後さらに赤字解消やあるいは黒字とはいかなくてもそれに向けての方策はあるものだと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 いろいろな見方はあるだろうと思うんですけれども、私は観光客を増やして、それも結構なんです、ただ今、いくら観光客を増やしても、中城に落ちていく金としては公園の入場料金、たったそれだけなんです。まず観光客はたくさん来ていますよ。600万人も来ています。そこを中城にどう誘導し、そこにお金をいくら落とせるかということが考えるべきであって、早くこういうお客さんを呼ぶとか、そういういろいろ仕組みをつくっていく中でやるべきだろうなど、お客さんに十分来ていますよ。600万人といたら5%でいくらかですか。30万人。15万人だったら2.5%ですよ。なぜそれくらいしか来ないのか。600万人というのは観光客ですよ。我々が今カウントしているのは県内によく11万人でしょう。それとルートになぜ入れてもらえないのか、この観光ルート、ツアーとか入れてもらえれば少しでも1%でも6万人ですよ、観光客ですね。それくらいありますよね。ただこれからは5万人、

6万人来たって、お金の換算したらそんなに大きな金ではないわけですよ。もっとお金を落とせるような仕組みをどうするかと。そういうのが早急に考えなければいけないということですよ。その辺はどうなっているのか、非常に私は疑問に感じているところであります。今のは収入では2,500万円くらい上げていますけれども、3,000万円、これは北中城も合わせてじゃないですか。いやいや中城なんです。2,500万円やって、持ち出し分が2,000万円ですよ。課長の給料も入れたら2,300、400万円にいっちゃう。そんなに残るのはいないですよ。200万円そこですよ。だからそういう観覧料だけのお金じゃなくて、お金を落としてくれる仕組みをどうつくっていくのか、それを早急に考えるでしょう。

時間もほとんどなくなって次に移りますけれども、それから陸上競技場の芝管理の経費はどのようになっているのか、お聞きしましたけれども、これはごさまる運動公園管理委託料として518万4,000円を計上していると、私はそれは予算でそうなっていますけれども、これはどういうものの委託料なんですかね。芝管理、それからグラウンド管理も含めてどのような範囲まで委託管理料に入っているかお聞きします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

芝管理委託業務の中身なんです、維持管理の作業費とそれから資材費に分かれております。作業の内容につきましては、肥料の散布が年7回、薬材散布が年に5回、土壌の改良剤の散布が年2回、それからトリバー工、シャッターリングと別名言いますが、これが年2回、それからコアリング工ということで年2回、スイパー工で年2回、目砂散布工ということで年2回、ということでそういう作業とそれに係る資材費になっております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 今回の県の芝人養成事業の中で、芝管理人の実習生が1人派遣されて来ていると思うんですけれども、これは芝管理の委託料等を向こうの自分でやると思いますが、これはいつごろまで続く予定なのかですね。そして、その派遣が終わったらどのように考えておられますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。  
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

今現在、吉の浦のサッカー場のほうには県の芝人養成事業ということで、一人の実技実習生がそこで実習の研修を受けております。その方は県の2期生ということで、平成25年から平成26年度、来年いっぱい中城村のほうで芝の管理の技術を学んで、26年度には完了することになっております。その後については、私のほうではちょっと把握はしておりません。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 教育総務課長はこれはよく分からないということだったので、村長はどのように考えておられているのかですね。このまま芝人を養成して、今資格取りにいくと思えますよね。その後は、その方を採用してやりたいのか、あるいは今までどおり、この委託管理契約でそのまま続けてやっていこうというのか、その辺についてはどのようにお考えなのか、お伺いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

以前に仲座 勇議員の御質問にお答えしたいと思えますけれども、将来的には当然これは我々独自、独自というのは、指定管理者も含めての話ですけれども、自分でやれば一番いいなど。特に今回の芝人事業の人材については、中城村の人材ですので、非常に私は重きを置いているつもりでもございますし、もちろんそこには技量と経験が伴わなければならないことですから、やり方と言いますが、利活用と

いう意味合いでは形はどういうことであれ、中城にぜひ関わってもらいたいと思っておりますので、今後、また来年、研修が終わりましたらいろいろな話ができるのではないかなと思っております。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲眞功浩議員の一般質問を終わります。

続いて13番 仲村春光議員の一般質問を許します。

13番 仲村春光議員 こんにちは。議席番号13番、これから一般質問をさせていただきます。通告書に基づいて質問いたします。

本定例会の初日、3月7日に平成26年度の施政方針について村長が所信を述べておりました。浜田村長が2期目の当選から2年を迎えての村政運営を行うに当たり、村民の期待を胸に常に初心を忘れることなく村民のための村政経営を行ってきたと話しておられます。住みたい村、住みよい村、住み続けたい村づくりを掲げ、その思いを各施策として展開した街づくりの成果だと思っていると。そして、今後も中城村の魅力と個性を飛躍させ、さらなる村の繁栄、発展へ導く努力をされると決意を述べておりました。中城村の発展のために頑張ってくださいますことを期待します。そこで村長が述べた施政方針の中から次の点を質問いたします。

まず1番目、産業の振興について。平成26年度の施政方針について、村長が述べたものの中から大枠2点を質問します。

農業の振興を図るため農業構造の改善、農村環境の整備、生産組織育成補助金の支援、農業の担い手の育成等に努めると述べましたが、どのように進めていくのか考えをお伺いします。

観光の振興について。中城城跡の入客数が対前年度比33.7%増で延べ11万7,247名を記録したことはよい結果だと思っておりますが、村長の目標の15万人にまでは達していません。今後も祭りや、各イベント等を計画していくと述べて

おりましたが、入客数を増やす考えをどのように思っているのか伺います。

大枠2番の都市基盤・生活環境の整備について。

住宅政策についてであります。上地域の人口増加を推進していく必要があることから、都市計画法第34条第11号並びに第12号の緩和地域について、今後関係機関にどのように発信して行く考えか伺います。道路、河川、排水路の整備について。道路や排水路、集落環境の整備は年次的に進めており、改善の様子がうかがえます。村道中城跡線完了事業の進捗状況もスムーズに進行しているようで、平成28年度の完了を期待しております。又、村道若南線道路改良整備事業も詳細設計の計画として取り組むとあり高く評価したいと思っております。そこで、村道・農道の整備は今後の維持管理についてはどう取り組んで行く考えか伺います。公共交通の充実について。本村における公共交通の状況調査や利用実態、住民や交通弱者のニーズを把握し、新たな公共交通手段の導入への足掛かりとしてコミュニティーバスの実験運行を行いました。実験運行の結果と今後の運行計画について伺います。交通安全対策について。交通安全で交通事故を起こさない、遭わないためにも行政が先頭に立って事故防止や飲酒運転抑止に努めなければならないと考えますが、どのように交通安全を推進して行く考えか伺います。以上、御答弁よろしく申し上げます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲村春光議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の つきましては、農林水産課。 つきましては、企業立地・観光推進課。大枠2の 、 つきましては、都市建設課。

つきましては、企画課。 つきましては、住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうでは特に大枠2の 住宅政策につ

いて所見を述べたいと思いますが、都市計画法34条の緩和区域、緩和地域をこれは担当課には特に私のほうからもどんどん広げられるように努力してくれということで、指示を出しているつもりでございます。やはり議会でもよくお話しさせていただきますが、市街化調整区域がこれだけ多い中城にとりましても、やはり住宅政策というのは、いろいろな面で必要だと認識をしておりますので、緩和区域の広がり、あるいは午前中にも質問がありました優良田園住宅の広がり、そして久場地域の市街化編入。特に上地区に関してはお話をさせていただきますと、上地区では今度登又の城跡線を中心とした広がり、いろいろな住宅政策の一つとして、この北上原につきましても、上地区につきましても緩和区域、特に都市計画法34条については積極的に広がりを進めていくように指示をしているところでございます。詳細につきましては、また御報告させていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは仲村春光議員の大枠1の ついて答弁させていただきます。

まず ついて、農業構造の改善として、農業担い手への農地の集積と集約化による経営規模の拡大を図り生産性の向上に努めたいと考えております。

次に、農村環境の整備についてですが、平成25年度に着手をしました農業基盤整備促進事業により、当間土地改良地区内の農道の舗装整備と排水路の整備を進めてきたいと思っております。生産組織育成補助金としては、従来の生産組織に加えて、26年度より島ニンジン産地協議会や朝市協議会の新たな生産組織への補助金を交付し支援をしていきたいと考えております。

続いて農業の担い手育成については、青年就農給付金や新規就農一貫支援事業等の補助事業

の導入により新規就農者の支援をしていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では仲村春光議員の一般質問について、御答弁させていただきます。

大枠1の 観光の振興についてですが、中城城跡の入客数を増やす考えについては、平成26年度観光振興業務の実施施策として観光誘客活動についてですが、ゆるキャラ「ごさまる」を活用し、各種イベントへの参加をしていきます。それから観光パンフレットを増刷いたしまして、観光関連企業及び県外の修学旅行の高校に配布していきたいと考えております。

2番目に、中城城跡来場者への利便性向上事業としましては、観光案内情報配信システムの制作によってICT活用による文化財案内の利便性を図ってまいります。

3番目に、中城城跡でのイベント事業としまして、青年エイサー大会、これはグスクの響きが行っている事業であります。それからゴールデンウィークまつり、中城城跡ライトアップ事業。これはプロジェクションマッピングも入っております。わかていだを見る集い、ツワブキまつり、それから添石の旗頭、沖縄花のカーニバル参加事業、それから歴史の道散策支援事業等を計画しております。観光客誘客拡大事業については、プロスポーツキャンプ誘致活動事業、平成26年度も誘致活動をしていきたいと考えております。それから民家体験学習泊支援事業、それについては中城村には商工会、それからNPO法人、島んちゅ協力隊が2団体活動しております。その支援について、今年度はパンフレットを作成したいと考えております。それからゆるキャラによる中城村PR及び地域活性化事業として、全国ゆるキャラグランプリ大会への出場を考えております。以上、今年度は事業

計画をしているところでございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 仲村春光議員の大枠2の都市基盤・生活環境の整備、 についてお答えします。

について、もともと緩和区域の指定がなかった、北上原、登又が新たに都市計画法34条11号に、今年度見直しされ、指定されることになりました。2月24日から去った3月24日まで、役場の方で縦覧公告を行っていました。関係地域への発信については、沖縄県のホームページ、村のホームページ、更に両自治会長へ依頼し、緩和区域の資料を各家庭に配布するとともに、緩和区域図を公民館に掲載してあります。 について。現在都市建設課のほうで、村道、農道を維持管理していますが、予算が乏しく地域住民から要請があっても、希望に沿った維持管理ができない状況であります。今後は、パトロール等を強化により、劣化の初期段階で修繕することにより、低コストで効果を上げるよう努めてまいります。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 公共交通の充実についてお答えいたします。

平成26年1月9日から1月22日までの2週間、村内を網羅したルートで運行する実証調査を実施いたしました。「ハートライフ病院普天間線」と「第二久場琉大病院線」、この2系統で、平日9往復、休日7往復の運行に対しまして延べ2,635人に御利用いただきました。今回は、無料による運行であることから、下地区の小中学生の登校時の利用が多く、各字と小中学校までの乗降が一番多い結果となっておりますが、小中学生を除いた場合は、普天間リウボウ、南上原サンエー前、吉の浦会館、ハートライフ病院、当間など、商業、公共施設への利用が多くなっております。また当初の目的であります高校生の通学や高齢者の買い物、病院等への利用も見

受けられました。利用者アンケートからは「行きたい場所へ行けるようになった」、「良いルートだと感じた」など、住民ニーズの把握ができたことから実験運行の目的は達成されたものと考えております。今後につきましては、平成27年度以降の本運行に向けた取り組みとしまして、平成26年度に、実験運行の結果と住民ニーズなどを反映した数カ月間の実証運行を行いたいと考えております。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 大枠2の についてお答えいたします。

交通安全対策については、児童生徒への交通安全に対する啓蒙活動や、年4回の交通安全運動の際には、地域住民の協力のもと街頭指導とともに、青色回転灯のパトロール車で巡回を行っております。小学生の新1年生にはランドセルの安全カバーの配布、村婦人会からはお守りの配布を実施し、危険箇所、あるいは自治会などからの要望に応じて交通安全防止の立て看板を設置して交通安全の推進に努めております。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 村長から答弁ありました。また課長の皆さんからも答弁をいただきましたけれども、通告書の順番で再質問したいと思います。農業の振興についてなんですけれども、農業の振興を図るためどのように進めていくかとの質問を出しておりますけれども、農林水産課長は答弁しましたが、この件はきのうも2名の議員が質問していましたし、またきょうも與那覇議員が質問しておりましたので、私は何を質問したらいいのか。ちょっと重複してしまってやりにくいなと思っておりますけれども、せっかくここに立たしてもらっておりますので、質問させていただきます。農林水産課は大変人気があって集中しましたけれども、農村環境整備の件については、当間地区改良内の

農道を舗装整備することについても、この件は、予算もつけられておりますし、わかりましたけれども、それで今皆さんが挙げてあります農業構造の改善とはどういうものなのか、農村環境の整備等はこれはわかりますけれども、生産組合育成補助支援とか、農業の担い手の育成と挙げてありますよね。これは村民がわかりやすいような説明をお願いいたします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

まず組織育成補助支援についてでありますけれども、今現在、村内にあるJAの3組織の、生産部会、果樹、野菜、花卉がありますけれども、あとは、サトウキビ生産組合、今回新たに26年度からは島ニンジン産地協議会、朝市協議会等がありますけれども、こちらのほうにも当然補助金を交付して農業生産等の向上への取り組み等に対して支援することによって、組織の強化と育成を図っていきたいということになります。

次の農業の担い手に育成については、これは中城村のみでなくて、日本全国そうですけれども、当然農業者の高齢化等々により担い手が不足しております。そのためにいろいろな支援をしていこうということで、村では今のところ青年就農給付金で、平成26年度で600万円、4名で150万円ずつ給付を予定しています。これまで担い手育成協議会のほうが事業主体となって、新規就農一貫支援事業、あとは経営体育成支援事業等のこちらはハウス施設とか、トラクター等農業機械の施設導入に対しての補助を行って、とにかく担い手の育成に努めていくということになります。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 今ある農業構造改善とは何かというのをまだ言っていないんですけ

れども、これは私が調べたものがありますので、小規模経営の農業構造から農地の集約化、農業用施設導入、農業用機械などにより、大規模経営へと農業構造の改善を図り、農業経営の構造へとつなげていきますとなっておりますけれども、これは間違いありません。その農地の集約化というのは、大規模経営の農業構造を改善を図るということなんですけれども、その意味は先ほどもそれは触れておりましたけれども、與那覇朝輝議員にも触れておりましたけれども、この集約ということはいわゆる今、貸し手と借り手がいますよね。そこを生産農業法人になるのか、それとも個人にも集約して大きく貸し出したいという考えものなのか、その点お伺いいたします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

農業の構造の改善と言いますのは、まずこれまで小規模と言いますか、各農家、個人個人で個別に小規模面積で経営をしていたものが高齢化に伴ってですけれども、農業離れによる遊休地がでてきております。その土地をいわゆる担い手、認定農業者等へ土地を優先的に集約することによって、やはり機械化ができるということになります。これは当然ながら国の政策でもありまして、今後、要するに大規模農家を増やしていくということが政策としてもうたっておりますので、それに基づいて村としてもやはりこういった方針を立てております。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 その目的はわかりましたけれども、先ほど與那覇朝輝議員の答弁からしますと、今貸し手が何名かいて、借り手が多いと、農地は遊休地が多い。その解消に向けてそのように取り組んだと言ったって、貸し

手が貸さなければそれは実現できませんよね。だからそこは制度はそれをやっても法律で強制収用するということもできないと思いますし、こういう問題は難しい問題だと思いますね。だからここをどう皆さんが指導していくかが課題となっていくと思いますけれども、その見通しについては、課長としてはどういうふうに考えておりますか。そのできる可能性として計画がありますか。集約の可能性。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

先ほどの與那覇議員のほうにも答弁させていただきましてけれども、やはり今後、こういった遊休地放棄地解消にはやはり農業委員会が強く関わってくることも必要かと思えます。法的に農業委員会のほうは勧告等々と、要するに遊休地農家への勧告等々をして、あとは手続きとしては強制的に貸すような形というような取れる法的手法もありますので、その辺を今後ちょっと検討していきたいと思えます。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 法的に借り手に貸せるような処置が取れるのであれば、これは可能としていいと思います。この件はぜひ頑張ってください。村は人口増は結構あるんですけども、なかなか農業の担い手がないということですよ。これは都市建設課のほうにもちょっと触れますけれども、今答弁ではなくて、この住宅地域の件なんですけれども、こちら結構、畑が存在しておりますけれども、その中に緩和策が入っているところもありまして、農地も結構、宅地可能になるような格好になってきますけれども、これは後で答えてください。そういう関係で、人口が多くなってくると思うんですよ。でも農業やってくれる人がいなければこういう皆さんが政策で打ち上げてやるうとしても

法人でしかできないような、個人でなく村民が農業をしていくのが厳しくなるのではないかなと思いますので、そこで農業する若手の育成も努めなければいけないと思うんですね。それにどうすれば農業が魅力ある農業にやってくれる人がいるのかなということもありますので、その辺、育成面はどのように考えてやっていくおつもりですか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

これらの農業担い手、特に新規就農者を育てていくというのはいろいろ政策等々がありますけれども、実際にはなかなか厳しいものがありまして、やはり我々としてはそういった新規就農者が農業大学校を卒業してきて、農地を借りたいという方々も出てきております。そういった方々にできるだけ補助事業等支援も行いながらやはりそれを機会にまた新たな就農者を育てていくということも考えながら、やはり今回、営農指導員という形で事業として取り組んでいきたいと考えております。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 農業担い手育成は真剣になって考えないといけないと思いますけれども、青年就農給付金というのが今ありますけれども、今4名でしたが、4名の方に青年就農給付金というのを給付しているということの答弁がありましたけれども、これ今それに該当する方々がどのくらいいらっしゃいますかな。我が村内にですけれども、どのくらいの方々がいて、この4名以外にも対象者はいるんだけれども、予算がないから600万円以内で4名ということになっているのか、それとも対象者が少ないからこれだけの予算になったのか、それをどのようにしているのか伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会

事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

現在、その青年就農給付金を受給される方が4名、この受給者に関してはいわゆる営農指導員、農協の営農指導員、これは専門的なコーディネーター的な立場がありますけれども、この方たちから上がっている、推薦されている就農者の方が、現在8名ほどいます。その中で現在、4名が受給希望をしたということもあります。実際、働きかけてはいるんですけども、そういった中には補助事業で甘えたくないという方もいらっしゃる、その対象としておりませんけれども、その対象の方たちには一応情報としては流しておりますので、希望すれば当然申請していただかないと受給もできませんので、今後できるだけそういう制度ですので、進めていきたいなと思っています。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 ということは、この方々は農業をやっていらっしゃるということですよ。けれども、補助事業をもらってまでは、その農業にはしたくないということということでもあります。それだけこの方々はいわゆる年収が250万円あると、この対象にならないということですから、250万円はないんだけれども、今までの収入でいいからそのままいいとおっしゃっているということに理解しますけれども、では4名が認定されて、対象であるの4名は結局、この補助金はもらわないということに理解します。それと農業問題はもうあとたくさん聞いておりますので、これで終わらしましょうね。農業問題はそれだけ皆さん関心あって農業振興に力を入れてくださいということの我々で、あとの3名もそういうふうになると思いますので、課長は最大限に努力してください。

次に、企業立地・観光推進課長のほうに伺いますけれども、観光の推進について挙げて質問



しましたけれども、屋良課長の答弁は実施施策として4点を事業として実施していくという話をしておりましてけれども、1つは観光客誘致活動、2点目に中城城跡来場者への利便性向上事業。3番目に中城城跡イベント事業、4番目に観光客誘客拡大事業を中心として観光事業を実施していくという計画であると。これらの事業で目標が15万人を目指していくということですが。それだけで15万人の目標はできますかな。やはりこれもいろいろ先ほども観光客のことも聞いておりますけれども、目標をもっといい考えはないですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思います。

まず4つの基本柱で26年度もさせていただきたいと予算も計上してあります。ただ前にも申し上げたとおり観光客の増加等については社会経済が敏感に反映されるということもあります。場合によっては、また新しい事業も年度内に組み入れていく可能性もあるということで知恵を出して職員3名しかいませんけれども、知恵を出して頑張っていきたいと思えます。基本的に中城の観光の課題としましては、まず中城村、それから国指定重要文化財である中城城跡のPR不足があるのではないかと挙げています。それから中部に関連してですが、中城城跡が観光地として単独として位置している。関連の観光施設とのまず関連性がないものと、もう一つは交通の利便性が非常に悪いということで観光客から指摘を受けているところです。そういうことを改善していきながら営業活動として基盤的なものの確立を図るためにはやはり全国的に中城村、中城城跡のPRをするのが有効ではないかなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 先ほどの答弁と一緒

ですね。これは沖縄タイムスなんですけれども、年間観光客過去最高にという。先ほども質問しておりましたけれども、このたくさんの観光客が沖縄に来ているのに、なぜこの中城城跡に来ないのかなという、今問題点もおっしゃいましたけれども、このこれを解決すれば15万人来てもらえるかなと、これはどうかなと思えますけれども、ちなみにこれは中城城跡の入客数は3月20日現在は私は管理組合行って調べたんですけども、11万5,847名になっていまして、向こうの職員が言うには、3月では12万人はなるんじゃないかなとおっしゃっていましたがけれども、ぜひ頑張ってくださいと激励しましたけれども、向こうが頑張っても来てくれなければどうしようもないですけれども、とにかく皆さんは頑張ってくださいとお伝えしましたけれども、勝連城が12万人です。これは平成22年、23年ぐらいですか、今帰仁城跡が30万人も観光客が来ていると。だからそんなに比べて中城村はまだ11万人台。努力すれば来ていただけるのではないかなと私は思いますけれども、課長一人で頑張っても来てくれるかわかりませんので、全庁を挙げて皆さんでPRして、ぜひ村長の目標の15万人を平成33年までではなくて、近いうちに達成できるように期待しますので、課長頑張ってくださいね。他の皆さんもこれからまた異動になって向こうに行くかもしれませんので、ぜひ頑張ってください。ということで、こちら先ほどから同じ答弁になっておりますので、以上で終わりたいと思えます。

次は、都市基盤・生活環境の整備についての住宅政策の件ですが、今度、北上原と登又が都市計画法34条11号で今年度見直しされ、緩和区域に指定されることになりました。緩和区域の指定にされることになったんですけれども、地域の方々や地権者、それに関係者の方々にこれはみんな評価されることだと私は思っております。我が地域でも公民館で自治会長がこのよ

うな説明をしておりましたので、集まった評議員の皆さんは大変これは歓迎されることでしょ  
うということで、話されていまして。全区民が  
出席はしてなかったんですけども、これから  
また自治会長が皆さんにもお知らせするという  
ことで話しておりました。そういうことで閲覧  
のほうも縦覧ですかね。村から通して行ったと  
いうことですが、3月24日までに役場に  
縦覧に来られた方々、北上原、それから登又、  
それから他の地域からもいらしたのか、その点  
分かる範囲でお願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

縦覧に来られる方は24日までに北上原地区の  
土地関係が11名、登又が3人、それと県のほう  
に追加意見書が北上原で10件の追加の要望が出  
ています。それから登又の6件、その追加16件  
については、きょう県のほうで審査会が開かれ  
ていますので、その後に回答が出てきます。以  
上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 北上原が11名、あと  
は登又が3名、これは少ないかなという気がし  
ますけれども、それでもまだ閲覧に見えていな  
い方が結構いらっしゃいますし、周知がまだ行  
き届いていないかなと思いますけれども、まず  
はその後、これから来ても結局意見書、要望書  
というのはもう出せないということになります  
か。そのまま期限は定められておりますので、  
その追加ということの要望書を出せますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

縦覧公告が24日までですので、今から追加要  
望書を出しても、県のほうは受け付けはしませ  
ん。それと先ほど答弁したようにきょう審査会  
が行われています。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 課長の考えとして、

今要望書を出された方々のものを中身を読んだ  
と思いますので、今会議中だからまだその後  
にしか分からないと思いますけれども、可能性  
として、これに追加組み入れできるような感が  
受けられましたか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

登又の物件に関しては、農振農用地に入っ  
ている2件、これはアウトです。それとあとは道  
路に接道していないというのが県から来ていま  
すので、この地番も追加指定はできないとうち  
のほうでは考えています。あと北上原について  
もほとんど昭和62年に立っていない土地で  
すので、これも厳しいかなと思っています。以  
上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 これは要望書を出し  
てくださいと、この県の土木建築部長ですか、  
これから出していただいておりますけれども、  
それで出した意味がないですよ。もう無理だ  
というふうな課長の考えのものだったら、課長  
は事務レベルですよ。今度は政治レベル、き  
のう村長がおっしゃっていた事務レベルででき  
なければ政治レベルもあると村長おっしゃっ  
たので、今度またもしこれが課長が言ったよ  
うに県から駄目ですよとこられた場合は、村長  
に働いてもらうということにしましょう。村長、  
この件ぜひ県のほうにも行ってこういう要望が  
ありますよと、これは法的には駄目だというの  
はもちろん駄目ですよ、さっき言われたものは、  
また北上原の件については、可能性はあるはず  
だと思いますので、政治レベルでできるかどうか、  
まずお答えをお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

非常に難しい答弁になりますけれども、確か  
に政治レベルの話もあるかと思いますが、ただ  
都市計画法も含めた部分というのは非常に議員

おっしゃったとおり法律で定められた部分は厳しいですけれども、今議会でも少しはお話はさせていただきましたが、解釈という部分でもしできるものであれば、もう尽力させていただきたいと思います。この件だけに限らずいろいろな解釈でもっての議論と言いますが、その辺についてのものはもちろん喜んで邁進させていただきたいと思いますので、今の件につきましては、私もまだ詳細を見ていませんので、もし頑張れる糸口があれば頑張っていきたいと思います。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 頼もしい答弁ありがとうございます。きょう協議しているということですので、それがこの法的にだめなところ以外は大丈夫ですよという回答を期待しておきたいと思います。その結果はまずは地域の皆さんに結果として、地域の皆さんというよりは出された方、あるいは自治会長でもよろしいですので、その結果は報告をしていただきたいと思います。

この件は終わりました、次に道路、河川、排水路の整備について。今度もまた都市建設課長にお聞きしますが、道路の維持管理は予算が乏しいので住民から要請があっても、希望に沿った維持管理ができない状況にあると課長は答弁されましたけれども、予算はだれが握っているんですか。道路の管理については、何度も私は要請して改修の要望をしまいいりましたけれども、20数年前から取り上げてきておりますけれども、帰って来るのは予算が乏しいということにいつも答弁を受けておりますけれども、このところはやっていただいているのに、まだまだ全然やってもらえないところが多々あると思いますので、今度また道路ストック事業で道路の状況の解析を行い、維持管理に努めると課長、今先ほど答弁されましたが、予算は乏しいのにまた同じように希望に添えないようなことにな

るのではないかと思います、この調査が終了の予算のめどはどのようにつけるつもりですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

道路ストック総点検業務を今年度行っています。今度の業務としてはMMSと言ってモービルマッピングシステム、これは車に機械を搭載して、わかりやすくいえば村内一円の道路を全部レントゲンで当てる、調査を行うことです。それを25年度やって26年度の業務としては、このレントゲンを当てたものを解析を行って報告書をつくって、次年度から安全・安心交付金というのがありますので、それを報告書に基づいて悪いところから修繕をやっていける事業がありますので、その辺で対応を図ってまいりたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 予算のめどはついたということであります。そのストック調査機でなくても、私たちも調査ができて、たくさん穴ぼこもあるし、改修するところは結構あるんですよ。この通告書を出す前に登又から、こちら高速道路の側道が通っていますね。その辺も登又の玉城農園からこちらのほうにたくさん穴ぼこがあって、タイヤも落ちるぐらいの穴ぼこもあって、これをきょう指摘しようと思っていたら直されていますね。だからそういうのは目で見てもすぐ直されるのはちゃんと早目に直していただきたい。あれは長いこと直していなかったんですよ。課長に小言を言ってもこれはすぐできるものではないと思いますので、予算、予算が来るとは思いますが、すぐ対応していただけると、これは期待しておきます。

時間もありませんので、次の公共交通の充実についてですけれども、今回のコミュニティーバスの実験運行は2週間の短い期間の調査で、結果を出すのは十分ではなかったのではないかと

私は考えておりますが、利用者が2週間で2,635人の方々が実験バスを利用したということですから、単純計算で1カ月だと1万5,000名くらいになるのではないかと思います。今回は無料での乗車ですので、有料になったらまたこの数字は動くかなとは思いますが、今後の運行計画については、数カ月間の実証運行を行う考えがあるということですので、それを期待していきたいと思っております。課長が言われた今後また、本運行に向けての調査もすると思っておりますけれども、先ほど席に配られた追加議案が来ていますけれども、この件は公共交通を充実するための予算措置かなと思っておりますけれども、中身を見たらそのようになっていると思っておりますが、追加議案が上がっていますね。それはこの公共交通に使う予算ですか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

この前、2週間の実験運行を行ってまいりましたが、今回の追加で議案をお願いしております6号補正につきましても、中城村地域公共交通協議会に対しての補助金でございます。この補助金を利用して、2カ月ないし3カ月間の実証運行を実施したいと考えております。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 これはまだまだ質問しようかと思っていたんですけれども、この幸いに追加議案で上がってきて、1,080万円が上がってきておりますので、これを使ってぜひ実験運行して、本運行に向けて頑張ってくださいと思います。これで終わります。

交通安全対策について伺いますけれども、交通安全運動については、毎年4回はこれは交通安全運動でやっているのはわかりますけれども、この4回の啓蒙活動で、今までの交通安全の活動として、あまり効果があるのかなと思っておりますけれども、やらなかったらそれはまだ悪くかもしれないけれども、これだけで今までの状

況のようなものを抑止できるかなという気がしますが、もっと踏み込んで中城村独自で交通安全運動をする考えはないですか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

先ほどのちょっと申し遅れましたけれども、昨年5月30日、「ごさまる」の日を活用いたしまして、交通安全運動をサンエー前で行いました。それとあわせて、また12月25日、これはマスコミ等でも取り上げていただいたんですけれども、年末年始の交通安全運動に伴って、中城小学校の子供たちがサンタクローズに扮して交通安全のプレゼントを行いました。これは交通安全と飲酒運転撲滅の普及浸透を図ることを目的に行いました。そういうことで「ごさまるの日」をまた今年度も中城の独自でやろうかなという計画でございます。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 独自に計画もしているということでもあります。今年度も4月6日から15日まで春の全国交通安全運動が始まりますので、これに向けても皆さんは日頃から交通安全には尽力していると思っておりますけれども、ぜひこの日も村民挙げて、この交通安全に努めるように皆さんも啓蒙活動してください。こういうふうには4月10日は「交通安全ゼロの日」を目指す日ですとありますので、覚えやすい日に交通事故ゼロの日をつくりましょうということになっておりますので、交通事故のない明るい幸せな毎日が暮らせるように頑張ってください。それでは時間もないので、平成26年度の施政方針の中から産業の振興と都市基盤生活・環境の整備について質問をさせていただきました。の農業の振興を図ることについては、生産組合の補助金、交付金等を行って、組織の拡大に努めること。また農業の担い手の育成については、青年就農給付金や新規農業一貫支援事業等の補助事業導入で、新規就農者の支援を

していくという考えを持っていると課長は答弁されていまして、農業の振興に努めていただくよう要望します。の観光の振興につきましては、中城村城跡の入客数を増やす考えとして観光客誘客活動、城跡来場者への利用、利便性向上事業、城跡イベント事業、そして観光客誘客拡大事業等を充実して観光客の入客数を15万人に近づけていく考えの答弁をされていまして、課を挙げて頑張ってください。

それから2点目の都市基盤・生活環境の整備について質問では、住宅政策については都市計画法34条11号が今年度見直しされて追加緩和区域に登又と北上原が指定される計画でありますので、幾分か人口増につながっていくものと考えられますので、村民から追加の意見書を提出した方の要望に沿ってできるよう村当局からも先ほど申し上げましたけれども、事務局レベルで無理なら政治的レベルできるように要望いたします。

以上、よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 以上で13番 仲村春光議員の質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩（15時22分）

~~~~~

再開（15時32分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて1番 伊佐則勝議員の一般質問を許します。

1番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナピラ。1番 伊佐則勝です。通告書に従いまして、これより一般質問を行います。

まず平成26年度の施政方針の中から、新規事業などを含めて質問したいと思います。

まず大枠の1番、スポーツキャンプ誘致について。

村長のトップセールスで、芝管理が行き届いたごさまる陸上競技場へのプロサッカーチー

ムのキャンプ誘致が実現しました。今回のキャンプ誘致効果はいかかなものでしたかお伺いします。

2番目、既に次年度のキャンプ誘致活動を行ったとの報告がございました。その手応えはいかかなものでしたでしょうか、伺います。

3つ目、沖縄振興特別推進交付金を活用した運動公園内へのクラブハウス整備事業について伺います。

大枠の2番、これにつきましては、12月定例会で新垣博正議員より提言がありました。新垣議員からの提言は無料化というふうな提言がございましたけれども、今回は50%の補助というふうなことに予算計上されております。

小中学校に在籍する第3子以降の給食費助成事業について伺います。

大枠の3番です。これもたくさんの議員が質問したところなのですが、大枠の3番を質問させていただきます。農業指導員の配置事業として予算計上がなされております。本村における農業振興に寄与するものと期待するが、具体的な事業計画についてお伺いいたします。以上、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企業立地・観光推進課。大枠3番につきましては、農林水産課でお答えをさせていただきます。私のほうでは大枠1番のキャンプ誘致のの部分で、今後の誘致活動、もう既に一度はやってありますけれども、本年度を次年度に向けて。今後もネットワークを軽くして、常に何かありそうなきにはもう飛んで行って要請やあるいは直談判と言いますか、やはり人にお会いしてそこで思いのたけを述べて誘致をするということは成功につながるものだということが実証できましたので、積極的にこれは参加していきたいと思っておりますし、

また私どものごさまる競技場の特に芝については、大いなる付加価値があると再認識をいたしました。非常にお褒めの言葉をいただきまして、いろいろなところの芝を私自身の目で、足で踏んで確かめてまいりましたけれども、自画自賛みたいになりますけれども、本村の芝が一番いいと本当に思っております。そういう意味ではその付加価値を高め、それを大いなる武器にしていろいろまた誘致活動をしていきたいと思っております。

そしてお尋ねの大枠の2番の給食費の助成、今年度から50%、第3子以降についてやらしていただきますけれども、御承知のとおり、村長就任後、3人目からの保育料の無料化だとか、あるいは待機児童世帯への助成金だとか、いろいろな形で子育て支援をやっております。これも特に南上原への子育て世帯の人口流入が非常に多いものからその需要に応えていこうということでやらしていただいております。次年度に向けてもいろいろな形を取りながら、一歩ずつでも一つずつでも何かをやっていきたいなと思っておりますので、またこの辺の御協力のこともよろしくお願いを申し上げます。詳細につきましては、担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では伊佐則勝議員の御質問にお答えしていきます。

大枠1番の ですが、沖縄県は、温暖な気候に恵まれ、数多くのスポーツキャンプが行われております。中城村においても、J1ガンバ大阪、J2横浜FCとJリーグ人気チームのキャンプ誘致が実現しました。普段テレビなどでしか見られない選手が身近で見られることもあり連日村民はもとより、県内外から見学に訪れております。また、キャンプの様子が地元及び全国のニュースで取り上げられました。キャンプ

期間中(2チーム)の観客数は1万4,585人です。子供たちに夢が広がる事業として位置づけ、また地域経済の活性化、中城村の観光PR、何よりも時代を担う子供たちをはじめ、村民に夢と希望を与える事業なのかと思っております。

次に、 についてですが、沖縄県における市町村のサッカー場整備は毎年増加傾向にあります。それに伴って各市町村ともサッカーキャンプの誘致活動に活発化を増し、良好な施設及び関連施設環境が整っている市町村については有利な展開になるものだと思っております。本村についてはごさまる陸上競技場の芝が売りであります。身の丈に応じた既存施設の維持管理の徹底と、自治体及び村民の支援状況を強くアピールし、次年度もキャンプ誘致を継続してまいりたいと考えております。去った2月28日から3月2日について、ガンバ大阪及び横浜FCに26年度もキャンプをお願いしに行ってきました。手ごたえについては両チームとも社長もしくは会長が対応していただき、各チームともキャンプの実施の好評価を得ております。26年度もキャンプ誘致が図られるよう努力していきたいと考えています。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 それでは大枠1番の3についてお答えいたします。

これはクラブハウスの建設の目的ですが、吉の浦運動公園周辺施設の一つであるサッカー場にキャンプ誘致の受け入れ基盤をさらに強化整備するためにクラブハウスを整備し、スポーツコミュニケーションの推進を図ることを目的としております。そのクラブハウスの概要としましては、まず場所が陸上競技場管理棟裏に隣接する植栽エリア、建物は鉄骨づくりで2階建て、延べ面積で412.46平米となっております。1階部分が247.64平米で、まず更衣室が2室、それから管理室、医務室、男女のトイレとなってお

ります。2階部分が164.82平米で多目的ルームを3室設置をしております。まず内容としまして倉庫室数のほうは通常は陸上競技場の維持管理用具を保管する場所であります。キャンプ期間中はチームの荷物一式を保管いたします。更衣室については、ホーム・アウェイ両チームごとに各1室を設け、通常は練習や試合の前後の着替えに利用します。選手控室も兼務をすることになっております。

それから管理室が、これはクラブハウス全体を管理するため1階の中央部分に配置をしております。通常は管理室機能に加えて試合時にはレフリールームの機能も持たせております。2階部分なんです、多目的ルーム、これが3室ありまして、通常は多数の会議室として利用を念頭に置いております。それからもう一方、多目的ルームがサッカー等のマスコミ帯同キャンプの際は報道控え室として、通常のトレーニング等ではマッサージルームとして使用をしております。もう一つの多目的ルーム、3つ目の多目的ルームなんです、これはキャンプ等で監督、コーチ陣の控え室等に利用の想定をしております。それから屋上のほうにはキャンプ等で複数日の滞在をするチームにとって必要な洗濯が可能なスペースということで取っております。以上が概要となっております。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは伊佐則勝議員の大枠3の1について答弁をさせていただきます。

農業指導員の配置に伴う具体的な事業計画は現在のところ定めてはおりませんが、今回の事業においては、特に栽培技術指導に力を入れて、各農産物の生産向上を図っていきたいと考えております。また、農家への巡回等により補助事業等の情報の提供もし、事業導入ができるような取り組み、さらには、担い手育成に向けて、

これらの農業を開始する新規就農者への技術的支援や経営相談等にも取り組んでいきたいと考えております。今後、具体的な指導計画等については、定めて行きたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員の一般質問が終了するまで時間延長をしたいと思います。よろしく願いいたします。伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 それでは順を追いまし、再質問をしておきます。

まず大枠の1番になりますけれども、をまとめて再質問をしたいと思います。

まず誘致活動が奏を功し、プロ選手との身近な交流を通してスポーツ少年の将来の夢が叶えられたら非常に幸いなことだと私も思っております。直接関連する件になりますけれども、誘客による多少の村内消費は考えられるが、村内の経済効果については、まずはホテル等の宿泊施設がなく、一概に数値化できないところがあると思っておりますが、県のスポーツアイランド構想の一翼を担っているということからすれば、貢献できているのかなと考えております。それだけでもサポーターの皆さんが来場してまいりますので、今後の課題としてサポーターをはじめとした観客を中城城跡へ誘導し、観光入客の施策を要すると考えるが、いいアイデアがございましたら、ぜひお聞かせ願いたいと思っております。よろしく。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

地域の経済活性化という捉え方をしておりますが、スポーツキャンプ実施、トレーニングマッチのときなんです、ガンバ大阪とFC琉球の試合には4,700人の観客がおりました。その周辺には商工会の青年部が飲食を提供しております。それから農産加工場、ファミリーマー

ト、農林水産課の朝市をセットしております。さらには北上原の洋菓子工房も参加をして周辺で特産物を販売ということで行っております。その中での経済効果についてはまだ把握しておりません。中城城跡へのサポーターの誘客ということですが、そのトレーニングマッチのときに県の事業で県外からどれだけのサポーターが来たかということで、県の事業でレンタカーの調査をしましたら30台程度数えているということでもあります。中城城跡へのアイデアとしましては、現在は中城城跡の観光パンフレットを会場入り口でセッティングして配布しているのですが、どうも誘客につながる大きな手立てではないと思います。今回からは中城城跡の入口に記念写真を撮れるパネルがあります。そういうものも設置してアピールしたほうがいいのかなと課内では今検討しているところです。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 しっかりと今後もキャンプ誘致に努力していただきたいと思うことと、やはりまた先ほども城跡へ入客の件もいろいろと取り上げられておりましたので、そこら辺も合わせて融合できれば一番いいのかなと思ったりもしております。今後ともそこら辺のところでご尽力をお願いしたいと思っております。

クラブハウスの件でございますけれども、施設規模等につきましては答弁ございましたけれども、私の考えではいわゆるプロの誘致だけではなくして、いろいろなスポーツ合宿の誘致も考えていたところなんですけれども、2階の多目的ホールが宿泊施設として利用可能なんですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 利用可能となっております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 はい、わかりました。クラブハウスにつきましては、プロチームの利

用のほか、学生、一般向けのスポーツ合宿を想定しております。その誘致計画についてはどのように考えておられるか伺います。よろしく。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えしたいと思います。

ごさまる陸上競技場については、過去に日本陸連の陸上競技の選手のキャンプ、それからもちろんサッカーのキャンプもありました。大学生の自主トレーニングも行われておりますので、プロサッカーチームに限らずスポーツは全般的に情報を収集しながら誘致に努めてまいりたいと考えています。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 そのクラブハウスの運営方法について、どのように考えておられるか伺います。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

まずクラブハウスの部分において、明確な運営方法をとっている部分ではまだございません。先ほど宿泊も可という部分も出しましたけれども、それは多目的室を使っている部分になりますので、そこには寝具類とか、例えばベットとかそういうのを装備が新たに追加になります。ただどうしても宿泊等になりませればスポーツ団体と言っても青少年の部分が可能だという判断をしているだけであって、大学生等を含めてそこで宿泊して合宿するというのはちょっと無理があるのではないかという判断もしています。基本的には当面の間は誘致できる団体、村内の子供会等が利用できる部分等も見極めながら、管理運営については当分の間直営で行っていきたいと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 はい、わかりました。次に大梓の2番に移ります。大梓2番のほう

で子育て世帯への支援と理解しておりますが、今回の助成については、私立と琉大附属に在籍する子弟が対象となっております。子育て支援の趣旨からすれば私立学校に通う生徒への助成についても配慮すべきと思いますが、そこら辺はどうでしょうか、伺います。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えいたします。

ただいまの御質問につきましては、私立、琉大附属という御質問ですけれども、基本的に考え方としては学校教育法に基づく公立学校、私立学校、全てを対象とするということで現在、実施要綱をまとめております。あくまでも村内の子弟であれば学校、そして公立、私立を伴わない状態で村の基準において助成をしていくという今方向で調整しております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 新年度の予算で小学生140名の予算が計上されていたかと思えます。その中には、今答弁にありました私立学校の子弟も入っているというふうな理解でよろしいでしょうか。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えいたします。

140名の数字というのは、その数字につきましては住民基本台帳からの抜粋でございますので、当然中城村に住所を置かれている子供たちというのは全てカウントしております。それで私立学校通っている、通っていないという区分はございません。全体をまとめています。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 関連しまして、助成については当然財源の確保を要してまいります。給食費の未納額について、どのような対策を講じていかれるのか、そこら辺をお伺いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

給食費の未納対策についてですが、今年度給

食センターのほうは1人増員をされております。その中で全体の中で今までできなかった部分の滞納整理の部分をもうちよっと強化して滞納を減らそうということで、今取り組んでおります。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 そこら辺がしっかりと整理できれば、50%と言わずやはり博正議員が提言した無料化に結びつくと思っておりますので、しっかりとそこら辺の対策を講じていただきたいと思っております。

次、大枠の3番ですが、たくさんの議員が農業振興について、質疑、それと担当課長からの答弁たくさんいただきましたので、この件につきましては、私の再質問は割愛させていただきたいと思っておりますが、行政が参画することによって、定例朝市の奨励振興とともに給食センターの地元農家からの直販での調達率が示すように、確実に地産地消が上昇していることを評価しておきます。今後津覇課長、本腰を入れて農業振興に一步も二歩も前進することを期待しまして、私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で1番 伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（16時04分）

平成26年第2回中城村議会定例会（第21日目）

招 集 年 月 日	平成26年 3月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成26年 3月27日 （午前10時00分）		
	散 会	平成26年 3月27日 （午後 2時47分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	3 番	金 城 章	4 番	新 垣 徳 正
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	教 育 総 務 課 長 主 幹	喜 屋 武 辰 弘
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄		
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議事日程第7号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 比嘉明典 これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に10番 安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 皆さん、おはようございます。10番 安里ヨシ子、一般質問を行います。

1. 交番所の設置要請について。

南上原は急激に都市化をしてきて、ここが中城かと思うほどの変わりようです。以前ののどかな南上は、どこにもありません。高いビルが建ち並び圧迫感を覚えなじみへません。都市化が進むにつれ地域住民は事件・事故の多発を心配しています。課題山積ではありますが、住民の安心安全を守るためには地域の声を吸い上げ連携をとりまちづくりを進めてほしい。そのために以下の質問をいたします。

南上原は、地域のことは地域で守るということで、自主防犯組織を立ち上げていますが、それにも限りがあります。組織の中からもぜひ交番所の設置をと求める声が聞かれます。交番所の設置基準などありますか、伺います。設置場所の確保について、宜野湾署とのタイアップ協力体制をとっていったらどうか。糸蒲公園内に交番所の設置は可能か。死角が多い暗い所が多い、地域と一緒に調査をしてカーブミラー、そして防犯灯を増設すべきと考えますが、どのようにお考えですか。

大きな2番目に、南上原の公園の維持管理について。

南上原には現在6つの公園、あと2つはまだ未完成ということですが、維持管理の状況について伺います。安全を確保しながらどういうふうな管理をしていくのか伺います。夜間

の保安はどうしていく考えですか。遊具の安全性についてどのように管理をしていくのか、以上について伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、安里ヨシ子議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番の、につきましては住民生活課、につきましては都市建設課、大枠2番につきましては都市建設課のほうでお答えさせていただきますが、議員御指摘のほうは私のほうで少し所見を述べさせていただきますが、議員御指摘の交番所の件でございますけれども、これは前々から大きな課題だと思っております。なかなか遅々として進まない状況ではありますけれども、めげることなく、またそのたびたびで要請をしていきたいなと思っております。設置場所などで土地の確保をどうするかとか、いろいろな問題があるようでして、議員からまた御提言いただいている公園の中でできないかとか、いろいろこれからは設置場所についての検討が必要になってくるものだろうと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それでは大枠1のと についてお答えいたします。

南上原地区への交番設置については、宜野湾警察署の方へ要請書を過去4回ほど提出してございます。それから、各署からの要請を受け取りまとめている沖縄県警察本部警務課の回答でございますけれども、「設置基準については設けてない」ということの回答でございました。

それから の設置場所の確保についてなんですけれども、これも要請書の提出のときとか、あるいは機会あるごとに、その設置場所については全面的に協力をするというのを伝えてございます。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございま

す。安里ヨシ子議員の大枠1の交番所の設置要請のと、大枠2の南上原の公園の維持管理からについてお答えします。

について都市計画法施行令第12条5項により占有物件として交番所設置は可能であります。

について、南上原自治会と地権者からの要望はカーブミラー12基、防犯灯14基で要望され、平成25年度末までにカーブミラー6基150%、防犯灯8基57%を設置しています。残りの箇所については現地を確認し、優先順位を決めて設置する予定にしています。

大枠2のについて、南上原に近隣公園（糸蒲公園）他街区公園7か所、計8か所の公園があります。そのうち2か所の公園整備が未整備であります。公園の管理としては、近隣公園の（糸蒲公園）については、村が管理していきます。他の公園についての管理については、自治会と協議を行った結果、コミュニティの場として地域を盛り上げるためにも、管理を地域の方々が行う必要があるということで、近々、協定書を交わすことになっています。南上原自治会の要望としては、草花、堆肥等の費用をお願いされていますので、提供をしていきたいと思いません。

とについて、最近、不審者や悪質な事件が多発している中、村としても、安心・安全で村民が楽しく遊んで学べる公園として利用していただくことを願っています。そのため糸蒲公園に関しては昼間は管理人を配置する予定であります。夜間については、平成25年度から上下水道課の方で、南上原の配水池に2台の監視カメラを設置して管理していますので、公園内にカメラを増設し上下水道課と調整し管理に努めてまいります。

について、遊具の安全性については、（社）日本公園施設業協会を通しての安全が確保できている遊具を配置してありますが、供用開始後の安全管理については、公園長寿命化計画で遊

具の管理に努めます。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 ただいまの答弁で、設置基準はないとおっしゃっていましたが、地域からは駐在とかというお話もいろいろありましたけれども、やはり交番の設置について地域警察運営規則といいますが、その中で交番所、駐在所は周囲の人口世帯数、面積、事件または事故の状況などの治安情勢に応じ、警察署の管轄区域を分けて定める所管区ごとに置くものとするがあります。交番所は都市地区、駐在はその都市地区以外ということが書かれています。その17条で地形とか交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見や要望、事件・事故の発生状況、治安情勢、地域社会の実態の掌握に努め、地域に溶け込み地域社会実態に即した活動を行うことにより、市民の日常生活の安全・平穏を確保することを任務としているとありますけれども、これは5年前にも私は質問をしましたがけれども、5年前と今とは事情が変わって、そのときはススキが生い茂ったりとか死角が多い、危険箇所が非常に多くて、そのときも交番所の設置の要望をしましたがけれども、もう5年たって南上原も様変わりをしておりますので、都市化してきてさまざまな問題が生じてきますよね、夜間の犯罪とか。それが多くなってくるのではないかなと思っていて、ぜひとも交番所の設置を、24時間体制の交番所、それが必要だと。設置が5年たって村長も遅々として進まないとおっしゃっていますけれども、ぜひとも受け皿づくりというか、土地を提供するとか建物を提供するとか、そういう感じでやらないと、今の都市化の進行、都市化の進むそれにおくれるといいますが、ついていけないというか、そういうことがありますので、どうしても地域の希望としては二、三人の人に聞いたら、絶対に糸蒲公園のほうがいいということのお話でした。なぜ糸蒲公園かと、サンエーの一

角でもいいのではないかというお話もありましたけれども、糸蒲公園に交番所を設置することによって、全体の管理にも影響してくるし、子供たちが遊ぶのに安心して遊ばされる。夜間でも交番所の赤色灯ですか、あれが回っているだけでもいろいろと犯罪の予防にもつながるのではないかなと思って、ぜひとも交番所の設置をお願いしたいと思います。交番所ができるまでの夜間の犯罪、それに対処するには、犯罪の多くは夜間に起きると思いますので、その夜間の見回りとか、そういったのをどこかに委託するとか、そういったのはないでしょうか。カメラ設置だけではなくして、不十分だと思いますけれども、見回り。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

議員がおっしゃるように、今、南上原地区は村の33%の人口を占めてございます。そういうことで、宜野湾署のほうにも人口増に伴う、都市化に伴う地域から安全に対して不安があるということで、要請書のほうにも記載して要請してございますけれども、今、南上原と北上原は愛知交番の管轄で行っております。そこで今、宜野湾署のほうからは今言われるように、どうしても愛知交番の業務が多くなっているということもありまして、今、宜野湾署管内では人員の見直しも含めて強化したいというような話でございました。ですので、愛知交番の見回りをもう少し密にさせていただくよう、また要請してまいります。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 糸蒲公園は歴史のある公園で、組踊りとか区民の皆さんが上演して親しみのある場所で、隣には保育園、小学校があって、子供たちの集う場所、お年寄りの集う場所として、やはりそこに交番の設置を要請し、あと一歩踏み込んで土地も決めて、どこどこに設置してくれますようにということで、一

歩踏み込んで宜野湾警察署とか県のほうにも要請をしてほしいと思っております。

この前、自治会長のほうからも話をお伺いしまして、暗いところが多いと。区画整理のおかげで角々があって、カーブミラーがないと交通に支障を来すということで、私も夜、車を走らせて全部回れたわけではないんですけれども、ビルが密集しているところとか、そういったところを回ってみました。自治会からも要請が上がっているということではあるんですけれども、カーブミラーと街灯の設置について、まちがちょっと暗い感じがします。まだまだ整備の段階だと思うんですが、ぜひとも街灯の増設とカーブミラーの増設をお願いしたいと思います。先ほど都市建設課長から何基か設置するということですので、ぜひお願いしたいと思います。

交番の設置については地域の要請書、そして行政当局からも再三の要請をお願いしたいと思っています。交番の件はこれで終わりにして、あと公園です。

公園の維持管理についてですけれども、公園が幾つもありますので、これを自治会のほうがこの前行ったときは、ちゅらばる公園を清掃していたんです。そうしたら、水道は設置をされているけれども供用開始ができなくて水がかげられないと。そこでポリタンクにくんできてかけたということもあって、ぜひこれをはっきり責任の所在といいますか、これをはっきりさせてほしいと思います。今まで線引きをされているかどうか。民間委託とかシルバー人材センターにするとか、地域のボランティアにするとか、ハードはどこがするとか、花植えは地域がやるかという問題もありますけれども、その線引きがされて話し合いがなされているか等々を伺いたいと思います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほど答弁しましたけれども、今、街区公

園が4つ、5つの公園ができています。公民館のところからゆらていく公園。ゆらていく公園については自治会が今管理し、遊具については村のほうで管理します。ほかの公園についても遊具に関しては村のほうで管理し、維持管理について、草刈り等については、先々週、南上原の自治会長が来て、コミュニティを盛り上げていきたいということで、その地域の方で管理していくということになっています。それと水道については今年度予算に4カ所の公園のメーター加入金が新年度入っていますので、これは新年度からすぐここに設置して管理。管理は水代は地域の方で持っていくということで、今話をしていますので、今のところは地域で管理し、花代とか堆肥とか、そういうのは役場のほうで提供していきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 この前行ったら、花は植えてあるけれども水が出ないということで、枯らしてしまったという話もありました。なかなか寄留民といいですか、ここへ引っ越してきた人たちがなかなか参加されないということの話があって、やはり自分たちとしてもこの公園の隣近所の人たちが使用もするのだから、清掃もすべきではないけれども、したほうがいいのではないかと話をしてしました。公園は地域のコミュニティづくりの場として公園で遊ぶ、公園に集って話をする、そういうことがありますので、使用目的とか、キャッチボールができるとか、そういった規制とか、老人のパークゴルフとかもできると思うんですけども。そういったところは規制をされていますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

ゆらていく公園のところから看板を設置して、公園の使用心得ということで、利用者について注意喚起を促した看板は設置してあります。ほかの公園についても使用方法、あと利用方法、

犬が入ってきたら犬のふんを片づけるということも全部記入しています。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 公園は地域住民のコミュニティづくりに欠かせない場所でありますし、清掃して花を植えて、水やりをしていくうちに周囲の一人一人が認識をして加入をしてくる、加入というか一緒にやってくれるのではないかなと思いますけれども、今の質問は、公園でキャッチボールとかをしたときに花を壊したりとかいろいろ出てくるので、そういったものは規制されていないわけですよね。老人クラブが何かをやるときとか。そのほうを聞かれたんですけども。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

公園の設置の趣旨からも、キャッチボールをやめなさいとかバスケットボールはだめですよというのは基本的には行ってはいません。キャッチボールをして、例えばそばで老人がゲートボールをするというのであれば、その辺は、この公園の利用者がちゃんと心がけてやってほしいなと思います。規制は行っておりません。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 怒られるのではないかなという懸念が少しあったみたいですが、そういうことでしたらやはり地域で話し合って、その公園を利用して子供たちが集う、お年寄りが集う、そんな場にしてほしいと思います。2,000世帯のうち自治会に加入している世帯が370世帯ということで、5分の1ぐらい。清掃をするにもももとの区民の人たちが自治会活動をしている状況です。公園の清掃でもももとの区民が掃除をしているということと、あと草を刈りたのをどこが片づけるかという問題も出ていました。チラシを500枚ほど近隣、この公園の隣りのビルとか、そういったものに

入れるけれども、徐々に参加者がふえてきているとは言えますけれども、これがすぐに村外から来た人たちがそこに溶け込むということはないので、やはり地道に活動をしてやったほうがいいのではないかとということで話をしました。今後は本当に新しいコミュニティをつくるのが課題ではないかと思っております。これもマンモスと言っていいほどの都市化が進んでいる中で、やはり地域とか自治会長とかに任せるといことはとてもできない相談だと思しますので、やはり行政としても区と話し合いをして、今、お話を聞いたら区民と区長とかお話し合いをされているとのことですが、もっと地域の住民と話し合いをして、きちんと公園の管理運営をしてほしいと思っておりますけれども、それについても。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

特に南上原の自治会長は役場のほうによく電話がきて、どこどこが悪いというときは、うちの緊急雇用が今4名いますけれども、すぐ対応を行っています。例えば、この辺の道の草が生い茂っていると言うのであれば、すぐに明日にでもやっています。今後も自治会と連携をとりながら問題解決をやっていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 糸蒲公園は、今までにないような本当にユニークな公園であると思っております。高台にあるということで、塔のほうから見えるパノラマといいますか、それが非常にすばらしいです。あちこち360度見渡せるといこともあって、そこはゆくゆくすばらしい公園になるかなと思っております。保育園があってスーパーがあって、ビルの中にあって地域住民の憩いの場となると考えております。子供たちや若者が集える場所として、整備はまだ進む段階ですよ。まだ整備が100%にはできていないので、ウーマクーの子供たちがいますよね。そういった子供たちのたまり場にならな

いかという不安もあります。夜の管理、見回り、そういったのきちんとやってほしいと思っております。

あと、きのう糸蒲公園を見て回って感じたことなんですけれども、学校と一体となった形になっています。それで、学校の子供たちがそこを利用するかと思うんですけれども、きのう見たら、いろいろな遊具が設置されつつあって、すばらしいところだと。完成すればきっと親子連れの住民とか区外、村外の人たちがそこに集まるだろうということを感じました。1つ感じたことは、滑り台がありますよね、ちょっと高いところにあって、高い滑り台があるので、これは保育園の先生も一緒に行ったんですけれども、ウレー、ウトウルサッカーヤーということで、大丈夫かなということで見て、私たちは高齢だから、そこに上るといことだけでもフトゥトゥーするんですけれども、それで、これは大丈夫かなと。とにかく一度は検討してみ、見てみてください。

それともう1つですが、塔がありますよね。塔のほうにジュースとかお菓子とかを供えてあるんですよ。それをそのまま置いてあるわけです。前に行ったときもそうだし、きのうもジュースの缶とかが供えられていて、お供えをすることは非常にいいことではあるんですけれども、これを持ち帰ってもらおうかどうするのか、対策を考えてほしいとそう思っております。ぜひその対策、景観上非常によくないと思っております。人のやったことを批判するのは非常にやさしいことではあるんですけれども、公園の管理運営については公園の人たちと話し合いを進める。もっと一部の人たちだけではなくて、やはりチラシを配ったりとか、全体に。話し合いを進めていく、説明をしていくということとは決して難しいことではないと思っております。昔は南組、中組、後組ということのでつに分かれていて、自治会の運営をしていたというお話を

聞きましたけれども、どちらがよくてどんな弊害が出てくるか、それはまだ私もわかりませんが、前回の議会で光栄議員のほうから公民館をもっとつくってほしいというお話がありましたけれども、集会場をふやしたほうがいいのかどうするのか、村としても一度は検討してくださいと思えます。何れにしても公園が8つもできるということですので、この管理運営、そういったのが非常に問題になってきておりますので、ぜひともこういった2,000世帯ですので、どういう自治会運営のほうがいいのかというのを真剣に区としても、行政としても考えていってほしいと思っております。

山内原公園ですか、向こうは住宅地なんですよ。全部が住宅地で参加しやすいと。一人一人が運営がやりやすいということで、向こうは花がいっぱいしていて、非常に気持ちのいい公園だと思います。ほかの公園もそういう感じできるように、また行政としても努力をしてほしいと思っております。やはり公園の問題でも、突き詰めて言えば死角をつくらない、子供たち、ウーマターのワラバーター、不良と言ったら弊害があるかもしれないけれども、言葉に誤りがあるかもしれませんが、そういった人たちのためにも、地域の人たちのためにも、ぜひとも突き詰めたら交番の設置が必要ではないかと。公園内にできるとおっしゃっていましたので、問題はないということでしたので、ぜひとも糸蒲公園内にそれを望んで、私の質問を終わります。答弁はいりません。

議長 比嘉明典 以上で10番 安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

続いて、8番 仲宗根 哲議員の一般質問を許します。

8番 仲宗根 哲議員 おはようございます。一般質問をする前に、ウッティの金城議員からきのうの5名の議員が農業振興について質問をされておりまして、答弁の中で一括交付金を

使っているいろいろな事業を推進しているなど。答弁をもらっておりますけれども、私もやっと本腰を入れたかなということで大変期待もしているし、また喜んでるところであります。決してこれはアンダグチではなくて、本音でありますので、ひとつよろしく願いいたします。

私は少し、ウヒグワ違う面がありますので、質問をさせていただきます。

1. 農業政策についてです。

平成25年度の農業振興政策の一環として護佐丸島むん農業活性化支援事業の中で、島エンジンの優良種苗確保の設備や収穫作業の機械導入で効率化を図る計画をやっておりますが、現状はどのようになっているのか。また平成26年度の今後の取り組みについて伺います。

2. 護岸整備についてです。

平成26年度までの予算はついている。予算化していると聞いておりますけれども、津覇地内は大体終わって、今後は北浜地内の護岸整備の進捗状況、県との調整はどのようになっているのか伺います。以上、答弁よろしく願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲宗根 哲議員の御質問にお答えいたします。

大梓1番、大梓2番ともに農林水産課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の海岸整備の件は、私も随分これは早目に県と何らかの対策をとってやらなくてはならない非常に重要な課題だと思っております。御承知のとおり、海没地の問題がありまして、それを何とかほかのもので代替といいますが、代替も含めた形で地主さんに応じていただいて整備ができないかだとか、いろいろな方策はあるとは思うのですけれども、その中でやはり村も県営事業だからということで考えるのではなくて、村としても県にしっかりと一緒になってやれるような取り組みをやっていきたいなど

思っておりますので、またそのときには地元の北浜区民の皆様、そして議員にも御協力を賜りたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 おはようございます。それでは仲宗根 哲議員の大枠1と2について答弁させていただきます。

大枠1について、現在、島ニンジンの優良種苗の確保に向けた取り組みとして、3名の生産者の圃場にビニールハウスを設置し、優良品種の採種までの作業を依頼しております。また収穫作業の効率化を図る目的で導入したミニバックホーについては、去った1月に掘り取り作業の実証試験を行っております。

今後は、採種した種子を優良品種の安定確保のための研究等に生かせるよう、関係機関の指導助言等を受けながら取り組んでまいりたいと考えております。また、ミニバックホウについては、今後、希望する農家等への貸し出しも行っていきたいと考えております。これらの取り組みは今後、島ニンジン産地協議会を設立し実施して行きたいと考えております。

大枠2について。

県営北浜海岸保全施設整備事業の全体計画は、総延長L=974メートルで、平成25年度までに延長L=390メートルが完了しており、全体の約40%の進捗状況となっております。

平成26年度は津覇区域側の一部ですが護岸背後のコンクリート舗装を施工する予定をしております。その後は個人所有の海没地が存在する北浜区域側に移り整備を進める必要がありますが、現在全地権者の同意がまだ得られていない状況であります。

今後も沖縄県や北浜地域との連携を密にして、地権者との交渉を継続して行きたいと考えてお

ります。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 大変よくわかりましたけれども、課長は島ニンジン生産組合を設立して、収穫期の機械を要望する方には貸し出すということでありましてけれども、いわば通称、沖縄ではユンボですが、収穫期は安全性の面とか、そういう管理とか、また免許、資格も必要なのか、その辺はどうですか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

当然このユンボを使うことによって事故等が起こってはいけないので、今後できるだけ若い生産者といいますか、数名に講習なり運転の免許を取るような講習会等も今後検討したいと思っております。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 ぜひ保険をかけるなりして、万が一のことがありましたら困りますので、ぜひ資格を取らせてさせるように組合できちんと組合の中で徹底していただきますようお願いいたします。機械によれば、いろいろと豊作になりますよね。豊作になった場合、要するにまた値段が落ちて、よく言う豊作貧乏ですよ。そういう要するに出荷等の対策をどう考えているのか、その辺をお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

議員がおっしゃられるように、当然ながら出荷量がふえると市場での単価、価格は落ちてきます。その対策として、これは以前から取り組まれていることではあるのですが、JAの出荷場のほうに保冷库、そういうのがありません。今現在、活用されているかというのは確認

をとっておりませんけれども、今後はやはりそういう保存する施設を整えて、出荷調整等を行っていくべきだろうと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 ぜひ、今、農協にある保冷库ですか、冷蔵庫ですか。今は菊の苗にも使っているし、いろいろな夏季の果物にも使っているのではないかと私は思っておりまして、これでは足りないのではないかと感じておりまして、この一括交付金を活用して、ぜひ大型の貯蔵する、出荷を要するに抑制しながら値段を一定化するような施設を設けてほしいと思いますけれども、そうすることによって農家の皆さんの手取りも入ってくるし、またJAさんももうかるし、お互いまた農家の皆さんが儲かれば税金も入ってくるし。ぜひ、この大型の貯蔵施設というのですか、そういうのを設置してほしいと思うのですけれども、できるかできないかわかりませんが、ぜひこれを一括交付金を利用してやってもらいたいと思いますけれども、村長どうですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

一括交付金でできるかどうかは、もちろんこれから検討いたしますけれども、必要性は感じておりますし、また御承知だとは思いますが、例の冷熱を利用した形での保冷库は可能かどうか、今、研究などもやっているところでございまして、いずれにしろ必要だというのは我々当局も認識しておりますので、今後いろいろな方法を取りながら真剣に検討をしていきたいなと思っております。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 ぜひ鮮度が落ちないような、要するに最低でも6カ月ぐらいはもつような保冷库をつくってほしいということです。ひとつよろしくお願いします。

次に、優良種苗についてですけれども、課長はこの優良種苗について島ニンジンで言えば、各農家はみんな言わば種(サネ)、みんな各農家自分の種を持っているんです。これをブランドするのか、どことどこが一番いいのか、その辺の検討もしているんですか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

優良種苗といいますのは、今後、当然ブランド化していくためには、これまで各農家でそれぞれ自家採種していたものをある程度、先ほども答弁しましたけれども研究機関等で統一した品質が確定できるのか。もしそれができれば、どこでどの農家がつくっても同じような品種を確立できると。そういうことで今後、研究機関等との協議等も進めていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 ぜひ農家の皆さんの意見を聞きながら、このニンジンに関しては長いのもあるし短いのもあるし、太いのもあるし、いろいろな色のきれいな黄色もあるし、またダイダイ色のもあるし、いろいろな面からぜひ意見を聞きながら、ひとつよい種苗をつくるように取り組んでいってほしいと思います。今はハウスはあるけれども何もしていないものだから質問をしているわけです。しかし、大体何年度ごろまでにというめどをつけていますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

何年をめどといいますのは、今ここではちょっと申し上げづらいんですけれども、一、二年でできるものなのかというのは疑問がありますけれども、やはりその辺もまた研究機関の

指導と協議もしながら、できるだけ早目に行えるようにしたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 仲宗根 哲議員。

8番 仲宗根 哲議員 ぜひ農家の皆さんが儲かるように、ひとつ行政としても手を加えていただけますよう、お願いをいたします。

護岸整備については答弁をもらいましたので、大体わかりましたので、何かあるときには私もまた協力していきますので、地権者との会合を持ちながら、ぜひ説得をして、ぜひ護岸整備を進めていってほしいと思います。以上をもちまして終わります。

議長 比嘉明典 以上で8番 仲宗根 哲議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（10時50分）

~~~~~

再開（10時56分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、5番 新垣光栄議員の一般質問を許します。

5番 新垣光栄議員 5番 新垣光栄、一般質問を行います。

一般質問の前に、今年暮れから中城まつり、それからマッピング、それからウォークラリー、そして花のカーニバル、そしてキャンプ等と本当に職員の皆さんが頑張って、協力のもと無事に終えて、また希望のある事業がいっぱいできたと思っていますので、本当に御苦労さまでした。そして12万人、中城城跡の入客動員数が12万人を超えそうな勢いであるということも嬉しく思っています。中城村は新しいことをやってきたと。室町時代に能を大成させた世阿弥の言葉に「珍しきが花」ということばがあります、本当に花のあった一年ではなかったかなと。これからも続けていただきたいと思います。それでは通告書に従いまして質問をさせていただきます。

大枠の1番、平成26年度 施政方針から取り上げていきたいと思っています。

(1) 農業振興を図るために。

耕作放棄地対策として、具体的な取り組みをどのように考えているか。農業用近代化施設の導入にLNG冷熱を活用した植物工場および農業用ハウスの整備をどのように考えているか。朝市の活用、常設の対面販売の設置をどのように考えているか。

(2) 観光振興を図るため。

中城城跡を今年度は、どのように活用して行くのか。今年度、入観者の目標を立てているのかどうか。“わかていだを見る集い”“ツワブキまつり”“花のカーニバル”に関連して花木が必要だと思っているが、前議会で調整が必要と答弁があった苗床はどのようになっているか伺います。

(3) 地域基盤、生活環境の整備を図るため。

津霸小学校区域（和宇慶地区）の住宅政策の可能性はどのように考えているか。

(4) 行財政運営の確立を図るため。

職員の資質向上と能力開発、政策形成能力の向上とあるが具体的にどのような対策を行うのか。以上、お願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

まず御質問の農業振興につきましては農林水産課のほうで、 、 までお答えさせていただきます。観光振興についての 、 は企業立地観光推進課、生活環境の整備の 、 は都市建設課、行財政運営の部分は総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問の農業振興の 朝市での対面販売所の設置についてどう考えているかということで、議会の中でもこの朝市を始めるときにお話もさせていただいたと思うんですが、答弁もさせていただいたと思うんですけれども、

やはりまずできるものからやっっていこうということで始めた朝市を、これが発展的になっていけば我々行政としまして何らかの補助金の活用などを考えながら販売所の設置につなげていきたいという答弁をさせていただいたと思います。今まさに活況を呈しているようですので、また詳細は農林水産課のほうでお答えさせていただきますけれども、今後、形あるものにするためにも、どういう形になるかは別にいたしまして、そろそろ発展的な部分で考えていってもいいのかなということは非常に検討に値するものだと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣光栄議員の大枠1、(1)のからまで答弁させていただきます。

耕作放棄地の解消についてですけれども、耕作放棄地の地権者に対し、農業委員会からの指導を強化し、みずから耕作を再開できない場合には、担い手への貸し出しを行うよう強く指導し、耕作放棄地再生のための支援としては耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用し解消を図るよう取り組んでいきたいと考えております。

について、LNG冷熱の利用が可能になれば、植物工場での作物栽培に係る光熱費の縮減や農業用ハウス内での地熱の温度調整をすることにより、夏場でも冬の作物を栽培することができ、年間を通して安定した農業生産を図ることができるものと思われ、今後の農業生産に有効的な活用ができるものと考えております。

について、毎月開催している朝市も今月で17回目を迎え、出品者や来場者の数もふえてきており、地産地消に大いに貢献しているものと思います。現在、仮設テントでの販売を行っている状況にあり、出品者の数に対応できない場合もあります。常設の販売施設は出品者の生産意欲の向上につながるものと考えます。今後、

補助事業等での設置が可能か検討して行きたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣光栄議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

大枠1(2)の観光振興を図るためのの ありますが、中城城跡は村としても観光資源として県内外にPRするとともに、観光関連企業及び関係団体と連携し、観光誘客促進を図っているところであります。具体的な活用ということですが、「グスクの響き」これは実施団体がグスク響き実行委員会、「第17回わかていだを見る集い」城跡管理協議会、「ツワブキまつり」ツワブキまつり実行委員会、これは主にグスクの会が開催しております。それから「初日の出の観覧」これは城跡管理協議会が行っております。それから「旗すがし」添石旗頭保存会、沖縄花のカーニバルイベントに城跡で参加をしております。村としては今年度も中城城跡ライトアップ事業、プロジェクトマップングを予定することです。

今年度の入客目標についてですが、きのうも御説明しましたとおり中城村第4次総合計画に基づいて業務を執行しているところであります。中間目標値が平成28年度は15万人という目標を設定しております。最終目標値も平成33年も15万人ということで設定をしておりますが、入客増については、これまでグスクの会等に御協力をいただいているところであります。観光の入客については社会経済情勢に敏感に左右されるのがあります。職員一丸となって目標達成に向けて努力していきたいと考えております。

次に でございますが、花と緑のふれあい広場の温室利用については、関係課と調整をいたしまして利用可能ということでありまして、今年度は実施したいというグスクの会の会長から使

用願いをいただいて、一括交付金等も含めて整備ができるかどうか検討をさせていただきたいと思っています。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 新垣光栄議員の大枠1の平成26年度施政方針の(3)の についてお答えします。

については、中城村は那覇広域都市計画区域に属しており、市街化区域と市街化調整区域で区分され、南上原以外の集落は市街化調整区域であることから、住宅建築の緩和区域として都市計画法34条11号を平成16年6月に指定されました。この指定の条件は昭和62年に建物があった個所までの範囲で、大規模指定既存集落(昭和62年指定)されていますけれども、を緩和区域として指定していることから、国道下から旧県道の間を43条11号に追加指定するのは、県としても厳しいとの回答を得ていますので、この地区の土地利用、約1万8,000平方メートルあります。5,500坪です。を行うには地主会を立ち上げ、地区計画等による手法で行うなど、是非地権者をまとめてもらいたいと思います。

土地を有効に活用できるよう、我々都市建設課も協力したいと思います。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 (4)についてお答えいたします。

地方分権一括法の施行による新たな制度を最大限に活用しながら、そのニーズに沿った施策を企画・立案し、ねばり強く実現しなければならない姿勢が望まれております。具体策といたしまして、政策形成能力の向上等には、条例の役割が増大することに伴い、何が自由になるのか、行政の範囲なのかを正確に見極め、ルールづくりのできる能力(法務研修)を磨くことが重要だと考えられます。また、資質向上について、能力開発については、職種・所属に合わせ

た実践的な研修を行います。具体的なものについて、政策形成については、ゆがふう塾で7カ月等の研修が組まれております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 それでは順を追って一つずつ再質問をさせていただきます。

ですが、答弁があった耕作放棄地再生利用対策事業があると思うんですけども、この事業は県協議会で作って、また地方協議会で作って、直接協議会のほうに交付金が下りてくるということになっているんですけども、中城村での協議会のメンバーは、どのようなメンバーがいらっしゃるか、いつごろ立ち上げたかお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

立ち上げは平成23年度に立ち上げておりまして、名称が中城村地域耕作放棄地対策協議会。メンバーは農業委員、あとJAと農林水産課という3者で行っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 この事業は私が一般質問で取り上げさせてもらって協議会をつくるように提言したんですけども、実際、この事業費を県で調べてみると中城村がほとんど使われていない。ほかの市町村は使われているんですけども、中城村ではほとんど使われていないということで10アール当たり5万円の耕作代と、そういうのが使えるということで、前課長のときにも質問をしたんですけども、ほとんどの申請が中城村ではやられていないということだったんですが、何件ぐらい申請されているのか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛

之 お答えいたします。

耕作放棄地の対策事業を行っての農地の再生作業は1件でありまして、面積が約1,200平方メートル、その後、その場所にビニールハウスの設置を行っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 農業を振興するという村で1件だけです。ほかの地域、与那原だったり西原だったり、その辺はもっと活用していると思うんですけれども、その原因がやはり周知です。農家の方々への周知が徹底していないと思うんですけれども、その辺の徹底をどのようにやっていくのか。そして、この交付金事業はまだ続くのかどうか、2点お願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

この事業についての周知等については今後、JAの指導員、または今後採用する農業指導員からの農家への周知も行っていきたいと思えます。事業が何年度まで続くかということですが、当初は平成25年までの予定でしたが、今後も見通しとしていつまでということはまだ限定できないんですけれども、今後も当面は続くということで話は聞いております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 地域に、赤い地域、グリーンの地域、黄色い地域と別れているんですけれども、ぜひその地域の調査は大金をかけて調査していると思いますので、この地域別にしっかりやっていただきたいと思えます。その中で、周知するところというふうに補助金メニューが結構あるんですけれども、そして耕作放棄地も伐開から掘り起し、それからまたそういういろいろなことができると思うのです。この交付金もあるので。その辺も使ってぜひやっていただきたいと思えます。

そしてもう1つ提案したいのが、今、住宅、アパート、マンションなどに磁気探査事業というのが沖縄県で、これは100%の事業です。があります。それを使って、その中にアパートもあるんですけれども、現在畑として利用している土地や長期的に利用できる広域探査発掘加速化事業ということで、畑に限らず全ての土地を磁気探査を入れることができます。そして畑であれば磁気探査を入れた後に掘り返して返すことができます。これは100%の県の事業です。それは担当が総務課になると思うんですけれども、今、ホームページ等を見たら、ちゃんと申請書が上がっているんですけれども、この辺の説明をお願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

ただいまの広域探査事業については、今はホームページのほうへの掲載、平成24年には広報紙への掲載も実施しております。本年度については村を通じて県のほうに申請という形になります。申込者が現在はあります、以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 中城の耕作放棄地を含め、今サトウキビを植えて今年返したいなという方々も磁気探査を入れたいと言えば、これに磁気探査全部入れてもらって全部返してもらいます。ギンネムがあるうがアカギが生えていようが全部畑としてまた元に戻して、磁気探査を入れるものですから、入れた後に元に戻してくれる。それも耕してユンボで掘り起こしてくれるということですので、これがあればほとんど中城村の耕作放棄地は全部ユンボで掘り返しできると思うんですけれども、どうでしょうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの質問なんですが、耕作放棄地には土地改良区もあれば原野、山林化している斜面地もあります。斜面地については可能だと考えております。土地改良区に

つについては工事に入る前に磁気探査のほうは行われているということで、該当はいたしません。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 土地改良区は該当しないということなんですけれども、私の認識が違っているのかどうか、しっかりもう一度、この区画整理を入れたところももう一度探査できるということでお聞きしているんですけれども、それは確実にできないのかどうか。ほかの地域では行われているということなんですけれども、どうでしょうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

ただいまの件なんです、県のほうへ問い合わせた結果でございます。ほかの地域でこれが該当しているということであれば、再度確認をしていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ確認していただいて、もしできるのであれば、この事業を使えば100%無料でできますので、この事業で耕作放棄地対策をやっていただければ村の負担もないし、村の事務手続もない。ただ取りまとめてファックスを県に送るだけです。それを総務課と農林水産課で話し合って、別々に送るとまとめて工事ができないものですから、県のほうも困ると思いますので、やっていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。連携して。その辺、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの件ですけれども、農家への支援の一貫になると思いますので、詳細を調べて、また総務課とも連携して対応していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 もしこの事業ができるのであれば、村長、職員の手間も省けるし、申請だけでできるというのであれば、こんなにおいしい話はないと思いますので、ぜひ進めていただきたいと考えているんですけれども、どうでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

ただいまの御提言、非常に素晴らしい提言だと思っておりますので、今、お話をさせていただきました総務課をひとつ窓口にして取りまとめ、もちろん農林水産課もあれば都市建設課もあるだろうと思っておりますので、総務課が取りまとめ一括してやるということで御理解をいただきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひお願いします。私の見解からはできるとは思っているんですが、不発弾処理で。不発弾があれば畑はできないでしょうね。中城村も何件かこの一、二年で不発弾が出ていますので、できると思っていますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

そして次のほうに行きます。朝市をやっている、夏場の野菜がどうしても足りなくなる。それで、農業へのLNG冷熱を活用してやれば夏野菜ができるという、先ほど答弁がありましたけれども、このLNG冷熱を活用することによるどのような課題があるのかお伺いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

護佐丸エネルギープロジェクトの計画で、平成24年度から取り組んでいるところですが、平成26年度の事業計画では植物工場への可能性研究ということで、琉球大学の農学部の方、上野先生が今現在、浜のほうで植物工場を設置し



ている先生のほうに、可能性調査を依頼する予定であります。課題としましては、今現在、沖縄電力からLNGの冷熱を利用していくということの調整をしているところであります。冷熱が使えるれば十分施設に使えるということで、方法はいろいろありますが可能性はあるということでもあります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜび今、冷熱を使わせていただいて、夏場の野菜の対策。農業用ハウスにその熱を使えば、夏場の野菜対策もできると思っておりますし、先ほど哲議員からありましたように保管庫をつくれれば、このプロジェクトによるいろいろなことができそうですので、琉大の先生方の研究もいいんですけども、今は琉大のほかの研究者の方々もこの冷熱に関しては研究しています。CASの冷凍システムとか、これはそのままの野菜を細胞の段階まで、細胞膜を破壊しないで凍結できる技術でありますので、わざわざペースト化しないで、そのまま冷凍庫に入ればCASの冷凍をすると、そのまま東京市場に送れて、解凍しても液が出ない。細胞膜を破壊しないで凍結できるという技術がありますし、それから急速冷凍機凍眠です。冬の「冬眠」ではなく氷の「凍眠」というのも開発されています、琉大の先生方だけに頼るのではなくて、もう既に開発されている技術がありますので、それはコストも安いし、2,000万円とか1,000万円の単位で、小さいものになれば、凍結器を通すだけでマイナス40度の倉庫があれば、すぐ活用できる技術もありますので、その辺も含めてやっていただきたい。研究に偏るのではなくて、あるものも活用して、その中に組み込んでいく。今の取り組みに組み込んで行くという手法ですれば、もっともっと早くなるものではないかなと。護佐丸プロジェクトも早くなるのかなと思っておりますので、その辺も夏場の夏野菜対策にぜび活用していただ

きたいと思っております。

そして次に 朝市の活用についてです。アタイグラーと言え、イギリス方面ではキッチンガーデンと言って、自分の台所から野菜をとってきて調理して食べるということで、野菜を買わなくても理想的な形です、私たちの昔の集落にあった自分のアタイグラーで野菜をとって食卓に上げる。そういう政策ができるのが中城村だと思います。中城村のよさだと思いますので、このアタイグラーというのをぜび政策に入れて推進していただきたい。そこで、農業指導員も大規模の農家であれば農協とか、そういう知識を持った人たちがいっぱいいると思いますので、この農業指導員もそこまで掘り下げて指導ができるようにしていただきたいと思えます。中城村においては中城城から見ていても、私は本当に農振地域かなと思うぐらいに住宅が立ち並んで、このまま本当に農振地域でいいのかなと思うぐらいに農家で本当にやっていけるかなと思うぐらいの発展。アタイグラーで農業を残していく方法しかないのではないかなと思っております。そこで、中城村において大規模農家の育成は本当に可能なかどうか、お答えいただきたいと思えます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

かなり難しい問題ではございますけれども、我々農林水産課の立場といたしましては、今後当然ながら構造改善等々によって大規模農家、とにかく経営が安定する農家を育てていくという目標を持って今後もできるだけ推進していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 確かに国のほうでは自給自足とか、地産地消とかとい関係で農業の大規模化、そしてTPPで対抗できるようにとい

うことで農業の大規模化をやっているという方針ではあるんですけれども、その地域に合った政策があるのではないかと。国の政策と地域の政策は同じ農業政策でも違うのではないかなと。それで地域に合った政策をそのメニューからちゃんと選んで、精査してやっていただきたいなと思います。そこで、そういう大規模農家をするに当たって、所得が1,000万円以上の農家が今、中城村に何軒ぐらいあるのか。すみません、これは通告書にないものですから、大体でよろしいので1,000坪以上農地を抱えている農家は何軒ぐらいあるか。3,000坪ぐらいある農家はどれぐらいあるか、もしわかれば。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの農業所得が1,000万円以上ある農家が幾らあるかということですが、そういったことの把握は現在しておりません。あと3,000坪以上の農家も今ここで答えできませんので、また後ほど資料として提出したいと思います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ農家の大規模化と言っているので、その辺の資料をしっかりと把握しながら政策をやっていただきたいと、大規模化よりも中城村はアタイグワの政策で農家を生かす方法が一番合っているのではないかなと、思っておりますので、小規模で付加価値のある商品づくり、そして農家をやることによって生きがいを感じて、おじいちゃん、おばあちゃんが元気で医療費の軽減になるとか、農業をとおして子供たちの健全育成をすること、農業をやることによって付加価値がある政策をやったほうが行政コストが落ちるのではないかと。いいまちづくりができるのではないかなと思っておりますので、その辺をしっかりとやっていただきたい

と思っています。

先ほどの再利用交付金の中に、小規模でもできる農業として農業体験施設。市民農園とか教育ファームなどは一般の人でも必ず農家をやっている団体とか、農業をやっている法人だけしかできないのか。もし、やりたいという方がいれば、農林水産課としては支援できるのかどうか、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

耕作放棄地対策事業においては、おっしゃるとおりメニューの中に農業体験施設、例えば市民農園、教育ファームの整備も支援するということになっておりますので、今後そういった要望等が農家や村民からあれば協議会で実施できるのか、協議してまた検討していきたいと思えます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ農業指導員をこの市民農園とか教育ファーム等でできるように活用していただきたいと思えます。

続きまして大枠の2です。観光振興に移らせていただきます。先ほどの答弁ですと平成28年までに15万人ということで、逆算すると今年14万人の入観者が予定できるのではないかなと思っておりますけれども、社会情勢に影響されると思うのですが、アベノミクスで観光客はふえているし、景気もいいようですので去年12万人、今年13万人はできるのではないかなと思っておりますけど、どうでしょうか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたしたいと思います。

目標に向かって努力するというのを答弁させていただきます。平成25年度から

中城城跡のイベント等のメニューづくりをしまして実施しております。今年度はそれに加えて関連企業への観光事業所等への営業をかけようということで、管理協の事務局長とも相談をしておりますので、その辺もまた伸びる要因になると思います。努力させていただきたいと思っております。一生懸命頑張ります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。今、いろいろな施策を打っていますのでできると思っています。そして、目標を掲げるということですので副村長の後ろにもサッカーの横断幕ですが、旗があるんですけども、観光推進課の課長の後ろに15万人目標ということで、横断幕をかけてやれば資質の向上にもなると思うんですけども、どうでしょうか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

拒む理由はないと思っておりますので、ぜひ掲げていきたいと思っております。御承知のとおり観光事業については全庁体制で取り組んでいかないと対応ができないということもあります。これは情報で申しわけないんですが、今年はスポーツキャンプの誘致についてもワールドカップイヤーに当たりまして、JリーグのJ1が5月17日から7月19日まで試合が中止します。その間も今年はキャンプ誘致ができるのかなということで、今、各クラブチームへの電話等々で調整をしているところですが、そういうところも今年度はまた含めていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ目標を上げて、目標を掲げることによって庁舎内も締まってくると思っておりますので、庁舎内の見本になるように掲

げて頑張ってくださいと思います。これからどんどん新しいこと、おもしろいことをやっていかないといけない。「珍しきが花」ということで、花といえばおもしろいこと、新しいことということで、先ほども世阿弥の言葉を引用させていただいたんですけども、村長も新しいこと、いろいろなことを提言していかれると思っておりますので、ぜひどんどんいろいろなことを提言させていただきたいと思っております。

次、ツワブキの件なんですけれども、このツワブキの苗床として温室を申請すれば利用できるということで、本当に調整ありがとうございました。また、グスクの会でもその申請の答弁を待っていましたので、一生懸命頑張ってツワブキの苗とかハイビスカスとか、そういうのが配布できるように花のカーニバルで頑張ると思っておりますので、本当にありがとうございました。頑張ってもらえるようになると思っておりますので、ありがとうございます。

そして次3番目に行きます。大枠の3番目です。答弁の中では地区計画をやれば可能ではあるということでしたけれども、なぜこのようなことを聞くかということ、今、津霸小学校における児童の数が減っていると思うんですけども、今、和宇慶・津霸地区における高齢化率をちょっと教えていただきたいんですけども、よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

津霸地区の中でも各字ごとで違うんですけども、平成23年から平成26年まで平均しても22%の高齢化率になっています。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 高齢化率が進んで、人口の推移はどのようになっておりますか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

これは和宇慶地区でお答えいたしますけれど

も、住民生活課の記録では昭和51年808名、昭和61年が775名、平成8年が794名、それから平成16年が846名、平成20年が831名、平成21年813名、平成22年が794名、平成23年が793名、平成24年が795名、平成25年が805名です。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 次に、このような数字で子供たちの数が津覇小学校区域では今、一クラスしかつけれないということになっているんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

平成25年度の津覇小学校児童数が282名、平成26年度3月20日現在見込みで260名となっています。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 このように高齢化率が上がって、人口はほぼ横ばいかちょっと下がる。そして子供たちの数が減っていくという状況で、緩和措置があって、津覇小学校区域では伸びると思います。緩和区域の11号、13号を活用して伸びると思うんですけれども、和宇慶地区においては以前に指定されてしまって、住宅をつくる場所がないということで、唯一可能性があるというのが検地原あたりだと思っておりますが、そこでぜひ地権者の地区計画同意をいただいて、地区計画を入れていただきたいと思えます。そこで道が必要なんです。その辺の道を入れるために道路指定等で認定道路はできるのかどうか伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今のその土地については平成9年に住宅供給公社で事業を行う予定でしたけど、地権者の反対によって断念した経緯もあって、図面等については描かれています。ただ、この地区においての村道整備を行うのであれば、ほかの交付金

事業とかが該当すれば検討して参ります。こういう場所は安里の地区にもあります。11号を指定されていますけど、道が接続されていなくてできない箇所もありますので、この辺も地区計画といっても地主の全同意、それから皆さん方が土地を提供すると。土地を売って工事費に回すという方法ですので、今、沖縄県で地区計画で住宅の施策をしているところはまだ1カ所もないですけれども、今回、新垣光栄議員が提案していますので、この辺を和宇慶発で新しいモデル地域をつくってくれば、ほかの地区にも良い事例になるのではないかなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 同意があればできるということで答弁をいただいて、ありがとうございます。住民同意を取りつけながらやっていきたいと思えますので、よろしく願います。

そして最後、大卒の4番なんですけれども、職員の資質向上ということで、いろいろな事業をやっていると思うんですけれども、各課からいろいろな政策を上げていただいて、事業をやることによって政策提案能力がつくのではないかなと思っているんですけれども、これはどうでしょうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 一括交付金事業の中でも企画課のほうで取りまとめをしておりますが、各課からこの事業に対する要望等、計画等は各課から募って、この事業に結びつけています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 各課から上がった交付金事業の提案は何件ぐらいありましたか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金につきましては各課、職員に対しまして課を超えた提案をぜひやっていただき

いと。必ず自分の課で所掌する事務のみの提案ということではなく、係りを超えたような形で提案をお願いしているところです。これは各課から直接違う提案というのは今のところまだございませんが、平成26年度の一括交付金の事業としましては21事業であったと記憶しております。

議長 比嘉明典 時間ですので、まとめてください。

新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ今回の一括交付金、大変計画をするのに苦勞をしていると言われているんですけども、ぜひ今回の一括交付金でいい面は沖縄県の各市町村の政策能力、企画能力が上がるのではないかなということも言われておりますので、事業を精査しながら、企業が持ってくる事業をやるのではなくて、自分たちでつくり上げてくる。そして地域の方々、各種団体と協議をしながら進めることによっていろいろなことができると思いますので、その辺も含めて、ぜひ資質向上のためにですね。提案されたのをやるのではなくて、小さい事業でもいいですから、一緒になってやっていただきたいと思っています。以上で一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で5番 新垣光栄議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（11時54分）

~~~~~

再 開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、15番 新垣善功議員の一般質問を許します。

15番 新垣善功議員 こんにちは。それでは一般質問最後の質問になると思いますので、よろしく申し上げます。まず、一般質問をする前に一言、先月、3月11日の津覇、浜地域の津覇避難訓練について、もうやっとな行政が重い腰

を上げたことは大変意義ある一歩だと思います。またマスコミ等にも取り上げられていたことで、村民の防災意識も高揚したものと思います。今後も定期的を実施することは大事なことであることは言うまでもございません。始めるより継続することが大事であります。テレビ放映、ニュースを見て津覇地域での訓練終了後に参加者全員が、3年前の東日本大震災で犠牲になった方々に黙とうを捧げ、御冥福を祈るシーンを見て、本当に感動しました。目頭が熱くなりました。行政、議会、村民と一緒に減災・防災に取り組んでいきましょう。

それでは通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

1点目、村長の施政方針についてでございます。

(1)村長の施政方針の中で農業振興の具体的な計画について伺います。

農業指導員の配置ということでありまして。どのように配置して、どのような活用をしていくのか、運用をしていくのかです。

湧水対策についてでございます。これにつきましては、先日も一般質問の中でありました。今回、初めて議会からの要望に基づいて予算が計上されたということでありまして。どのようにしていくのか具体的な運用について伺います。

耕作放棄地対策についてでございます。これも先ほどから何名かの議員が質問していましたが、私は今、耕作放棄地は幾らあって、何名の地権者がいらっしゃるのか。そしてこれまで農地バンクという制度を設けて2年か3年になりますか。その中でどれぐらいの実績があるのかについて伺います。

新たな農産物や特産品を官民共同で研究開発が図れるように取り組みを検討するということになってはいますが、その計画書及び実施計画は策定されてやっているのか。と申しますのも、おとといからの議員の質問に対し、各課長が答

えていますけれども、ほとんどが同じ答弁でございます。具体的にどのように進めて行くのか。

(2) 同じく観光振興についての質問でございます。この観光振興についての具体的な計画は策定されているか。

村長の公約である中城城跡入客数15万人目標ということで、取り組んできておりますが、先日からの答弁を聞きますと、平成28年度までに15万人ですか、それとも最終年度は平成33年ということではありますが、そういう具体的に数値を挙げて、それに向かってどのような取り組みをするのが大事だと思うんです。ただ言葉だけ発して、実際、一年間はあっという間に過ぎていきますので、何もしなかったということでは困ります。そういう意味でも、やはり目標を持って、それに日々、毎日それに向かって努力していくことが私は大事だと思う。

民泊事業の推進に取り組みますということでもあります。これは去年も一昨年もうたわれてはいますが、ではこれまでNPO法人、商工会では2回、NPOでは2回取り組んでいるようですが、課題は何なのか。行政として、そして行政として今のような支援でいいのかどうか。もっと私は考えるべきものがあると思います。

それと2番目、職員の服務規程についてでございます。

職員に対する服務規程の周知・徹底をどのように図っているのか。服務規程を見た場合、服装等のことがないものだから、それをどのように考えているか。そして服務規程をどのように職員に周知しているのか。

それと3番目、児童・障害者の虐待についてでございます。

これについても先日、新垣健二議員からも質問があったと思いますが、改めて私のほうからも質問をさせていただきます。

村内の実態はどうなっているのか。全くな

いのか、あつて見ないふりをしているのか、そこら辺を伺います。以上。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番、施政方針についての農業振興については農林水産課のほうでお答えさせていただきます。2番の観光につきましては企業立地観光推進課。

大枠2番の服務規程につきましては総務課。

大枠3番の児童・障害者の虐待につきましては福祉課のほうと教育委員会のほうでお答えさせていただきます。

私のほうでは先日も答弁させていただきましたが、児童、これは幼児も入っているものと解釈いたします。障害者の虐待についてでございますが、常日ごろからお話をさせていただいております自治会長の皆さん方や、あるいは民生委員の方々、母子保健推進員の方々に、責任はこちら行政で負いますので、どうぞ疑いがあるということがあれば必ず御一報くださいと。疑いがありながら間違いを恐れて万が一のことがもしあったときのことのほうが非常に人命にかかわることですから、これだけは避けたいんだと。間違いであれば我々行政のほうでしっかり対処していきますからということと、常日ごろお話をさせていただいております。これは徹底をして。そして本村においては数は少ないとはいえ、表に出ているのは。後でまた詳細は御報告させていただきますけれども、あるのは間違いありませんので、それをどうまた克服していくか。出ないためにどう対策していくか、またしっかり検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣善功議員の大枠1の(1)

から について答弁させていただきます。

これまでと同じような答弁となると思いますけれども、御了承ください。まず について。農業指導員の配置に伴う具体的な事業計画は、現在のところ定まっておりませんが、今回の事業においては特に栽培技術指導に力を入れて、各農産物の生産向上を図っていきたいと考えております。また、農家への巡回等による補助事業等の情報の提供をし、事業導入ができるような取り組み、さらには担い手の育成に向けて、これから農業を開始する新規就農者への技術的な支援や経営相談等にも取り組んでいきたいと考えております。具体的な指導計画等については、今後定めていきたいと考えております。

次に について。昨年の干ばつ時には、津覇、和宇慶等の既存の水利施設では、対応ができなかった状況でありました。今後の農業用水確保のために、平成26年度より、井戸等の水利施設の設置に対し補助金の交付を予定しております。補助率は施設設置費に対し個人で30%以内、団体で50%以内とし、補助対象者については、農地の経営面積や経営状況等で判断したいと考えております。また、中城村と北中城村の受益者で組織する中城ダム水利組合が、中城ダムを水源として利用するために設置を予定する管路、給水口等の設置費用に対し、両村で補助金を交付し、広く地域の農業者の水利用に貢献できるようにしたいと考えております。

次に について。耕作放棄地の地権者に対し、農業委員会からの指導を強化し、みずから耕作を再開できない場合には、担い手への貸し出しを行うよう強く指導し、耕作放棄地再生のための支援としては耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用し、解消を図るよう取り組んでいきたいと考えます。

続きまして について。現在のところ、村としての具体的な実施計画書ではありませんが、民間等から提案のありました本村の新たな地域

の特産物としてキクラゲやキャッサバ及び生ショウガ等についてブランド化に向けて官民共同での取り組みが可能か検討し、今後、御提案できるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

耕作放棄地についての件ですが、現在、耕作放棄地が村全体で48ヘクタールとなっております。今、この場で地主の数はちょっとお答えできませんけれども、村外地主については121名ほどおります。実績としましては、耕作放棄地の実績はこれまで対策事業では1件を実施しておりまして、農地バンクに基づく利用権等の設定については平成24年度に10筆、8,360平米。平成25年度に3筆、3,720平米の利用権の設定を行っております。それと現在の農地バンクで登録される人数が貸し手6名、借り手37名が登録されております。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では新垣善功議員の御質問にお答えしていきたいと思っております。

大枠1の施政方針の中の観光振興について説明したいと思います。中城城跡への入客数15万人目標の具体的な取り組みとして、実施施策としまして観光客誘客活動。これについてはゆるキャラ「ごさまる」を活用した各種イベント事業への参加になります。それから観光パンフレット増刷配布事業。これは観光関連企業とそれから県外の修学旅行生の高校への配布となっております。

として、中城城跡来場者への利便性向上事業としましては、観光案内情報配信システムのICTを活用した城跡及び文化財案内の利便性向上を図っていきます。

3点目に、中城城跡イベント事業としまして、大まかな事業としまして(グスクの響き)青年エイサー大会、ゴールデンウィークまつり、そ

れから中城城跡ライトアップ事業、これについてはプロジェクトマップも一緒になっております。それからわかれていだを見る集い、ツワブキまつり、沖縄花のカーニバルへの参加、それから歴史の道散策支援事業、添石の旗頭。

4点目に、観光誘客拡大事業としまして、プロスポーツキャンプ誘致活動事業、それから民家体験学習泊支援事業、それからゆるキャラによる中城村PR及び地域活性化事業、全国ゆるキャラグランプリへの「ごさまる」の参加等々によって中城村及び中城城跡をPRしていく事業を実施しまして、中城城跡入客数15万人の目標を持って努力してまいりたいと考えております。

次に の民泊事業の推進につきましては、本村の民泊体験学習泊支援事業は、中城村商工会とNPO法人しまんちゅ活力支援隊2団体が受け入れ活動をしているところであります。平成25年度は各団体とも2学校の受け入れをしております。学校名が神戸大学附属中等教育学校を109人受け入れしております。それから茨城県水戸第一高等学校を160人受け入れをしております。それから埼玉県立浦和第一女子高校123人、神奈川県元石川高等学校42人を受け入れしております。課題としましては、やはり民泊家庭の絶対的な不足がありまして、1校360人程度の受け入れを目指しているところであります。もう1点としましては、観光客が旅行を取り仕切るということもありまして、村としてのアプローチ、観光客への営業活動が不足しているということでもあります。今年度はそういうものを検討しまして、パンフレットを印刷しまして配布等々をしながら営業活動を図りたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

大枠2の服務規程の周知についてですが、周知については課長会、それと文書、掲示板、村

長訓示等により行っております。新採用職員についてはオリエンテーションの中で実施しております。あと気になる事項等については随時、監督者である課長に伝え個別指導等を行っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それでは大枠3の児童・障害者の虐待について答弁いたします。

児童虐待については、中城村要保護児童地域対策協議会で取りまとめて対策をしています。平成25年度中の児童虐待相談は5件であります。内訳として身体的虐待が3件、心理的虐待が2件となっております。その他のネグレクトや性的虐待などがあるんですけども、その事例はありませんでした。

そして関係機関としましては児童相談所、福祉保健所、学校、教育相談室、福祉課が主にかかわって個別会議などを持って対処しております。平成23年度からの事例ですと、平成23年は16件、平成24年は9件、今年度は5件ということで減少傾向にあります。

あと障害児の虐待については、平成24年に障害者虐待防止法が施行されておりますけれども、本村では虐待の報告はありません。相談事案などがある場合は、関係機関などに赴いて、その実態の確認をするなど、対処の相談などを行っております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それでは大枠3の についてお答えいたします。

児童の虐待については、学校での児童生徒の毎日の健康観察、それから様子の把握、教育相談等で疑いがあるときには福祉課、コザ児童相談所と連携して支援を行っております。同じ答弁になるかと思いますが、現在疑い、解消したものを含めて5件把握して、その相談それから子への対応を行っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 それでは一つずつ順を追って再質問をさせていただきます。

農業指導員の配置であります。今年初めてそれが予算化されましたが、いつも私が言っているのは、予算をつけてからやるとなると一年という歳月はあっという間に過ぎていくんです。まだ人材も確保していないと。こういうのは課長、私は非常にあなた方のやり方がおかしいのではないかと思います。大体めどはついているのでしょ、全くめどもつかない、それであなたは村長の施政方針を達成できるの。これだと探すのに二、三カ月かかるんでしょう。それでは私はいかななものかと、常に先を読んでいかないと、村長も答弁の中でちゃんと行政が常に一歩踏み出していくということを言っているでしょう。これが皆さん方には見受けられない。各課長そうですよ。中には一生懸命やっている課長もいらっしゃいますよ。早目にその農業指導員、これは前にもらった図等いろいろ書かれていますけど、農業指導員の仕事の内容がはっきりして、これを見たら余りにも多すぎる。地産地消とかいろいろなことが。これできると思う、一人で。その辺しっかり早目に実施計画もつくってどうしてやるんだということは示して、そして農業従事者である皆さん方にも周知徹底を図って活用できるようにしてほしいです。

今度は渇水対策でございます。まあいいことでしょう。ただ、企業局との話を私はしたと思うんですが、前の前。企業局の話はどうになりました。工業用水を途中で取水することはできないのか。

それと耕作放棄地対策でありますけれども、今、どこに課題があるのか。私は今までの皆さん方の農地バンクでは解消できないと見ています。もっと村がしっかり腰を据えて責任をとるということをやらないと、今の農地バンクというのは貸し手、借り手を探して、紹介あっ

せんして、そこにさせるということでしょう。それでは私は解消には時間がかかってどうかなと思うんです。それよりは農地バンクという制度であれば、耕作放棄地を全てといってもいいぐらい、村がまず借り上げて、そして農業をしたい人に村が貸すと。また貸してみたいになるかもしれないけれども、それを承知の上で地主とは交渉して、村が責任を持ってそして借り手に貸していくと。そうすれば、貸す人も安心して貸せると思うんですよ。今の地権者というのは貸したら戻ってこないという心配がまだまだあるのではないかと。2カ年ぐらいやってみて、あまり思わしくなければ、その農地バンク制度はこれでいいのかどうか検討して、制度見直しもするのが皆さん方の仕事だと思う。それについてどう考えているか。私が思うには、地権者から村が借りて、それを借り手に貸していくと。これがまさしくバンクですよ。皆さん方は今、あっせんですよ。不動産屋みたいにあっせんをしているだけです。貸し手と借り手を会わせてやるという。

それと特産品づくりは観光推進課じゃないの、どっちがやっているの、観光、工芸品、いろいろなお土産品、特産品をつくるでしょう、どこが担当なの、実際は。農産物についてはいいけど観光についていろいろ、農産物を加工して6次産業で加工して売る場合も、どっちなのか。

それと民泊事業について、どのようにかわってきたのか。一番今、課長がおっしゃったことは、これは課題ですよ。民泊を受け入れる家庭が探しにくい。それを私の考えですけど、村がもうちょっとリードして動いてやれば、村民も普通、商工会とかNPOがやった場合、あまり信頼がないような気がしてならないんです。村が責任を持ってこの民泊受け入れの家庭の募集をします。ただチラシを配って広報に載せればいいという問題ではないんです。もうちょっと汗をかいて本当に回って、村が民泊組合を立

ち上げるぐらいまで支援して立ち上げさせて、それから民泊協会みたいにつくって、そこに引き継いでいくというぐらいしないと私はどうかなと思う。修学旅行生はたくさんいます。それは村が旅行社を通じなくても村が独自でできる可能性もあるんです。皆さん方は姉妹都市の旭市の教育委員会とか、あるいは福岡の福智町等も交流やっているでしょう。向こうの子供たちを受け入れてもいいんじゃないの。実際、まだ交流はやっているでしょう。もうちょっと考えて、知恵を絞って、民泊を進めてほしいなと思う。そこに来る子供たちが中城城跡に行けばふえるわけでしょう。とにかくこの15万人目標は村長の最初からの公約ですので、平成28年と言わず早目にやるように。だから、そこには計画書をつくってやりなさいということです。

それと服務規程、こう見たら課長の皆さん方は、教育長はきょうは名札をつけていますね。身分証明書を持っていますか、これは常に携帯すべきでしょう。そういうのがちゃんとうたわれているわけ。それを実施されているかどうか。職員がその身分証明書をちゃんと持って仕事をしているかどうかです。服務規程を見たらいろいろあります。しかし、服務規程にないものがあるんです。これは皆さん方はサービス業ということですので、やはり村民が来た場合に不快感を与えないような服装とか態度、言葉づかい、公衆接遇がありますでしょう。はっきり言って、散髪の髪の間もそうです。ただ、それを指示できないでしょう、課長の皆さん方が自分の部下に指示できないというのはおかしい。うちから見れば。だから職員がたるんでいくんですよ、いろいろな面で。課長たるものは部下に対しては言うべきことはちゃんと言いなさいよ。指示しなさい。その2点についてもう一度、私の意見に対してもし反論があればどうぞ。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

まず湧水対策の件で工業用水の使用が可能かどうかということですが、こちらは農業用水としての用途ではありませんので使用は不可能です。

続きまして耕作放棄地についてですが、農地バンク制度は全く単なる間に入った仲介というだけではなくに対して委任をさせていただき。相手は村のほうで選びます。村のほうに委任状を出していただいて、村との契約という形をとっていますので、実質的には村が借りて担い手等に貸し出しを行っているような今の制度であります。耕作放棄地がなかなか解消しないというのは、貸し手等で特に村外地主のほうはアンケート調査でもそのまま放っておきたいと。いずれ売りたいという回答で、今は貸せないという回答のほうが大部分でありました。ですから、今後、農業委員会等々の指導をやはり強く行っていないと解消に結び付かないのかなと思っております。

次の特産品はどこの所管でやるかということですが、やはり農産物、そのまま加工せずにブランド化というのはやはり我々農林水産課のほうで行うべきだろうと。あと加工になった場合に、そのあたりはまた観光的な要素も出てきますので、共同で行うべきなのかなとは思っております。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

観光の答弁の前に特産品の答弁を先にしたいと思います。中城村においての特産物の加工、特産品づくりについては農業を外してはできないと認識をしております。やはり農業を確保して特産品づくりということがこれまで商工会、村等で行われてきた経緯もあります。今回、商

工会のほうにおいて、ごさまるエネルギープロジェクトの中で特産品、委員の中にも農林水産課長も入れて、連携して取り組んでいるものがあります。例えば粉碎の中で商品開発に使えないかということで島ニンジンパウダーにして西原町のオキコパンに粉を持ち込んで製品ができないかということで今、製品開発の依頼をしています。平成26年度やっていく予定であります。それからゴーヤーを粉末にして、ホーメルのウイナーに混ぜ込んでグリーンの色を出すという商品の依頼も平成26年度にやっというところで、そういう形で農林水産課とも連携しながら進めているところであります。

それから観光の民泊、もっと汗を流すべきだという御指摘があります。確かに御指摘のとおり痛感しているところであります。当初、民泊事業については商工会が民泊事業に先に取り組んでおります。その後NPO法人を立ち上げてきております。企業立地観光推進課としてはNPO法人の立ち上げから一緒になって支援しているということですが、やはり課題としている民泊の受け入れ家庭がなかなか拡大できないということも1点ありまして、商工会と今、調整をして村内は1つに民泊事業をしたほうがいいのではないかと調整をしまして、1つのNPO法人のほうに商工会の民泊の家庭も一緒に入るような調整を今しているところです。

それから民泊の基本的なスケジュールということなんですが、一日一泊という今のスケジュールでございます。午後に対面式、入村式をしまして、午後から翌日にかけて民泊体験。その中で必ず中城城跡を参観するようにということで、協定ではないんですが暗黙の了解で話をしております。あとは議員おっしゃるとおり汗を流して頑張るべきだということですが、どういった形で汗を流せるか、今後、民泊事業所のほうと相談をしながら努力していきたいと思っています。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

身分証明書の件については服務規程のほうにちゃんと書かれております。身分証明書を提示する必要があった場合に、いつでも提示できるようにするということがうたわれております。職員の皆さん、用地交渉それから税の徴収、いろいろあると思います。そういう中で持参をしています。あと服装の件なんです、髪、態度という形で議員から指摘を受けておりますが、この議会以外の場での注意もこの服装に係るものだと思います。執務中の草履ばき等の注意がございました。その辺も含めて課長会の中で注意を促し実施をしております。それと服装の部分、髪の部分も今御指摘がありました。それも職員の人格も尊重しながらやっていくべき課題だと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 津覇課長、この農地バンクを皆さん方はやっているけれども、実際本当に運用されて、件数が何件かありますけれども、農業委員会は今、事務局長を兼ねてますよね。これからすると、あなたは前の質問であったように、強制的に新たな法的手段をとれるということを答弁していただきました。事務局を強化しては、村長にもお伺いしますが、これは機構改革の中に入りますけれども、農地を放棄している方々に、そういうことができますよということはある程度理解を求めようやるべきではないかと思う。もしどうしてもない場合は我々もやりますよと言うぐらいは告知すべきではないかと。これについてどう思いますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

この遊休農地、いわゆる耕作放棄地の所有者への指導強化といえますか、今後、国のほうが

計画しております農地中間管理機構が、一手に、行っていきます、まず農業委員会が年1回の利用状況調査をいたしまして、その後、所有者等に対してまず意向確認をします。みずから耕作を再開するか。2つ目に、農地中間管理機構を利用するか。3つ目に、誰かに貸しつけるかの3点の意向調査をいたしまして、意向表明どおり実施されなければ、農地中間管理機構に通知します、今後は県のほうに国から委託され、その中間管理機構の下に各市町村農業委員会が協力をしていきます。要するに農地の掘り起しというんですか、掘り起しを行って行って、意向調査等で確認して、それでも聞かない、貸さないとした場合には必要な措置が勧告できるという方法です。最終的には県知事のほうで調定をして、裁定をして強制的に中間管理機構が借り受けて、借り手のほうに貸すといく制度です。これは平成26年度から国の方針として平成25年度の補正予算でも、この準備に対しての予算が組まれております。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(14時15分)

~~~~~

再開(14時15分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 ちょっと追加します。

最終的には沖縄県知事の裁定でそういった強い指導が可能となります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 これは指導なの、勧告して聞かない場合は最終的にはどうなるの。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(14時16分)

~~~~~

再開(14時16分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

当然、決定するのは県のほうで行い、中間管理機構が行うことになります。当然、所有者に対して賃借権の設定等のこの裁定がなされた場合には、賃借権の設定に関する契約が締結されたものと見なすということになっております。これはあくまでも県のほうで、最終的な判断は県のほうで行います。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 だから、県が決定するわけでしょう。しかし、あなた方は何をされるの、中城村は。そういうように実態調査はちゃんとしているの。土地改良して何十年も耕作されていないところがあるんです。もうアカギが生えて、繁って。もうジャングルになっているんですよ。これまではそういう制度はなかったんですか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

これまでも平成22年度の農地法改正後、この場合は農業委員会のほうが、説明したような中間管理機構は間にありませんけれども、当然、意向調査をして指示に従わない場合には全く同じように県のほうで、県知事名で強制的に借入れをして貸し出すという制度はこれまでもありました。ただ、実質的に意向調査確認までは行っておりますけれども、その後の指導はこれまでやってきておりません。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 課長、これまでそういうことで事例がありますか。強制的に借地したというのは、県内で。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今、県内全域、全市町村のところまでは把握はしてありませんけれども、中部の事務局長会議等々で話がたまに出ますけれども、まだ実際にそういったのに取り組んだところ、農業委員会はないようです。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 では村長にお尋ねしましょう。村長、こういう状態ですので、私はこういう状態であれば農業委員会はなくてもいいという感じなんです。やはり農業委員会の権限というのはちゃんと行使してほしい。これは何十億円というお金をかけて土地改良をしたんだから、税金をかけてね。そして農業をすることによってやっているんだから。あちこちを見ますと農地の中にいろいろな資材置場もやっているところもありますけれども、それは置いて、とにかく何十年も前に土地改良をしても、1回も耕していない土地もたくさんあるんです。特に村外の方々。そういう人たちには強く「こうしますよ」ということの状態を示さないと、いつまでやってもできないと思うんです。それで私が思うには、我々も承認はしましたけれども、事務局長制度をなくして兼務をさせましたけれども、今後、そういうことになると、ある程度農業委員会の組織を強化していくべきではないかと思っておりますけれども、この辺、村長の答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今のやり取りといたしますか、私も勉強不足でこういう制度がしっかりあるというのであれば、私の解釈で考えた場合には、結局、今は貸し手が少ない、借り手は多い。ところが今の解釈からすると、借りたい人がこの土地を借りたいと。

この土地を借りたいということからスタートをして、今の農業機構のほうで調べてやれば強制的にこれを貸すという形の解釈に今、私はとっておりますけれども、もしこれが可能であれば、議員がおっしゃるように、この農地の活性化につながっていったら、いろいろ仕事もふえます、当然。農業委員会の仕事もふえるし、我々の事務局の仕事もふえていきます。だから、その仕事の量によっては当然のごとく、その辺の体制はしっかりとつくりたいといけないという思いもありますので、今回これを機会にしっかり調査をして、精査をして判断をしていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 村長の施政方針、これは各課長が書いてあるの。誰が書いて村長にあげたのか、村長独自で書いているんですか。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えします。

施政方針の作成方法としては、まず、第一義的には予算をもとにして各課長の素案というのを提出していただいております。それを受けてまとめて最終的に文言調整と最終決定権は村長が握って、今の文面化になっております。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

その後を私のほうで、私の政策的な部分だとか改善すべき部分を調整して、最終的に施政方針の決定に至っております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 わかりました。施政方針を見ますと、農林水産のほうを見ましても、去年も今年もそんなに文言も変わっていないし、同じように書かれているんです。これは各課、新しい新規事業がある分だけしか変わっていない。だから、皆さん方は自分で書いて副村長にあげて、また最終的には当然、村長が監修してそれを直していく面もあるかと思っております。皆さ

ん方は自分が書いて出したものについては、ちゃんと責任をもってそれを目標達成できるようにしないと、単なる作文を書くだけではないんです。行政というのは実施して実現していくのが行政マンです。書いたからにはちゃんと責任を持って、その目標に向かって汗を流していないといけないと思います。ただの作文では困るんです。皆さん方は、いつも言っているんだけど、検証がされていない。去年の検証もされていない、どこが悪かったか。どこが良かったかは。そして来年、平成26年度に向けてどうあるべきかはやるべきでしょう。それは一般常識ですよ。私から見れば、皆さん方からは非常識というかもしれないけれども、そういうことでしっかりやっってくださいね、課長。農業は大事です。中城村の産業といえば農業ですよ。農業従事者が本当に税金を払えるくらいまで所得を上げるような施策をやっってください。村長にお願いですけれども、農業は大事だと私は思うんです、今後。日本の農業というのは、私は世界に出ても戦えると思うんです、農産物は。和食も世界遺産になったし、TPPも来るかもしれないけれども、そのTPPに打ち勝つにもしっかりした質のいい農業を推進しないとイケないと思うんです。ひとつその辺しっかりやっってください、課長。

それと屋良課長、この民泊について、もうちょっと積極的に行政が関与できないのか。今、立ち上がってきていますから、もうちょっと行政が一步リードして村長も最初のときに、これは博正議員からあったように、行政が一步リードしないと、中城村の村民性からすると、なぜかみんな引っ張って行って、ある程度まで自立するまでは引っ張っていかないといけないような気がするんです、村民は。余り欲がないんですね、村民性。いい面と悪い面がありますけど、そういう意味でもうちょっと商工会とも網羅して、NPO法人も集まって、定期的に中城村の

民泊事業をどうしたらいいかということ議論していくべきではないかと、協議していくべきではないかと思いますが、その辺、どう思いますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えします。

確かにリードするべきところもあると思います。ただ、民泊事業の実態を見ますと旅行会社が大きなウエートを占めているということであり、商工会の民泊の事業形態と、それからNPOの旅行形態が別々になっているということがひとつ課題であります。そこを今回、2月末になりましたけれども、商工会とNPO法人で相談をして、同じ民泊をするのであれば1つにできないかという提案を今しているところであります。御意見に沿うように平成26年度は協議させていただきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 農林水産課長、この1年間で、これからの中城村の農業振興がどうあるべきかをまず勉強して考えて、そして屋良課長も特産品もありますから、農業と観光をどう結び付けて、村長は観光立村を目指していただくから。しかし、先日もありましたように、ただ人を集めるだけではなくて、そこで物を売ることをしないとイケない。宿泊施設もない、ホテルもないと言われたでしょう。きのうもおとついも。しかし、村長がおっしゃるように県全体を見れば特殊ですよ、中城村も人が集まるのだから、そこで何かを売って村民が商売して儲かることをしないと、ただ人を集めるだけではなくて、人が集まれば、そこには必ず金が落ちるような仕組みをして、農業も大事です。そういうことも考えて、観光推進課長も中長期的な観光振興計画をつくって、村長に上げたらどうですか。できますか、この1年で。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長
屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 御意見
に沿うように努力はしていきたいと思えます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会
事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛
之 同じく、努力をしていきたいと考えており
ます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 「やります」という
答えがほしかったけれども、「努力する」とい
うことは、「しない」という解釈をしておきま
す。しかし、努力してくださいよ。

それでは大きい2番に行きます。服務規程に
行きましょう。服務規程第11条に、課長、勤務
時間中、みだりに勤務場所を離れてはならない
ということであります。そして、離れる場合は
ちゃんと所在を明らかにしなければならないとい
うことでもありますけれども、これちゃんと守
られているのかどうか。これは各課長がやらな
いといけないし、総務課長一人の問題ではない
わけ。それと、先ほども言った身分証明書は
ちゃんと持っているか皆さん方、各課長は週に
1回ぐらいは点検すべきではないですか。なぜ
私がそれを言うかお聞きしたいですか。自分の
身分証明書をしっかり持つということは、職責
の自覚につながると思う、私は。常に自分は公
務員だという、襟を正していかないといけな
いという姿勢になると思うんです。その意味でも
各課長の皆さん方に私が言いますけれども、と
にかく週1回でもいい、月1回でもいいから、
身分証明書を確認してください。前に言ったよ
うに運転免許証の確認もしなさいと言ったのは
そこでしょう。公務員はその上司にある程度
従って、上司の指示に従わないといけなわけ
です。そうしたら組織はもたないですよ。課長、
この1件。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

各課においては席を離れる場合、庁舎内では
トイレとかそういう部分は別として、外へで
て行く場合にはちゃんと掲示板がありますので、
各職場ですね。その辺を記入してどこに行く
というのを。帰庁の時間も大まかに記入してや
っております。あと、身分証明書を確認してい
ますかということですが、職員は身分証明もさ
ることながら、名札もちゃんとつけています。そ
ういうことで、自分は総務課長ということで全
体を把握する義務はあるかもしれないですが、
その辺が各課において服務監督、課長の監督権
もございますので、その辺は各課でちゃんと
やっているということで答弁いたします。以上
です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 勤務中は名札をや
らないといけないと思うんですけれども、勤務外
は名札は私は必要ないと見ている。ただし、
身分証明書だけはしっかり携帯してほしいな
と思うんです。その辺はしっかり職員に周知徹底
していただきたい。皆さん方は確かに勤務は5
時までだけれども、24時間公務員という自覚を
持たないと、5時から男では困りますよ。5時
からは何をしてもいいということでは困るん
です。公務員としてしっかりした生活においても
ちゃんとやらないと乱れてきます。そういう意
味でも周知徹底をお願いいたします。

それと総務課長、この服務規程、もうちょ
っと具体的に県職員の服務規程とか、各市町村の
服務規程も勉強してそれでいいかどうか。もう
ちょっと細かくする必要があるのではないかと
私は見えています。公衆接遇のことが全く触れら
れていない。サービス業である皆さん方は、や
はり村民に対しての接遇は大事です。頭でっか
ちではいけません。言葉づかいもちゃんと、接
遇も。公衆接遇というのは公務員の基本ですか

ら、それをしっかり職員に周知徹底して、これの改正、これは規程だから皆さん方ができるわけでしょう。これは村長も交えてしっかり検討して、それでいいかどうか。私はもうちょっと具体的に書いてほしい。服装の件。とにかく相手に、来たお客さんに対して不愉快な思いをさせないような服装。何もスーツを着けなさいということは言っていない。そういうことで、ひとつ検討をお願いします。

それで1つ、総務課長、酒気帯びで勤務している職員がいるということを知りましたけれども、これについては話が総務課長のほうにもあったと思うんだけど。どうですか、これは事実ですか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

酒気帯びという部分、どうなのかということですが、においがするということで電話がありました。それにつて、車を運転しているのかということについては把握してございません。職員が公用車を利用する場合に、そういうにおいがするような状況であれば検知器、今は総務課のほうで酒の検知器を置いております。それでチェックをしております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 ですから、酒のにおいがする職員がいるということでありましたよね。村としてはどう対応しましたか。そして本当にその職員を呼んで調べてやったのかどうか。これは3月4日ですよ。3月3日は皆さん方は人事の内示ですよ。内示で居酒屋で二、三十名の職員が酒を飲んでいましたよ。楽しく。その中にその職員もいたのではないですか。そこでそういう、翌日のことでありまして、それはちゃんと課長の耳に入っていると思いますので、それに対してどういう対応をして、それでちゃんと調べたのかどうか。事実があったかどうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

直接、私への電話ではなくて、うちの係長のほうに電話がありました。その件について担当課長をお呼びして、担当課長から酒気帯びなのかということは注意するように、車は運転するなということで注意はしてあります。本人の確認は私のほうではやっていません。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 では担当課長にお聞きしますけれども、ちゃんとしっかりその職員にしたのか。担当課長、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩 (1 4 時 3 8 分)

~~~~~

再 開 ( 1 4 時 3 8 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 総務課長から連絡がありまして、本人にそういう注意があったということをお伝えしました。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 ただ伝えただけなの、それとも調査はしました。調査もしないで、ただ伝えるだけでは困るよ。だから、総務課長にまた聞きますけれども、そうしていいの、酒のにおいをぶんぶんさせて、そして職務執行していいのかどうか。酒気帯び運転の問題ではないです、今は。だから、私が前にも言ったように、二日酔いでも酒気帯びですよ。それで、皆さん職員はよくしっかりしなさいというのは、調べてみなさいと。だから公用車は今、人事係長に聞きましたよ。公用車を使用する場合、今は総務課で検知をしていると。しかし、総務課が管理していない車についてはタッチをしていないということがあります。だから福祉課長、その職員に対して「もうやるな」ということだけでも、事実だったのかどうか。それと、これ



はいつ言ったのか、この職員に。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 通知したのは午後です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（ 1 4 時 4 1 分）

~~~~~

再 開（ 1 4 時 4 2 分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 障害者の虐待はないと言いましたよね、本当はないの。あなた方は3年前から事業者から2回も3回も通知を受けていると思いますが、受けていながら放置して、今月の28日に、それに対する会議がありますよね。

議長 比嘉明典 時間になりますので、答弁させてから終わります。

休憩いたします。

休 憩（ 1 4 時 4 2 分）

~~~~~

再 開（ 1 4 時 4 2 分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

障害者の虐待については報告はありませんでした。児童虐待等についての会議を今、要保護児童対策協議会で実施しておりますけれども、その部分については虐待の疑いもあるということで、先ほどありました5件の報告を受けております。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（ 1 4 時 4 4 分）

~~~~~

再 開（ 1 4 時 4 6 分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

以上で、15番 新垣善功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さんでした。

散 会（ 1 4 時 4 7 分）

平成26年第2回中城村議会定例会（第22日目）

招 集 年 月 日	平成26年 3月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成26年 3月28日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成26年 3月28日 （午後 0 時33分）		
応 招 議 員 （ 出 席 議 員 ）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	3 番	金 城 章	4 番	新 垣 徳 正
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 画 課 長	與 儀 忍
	教 育 長	呉 屋 之 雄	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 長 主 幹	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 8 号

日 程	件 名
第 1	議案第5号 中城村選挙公報の発行に関する条例
第 2	議案第15号 平成26年度中城村一般会計予算
第 3	議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算
第 4	議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第 5	議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第 6	議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第 7	議案第20号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算
第 8	議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計予算
第 9	陳情第2号 子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める 陳情
第 10	選挙第1号 中城村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
第 11	意見書第2号 八重山地区教科書採択問題で、竹富町教育委員会への是正要求を撤回するよう、国、並びに文部科学省に求めると共に、これ以上の教育現場への不当な介入を行わないよう抗議し、要請する意見書
第 12	決議第1号 閉会中の議員派遣について
第 13	決議第2号 閉会中の所管事務調査について

議 事 日 程 第 8 号 の 追 加

日 程	件 名
第 1	議案第23号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第6号)

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第23号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長代理者、副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 それでは、かわりまして御提案申し上げます。

議案第23号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第6号)について御提案申し上げます。

議案第23号

平成25年度中城村一般会計補正予算(第6号)

平成25年度中城村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,261,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

平成26年3月25日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		801,883	10,000	811,883
	2 国庫補助金	269,585	10,000	279,585
18 繰入金		95,931	800	96,731
	2 基金繰入金	95,930	800	96,730
歳入合計		6,250,601	10,800	6,261,401

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		848,392	10,800	859,192
	1 総務管理費	708,063	10,800	718,863
歳出合計		6,250,601	10,800	6,261,401

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	中城村地域公共交通協議会補助金	千円 10,800

第1表歳入歳出予算補正。14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の額2億6,958万5,000円、補正額1,000万円、計2億7,958万5,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額9,593万円、補正額80万円、計9,673万円。

歳入合計、補正前の額62億5,060万1,000円、補正額1,080万円、計62億6,140万1,000円。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、補正前の額7億806万3,000円、補正額1,080万円、7億1,886万3,000円。

歳出合計、補正前の額62億5,060万1,000円、補正額1,080万円、計62億6,140万1,000円。

次3ページをお願いします。第2表繰越明許費補正。2款総務費、1項総務管理費、事業名、中城村地域公共交通協議会補助金、金額1,080万円。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(10時04分)

~~~~~

再開(10時16分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号 平成25年度中城村一

般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決  
されました。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩（10時17分）

~~~~~

再 開（10時19分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第2 議案第5号 中城村選挙公報の発
行に関する条例を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

総務常任委員長 新垣光栄 それでは読み上
げて報告いたします。

平成26年3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

総務常任委員会

委員長 新 垣 光 栄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定
により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第5号	中城村選挙公報の発行に関する条例	原案可決

以上です。

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わ
ります。

これから議案第5号 中城村選挙公報の発行
に関する条例の委員長報告に対する質疑を行
います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

2番 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 それでは議案第5号
中城村選挙公報の発行に関する条例に対する賛
成の立場で討論をいたします。

投票率のアップを図り、あるいはまた各候補
者の政策周知を図る上から公報の役割を担うも
のと認識はしております。しかしながら、既に
実施した市町村において投票率が低下している
現状を鑑み、以下の点を要望してまいります。

1、地域別、男女別、年齢別の投票率の推移。

投票に対する意識調査等、分析を行うこと。2 . 選挙管理委員及び同補充員のスキルアップを図る研修補充員については、選挙の際の投票及び開票の際の現場経験を十分に積むことを要望し、賛成の討論といたします。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。

これから議案第5号 中城村選挙公報の発行に関する条例を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第5号 中城村選挙公報の発行に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第15号 平成26年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光荣。

総務常任委員長 新垣光荣 読み上げて報告いたします。

平成26年3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

総務常任委員会
委員長 新垣 光 栄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第15号	平成26年度中城村一般会計予算	原案可決

なお、その委員会審査経過の中で、分割付託した各常任委員会及び委員より、別紙のとおり意見がありましたので報告します。

別紙(委員会意見等)

・総務常任委員会より

財政の透明化を高めるために、わかりやすく丁寧な事業別予算書の作成等すること。また、長期的計画に基づいた事業を求める。

・文教社会常任委員会より

中城南小学校の運動場芝生化への費用対効果及び教育的効果を検証し、津覇小学校、中城小学校、中城中学校においても同様に芝生化を検討すること。

中城中学校体育館舞台側の壁面に破損箇所が見られる。早急に補修し、今後とも良好な維持管理に努めること。

以上です。

議長 比嘉明典 これまで委員長報告を終わります。

これから議案第15号 平成26年度中城村一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成26年度中城村一般

会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号 平成26年度中城村一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成26年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員会
委員長 新 垣 博 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第16号	平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算	原案可決

なお、その委員会審査経過の中で、委員より、下記のとおり意見がありましたので読み上げて報告します。

記

特定健診受診率向上と健康づくり意識の高揚のため、自己負担分を無料化したことを評価する。更なる受診率向上を目指す上からも人間ドックの自己負担分の軽減措置を検討すること。

以上。

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休憩（10時29分）

~~~~~

再開（10時34分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号 平成26年度中城村国民健康保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成26年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 博 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名                    | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第17号 | 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決  |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号 平成26年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光

平成26年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 村 春 光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名                         | 審査の結果 |
|--------|-----------------------------|-------|
| 議案第18号 | 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計<br>予算 | 原案可決  |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号 平成26年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光

平成26年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 村 春 光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名                    | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第19号 | 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算 | 可決    |

なお、その委員会審査経過の中で委員より、下記のとおり意見がありましたので報告します。

記

公共下水道工事は南上原土地区画整理事業区域を推進すると共に下地域も工事を推進する事。  
接続率が低い状況にあるのでもっと努力して接続率の向上に努める事。

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号 平成26年度中城村公共下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第20号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。  
建設常任委員長 仲村春光。  
建設常任委員長 仲村春光

平成26年3月28日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲村春光

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

| 事件の番号  | 件名                        | 審査の結果 |
|--------|---------------------------|-------|
| 議案第20号 | 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算 | 原案可決  |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第20号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を採決いたします。

す。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号 平成26年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。  
建設常任委員長 仲村春光。  
建設常任委員長 仲村春光

平成26年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会  
委員長 仲 村 春 光

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

| 事件の番号  | 件 名               | 審査の結果 |
|--------|-------------------|-------|
| 議案第21号 | 平成26年度中城村水道事業会計予算 | 原案可決  |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計予算を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号 平成26年度中城村水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 陳情第2号 子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正

平成26年 3月28日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員会  
委員長 新 垣 博 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

| 番 号   | 付 託<br>年月日 | 件 名                                 | 審査の結果 |
|-------|------------|-------------------------------------|-------|
| 陳情第2号 | 3月7日       | 子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める陳情 | 採 択   |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから陳情第2号 子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休 憩 ( 1 0 時 4 7 分 )

~~~~~

再 開 (1 0 時 4 9 分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号 子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを求める陳情を採決いたします。

本案における委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第2号 子ども医療費を入院に続き、通院も中学卒業まで無料とすることを

求める陳情は委員長報告のとおり採択されました。

日程第11 選挙第1号 中城村選挙管理委員

会委員及び同補充員の選挙を議題とします。

選挙第1号、議案書を私、議長のほうで朗読いたします。

選挙第1号

中城村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

平成26年3月31日をもって中城村選挙管理委員会委員及び同補充委員の任期が満了しますので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び第2項の規程により選挙を行うものとする。

平成26年3月28日

中城村議会議長 比嘉明典

記

選挙を行う数

8名

選挙管理委員会候補者名簿

選挙管理委員

政党名	氏名	生年月日	住所
無所属	屋嘉比 柴 堅	昭和12年生	中城村字泊
無所属	諸見里 恵 子	昭和23年生	中城村字南上原
無所属	米 須 恵 子	昭和22年生	中城村字北上原
無所属	西波照間 達也	昭和39年生	中城村字伊集

同補充員

順位	政党名	氏名	生年月日	住所
1	無所属	仲 眞 勝 治	昭和31年生	中城村字屋宜
2	無所属	比 嘉 敏 彦	昭和24年生	中城村字久場

3	無所属	普天間 富士子	昭和33年生	中城村字南上原
4	無所属	與 儀 勝 彦	昭和27年生	中城村字和宇慶

お諮りします。選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選をしたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は指名選挙で行うことに決定しました。

お諮りします。指名方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には屋嘉比柴堅さん、諸見里恵子さん、米須恵子さん、西波照間達也さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名いたしました屋嘉比柴堅さん、諸見里恵子さん、米須恵子さん、西波照間達也さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には仲眞勝治さん、比嘉敏彦さん、普天間富士子さん、與儀勝彦さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名した仲眞勝治さん、比嘉敏彦さん、普天間富士子さん、與儀勝彦さんが選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

お諮りします。補充員の順序はただいま議長が指名した順序にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、補充員の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

休憩します。

休 憩 (1 0 時 5 3 分)

~~~~~

再 開 ( 1 2 時 2 0 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第12 意見書第2号につきましては撤回とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

日程第13 決議第1号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

仲宗根 哲議員。

8 番 仲宗根 哲議員

決議第1号

平成26年3月28日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 仲宗根 哲

賛成者

中城村議会議員 仲座 勇

閉会中の議員派遣について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを決議する。

記

- 1, 沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会  
(平成26年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
- 2, 中部地区町村議会議長会主催による議員研修会  
(平成26年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会)
- 3, 本村議会主催による議員研修会  
(平成26年度中に開催される諸研修会)

平成26年3月28日

沖縄県中城村議会

以上です。

議長 比嘉明典 これを提案理由の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから決議第1号 閉会中の議員派遣についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第1号 閉会中の議員派遣については原案のとおり採択されました。

日程第14 決議第2号 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。  
仲村春光議員。

13番 仲村春光議員

決議第2号

平成26年3月28日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 仲村春光

賛成者

中城村議会議員 新垣博正

閉会中の所管事務調査について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを決議する。

1, 調査の目的

(1) 常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

(2) 議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

## 2, 調査事項

### 常任委員会

- (1) 行財政運営等に関する事項
- (2) 学校教育及び社会教育に関する事項
- (3) 監査及び選挙に関する事項
- (4) 福祉等に関する事項
- (5) 環境衛生等に関する事項
- (6) 健康保険等に関する事項
- (7) 商工観光の振興に関する事項
- (8) 農林水産業の振興及び農地等に関する事項
- (9) 土地開発等に関する事項
- (10) 住宅、道路及び河川等に関する事項
- (11) 都市計画等に関する事項
- (12) 上下水道整備等に関する事項
- (13) 安全・安心・防災に関する事項
- (14) その他上記以外の村政に関する事項

### 議会運営委員会

- (1) 定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項
- (2) 議会会議規則、委員会条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

## 3, 時期及び方法

平成26年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

## 4, 調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

平成26年 3月28日  
沖縄県中城村議会

以上です。

議長 比嘉明典 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから決議第2号 閉会中の所管事務調査  
についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、決議第2号 閉会中の所管事務調  
査については原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩(12時28分)

~~~~~

再 開(12時28分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

一般質問の中で発言の取り消しの申し出があ
りました。3月25日の会議における発言につ
いて、一般質問の大枠の3の2、その中で企業立
地・観光推進課長に訂正をさせました。その訂
正させた部分について誤りがありましたので、
その箇所については削除をいたしますという申
し出がありました。よって、その削除に対して
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩(12時29分)

~~~~~

再 開(12時31分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

発言の取り消しの申し出については、許可す  
ることに決定をいたしました。

休憩します。

休 憩(12時32分)

~~~~~

再 開(12時32分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

お諮りします。会議規則第45条の規定により
議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の
整理を要するものについては、その整理を議長
に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の整理
を要するものについては議長に一任することに
決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。大変御苦
労さまでした。

閉 会(12時33分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここ
に署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 金 城 章

中城村議会議員 新 垣 徳 正